

令和2年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	令和2年10月20日(火)	開会	午前10時
		散会	午後 3時11分
	令和2年10月22日(木)	開会	午前10時
		散会	午後 2時47分
	令和2年10月23日(金)	開会	午前10時
		散会	午後 2時51分
	令和2年10月26日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 2時56分
	令和2年10月28日(水)	開会	午前10時
		散会	午後 3時32分
	令和2年10月30日(金)	開会	午前10時
		散会	午後 2時37分
	令和2年11月 2日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 3時15分
	令和2年11月17日(火)	開会	午前10時
		閉会	午後 2時46分

場所 第3委員会室

出席委員 武内政文委員長
 永瀬秀樹副委員長
 山口京子委員、高木功介委員、宮崎吾一委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、
 小川真一郎委員、高橋政雄委員、小谷野五雄委員、杉田茂実委員、
 江原久美子委員、岡重夫委員、東間亜由子委員、田並尚明委員、深谷顕史委員、
 石渡豊委員、秋山文和委員

欠席委員 10月22日 小谷野五雄委員

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第107号	令和元年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第108号	令和元年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

令和2年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月20日(火)	病院局関係審査 企業局関係審査 下水道局関係審査
10月22日(木)	総括の事項審査 企画財政部(含 会計管理者、監査事務局)関係審査
10月23日(金)	農林部関係審査 総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査
10月26日(月)	産業労働部(含 労働委員会)関係審査 福祉部関係審査
10月28日(水)	環境部関係審査 保健医療部関係審査
10月30日(金)	県土整備部(含 収用委員会)関係審査 都市整備部関係審査
11月 2日(月)	県民生活部関係審査 教育局関係審査
11月17日(火)	危機管理防災部関係審査 警察本部関係審査

【説明者】

岩中督病院事業管理者、小野寺亘病院局長、柳澤勉循環器・呼吸器病センター病院長、横田治重がんセンター病院長、岡明小児医療センター病院長、長尾真理子精神医療センター病院長、高窪剛輔経営管理課長、鈴木康之循環器・呼吸器病センター事務局長、関根章雄がんセンター事務局長、加藤孝之小児医療センター事務局長

【発言】

宮崎委員

- 1 決算事業報告書2ページの1の「(2) 議会議決事項」について、議決された議案として「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款を定めることについて」が掲載されているが、令和元年度は、独立業施法人化に向けてどのように準備を進めたのか。
- 2 決算事業報告書13ページの4の「(2) 企業債及び一時借入金の概況」について、各病院の特色や償還の計画はどうなっているのか。

経営管理課長

- 1 地方独立行政法人を設立するためには様々な準備が必要であり、先行団体の例を見ると、おおむね2年程度の準備期間を必要としていることが多い。令和元年度は、地方独立行政法人化の準備に係る県立病院法人準備委員会を病院局内に、地方独立行政法人化に係る検討を行う院内準備会議を各病院に設置し、検討を開始した。また、法人の目標や計画、職員の勤務条件等の個別の課題について、職員の意見を踏まえる必要があると考え、様々な職種・職位で構成されるワーキンググループを各病院内や病院局内に設置し、検討を進めてきた。こうした取組を踏まえ、令和2年2月定例会において、法人の定款と評価委員会条例を提案し、議決いただいた。今後も、来年4月1日の地方独立行政法人化を見据え、各病院での意見交換の内容を踏まえながら、より良い病院運営に向けて、しっかりと準備を進めていく。
- 2 企業債については、現状、小児医療センターの建替えに係るものが大半を占めている。

宮崎委員

企業債について、精神医療センターの設備投資に係る金額が少ない理由は何か。

経営管理課長

病院局全体では、がんセンターが平成25年12月30日に移転、小児医療センターが平成28年12月28日に移転、循環器・呼吸器病センターが平成29年3月19日に新館をオープンしたため、3病院の建設費の償還金が多くなっている。精神医療センターについては、建設に係るコストや診療の性質上、医療機器の設置等が少ないことなどから、他病院に比べて償還金が比較的少なくなっている。

高木委員

- 1 医師の意識によって診療費に差が出てくるが、県立病院ではクリニカルパスを導入しているのか。

- 2 資料8-1「医師・看護師の勤務状況、勤務形態及び勤務実績」の1の「(2) 時間外勤務の状況」について、各病院の医師の月平均の時間外勤務は、循環器・呼吸器病センターが46.7時間、がんセンターが34.5時間、小児医療センターが31.2時間、精神医療センターが18.3時間となっており、昨年度と比較すると改善している。しかしながら、資料5「令和元年度後期研修医の時間外勤務状況」によると、後期研修医の時間外勤務については、がんセンターが月平均51.4時間と突出している。先日、がんセンターを視察したが、総合医療というよりも特定医療の病院であるため、オンコールについては循環器・呼吸器病センターと違って少ないと聞いている。その中で、51.4時間という時間外勤務は目立つように感じる。がんセンターにおける月平均の時間外勤務について、医師よりも後期研修医が多くなっている理由は何か。

経営管理課長

- 1 県立病院でもクリニカルパスを導入しているが、診療科や一部疾患により、導入しているところと導入していないところがある。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 当センターでは、カテーテルの検査入院から導入し、気管支鏡や手術などの呼吸器分野にまで対象を広げ、現在約60%の患者にクリニカルパスを適用している。

がんセンター病院長

- 2 令和元年度において、後期研修医は当センターの3診療科に4名おり、時間外勤務は最少の42時間から最大の67時間の月平均で51.4時間となっている。全医師の平均より多い理由は、比較的若手ということもあり、それぞれが所属する診療科において、診療に付随する雑務を担当していることが考えられ、業務内容を注視していく必要があると考えている。

深谷委員

- 1 資料10「救急患者の治療件数（過去3年間の推移、科目別、病院別）」について伺う。各病院の救急患者数を見ると、循環器・呼吸器病センターの脳神経外科の救急患者について、令和元年度の治療件数が886件と大きく伸びている。これは、脳神経センターが設置され、脳卒中の治療提供体制を整備したことの効果であり、特に県北地域における救急医療体制の強化にも大きく寄与していると思われるが、この体制を取ったことによる効果をどのように捉えているのか。
- 2 資料14「県立4病院の病床利用率（過去3年間）」について伺う。がんセンターについて、令和元年度の病床利用率は76.6%であり、前年比3.6ポイント増ではあるが、令和元年度に80%、令和2年度に84%とする目標値には届いていない。令和元年度において、病床利用率の向上についてはどのように取り組んだのか。
- 3 病床利用率が上がらない理由について、がんセンターはがん専門病院であるため、合併症等への対応が難しい現状があるからであると聞いている。これを解決するためには、診療体制の拡充や医師の確保が不可欠であるが、高齢化が進む中で合併症を持つ患者は増加傾向にある。難しい課題であると思うが、その点について、令和元年度においてはどのような検討を行ったのか。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 平成31年4月に脳神経センターを開設したことで、手術件数は前年度の30件から316件へと10.5倍に増加するとともに、救急患者の受入れも前年度の152人から736人へと4.8倍に増加した。この結果、収益が9億円増加し、医業収益増につながったと考えている。

がんセンター病院長

- 2 紹介患者を獲得するために、初診枠・診療枠を増加し、初診の待ち時間を短縮したほか、診療予約が取りやすいようにした。また、低侵襲手術や高精度の放射線治療などの高度先進医療について、地域の医療機関に広報活動を行い、積極的に患者を引き受けるよう努めている。その結果、延べ入院患者数は、旧病院において病床使用率が一番高かった平成22年度の延べ患者数13万人に対して、令和元年度は14万人と着実に増加している。今後も努力していく。
- 3 令和元年度から、我々も大きな課題であると考えている。内科医のリクルート活動を行い、今年度の4月から総合内科担当の副病院長が着任した。また、今年度中に感染症内科医も着任するため、院内で管理・治療できる合併症のあるがん患者の範囲を広げていきたい。同時に、地域の医療機関と連携を図っていく。

田並委員

経営成績について、高度医療や専門の医療を行うに当たり損失が出るのは仕方ないと理解しているが、循環器・呼吸器病センター、小児医療センター及び精神医療センターにおいて、損失が出ている主な原因は何か。

経営管理課長

県立病院は、高度・専門医療や政策医療など不採算な部分を多く担っていることから、がんセンター以外の3病院は収支上赤字となっている。

田並委員

県立病院については、診療報酬の範囲外かつ高度な医療であることから材料費等がかかると思うが、病院局として、そのような経費も診療報酬の対象とするよう国へ要望しているのか。

病院事業管理者

診療材料や適用外の薬品については、基本的に診療報酬として通らない状況にある。私は、外科系学会社会保険委員会連合の会長であるため、診療報酬について外科系を取りまとめている。病院局としての要望というわけではなく、2年に1度の診療報酬改定のたびに厚生労働省の保健局へ出向き、様々な提案を行っているが、全体の社会保障系の経費の問題や公平性の問題等により、やはり適切な材料までしか通らない。例えば、がんセンターで使用している手術支援ロボットの「ダヴィンチ」等については、価格が3億数千万円であり、1回の手術において、術式によるが数十万円の赤字が発生する。患者にとっては安全かつ低侵襲な手術が可能であるが、その効果については、腹腔鏡手術と比較して明らかに高くなければ、つまり効果・アウトカムが同じであれば値段も同じという考え方もあるため、赤字分を請求することは難しい。しかしながら、今後も「ダヴィンチ」等を使用した医療活動については継続していく。

山口委員

小児医療センターにおいては移植外科が新設され、小児生体肝移植を実施したとの報道もあったと思うが、昨年度の実績はどのようなものだったのか。

小児医療センター病院長

令和元年度においては、さいたま赤十字病院と連携して、県内初の小児生体肝移植を実施した。これは、保護者の肝臓の一部を頂き、それを難病の子供の肝臓に移植するという手術であり、保護者の手術はさいたま赤十字病院で実施し、子供への移植手術は小児医療センターで行ったものである。このような、運営母体が異なる施設での移植は国内で初めての試みである。令和元年度は4例を実施したが、大変うまくいったとのことで、成果が上がったと考えている。

秋山委員

- 1 決算事業報告書3ページの1の「(4)職員に関する事項」について伺う。令和2年3月末現在において、4病院の合計では、前年度末から医師が18人増員となっており、これについては評価できる。この医師の増員が医業収益27億円の増加に大きく寄与したとともに、給与費10億円の増加の主要な原因となっていると思うが、どのようにして医師を増員できたのか。また、経営改善には、どのような効果をもたらしたのか。
- 2 各病院について、医師の定数は何人不足しているのか。また、医師の定数不足をどのように解決していくのか。病院事業管理者に伺う。
- 3 令和元年度における医師の勤務状況について伺う。時間外勤務が最も長かった方の時間数、病院名及び時間外勤務手当の金額はどうなっているのか。また、勤務時間の管理方法、令和元年度以前と比較した時間外勤務の状況及び医師の平均時間外勤務についてはどうなっているのか。さらに、当直の翌日に通常勤務や病棟勤務、外来勤務、手術等が常態化していることや、当直の際に十分な休憩が取れず働き詰めということはないのか。
- 4 決算事業報告書3ページの1の「(4)職員に関する事項」について伺う。病院内の各職務が列挙されているが、ここに記載がないと思われるのが、医療クレークである。医師の事務負担軽減に資すると言われる医師事務作業補助者、いわゆる医療クレークは採用していないのか。医療クレークには、診療報酬加算がその人件費に見合わないという問題点があるが、医師にはその配置が大変喜ばれる職種であると考え。診断書や診療録、処方箋、主治医意見書等の作成の補助、オーダー補助、診療データ等の入力・管理、行政上の業務への対応、カンファレンス準備など、医師の事務作業を大きく軽減できることにより、医師の確保にもつながるのではないかと。医療クレークの確保について、病院事業管理者はどのように考えているのか。
- 5 昨年度の2月定例会において議決された地方独立行政法人の定款に基づき、来年度から非公務員型の地方独立行政法人がスタートする。しかしながら、地方独立行政法人化に伴い、懸念される点をいくつかあるため、病院事業管理者に伺う。公的責任があいまいになり、採算優先で患者サービスが切り捨てられたり、後退することはないのか。また、議会の関与・チェックが後退して、団体自治が形骸化するおそれはないのか。さらに、情報公開や住民監査などが保証されず、住民自治・住民参加が後退するのではないかと。あわせて、業績の悪化により、職員の身分や賃金・労働条件が後退することはないのか。

委員長

秋山委員に申し上げる。本委員会の審査は令和元年度の決算についての審査であるため、一般論ではなく、令和元年度決算の範囲の中で質疑を行うようお願いする。

秋山委員

昨年度の2月定例会において地方独立行政法人の定款を議決しているため、その定款に基づいた考え方を病院事業管理者に伺うものである。

委員長

質疑は簡潔に行うようお願いする。

経営管理課長

- 1 医師の増加に伴い人件費等は増えたが、一方で、循環器・呼吸器病センターの脳神経センター開設に伴う手術件数の増加や、がんセンターにおいて患者に負担の少ない低侵襲の手術件数を増やせたことで、入院の回転率が上がり、人件費を上回る収益が確保できたと考えている。

病院事業管理者

- 2 令和2年10月1月現在の医師の定数に対する欠員の状況は、循環器・呼吸器病センターが定数74名に対して欠員19名、がんセンターが定数119名に対して欠員3名、小児医療センターが定数116名に対して欠員なし、精神医療センターが定数25名に対して欠員4名となっている。欠員の出ていない小児医療センターは、交通の便が良く、小児生体肝移植をはじめ高度専門医療を提供していることが発信されており、教育機能も充実していることから、若者を中心に都内から非常に多くの応募がある。その一方で、循環器・呼吸器病センターは交通の便が悪く、いろいろな大学に依頼に行ったが、定数の充足に至っていない。また、現在、令和3年4月の地方独立行政法人化に向けて準備を進めているが、医師がこの病院で仕事をしたいと思えるような条件を整備する必要がある。そのためには、高度専門医療を提供している、良い指導医がいる、症例数が豊富で多くの経験が積めるなどの条件を満たすと同時に、医師の処遇が重要になってくる。医師としてのスキルや専門性に直接リンクした報酬制度の構築など、医師の処遇を上げて医師の確保に努めていく。
- 3 令和元年度、県立病院で最も時間外勤務が多かったのは、循環器・呼吸器病センターの医師である。当該医師の時間外勤務は、月平均168時間であり、時間外勤務手当の総額は昨年一年間で1,769万円である。当該医師は、10名いる循環器内科の医師の中で唯一、不整脈を扱える担当医である。そのため、救急で生死をさまようような患者がいるときも、当該医師が動かざるを得ない状況である。ほぼ全ての不整脈患者を担当しているため、このような時間外勤務となっている。当該分野の不整脈医師を採用するための活動は継続しているが、先ほど説明した事情もあり、充足には至っていない。また、県立病院全体では、医師の平均時間外勤務は月平均34.5時間であり、前年度と比べて月7.2時間減少しているため、勤務状況については、少々ではあるが改善していると考えている。さらに、当直の後の勤務状態については、例えば、小児医療センターの集中治療部門や救急外来部門は、複数名の医師の2交代制を取っており、安定した勤務状況になっている。しかしながら、それ以外の部門や診療科、その他の病院については、当直明けにそのまま仕事を行っているのが現状である。こうした勤務状況を克

服するためには、医師の欠員をなくすことが大前提になる。地方独立行政法人化後は、こうした状況や処遇の改善の必要性を踏まえ、医師を増やしていきたい。

- 4 県立病院では、会計年度任用職員として現在65名の医療クランクを雇用している。毎年度増員しており、この3年間で17名増員したことが医師の時間外勤務が減った要因となっていると思われる。医療クランクを増やすと病床ごとに加算があるが、加算がなくとも医師の負担を減らすために、がんセンター等ではそのような職員を配置している。今後は、地方独立行政法人化により雇用しやすくなることから、更なる配置を進めていく。
- 5 県立病院は、地方独立行政法人化しても、県が出資して設立する公設公営の県立病院であることには変わりがなく、その役割も全く変わらないものである。一般質問でも答弁しているが、私自身、延べ約3,000人以上の職員と膝を突き合わせ、処遇や福利厚生について変更しないと約束している。今後、業績不振になったときに給料が減るといった危惧については、はっきりとは言えないが、現時点ではそのようなことはないと言職員に説明している。さきに地方独立行政法人化した他府県の事例を見ると、そのような懸念事項もあるが、基本的には地方独立行政法人化した埼玉県立病院機構において、職員が不利益を被るようなことはない。県立病院の役割としても、今までとおり、民間が不採算でやれないような本来の高度専門・政策医療について、しっかりと取り組んでいく。

秋山委員

現在配置されている医療クランクは、決算事業報告書4ページの職員数の表に含まれているのか。

経営管理課長

医療クランクの勤務時間は週29時間未満であるため、決算事業報告書には記載していない。

関根委員

- 1 資料7-2「職員の定数、現員及び充足率」によると、令和元年度において、精神医療センターの医師は、定数25人に対して現員19人と前年度より減っている。退職の理由は定年によるものなのか。
- 2 決算事業報告書52ページの(3)の「ア 費用決算額の比較」によると、精神医療センターの病院事業費用について、退職給付費等の増加により、前年度と比較して約9,527万円の赤字になったとのことであったが、令和元年度の退職金支給額は幾らか。
- 3 精神医療センターについて、今月、視察を行ったが、ほかの3病院に比べてかなり老朽化しているとともに、セキュリティの観点からも危うい面があると感じられた。改善するには大規模な修繕を要すると思うが、令和元年度はどのような修繕を行ったのか。また、今後の修繕計画についてはどうなっているのか。

精神医療センター病院長

- 1 昨年度末の医師数は19人であったが、現在は21人となっている。昨年度末の退職者について、定年退職以外の理由としては、家庭の事情や本人のキャリアプラン等の事情があった。
- 2 1億6,459万2,869円である。

精神医療センター事務局長

- 3 第6病棟のナースステーション等の空調設備緊急改修工事を実施した。執行金額は、1,252万4,600円である。今年1月、救急患者を受け入れる救急病棟のナースステーションや診察室、相談室等の空調が壊れた。精神科の病院ということで全て閉鎖病棟となっており、窓の開閉にも制限があることから、診療機器や患者の健康に直結するため、急ぎよ2月に工事を行ったものである。

関根委員

壊れたから改修したとのことだが、セキュリティ一面においてもかなり劣悪な環境であると思うので、計画的に改修等を進めてほしい。(意見)

【説明者】

高柳三郎公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、松永和高水道部長、高柳正行総務課長、吉田薫財務課長、佐藤和央地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、鈴木喜弘主席工事検査員

【発言】

関根委員

- 1 「令和元年度公営企業会計決算審査意見書」の2ページの「2 留意又は改善を要する事項」について伺う。国の水道水質基準が強化され、検査項目は26項目から現在の51項目に増加したとあるが、令和元年度の県営水道の水質検査と五つの浄水場の水質の状況はどうなっているのか。
- 2 令和元年度に完成した八ッ場ダムについて伺う。令和元年度の県負担額は幾らか。また、水道用水供給事業にはどのような効果があるのか。さらに、減価償却費は年間でどれくらいの額になるのか。あわせて、令和元年東日本台風においては、八ッ場ダムが治水面で大きな役割を果たしたと聞いたが、どのようなものであったのか。
- 3 「令和元年度公営企業会計決算審査意見書」の2ページの「2 留意又は改善を要する事項」について、高度浄水処理施設の事業費や八ッ場ダム関係の経費が重なることで、水道料金の引上げが必要となる可能性も見込まれるとあるが、どのように考えているのか。
- 4 資料1「令和元年度埼玉県企業局決算の概要」の3ページの「地域整備事業会計」について伺う。産業団地整備事業について、令和元年度の分譲が順調だったとのことだが、企業の応募状況はどうなっているのか。
- 5 団地貸付収入について、6団地において22社に貸し付け、4億2,900万円の収入があったとのことだが、その内訳はどうなっているのか。
- 6 ゴルフ場施設貸付収入が3億1,500万円あったとのことだが、内訳はどうなっているのか。また、吉見ゴルフ場のクラブハウスの改修工事を行ったとのことだが、地域整備事業会計から支出しているのか。
- 7 地域整備事業会計において、純利益11億1,600万円を計上できた理由は何か。

水道管理課長

- 1 昭和53年に26項目の水質基準が設定された後、平成4年に改正され、平成5年12月から46項目になった。さらに、平成26年4月から現在の51項目となっている。主に追加された項目は、トリハロメタン類などの消毒副生成物や、かび臭物質などに関するものである。令和元年度において高度浄水処理を導入している新三郷浄水場では、トリハロメタン類の検出は水質基準の10%程度、かび臭物質はほぼ検出されておらず、良好な水質であった。その他の四つの浄水場においても、トリハロメタン類やかび臭物質は、粉末活性炭を使用して適正な水処理を行い、最大で水質基準の40%程度に抑えられている。全ての浄水場において、市町の受水地点における水質基準はその他の項目を含めて遵守されている状況である。

水道企画課長

- 2 ハッ場ダム建設事業について、令和元年度の企業局の負担額は約29億300万円である。また、完成に伴い、これまで本県の水利権のうち約3割を占めていた暫定水利権が解消され、全てが安定水利権となる効果があった。さらに、減価償却費は毎年度約16億8,000万円であり、55年間で償却する見込みである。あわせて、国土交通省の記者発表資料によると、令和元年東日本台風において、ハッ場ダムを含む利根川上流ダム群は、それらがいない場合と比べて、利根川本川の水位を1メートル低下させる貢献があったとのことである。
- 3 大久保浄水場と吉見浄水場の高度浄水処理施設の整備等により、令和9年度から減価償却費が年間約20億円発生し、収支を圧迫する見込みである。水道料金の改定は、その時点での収支見通しや経済状況等を勘案して判断することになるため、現時点ではっきりとしたことは言えない。

地域整備課長

- 4 現在整備中の九つの産業団地のうち、六つの産業団地で立地企業の募集を行った。これまでに全部で29社の内定を行ったところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度に六つの企業から辞退の申出があった。
- 5 秩父みどりが丘工業団地が15社、本庄いまい台産業団地が3社、妻沼西部工業団地が1社、行田みなみ産業団地が1社、杉戸深輪産業団地が1社、加須下高柳工業団地が1社である。
- 6 吉見ゴルフ場が約1億4,000万円、妻沼ゴルフ場が約1,400万円、大麻生ゴルフ場が約1億6,000万円である。また、吉見ゴルフ場の改修工事は平成29年度から令和元年度まで行っており、地域整備事業会計から支出している。
- 7 産業団地の売却収益が加須IC東地区で約58億円、寄居スマートIC美里地区で約22億円あったためである。

関根委員

- 1 他県と比べて、県水の水質はどうなっているのか。おいしい水であるのか。
- 2 水道料金の値上げの見込みについて、具体的にはどのように考えているのか。
- 3 産業団地について6社の辞退があったとのことだが、その理由は何か。
- 4 1平方メートル当たりの産業団地貸付単価は幾らか。また、貸し付けている事業者から買取りの希望があった場合、応じられるのか。

水道管理課長

- 1 東京都は全量を高度処理しており、おいしい水とPRしている。本県としても、水質基準を遵守し、安全な水道用水を供給しているところである。今後、高度浄水処理を導入することで、より良質な水道用水を供給できると考えている。

水道企画課長

- 2 水道料金については、収支を試算した結果、令和3年度から令和6年度までの4年間は現行の料金単価を据え置くこととした。令和7年度以降の料金は、その時点での状況を踏まえて判断することになる。今後もコスト縮減に努めていく。

地域整備課長

- 3 5社は新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化のため、1社は他の候補地が取得できたためである。
- 4 貸付けを行っている6団地の平均で年間882円である。また、産業団地は分譲を前提として整備しており、機会を捉えて買取りをお願いしている。

深谷委員

- 1 資料1の2ページの「水道用水供給事業会計」について、令和元年度の純利益は28億8,100万円であり、平成30年度の30億8,100万円と比べて2億円、6.5%減少しているが、この主な要因は何か。
- 2 「令和元年度埼玉県公営企業会計決算書」の40ページの「(1)重要契約の要旨(契約1億円以上)」に関連して伺う。プラント工事等において県内企業が施工可能なものについては、単体で発注又はJVの構成員に入るようにして発注するなど、受注機会を得られるよう配慮に努めていると思うが、全体からするとまだ件数が少ないと思う。災害対策などを踏まえると、県内企業がJVの構成員となって参画していることが望ましいと考えるが、こうした受注機会の拡大にどのように取り組んでいるのか。

水道企画課長

- 1 さいたま市など一部の受水団体への給水量が増加したこと等により、総収益が約4,600万円増加した一方で、台風の災害復旧による荒川調節池などの水源施設の管理負担金の増加などにより、総費用も約2億4,600万円増加したためである。

水道管理課長

- 2 JVによる工事は、難易度が高いある程度の規模以上の工事を想定している。設計金額について、土木・建築工事はおおむね5億円以上、機械・電気設備工事はおおむね1億円以上としている。企業局では、県内企業で施工可能な工事は県内企業へ発注するよう努めており、電気工事においては、県内企業が技術を修得できると思われる大規模工事を技術修得型JVで発注している。このようなことから、全ての工事をJVで発注することは困難と考えているが、可能な限り、県内企業の育成と受注機会の拡大に努めていく。

秋山委員

- 1 「令和元年度公営企業会計決算審査意見書」の2ページの「2 留意又は改善を要する事項」について伺う。高度浄水処理施設について、大久保浄水場と吉見浄水場は令和8年度に完成する見通しとのことだが、残りの2浄水場についての整備計画はどうなっているのか。
- 2 高度浄水処理の導入により、トリハロメタン等の除去はどうなるのか。
- 3 4年前の水道料金算定時の試算では、供給水量の減少に伴い、料金収入が毎年2億2,000万円減少し、令和元年度は単年度損益で9億4,000万円の赤字となっていた。実際には、供給水量が減少せずに利益が出ている理由は何か。
- 4 地盤沈下防止対策のため、自己水源としての地下水の汲上げは抑制すべきという考え方が一方、代わりに県水を多く使用すると自治体の水道会計の負担増になり、水道料金の値上げにつながるという矛盾がある。自治体は、自己水源の機能維持のために一定量の汲上げを続ける必要があるほか、水不足や災害等で県水の供給が停止した場合な

どに自己水源で備える必要がある。こうした状況の中、55受水団体における県水と自己水の水量割合は、どのように決定されているのか。

- 5 「令和元年度埼玉県公営企業会計決算書」の62ページの「令和元年度埼玉県地域整備事業貸借対照表」によると、内部留保は約510億円、現金預金残高は約524億円ある。今年度は100億円を一般会計に貸し出しているが、更に貸し出すことができるのではないかと。

委員長

執行部に申し上げる。内部留保に関する質問については、令和元年度決算の範囲内での答弁で結構である。

水道企画課長

- 1 庄和浄水場と行田浄水場の高度浄水処理施設の整備については、大久保浄水場と吉見浄水場の当該施設が完成次第、速やかに移行できるように進めている。
- 2 高度浄水処理を導入することで、トリハロメタンは通常処理と比較して約半分に低減できる。かび臭物質はほぼ100%除去できるほか、ホルムアルデヒドや農薬類などに対する除去性も向上する。
- 3 人口の増加等でさいたま市などへの給水量が増加したことに伴う給水収益の約31億円の増加等により、収益の合計が約34億円増加するとともに、動力費の減少や八ッ場ダム水源地域整備事業の完了が1年遅れたことによる減価償却費の減少等により、費用の合計が約64億円減少したことによる。
- 4 受水団体では、地下水等の自己水源施設について、事故・災害時に備えてどの程度確保する必要があるのか、その水質や老朽化の状況から毎日どの程度使用できるのかなどを考慮した上で、自己水と県水の割合を検討していると聞いている。なお、県としては、受水団体に対し、県水の割合を維持するよう依頼している。また、県水の最終的な供給水量の決定は、受水団体から供給規程に基づき毎年2月末までに翌年度の受水量の申込みを受け、それを承認する手続で行っている。

財務課長

- 5 指摘のとおり、令和元年度決算における流動資産と流動負債の差額は約510億円である。この額から、今年度に整備中の産業団地の整備費など、令和元年度決算の時点で既に用途が決まっている令和2年度への繰越額約210億円や、令和2年度以降の継続費の年割額約120億円等を差し引くと、残額は令和元年度末で約170億円となる。これについては、今後整備する産業団地に係る事業資金として活用を図っていく。

秋山委員

- 1 県水の水量割合を維持するよう受水団体に依頼しているとのことだが、押売になってはいないのか。
- 2 高度浄水処理施設について、大久保浄水場と吉見浄水場の完成を待たずに、庄和浄水場と行田浄水場の設計を進めていくべきと考えるがどうか。

水道企画課長

- 1 企業局が県水を押売しているということはない。保健医療部の生活衛生課と受水団体の間でヒアリングが行われ、事故や災害等への備えも考慮した上で、自己水と県水の割

合を5年程度の期間で決めているものが、供給量のベースになっている。

- 2 大久保浄水場及び吉見浄水場の建設中に設計等の準備を進めていく。完成後、速やかに工事着手できるように検討している。

石渡委員

委員長、質疑に当たり資料を使用させていただきたい。

委員長

石渡委員の質疑に際し、資料の使用及び配布を認める。事務局に資料を配布させる。

< 資料配布 >

委員長

配布漏れはないか。それでは、石渡委員、質疑を始めていただきたい。

石渡委員

- 1 令和元年東日本台風により冠水被害を受けた吉見及び妻沼ゴルフ場の復旧工事費は、約2億3,800万円ということで良いか。
- 2 令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症によって、県有ゴルフ場の運営にはどの程度の影響が出ているのか。
- 3 配布した資料は、私の調査依頼に基づき、企業局が作成したものである。資料の「1 過去5年間の入場者数」によると、大麻生ゴルフ場の入場者数は増加傾向にある。一方、吉見ゴルフ場の入場者数については、平成27年度から平成29年度と比較して、平成30年度は1万人以上減少しているが、この原因は何であると考えているのか。また、令和元年度は、それに対してどのような改善を行ったのか。

地域整備課長

- 1 2億3,800万円は県の負担額であり、工事費全体では約2億5,000万円となっている。
- 2 令和元年東日本台風による冠水被害により、吉見ゴルフ場は65日間、妻沼ゴルフ場は50日間の休業となった。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、3ゴルフ場とも、緊急事態宣言が発出された翌日の令和2年4月8日から5月末日まで54日間の休業となった。
- 3 入場者数減少の主な理由は、クラブハウス改修工事に伴う利用制限期間があったためである。令和元年度にクラブハウス改修工事は完了したが、令和元年東日本台風で受けた被害のため、入場者は増えなかった。

石渡委員

- 1 配布した資料の「1 過去5年間の入場者数」によると、入場者数を増やす努力として、利用料から500円を割引するシニアデーを実施しているとある。そこで、シニアデーである吉見ゴルフ場の令和2年10月5日と大麻生ゴルフ場の令和2年10月1日の利用料金は、それぞれ幾らになるのか。また、民間の河川敷ゴルフ場の料金との比較について、どのように認識しているのか。
- 2 利用者を増やす取組は評価している。県有ゴルフ場は、高齢者の健康増進に資する場

であると考えるがどうか。

地域整備課長

- 1 シニア割引料金の過去の料金は把握していないため、令和2年11月のシニアデーと料金で答弁させていただく。吉見ゴルフ場の11月2日の利用料金は8,400円となる。大麻生ゴルフ場は、11月1日が日曜日であるため、料金が平日よりも高くなり1万4,600円となる。また、民間の事例を全て調べたわけではないが、民間の河川敷ゴルフ場と比較して、平均1,000円程度安いと認識している。
- 2 県有ゴルフ場は、県民の健康増進や余暇活動に資する施設であると考えている。ゴルフ場の貸付けを受けて運営している株式会社さいたまりバーフロンティアと協力して、高齢者を含め誰でも気軽に利用できるパブリックゴルフ場として良質なサービスを提供していきたい。

【説明者】

今成貞昭下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、松塚研一下水道管理課長、
若公崇敏参事兼下水道事業課長

【発言】

山口委員

- 1 資料2「令和元年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概況」の9ページの「(5)一般会計繰入金の状況」について、令和元年度は一般会計から約70億円の繰入金があるが、その根拠は何か。また、繰入額が減少しているが、具体的な要因は何か。
- 2 資料1「令和元年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「2 収益的収支の状況」について、バイオガス発電を開始したとあるが、実施場所及び効果並びにそれを踏まえた今後の予定はどうなっているのか。あわせて、太陽光発電の実施状況はどうなっているのか。
- 3 プラント工事等について、県内業者へはどの程度発注しているのか。また、県内業者の受注機会の拡大に向けて、下水道局ではどのように取り組んでいるのか。
- 4 令和元年東日本台風等では、全国において、河川の氾濫等による浸水で下水道施設の機能が停止した事例が発生している。本県の流域下水道施設の浸水対策はどうなっているのか。
- 5 新型コロナウイルス感染症の拡大については、下水道事業にどのような影響があるのか。また、どのような対応をしているのか。

下水道管理課長

- 1 総務省から示されている繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れている。主な繰入れの対象は、企業債償還の元金及び利息である。また、繰入額が減少している理由は、利率の高い企業債の償還が終わった一方で、近年の低金利の影響により、新規借入の企業債の利息が減少したことである。

参事兼下水道事業課長

- 2 バイオガス発電は、令和元年度から元荒川水循環センターで開始している。また、来年度には中川水循環センターで事業を開始する予定である。効果については、元荒川水循環センターにおいて令和元年度に291万キロワットアワーを発電したが、これは、一般家庭1年分の約570世帯分に相当し、約7,000万円の収入があった。また、太陽光発電については、現在、中川水循環センターと小山川水循環センターの二つの処理場で実施している。敷地の空き状況やFIT制度の単価が下がっていることなどにより、現時点では更に実施する予定はない。
- 3 令和元年度に発注した土木建築工事47件及び建築工事1件については、全て県内企業が受注している。機械・電気工事は、個々の設備を組み合わせたシステムとして構築する工事が主であることから、全国規模の大手プラントメーカーを発注対象とする工事が多い。そのような状況においても、県内企業向けの分離発注、県内企業を構成員とする共同企業体での参加条件を付した技術習得型の入札、県内企業の参加に加点を行う総合評価方式による入札などの工夫を行い、36件のうち9件を県内企業が受注している。

- 4 流域下水道における浸水対策は、浸水想定に応じて、ハードとソフトの組合せにより行っている。令和元年東日本台風では県管理の処理場が浸水することはなかったが、県が公表した浸水想定区域図では、水循環センター3か所及び中継ポンプ場5か所で浸水被害が生じるおそれがある。このうち、和光市にある新河岸川水循環センターでは、平成27年度から防水扉などの浸水対策を実施してきたところである。また、その他の施設については、令和3年度までに浸水対策計画を策定し、令和4年度以降、国庫補助金を活用しながら順次対策を実施していく予定である。ハード対策には長い期間を要するため、想定規模以上の洪水については、ソフト対策として、「埼玉県下水道BCP」に基づく応急対策を実施していく。
- 5 下水道局で契約中の工事等において、テレワーク等により業務効率が低下し、契約延長を行ったものが10月1日時点で6件発生している。工事の受注者に対しては、3密を避けるなど感染拡大防止策を徹底するように求めている。一部の工事において、下請けの作業従事者から新型コロナウイルス感染者が発生した事例が2件あったが、それぞれ1名の感染でありクラスター化しなかったことから、工事の遅れなどの大きな影響は生じていない。また、維持管理においては、感染者が発生して下水処理が止まることがないように、処理場等の維持管理を行っている公益財団法人埼玉県下水道公社と連携し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しているところである。現時点では、維持管理に関する職員や民間事業者に感染者は発生していない。

山口委員

- 1 利率の高い企業債の償還が終わり、新規借入の利息が減少したとのことだが、平成初期の利率が高い時期に借りた企業債の借換えは行わなかったのか。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、維持管理は人が行うことからソフト面の対策が重要と考えるが、どのような対策を講じているのか。また、工事の遅れは生じていないとのことだが、下水道局として、これまで具体的にはどのように取り組んできたのか。

下水道管理課長

- 1 平成22年の公営企業会計移行後に下水道局が償還した企業債では、平成3年5月に借り入れた30年償還の企業債が利率6.6%で最も高かった。利率が6%を超える企業債については繰上償還が認められたため、既に一括して償還している。現在残っている一番利率の高い企業債は、5.5%のものである。企業債は、基本的に資産の耐用年数に合わせた償還年数で借り入れているが、借入れの条件によっては、例えば耐用年数30年の資産に対する借入れでも10年しか借りることができない場合がある。その場合は、10年ごとに借り換えている。

参事兼下水道事業課長

- 2 維持管理は24時間体制で行っており、中央監視室は4班体制としている。例えば、一つの班で感染者が発生した場合でも、他の3班で業務を行うことが可能である。なお、仮に二つの班で感染者が発生しても、他の2班で業務を行える体制を確保している。また、請負業者には、執務室を二つに分けることや時差出勤などの工夫をしてもらっている。工事関係では、受注者に対し、マスクの着用や手洗いのほか、3密回避を徹底させている。また、対策にかかった費用や工期延長等についても、必要に応じて契約変更による対応ができるようにしている。

小谷野委員

資料1「令和元年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「3 資本的収支の状況」について、現行の耐震基準に適合しない施設の耐震化事業等に約22億円と記載されている。被災地に行った際に、住民から、下水道が使えないことが一番困っているとの話を聞いたが、耐震基準に適合しない下水道施設はどれくらいあるのか。また、計画的に耐震化対策を行っているのか。

参事兼下水道事業課長

下水道施設は膨大であるため、全ての施設において耐震基準を満たしている状況ではない。現在、耐震基準を満たしているのは、管渠で56%、中継ポンプ場で45%、処理場で22%である。また、耐震化事業については10年ほど前から進めており、5年ごとの計画を立て、優先順位を付けながら耐震化対策を順次、実施している。管渠については、被災時の緊急車両等の交通機能を確保するため、緊急輸送道路下のものの対策を優先的に実施している。令和5年度までには、当該道路下の中小口径の管渠の耐震化率を100%にする予定である。処理場やポンプ場については、全てを耐震化するには非常に時間や経費がかかることから、最低1系列の水処理施設の耐震化を図ることを優先的に進めている。一部の大規模な耐震化を伴う施設以外については、令和5年度を目標に耐震化を進めている。

小谷野委員

管渠の耐震化率が56%との説明があったが、災害が発生してからでは遅い。具体的に何年度までに実施するというような計画を立てていなければ、耐震化は進まない。耐震化に必要な建設費の総額と期間はどのくらいなのか。

参事兼下水道事業課長

指摘のとおりであるが、現時点では耐震化に必要な建設費の総額などは算出できていない。なお、特に緊急性の高い施設の耐震化について、5年ごとに計画を定めているところである。例えば、緊急輸送道路下以外の大規模の管渠であれば、過去の実績において被災事例がほとんどないため、リスクは少ないと評価するなどして優先順位を付けている。また、老朽化対策や浸水対策とも併せて優先順位を意識しながら事業を進めたいと考えている。

小谷野委員

計画を定めて対策を図ることが重要と考えるが、下水道事業管理者はどう考えているのか。

下水道事業管理者

指摘のとおりと考えている。現状では、優先順位を付けながら選択と集中を図ることにより、下水道が使用できなくなることがないように、しっかり計画を立てて対策していきたい。

宮崎委員

1 「令和元年度埼玉県公営企業会計決算審査意見書」の57ページの「2 下水道局経営マネジメント目標の概要」の「(1) 実践目標の設定」の「キ 市町村支援の充実」

について伺う。県、市町村及び公益財団法人埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会において、令和元年度に行われた分科会で出た意見は、どのように反映されているのか。

- 2 「令和元年度埼玉県公営企業会計決算審査意見書」の58ページの「3 下水道局ストックマネジメント計画の概要」の「(2) 現行の考え方による見通し」について伺う。現行の耐震化・老朽化対策の考え方にに基づき、今後30年間の事業費を試算すると約8,400億円となることを、下水道局ストックマネジメント計画により事業費の平準化を図ることで約6,000億円に抑えらるることである。30年後の流域下水道事業について、前者であった場合と後者であった場合とでは、耐震化や老朽化対策にどのような違いが生じることになるのか。

参事兼下水道事業課長

- 1 下水道事業推進会議は、下水道法に規定されている組織であり、県、市町村及び下水道公社の3者が連携して下水道事業の課題解決に取り組むことを目的としている。経営管理、災害時対応及び市町村事業支援の三つの分科会が設置されており、市町村のニーズを的確に把握して議論を進めているところである。昨年度に開始したオーダーメイド型研修は、処理場の維持管理に関する監督業務を学びたいという市町村からの要望により実施したものである。今年度も引き続きオーダーメイド型研修の実施を検討しており、市町村に行ったアンケート結果を踏まえ、多くの希望が寄せられた水質管理の研修を予定している。また、令和元年東日本台風への対応時の課題について、今年度にアンケートを実施したところ、下水道施設の耐水化や下水道BCPの策定、停電時の対応などの課題が寄せられており、それらの勉強会を開催したいと考えている。そのほかには、広域化・共同化に関する課題について、農業集落排水施設の下水道接続に対する関心が高いことがアンケートで判明したため、その勉強会も開催したいと考えている。なお、様々な課題について一堂に会して会議を開催したいところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響があることから、書面による開催やWeb会議による開催を併用して実施していきたい。
- 2 下水道局ストックマネジメント計画においては、各資産の健全度を把握し、その資産が壊れた際の影響度も勘案したリスク評価により優先度を決め、改築更新を実施している。事業費については、例えば機械設備は標準耐用年数の2倍程度の使用が可能と判断しているところ、健全度によっては更にメンテナンスを行いながら長く使用することなどにより、約8,400億円を約6,000億円まで縮減している。なお、ストックマネジメント計画は、資産を大事に長く使用する計画であるため、市町負担が増えるとは考えていない。大事に長く使用し、きっちり維持管理を行うことで、流域下水道サービスを安定的に提供していけると考えている。

宮崎委員

約8,400億円を約6,000億円に縮減したことで、30年後にはどのような流域下水道が維持されていると考えているのか。

参事兼下水道事業課長

現在と比較すると、各資産を標準的な耐用年数よりも長く使用することになるので、故障するリスクもあるが、適切に点検をしながら使用することにより、健全な状態を維持しながら、流域下水道サービスを提供していけると考えている。

田並委員

資料1「令和元年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「2 収益的収支の状況」について伺う。下水汚泥を有効活用するバイオガス発電を開始し、ガス売却により約7,000万円の収入があったとのことである。この事業については、収入が得られる以外にも、温室効果ガスの削減につながる有意義な取組であると期待している。県庁全体では、「第2期ストップ温暖化・埼玉県庁率先実行プラン」において、2005年度と比較して今年度までに23%の温室効果ガスを削減することを目標としている。下水道局は、県庁の部局の中でも特に温室効果ガスの排出量が多いことから、下水道局における温室効果ガスの削減が重要であると考えている。そこで、令和元年度における下水道局の削減状況と、今後の取組はどうなっているのか。

参事兼下水道事業課長

下水道局は、基準年度の2005年度には、県庁全体の排出量の約6割を占める約37万7,000トンの温室効果ガスを排出していた。これまで、省エネ型の水処理機器の導入や下水汚泥を高温で焼却して一酸化二窒素を減らす取組を行ってきた結果、令和元年度の排出量は約27万1,000トンとなり、県庁全体の目標である23%を大きく上回る28%の削減を達成している。また、県全体の計画として、令和2年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画」が策定され、2030年度までに2013年度比で26%削減する目標が設定されている。下水道局としても、中川水循環センターでのバイオガス発電導入や省エネ機器の導入も含め、更なる温室効果ガスの削減に取り組んでいく。

深谷委員

広域的な災害への備えについて、ソフト面での対応としては下水道BCPを策定したほか、民間団体とも支援協定を締結するなど対策を進めていると聞いている。下水道局においては、毎年度の訓練や令和元年度のロールプレイング方式の図上訓練により、どのような課題が分かったのか。また、どのような効果があったのか。

参事兼下水道事業課長

災害が発生した際に現地の状況を迅速に把握し、適切な対応を図っていくことは、24時間365日、下水道サービスを県民に提供していくために重要である。そこで、下水道局では、下水道BCPを策定し、BCPに基づく毎年の災害対策実動訓練や、訓練に参加する職員がシナリオを知らない中で役割を分担しながら実践するブラインド型の図上訓練を重ねていくことで、職員の対応能力の向上を図っている。あわせて、災害時に民間事業者との支援協定が円滑に機能するように継続的な取組を進めている。過去に実施した訓練においては、現場の情報を共有するのに時間がかかるという課題が分かった。そこで、新たにタブレット端末を活用し、被害のあった現場とリアルタイムで情報共有を図る仕組みを整備したことで、より迅速で的確な意思決定を行うことが可能となった。この取組は、国土交通大臣賞を受賞するなど高い評価を得ており、一定の効果が得られたものと考えている。

秋山委員

資料5「流域下水道維持管理負担金単価の推移」について伺う。令和元年度は、純利益の大幅増、処理水量は過去最大、企業債利息の減と順調な決算になっている。しかし、流域ごとの維持管理負担金単価が極端に異なっているのが残念である。最も安い荒川右岸で

は、1立法メートル当たり32円、最も高い荒川上流では99円と3倍以上の格差がある。各流域については、単価が32円から40円までの安い四つの流域と、78円から99円までの高い四つの流域に区別することができる。これは、事業開始の時期や処理人口の違いが要因と思うが、格差が大きすぎると考えている。負担金単価の違いが、直接、住民の下水道使用料の差になるとは限らないが、水道事業において料金単価を統一したように、安い単価を維持しながら格差の是正に努めることについて、どのように考えているのか。

下水道管理課長

流域により大幅な単価差があるのは、下水道局における非常に大きな課題と認識している。仮に統一単価とした場合は、負担が軽くなる流域と重くなる流域が出てくる。これは、前者の流域の費用を後者の流域に負担させることであり、各流域市町の合意を得るのは非常に難しい。下水道局としては、コストの削減を引き続き行い、単価差が広がらないように努めていく。

秋山委員

単価の高い流域について、流域下水道事業全体の黒字を使うことにより、当該流域の単価を少しでも安くすることはできないのか。

下水道管理課長

流域ごとの収支で単価を考えざるを得ない。現在、赤字の流域が2流域あるが、まずは赤字を解消する必要がある。いろいろな工夫を行いながら、赤字の解消を図っていく。

秋山委員

流域下水道事業は、流域ごとに独立採算制の事業なのか。

下水道管理課長

流域下水道の費用負担は受益の範囲内での負担であり、流域の費用を他の流域に負担させることは困難である。流域ごとに、汚水処理にかかった費用を当該流域の市町に負担していただくという前提である。

【説明者】

板東博之会計管理者、島田繁出納総務課長、吉田圭二会計管理課長

梅本祐子財政課長

若林裕樹参事兼税務課長、松澤純一個人県民税対策課長

【発言】

宮崎委員

- 1 資料6「令和元年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の8ページの不用額について伺う。執行額節減など最小の経費で最大の効果が出せた結果としての不用額について、その努力を評価するような仕組みを設けているのか。そうした場合であっても、予算査定においては、予算の積算が甘かったと評価されるのか。
- 2 資料6の13ページの「(参考)2 県債発行額及び年度末残高の推移(一般会計)」及び14ページの「(参考)3 財政調整のための基金の年度末残高の推移」について伺う。県債の発行余力や財政調整基金の取崩し余力を超える減収が生じた場合は、減収補填債を発行することになるのか。その場合、令和元年度については、決算状況から見て発行余力はどの程度であったのか。
- 3 資料6の14ページの「(参考)3 財源調整のための基金の年度末残高の推移」について、4年度連続で残高が減少しているが、どのように復元を図るのか。

財政課長

- 1 令和元年度決算における約309億円の不用額は、主として義務的な経費に関するものであり、やむを得ないものと考えている。例年、各事業については、予算編成前に自主的な見直しを各部局に依頼している。その結果、節減できた部分については、その努力を評価し、次の予算編成において別枠で配分している。
- 2 減収補填債は、地方交付税を算定する際に用いる基準財政収入額で見込んでいた税収入と実際の税収入にかい離が生じ、後者が低かった場合について、一部の税目を対象に発行できるものである。発行可能額は、税収入の見込額と実際の収入額との差分である。発行は義務ではないが、本県においては最大限の活用を図っており、令和元年度は発行可能額の範囲で可能な限り発行している。
- 3 4年度連続で減少していることは、財政上の重要な課題であると認識している。基金はすぐに大きな単位で復元できるものではなく、地道な努力を重ねていくしかない。歳入面と歳出面、両方の努力が必要であると考えている。歳入面については、基金の取崩しに依存しないよう、国庫補助金など特定財源の確保や地方財政措置がある有利な県債の活用などを通じて、歳入の確保を図っていきたい。また、長期的な観点では、企業誘致・創業支援などによる税収の確保が必要であると考えている。歳出面については、これまで以上に事業の選択と集中を図り、あらゆる事業について見直しを行い、限りある財源を有効に活用していく努力を重ねていきたい。歳入・歳出両面での努力を重ねて、可能な限り基金残高の復元に努めていきたい。

宮崎委員

- 1 不用額が出た場合に自主的な見直しを促しているのか。それとも、歳入が厳しいことから、一律に枠を設けているのか。
- 2 減収補填債は、収入が厳しくなった場合の差分について発行できるとの説明であったが、収支が厳しい場合は必ず減収補填債を発行できるのか。

財政課長

- 1 不用額の有無にかかわらず、あくまでも全ての事業について自主的な見直しを依頼している。
- 2 減収補填債は、見込んでいた税収入と実際の税収入に差があった場合に発行できるものであり、発行の対象となる税目も限られている。収支が厳しいという状況は、税収入の減少だけではなく、社会保障関連経費が伸びていることなどとあまって総合的に発生するものである。減収補填債は、あくまでも税収入の部分において、一部の税目について見込みと実績に差が生じた場合に発行できるものである。

関根委員

- 1 資料6の10ページの「(2) 性質別歳出」の表の投資的経費について、前年度と比較して約155億円、率にして10.6%の増加になったのは、災害対応により直轄事業が増えたことによるとの説明であったが、詳細はどうなっているのか。
- 2 直近3年度の投資的経費はどのように推移しているのか。

財政課長

- 1 投資的経費は、大きく分けて補助事業と単独事業がある。補助事業については、前年度と比較して約125億円、率にして20.6%の増加となっている。主な内容としては、直轄治水事業費負担金も含む国直轄事業が約33億円増加したほか、直轄治水事業費負担金ではないが、令和元年東日本台風の災害復旧事業費の約51億円の増加が含まれている。単独事業については、さいたま新都心のさいたまスーパーアリーナやけやき広場の改修工事の増加が約12億円、ほかに橋りょう修繕費の増加として約12億円などがある。
- 2 投資的経費のうち、公共事業費の決算額の推移については、国直轄事業も含め、令和元年度が約1,075億円、平成30年度が約915億円、平成29年度が約860億円、参考に平成28年度が約788億円となっており、近年伸びている。

関根委員

投資的経費については、直近4年度にわたって徐々にではあるが増えてきていると解釈してよいのか。あるいは、災害等によって差異が出るものなのか。自民党としては、県民のために投資的経費を増やしていくべきであると考えている。県はどう考えているのか。

財政課長

近年、自然災害が激甚化・頻発化していることもあり、徐々にではあるが、投資的経費は伸びてきている。そのような中で、防災・減災対策を実施する公共事業の重要性は高まっていると認識している。そのため、令和2年度当初予算は、公共事業全体で約1,016億円を計上しており、当初予算としては過去10年度で最大の額となっている。本県の将来の発展を見据えた上で、必要な投資はしっかりと行い、県内経済の活性化に努めている。

きたいと考えている。一方で、投資的経費は県債を発行して実施するため、後年度負担が増えていく性質がある。健全な財政運営を図るためには、後年度負担への配慮も念頭に置かななくてはならない。県債の活用にあたっては、地方財政措置がある有利な県債を活用しながら、後年度負担に配慮しつつ必要な投資を行っていききたい。

宇田川委員

関連して伺う。防災・減災対策で県債を活用するのは当然のことである。それ以外の部分において地方債をしっかり活用することに努め、財源調整のための基金の復元を図っていくことが、今回の決算の重要な点であると考えます。令和元年度においては、防災・減災対策以外の部分について、地方債を更に活用するよう努められたのではないかと。また、その部分を活用していくことについて検証しているのか。

財政課長

地方債は、全ての事業について発行できるものではなく、建設事業など発行可能なメニューが限られている。本県においては、一般財源も限られている中で財政運営を行っているに当たり、活用できる県債についてはこれまでも最大限活用している。引き続き、有利な県債を活用しながら、地方債の活用にはしっかりと努めていきたいと考えている。なお、国のように赤字国債を発行して、その分一般財源が増えれば基金残高の復元につながっていくと思うが、自治体の場合は、赤字国債のようなものを発行することができない。これまでも最大限に県債を活用していることと併せて考えると、県債の発行により基金残高が復元するというものではないと認識している。今後も財政運営にあたっては、一般財源が限られている中、県債を活用できるものについては有効に活用していく。

宇田川委員

現状においては、県債を最大限に活用しているとのことであったが、そうした感覚であるならば、県債を発行できる範囲の拡大を図って一般財源を生み出すということを考えてみてはどうか。まだ最大限ではないのではないかと。

財政課長

投資的経費を含めて必要な事業を実施していく中で、財源対策としては国庫補助金などがあるが、県債を活用できる部分については、最大限活用していると認識している。県債については、より有効に活用して財政運営を行っていききたい。その中でも、より有利な県債を活用していくことが、基金に頼らない歳入確保策の一つであると考えている。一方、県債を発行したからといって、すぐに基金が復元するものではないとも認識している。地方債の発行に限らず、国庫補助金の活用などあらゆる方法を使って歳入を確保していくことが、基金残高の復元につながっていくものであると認識している。

会計管理者

補足する。過去においては、財政健全化の重要性も踏まえ、例えば、県債の充当率が80%可能なところを70%までの充当として、残り10%には一般財源を充当していた。そのような状況であれば、県債の充当率を最大限にして発行することにより、生み出された10%部分の一般財源を基金の復元に用いることもできる。しかしながら、現在は財政状況が厳しいため、県債は最大限の充当率で活用している状況である。また、以前は、公用車購入に県債を充てることはできなかったが、現在は、環境性能の高い自動車であれば

充てられるようになっている。そのため、公用車の購入等についても県債を充てるなど、県債の最大限の活用に努めているところである。よって、県債を発行することで一般財源を生み出せる状況にはないと認識している。

宇田川委員

県債を発行することによって一般財源を生み出す可能性については、研究してもらいたいがどうか。また、令和元年度において県債は最大限活用しているとのことだが、投資的経費についても最大限に確保しているのか。更に確保することはできたのか。

財政課長

県債については、会計管理者から補足もあったように、活用できるものは充当率まで含めて最大限に活用しているところである。投資的経費については、毎年度の予算編成の中で事業としての必要性を精査し、幾ら必要なのかを見極めていくため、上限があるという性質のものではない。

宇田川委員

新型コロナウイルス感染症の影響もある状況下において、投資的経費を減少させる傾向にあるならば、県民は不安を感じることになる。県民が安心するとともに、経済も雇用も回るようにしていくため、投資的経費が減少せずに持続するように努めてもらいたいが、どう考えているのか。

財政課長

将来の発展を見据えて、後年度負担にも配慮しながら、しっかりと必要な投資を行い、県内経済の活性化に努めていく。

深谷委員

資料6の7ページの「財源別歳入の構成と推移」について、自主財源の比率が前年度と比較して0.9ポイント低下した主な要因は何か。

会計管理課長

参議院議員選挙の実施による選挙費委託金や災害対応に伴う災害復旧費国庫補助金等の国庫支出金の増加のほか、社会保障関連経費の増加に伴う地方交付税の増加などにより、自主財源の比率が低下した。ただし、平成27年度以降、6割の水準は維持している。

東間委員

行政報告書9ページの(2)の「エ 基金の状況」について伺う。基金の一括運用の状況について、32基金全体の合計残高は前年度末と比べて325億円程度減少しているが、その主な要因は何か。また、日本銀行によるマイナス金利政策の長期化の影響で、基金の運用環境は非常に厳しかったと思うが、令和元年度の運用成績はどうであったのか。

会計管理課長

県債管理基金の減少額が一番大きく約258億円であった。これは、市場公募債等の県債償還が増加したことで取崩しが増加したことによるものである。次に、産業振興・雇用機会創出基金の減少額が約19億円であった。これは、各事業費の財源として充当するた

めに取崩しが増加したことによるものである。ほかにも減少した基金はあるが、主なものはこの二つの基金であった。また、本県は、設置している基金については一括して運用しており、具体的には、債券による長期運用と定期預金による短期運用を行っている。令和元年度の運用益は約36億5,000万円、利回りにすると0.37%であり、前年度と比較して約1億9,000万円の減少、利回りは0.03ポイントの減少であった。運用益が減少した主な要因は、日本銀行によるマイナス金利政策以前に購入した利回りの高い債券が償還されていく一方で、それ以降に購入した債券あるいは定期預金の金利が低くなっていることである。

田並委員

- 1 行政報告書17ページの「3 事務事業の見直しの実施」については、見直しが目的になることなく、県民目線で必要な見直しとなっているかどうかが肝要だと思うが、重視している点など全体としての概念はどうなっているのか。
- 2 資料5「令和元年度埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の12ページの表4について、令和元年度の経常収支比率は97.7%と年々高くなってきているが、どのように評価しているのか。

財政課長

- 1 厳しい財政状況に対応し、最少の経費で最大の効果を上げられるようスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費を除く全ての事業を対象としている。見直しについては、民間・市町村と適正な役割分担になっているか、内部管理経費に節減できるものはないか、補助金は適正な効果が得られているかなどの観点から行っている。
- 2 前年度と比較して悪化した要因は、高齢化の進展に伴う後期高齢者医療や介護等に係る社会保障関連経費などの経常的な経費が増大していることである。これは他県でも同様となっており、財政力指数が本県と同程度の千葉県や神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府を見ると、大阪府を除いて経常収支比率は悪化している。この悪化は、一般的に財政構造の硬直化が進んでいることを示している。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が見込まれることから、すぐに改善できる状況ではない。歳出事業の見直しなどにより、財政構造の弾力性を高めて対応していきたいと考えている。

秋山委員

資料6の13ページの「(参考)2 県債発行額及び年度末残高の推移(一般会計)」について、平成22年度末県債残高は3兆3,582億円であったが、令和元年度末県債残高は3兆8,163億円となり、この10年間で4,581億円増加している。この増加の要因は臨時財政対策債と減収補填債であり、その他の県債は着実に減少している。また、県民一人当たりの県債残高は、平成22年度では47万円であったが、令和元年度では51万6,000円となっている。増加している臨時財政対策債と減収補填債は、後年度において元利償還金を地方交付税措置されることから借金ではないとする考え方に立つと、一人当たりの真の県債残高は、計算してみると平成22年度末が約33万5,000円、令和元年度末は約25万9,000円となる。このように一人当たりの真の県債残高は減少していることから、今は県債を発行し、災害対応などの強靱化対策を前倒しで実施するべきではないのか。

財政課長

令和元年度末において、県で発行をコントロールできる県債の一人当たりの残高は約25万9,000円であり、減少傾向となっている。これは、将来への負担の抑制が図られているということである。一方で、後期高齢者医療費の増加などにより歳入歳出のギャップが生じており、その収支不足には財政調整基金などの取崩しで対応している。厳しい財政状況ではあるが、防災・減災対策など公共事業の必要性は高まっていることから、令和2年度当初予算においても、過去10年度で最大の予算額を確保したところである。今後も、後年度負担にも配慮しながら、必要な投資を行っていきたい。

秋山委員

臨時財政対策債等については、真の借金と考える必要はないのではないかと。会計管理者に伺う。

会計管理者

臨時財政対策債については地方交付税措置があるとはいえ、地方交付税は国税が原資であり、国民である県民の負担になることに変わりはない。

秋山委員

地方交付税措置は必ずなされるものであることから、今は活力ある埼玉への投資を行うべきではないのか。

会計管理者

臨時財政対策債や減収補填債の償還額が増加する一方で、地方交付税総額は償還額に見合った増加とはなっていないため、毎年度、一般財源の確保について国に要望しているところである。国の財政状況も見ながら、県の財政状況を考えていく必要がある。単純に、臨時財政対策債等を切り離して考えることは難しいのではないかと考える。しかしながら、県の発展に必要な公共事業や経費はしっかりと確保して、行政サービスを実施していかなければならないと認識している。

江原委員

- 1 令和元年度の予算執行においては、令和元年東日本台風や豚熱、新型コロナウイルス感染症などの不測の事態への対応が発生したところである。財政運営としてはどのように対応したのか。また、どのように評価しているのか。
- 2 資料6の12ページの「(参考) 1 県税収入の構成と推移」及び行政報告書13ページの「(3) 県税の概要」について、令和元年度においても個人県民税対策や自動車税・一般税対策などに取り組み、納税率が9年連続で上昇するとともに、税務統計上でも最高の記録を4年連続で更新したことを大変評価する。また、行政報告書15ページの「(5) 公有財産の現況」について、未利用財産の売却など財源の確保に努めたと報告がある。こうした自主財源の確保に取り組んでいることは分かるが、そもそも県の全体的な考え方として、様々な施策については、税収確保という観点を持って行っているのか。
- 3 行政報告書17ページの「3 事務事業の見直しの実施」については、各部局の目標は定めず、予算編成時にシーリングを設定し、その中で見直すという取組を継続していると思う。その結果に応じて、翌年度の予算において、新たな事業の財源として部局に

枠を配分するインセンティブ制度があることも認識している。令和元年度の廃止事業等を見ると、部局によって見直しの取組ができているところとできていないところがあると思う。毎年度、シーリングが設定される中で各部局は本当に余裕がない状況にあり、それでもなお、何とか削減に努めている状況にあるのではないかと思うが、令和元年度はどのように実施したのか。

会計管理課長

- 1 歳入を確保し、限られた財源の中で各種事業を実施したことにより、県民に必要なサービスについて継続・充実が図られたと考えている。

参事兼税務課長

- 2 税込確保の観点を持つ施策について、分かる範囲で答弁させていただく。県では、例えば企業誘致を積極的に進めている。企業を誘致した結果、法人事業税や法人県民税、従業員が県内に居住すれば個人県民税など、税込の確保につながる施策を展開している。その他全ての施策を挙げるのは難しいため、容赦いただきたい。

財政課長

- 3 事務事業の見直しは、民間との適切な役割分担についての見直しや、内部管理的経費の見直しなどの観点から実施している。こうした観点を各部局に示して、見直しを依頼している。部局ごとに目標を定めることは、それぞれ事業の性質なども異なるため難しいが、来年度以降に向けて、不断の見直しを実施していく。

江原委員

- 1 令和元年度は、令和元年東日本台風等の不測の事態が発生したが、財政運営については特に問題なく対応できたということで良いのか。
- 2 様々な施策を検討する際、税込効果という観点を取り入れた方がより大きい事業効果が出ると思うが、どう考えているのか。

財政課長

- 1 補正予算への対応等の事務が発生したが、財政運営の観点では、国庫支出金のように国から措置された財源を有効に活用しながら対応できたと認識している。
- 2 事業の目的や内容は様々であり、例えば介護や後期高齢者医療の事業などに税込効果の観点を取り入れることは難しいと考える。一方、事業効果を考えていくことは、予算編成過程において重要なものである。税込が上がるということは事業効果の一つとして考えられるため、引き続き、そうした観点を持ちながら事業の検討を進め、予算を編成していく。

石渡委員

資料6の4ページの2の「(1) 款別歳入」の表について、県税の収入未済額が約110億5,950万円計上されている。県税については、収入未済額の圧縮に努めていると考えているところである。5ページの「款別歳入の構成と推移」の主な収入未済の内容によると、未済理由として、納税者の営業不振や生活困窮等経済的事情、地方税法の規定による徴収猶予などが挙げられている。それぞれの理由ごとの収入未済額は幾らか。また、平成30年度との増減の比較はどうなっているのか。

参事兼税務課長

資料の理由表記とは異なるが、把握している令和元年度の状況は、資金繰り困難として5,895件、3億5,528万8,921円、地方税法の規定による徴収猶予として551件、4億8,370万2,780円である。なお、平成30年度の資料が手元にないため、比較については容赦いただきたい。

石渡委員

- 1 本県は、収入未済を出さないようにする取組に継続して努めてきていると思うが、どのように取り組んでいるのか。
- 2 市町村だけに頼ることなく、又は市町村と足並みをそろえて取り組む中で、県が尽力して収入未済を防いだ個別の事例があれば伺いたい。

参事兼税務課長

- 1 滞納事案については、財産調査をしっかり行い確認している。中には、財産がある納税者もいるので、差押え等を行いしっかり徴収している。財産がなかった場合は、滞納処分の執行停止など法令に基づき適切に対応し、収入未済額の圧縮を図っている。
- 2 滞納にならないよう、納期内納付をしていただく取組を行っている。例えば、自動車税の納期内納付を高める取組として、「自動車税『納めてプラス!』キャンペーン」を行っている。納期限内に自動車税を納めて領収書を持っていくと、自動車の整備工場やガソリンスタンドなどで一定の特典を受けられるものである。このような前向きな取組を行うことで、自動車税の納期内納付の割合も高まっている状況である。

【説明者】

堀光敦史企画財政部長、廣川達郎政策・財務局長、加藤繁行政改革・ICT局長、
石井貴司地域経営局長、仲山良二企画総務課長、竹内康樹計画調整課長、
梅本祐子財政課長、塚田務改革推進課長、小田恵美情報システム課長、
都丸久地域政策課長、大山澄男市町村課長、石川護土地水政策課長、浪江治交通政策課長

板東博之会計管理者、島田繁出納総務課長、吉田圭二会計管理課長

村田暁俊監査事務局長、高橋健監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
横内ゆり監査第二課長

【発言】

高木委員

- 1 行政報告書38ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」について、ホームドアの設置はそもそも1年程度で設置できるのではないかと思うが、複数年度にわたって補助金が支出されている理由は何か。また、補助金額についても平成30年度は多く、令和元年度は少なくなっているが、そのようなばらつきが生じる理由は何か。
- 2 行政報告書45ページの「(6) 監査事務」について、平成30年度の行政報告書と比較すると、本庁への指摘・注意は9件から13件に、地域機関への指摘・注意は7件から10件に増えているが、その要因は何か。また、具体的な内容はどのようなものなのか。

交通政策課長

- 1 ホームドアの整備は、通常の鉄道営業を行いながらの工事となる。実際には、工事に取り掛かれる時間帯について終電から始発までの間という制約があるため、複数年にわたる工事になることが多い。また、ホームの構造がホームドアの重量に耐えられるかどうかにも影響する。重いホームドアを設置する場合は、ホーム自体を強化する土木工事を行う必要がある。一方、軽量化したシンプルなドアを設置する場合は、工期も短くなるということがある。こうした工程の違いなどにより、工事費にばらつきが生じているものと考えている。

監査第二課長

- 2 平成30年度の監査において、契約や現金管理の誤りが見受けられたため、令和元年度において重点監査事項とし、徹底して監査を実施したところ、件数が増えたものである。具体的な内容としては、長期継続契約に該当しない契約を長期継続として契約していたものや、委託契約の検査を実施せず、放置していたものなどである。

高木委員

ホームの構造がホームドアの重量に耐えられるか等や工事に必要な事業費は、ホームドアの設置を計画した時点で分かるはずである。しかしながら、毎年度、補助額が変わる理由は何か。

交通政策課長

ホームドアの設置については、鉄道事業者の整備計画に基づき進められている。その計画内容に沿って補助していることから、結果として、年度間の補助額の差異が生じているものである。

深谷委員

- 1 行政報告書31ページの(1)の「エ 『住むなら埼玉』移住総合支援事業の推進」について、若者や子育て世代をターゲットに移住促進プロモーションを実施したとのことだが、効果をどのように捉えているのか。
- 2 移住を促進するためには市町村との連携が必要と考えるが、市町村とはどのように連携して事業を実施したのか。
- 3 行政報告書36ページの「(6)国土調査の推進」について伺う。地籍調査は、土地の境界や権利関係を明らかにし、境界トラブルの未然防止や公共事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化など様々な効果があるが、本県の進捗率は約32%にとどまっており、全国平均より低くなっている。調査が進まない要因や課題について、どのように分析しているのか。

地域政策課長

- 1 若者、特に子育て世代については、高齢者よりも税収面で貢献するなど県の活性化につながるため、移住促進のターゲットとしている。近年、若年層からの移住相談の割合が増加しており、全国で移住相談を受けている認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのデータによると、20代から40代の若年層が占める割合は、平成20年に30.4%だったものが、令和元年は67.3%となっている。また、令和元年の住民基本台帳の転入超過数において、本県は全国第3位であるとともに、30代以下がその約82%を占めており、若者を中心に多く転入する結果となっている。
- 2 市町村との連携は重要と考えている。移住フェアのブース出展など、常に市町村と連携して事業を実施している。昨年度は、秩父鉄道のSLを活用した移住プロモーションイベントを実施し、沿線の全市町村が参加した。また、市町村との担当者会議を年に数回実施して情報交換を図っている。

土地水政策課長

- 3 首都圏においては、本県以外の他県も進捗率が低い状況にある。地籍調査が進まない大きな要因の一つは、地権者の間での境界の確認に時間がかかることである。これは、都市部においては、土地が細分化されており権利関係も複雑であることから、地権者による境界の確認が困難なことが多いためである。山間部においては、山林に分け入って境界の確認を行うことから、地権者及び職員ともに負担が大きいためである。

深谷委員

地籍調査について、市町村が取り組みやすいようにする方策や県の支援はあるのか。

土地水政策課長

幾つかの法改正があり、境界立会を民間委託できるようにするなど、市町村職員の負担軽減を図る制度改正が行われている。全ての境界を調べずに、道路などの公有地と私有地との境界を先行して調査することも可能となっている。こうした制度について、市町村へ

の周知に努めている。県の支援としては、地籍調査未実施市町村において、国の補助対象とならない調査準備に要する費用に対して、県単独で補助金を設けている。令和元年度は4市町に補助を行った。

関根委員

- 1 行政報告書21ページの1の「(1) 総合計画の推進」について、県民満足度調査の「分野別施策」の基本目標に対する満足度が14項目平均で57.1%とのことだが、この数値をどのように受け止めているのか。市町村で満足度調査を行った場合、例えばさいたま市では八十数%という高い数値となっている。県民満足度調査は、あくまでも5か年計画に沿った満足度の調査なので、この程度の数値になっているのか。
- 2 行政報告書23ページの「(1) 埼玉県行財政改革プログラム2017-2019の着実な推進」について、令和元年度が3か年の総括年度になっているが、成果はどうなっているのか。また、県の収入を増やす改革を取り入れているのか。
- 3 行政報告書35ページの(1)の「ウ 見沼田圃の保全・活用・創造」について、0.2ヘクタールを公有地化し、見沼田圃の保全を図ったとあるが、毎年度、どの程度の公有地化を推進しているのか。また、その費用は幾らなのか。さらに、さいたま環境創造基金の見沼田圃の公有地化に係る残高はどうなっているのか。

計画調整課長

- 1 県民満足度が何%なら良好という客観的基準はないが、おおむね6割の県民が満足であると回答していることから、県の取組に対する一定の評価は頂いているものと考えている。満足度については、社会情勢の影響を大きく受けることも考えられることから、例えば何%と数値目標を設定することはなじまない。5か年計画を着実に推進していく中で、結果として満足度の数値が改善していくと考える。また、他県の類似調査を見ると、おおむね30%から50%という回答が多く、本県の満足度は比較的高い方にあると考えている。

改革推進課長

- 2 「行財政改革プログラム2017-2019」の105の取組のうち、約85%に当たる90の取組については、目標達成済みあるいは今後目標を達成できる見通しである。具体的な成果としては、例えば、テレワークやWeb会議等の新たな働き方を計画に盛り込んで取り組んだ結果、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、仕事をスムーズに進めることにつながった。AIを活用した新技術などについては、今年度からの新しい行財政改革大綱や計画の中でしっかり取り組んでいく。また、行財政改革プログラムは、その性質上、県の収入を増やすようなものではなく、職員の効率的な働き方や業務の効率化により生み出された時間や財源が、県民サービスの向上や新たな事業の展開に充てられるよう、下支えしているものと認識している。

土地水政策課長

- 3 平成29年度は0.4ヘクタール、約3,000万円、平成30年度は0.1ヘクタール、約400万円、令和元年度は0.2ヘクタール、約800万円である。また、さいたま環境創造基金の見沼田圃の公有地化に係る残高は、約93億円である。

小川委員

行政報告書38ページの(1)の「ア 鉄道事業者に対する要望」について伺う。埼玉県議会八高線・川越線沿線活性化議員連盟を超党派で結成しているところであるが、要望にもメリハリが必要と考えている。川越線については、荒川橋りょうの架換えに当たって複線化を想定するかどうかの問題となっているが、予算を投入しなければならないとき、力を入れなければいけないときがあると考え。県は、JRなど各鉄道事業者に要所で要望を行っていると思うが、特に川越線の複線化について、令和元年度はどのように要望したのか。

交通政策課長

川越線の複線化に関する要望については、議会から申入れがあるごとにJR東日本に働き掛けを行っている。今年の2月5日にはJR東日本本社に交通政策課長が赴き、要望書を渡している。その中において、川越線の複線化をはじめ列車の増発や利便性の向上を含めた要望を行っている。

小川委員

具体的にはどのような回答であったのか。

交通政策課長

県からは川越線の日進駅以西の複線化について要望しており、JRからは今年2月時点で口頭により回答いただいている。複線化には多額の設備投資が必要となり、川越線の現在の利用状況から、早急な整備が必要とは考えていない。現段階では複線化の計画はない。沿線の状況としては、西大宮駅付近の区画整理が進んでおり、利用状況が増えていることは認識しているが、それを踏まえても複線化を行う必要がある状況ではないと認識しているとのことであった。

岡委員

行政報告書31ページの(1)の「エ 『住むなら埼玉』移住総合支援事業の推進」について伺う。平成28年度から、県事業として移住促進に取り組んでいるが、包括外部監査の報告では、相談件数の割には移住につながっていないとの意見が付されている。移住につながるよう、具体的にはどのような対策を行っているのか。また、移住促進における市町村との連携では、具体的にはどのような成果があったのか。

地域政策課長

移住者数をどう把握するかについて市町村と意見交換を行っているが、住民票の受付窓口での作業が膨大になること、移住の定義が定まっていないことなどから、特に都市部において、移住者数を正確に把握することは困難であるのが実態である。国が制度として、統一的に住民票の申請書にアンケート項目を設けるなどの改善を行わないと難しいと考えている。なお、県内では6市町が移住相談窓口を設置しているが、その中の秩父市と小川町では移住者数をカウントしており、それぞれ昨年度は63人と33人の移住があった。今後、カウントができる市町村を増やしていきたい。そうした中で、県全体としては、社会増が成果指標の一つになると捉えている。また、市町村との連携では、担当者会議で移住促進策について議論しているほか、まず埼玉県全体を知っていただくということで県の移住ホームページを設け、そこから市町村の移住ホームページにリンクすることで、県が

ら市町村につなげていく体制としている。さらに、移住希望者からこの町に移住したいとの希望があった場合は、県内5市町村にある移住の体験が出来るお試し住宅を案内するなど、市町村につないでいる。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響で実地でのイベント開催が難しい中、全国で移住相談を受けているNPO法人が主催するリモートでの移住相談会に、県と市町村が連携して出展するなど、新しい形での連携も行っていく。

岡委員

移住希望者からの支援についての要望は、具体的にはどのようなものがあるのか。

地域政策課長

大きく分けて三つあり、子育て環境、仕事及び自然環境を含めた住まいとなっている。子育て環境については、力を入れている市町村も多く、県のホームページから直接市町村にリンクできるようになっている。仕事については、有楽町の「住むなら埼玉」移住サポートセンターのある場所にハローワークが併設されており、地元の就職情報も提供できるようになっている。住まいについては、住宅課や市町村の空き家バンクと連携し、情報を提供している。

宮崎委員

- 1 行政報告書25ページの「(5)官民連携・民間開放の推進」について伺う。包括的連携協定に基づく民間企業との連携事業において、協定企業からの社員の受入れは行っているのか。
- 2 行政報告書27ページの「(8)外部監査」について伺う。令和元年度の包括外部監査契約の金額は幾らか。また、包括外部監査は年度に一つのテーマで実施しているが、複数テーマでの実施はできないのか。

改革推進課長

- 1 包括的連携協定は、協定企業が各部局と連携し、様々な事業を実施するものである。人事交流としては、損害保険ジャパン株式会社、いわゆる損保ジャパンに職員を1名派遣している。
- 2 令和元年度は1,900万円で契約を締結している。また、包括外部監査は、年度ごとに一つのテーマについて実施している。テーマについては、昨年度の「委託契約の財務事務の執行について」のように庁内各課に対して横断的に監査を実施し、広く検証するテーマと、今年度の「高齢者の支援」のように個別の分野で深く検証するテーマがある。テーマ設定によって広さや深さが変わってくるものであり、契約金額の中でしっかり監査いただいているという状況である。

宮崎委員

- 1 人事交流については、損保ジャパンから受け入れているのか、それとも県から派遣しているのか。
- 2 包括外部監査については、広く行う場合と深く行う場合があることから、いずれにしても年間で実施するのは一つのテーマのみという理解で良いのか。

改革推進課長

- 1 県から派遣している。

- 2 包括外部監査については、1人の監査人が実施しているわけではなく、補助者として複数の公認会計士を使用し、全庁的に監査を行っているものであると理解いただきたい。

秋山委員

- 1 行政報告書25ページの「(4)定数管理」について、令和2年度は4月1日付けで81人の増員であったが、この増員で山積する行政課題に対応できるのか。
- 2 児童福祉司については、4万人に1人から3万人に1人に配置基準が変わり、大至急対応する必要があるが、どのように考えているのか。
- 3 行政報告書38ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」について伺う。令和元年度のホームドアの整備については、7市8駅において約3億7,000万円の補助を実施したとなっている。同報告書39ページの「転落防止設備が整備された鉄道駅(一日平均利用者数1万人以上)の割合の推移」のグラフによると、ホームドアと内方線付き点状ブロックを合わせた転落防止設備が整備された鉄道駅の整備率は、令和元年度に99.3%となっている。ホームドアについては、5年間で11駅整備されているが、進んでいない印象を受ける。そうした中で、ホームドアが設置されない駅には、内方線付き点状ブロックを設置することが求められると思うが、全駅設置に至る工程表・計画はどうなっているのか。また、鉄道事業者には、ホームドア整備を促進する機運がないのではないのか。現在のペースでは、残り120駅にホームドアを設置するには、55年かかる計算になってしまう。スピード感をもって整備を進めるべきであるが、何が原因で進まないのか。あわせて、ホームドアが設置されている駅が20駅あるが、ホームの両側に列車が発着する場合、ホームの片側だけホームドアが設置されていると、視覚障害者はもう片側も設置されていると勘違いしてしまい危険である。その20駅については、ホームの両側にホームドアが設置されているのか。

改革推進課長

- 1 令和2年4月の増員は、新たな行政需要や重要課題に的確に対応するために増員したものである。毎年度の定数改正については、過去1年間の事業の業務量をしっかり把握した上で行っている。
- 2 児童虐待の対応については、児童福祉司を基準に合わせて配置するよう、担当部局と調整している。児童虐待対策のほか、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症等への対応が必要になっている。県民の安心・安全を守るために必要な人員は増員していくとともに、不断の行政改革に取り組み、メリハリを付けた定数管理を行っていきたい。

交通政策課長

- 3 1日の平均利用者数が1万人以上の駅は136あり、未整備の残り1駅は東武伊勢崎線の北越谷駅であったが、今年6月にホームドアが設置されたことにより、整備率は100%となった。内方線付き点状ブロックについては、これまでは利用者数1万人以上の駅に補助を行ってきたが、速やかな設置に向けて、令和元年度から3,000人以上の駅にも補助ができるよう要綱を改正した。国の方針では、1万人以上の駅は平成30年度までに、3,000人以上の駅については可能な限り速やかに整備することとしており、それに応じる形とした。また、ホームドアの整備が進まない原因は、鉄道事業者ごとの整備計画により進められている中で、多額の整備費用が必要であることや、車両扉の位置が列車によって異なるなどの課題があるためである。こうした課題に対し、JR東日本では構造がシンプルなスマートホームドアの積極的な導入により、設置工期と

コストの縮減を図り、早期整備を促す取組も進めている。県としては、鉄道事業者に対し、整備計画のある駅についてはできる限り早期の実施を、整備計画のない駅については早期の整備計画の策定をしっかりと働き掛けるとともに、市町村を通じて鉄道事業者に対する助成を行うことで、ホームドアの早期整備を促進していくよう努めていきたい。あわせて、令和元年度末時点では、20駅中、16駅は全ての番線のホームにホームドアが設置されている状況である。残り4駅のうち、両側に列車が発着するホームの片側にだけホームドアが設置されているのは、京浜東北線の南浦和駅のみである。JRに対しては、できる限り早期の完全設置がされるよう、市町村とも協力し、安全対策についてしっかりと働き掛けていく。

秋山委員

定数管理について伺う。資料13「平成31年4月1日現在 県民1万人当たりの都道府県職員数」について、全国における人口1万人当たりの職員数の比較を見ると、本県は11.3人で最少である。次に少ない千葉県は13.5人であり、約2人の差がある。行政活力を上げていくに当たり、この約2人の差は大きいと考えるが、この現状をどのように分析しているのか。

改革推進課長

現在、本県の人口1万人当たりの職員数が全国最少になっているのは事実である。県としては、最少の経費で最大の効果が上げられるように、定数管理を行っている。県民福祉の増進につながる事業を展開するためにも、適切に定員を配置していきたい。限られた資源の中で、しっかりと事業の選択と集中を行い、定数を管理していく。

江原委員

行政報告書24ページの「(2)スマート県庁の推進」について、県は、平成27年度からオープンデータを公開しており、着実に公開データ数を増やしているところである。令和元年度末現在で569データセットを公開しているとのことだが、これには全市町村を含んでいるのか。また、利用状況についてはどうなっているのか。

改革推進課長

現時点では613データセットが公開されており、市町村も含めて、日々、公開データを増やしている。現在、53市町村がオープンデータの公開を行っている。県としては、全ての市町村が公開できるよう積極的に働き掛けたい。利用状況について活用事例を挙げると、イベント、幼稚園・保育園及び赤ちゃんの駅の情報などをWebやアプリで使ってもらっている。これらはいずれも県のオープンデータを利用しているものである。

江原委員

市町村の参加は53団体とのことだが、データセットの公開数が多い団体、少ない団体、公開できていない団体と取組状況に差があることについて、どのように考えているのか。また、毎年データセット数は増えているが、公開データ数を増やすことと、利用してもらえるデータを増やすことのどちらが重要と考えるのか。数だけではなく、効果的に活用してもらうことが重要なのではないか。さらに、県オープンデータポータルサイトには活用事例が掲載されているとともに、データを活用した場合には連絡いただけると幸いであると掲載されているが、令和元年度はどの程度連絡があり、その際にどのような意見があっ

たのか。あわせて、全市町村の公開ができていない状況とのことだが、市町村からはどのような意見があるのか。

改革推進課長

県には、市町村と連携して、県全体でデータを公開していく責務があると認識している。取組が進んでいない市町村については、効果やニーズ、取組方法が認識されていない状況があると思うので、県としてしっかりサポートしていきたい。また、データセットについては、増やしていくことも重要だが、例えば、公開されているデータ形式が異なると加工しづらいということがある。そうした観点から、データとしてより質の高い利用価値のあるデータを増やしていくことについても、引き続き取り組んでいきたい。さらに、活用したユーザーからの連絡については、今のところ寄せられていない状況である。あわせて、市町村からは、効果やニーズが分からない、団体内での理解を得るためにどのように進めるべきかなどの意見を聴いている。しっかり課題を整理して研修会などを実施したい。

江原委員

オープンデータの取組を他県と比較した場合、本県の現状をどのように評価しているのか。

改革推進課長

他県とのデータセット数を比較した資料が手元にない。デジタルトランスフォーメーションを進める上でデータ基盤は重要であるため、しっかりと進めていきたい。

東間委員

行政報告書30ページの「(14)の市町村情報システムの共同クラウド化の推進」について、行政の無駄をなくし、効率化を図るためには市町村の情報システムの集約化を進めていくことが重要と考えるが、令和元年度はどのような取組を行ったのか。

情報システム課長

令和元年度は、県及び市町村の情報システムを集約・共同化する基盤となる「埼玉県市町村共同クラウド」の構築を行い、令和2年3月から稼働を開始した。このクラウドを活用すると、市町村は、ネットワークの構築やサーバー機器の調達などを個別に行う必要がなくなり、経費を削減できるとともに、県が一括して管理するため、市町村職員のシステム運用の負担も軽減することができる。さらに、市町村単独で高額なセキュリティ機器を個別に導入することはなかなか難しいが、こうした整備を共同で行うことにより、セキュリティ水準を全体として底上げできる。今後も、市町村の情報システムの集約・共同化が進むよう努めていきたい。

東間委員

共同クラウド上では、具体的にはどのようなシステムが動いているのか。

情報システム課長

現在、本県やさいたま市の児童相談所と県警との間で児童虐待情報の共有を行うシステムを、共同クラウド上で動かしている。また、災害発生時にり災者証明を出す被災者支援システムがあるが、このようなシステムも共同クラウド上で動いている。令和2年9月末時点で、「埼玉県市町村共同クラウド」には13市町及び県の計14団体が参加し、県単

独利用を含む10システムが稼働している。

田並委員

- 1 行政報告書23ページの「(1) 埼玉県行財政改革プログラム2017-2019の着実な推進」について、同報告書24ページの「行財政改革大綱が目指す方向」の図の中に「県庁のICT化・働き方改革」とあるが、職員の働き方にどのような効果があることを期待したのか。また、どのような成果があったのか。
- 2 行政報告書26ページの「(7) 指定管理者制度」について伺う。指定管理者制度の全体の考え方としては、民間の力を借りて行政の財政支出を減らしていくことが目的であると理解している。全体的には、当初の目的どおりの効果が生じているのか。また、課題はあるのか。

改革推進課長

- 1 ICT、IoT等の新技術は、県民生活の向上や産業界の生産性の向上につながる一方、行政の効率化も目的としている。昨年度は、AIを活用した様々な取組を実施した。例えば、職員からの問合せにチャットで自動応答するシステムや、音声を翻訳するシステム、議事録を作成するシステムを導入し、職員の負担軽減につながった実績がある。今年4月以降は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組として、テレワークやWeb会議を庁内に広く展開しており、昨年度からの取組の成果が出ていると考えている。
- 2 指定管理者制度については、民間事業者のノウハウ活用や住民サービス向上、経費削減を目的として実施しており、令和2年4月1日現在、68の施設で導入している。事業者ごとに様々な工夫を行っており、利用者ニーズを踏まえて、魅力ある施設となるよう取り組んでいる。例えば、埼玉会館はツイッターで広報を行い、北本自然観察公園はユーチューブを使って魅力を発信する等、民間ならではの柔軟な発想や機動的な対応をしており、効果が上がっていると考えている。

田並委員

- 1 行政報告書24ページの「(2) スマート県庁の推進」について、13課所26業務にRPAを導入したと記載があるが、どの業務に導入するかなど、導入に当たっての検証をどのように行ったのか。
- 2 指定管理施設について、自動販売機しかないような公園で収益を上げるのは無理である一方、収益を上げるよう更に努力が可能な施設もあると思うが、どのように考えているのか。

改革推進課長

- 1 RPAの導入は、ほかの手段で代替できるかも含め、庁内から希望を募り、当課及び専門家などの知見も踏まえて選定している。そのため、件数が少なく効果が得られないようなものには導入せず、効果が得られるものから順次導入している。
- 2 指定管理施設については、それぞれの指定管理者において利用料金収入を上げてもらうとともに、県民が魅力を感じるような自主事業を展開するよう、各主務課と連携していく。

【説明者】

強瀬道男農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、根岸章王食品安全局長、西村恵太農業政策課長、横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、田邊虎男生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

【発言】

山口委員

- 1 行政報告書246ページの(2)の「イ 農地中間管理機構運営事業」について、公益社団法人埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定し、1,952ヘクタールの農地が担い手等に集積・集約化されたとあるが、具体的にはどのように取り組んだ結果なのか。また、この結果で十分進んでいると言えるのか。
- 2 行政報告書246ページの「(3) 農業生産を支える基盤の整備」について、埼玉型ほ場整備と従来のほ場整備はどう違うのか。また、埼玉型ほ場整備のメリットはどのようなものか。さらに、ほ場整備を今後とも推進していくのか。
- 3 行政報告書247ページの(1)の「ア 米・麦・大豆」について、各農林振興センターに県産米の食味向上技術普及のための実証ほを設置したとのことだが、具体的にはどのような技術を実証したのか。また、どのような成果があったのか。
- 4 行政報告書247ページの(1)の「ウ 果樹」について、梨の「彩玉」の栽培面積と生産量が増加しているが、「彩玉」にはどのような特徴があるのか。また、産地はどこなのか。
- 5 行政報告書248ページの(1)の「オ 畜産」について、雌牛のゲノミック評価とはどのようなものなのか。また、どのように活用しているのか。
- 6 昨年9月から11月にかけて県内5か所の養豚場で豚熱が発生したが、それを踏まえた防疫体制の見直しについて、どのように行ったのか。
- 7 行政報告書253ページの(2)の「ア 農業の6次産業化支援事業」について伺う。開発された6次産業化商品の販路開拓の支援を行っているとのことだが、新商品が増加している一方で、全国的には6次産業化がなかなか広がっていないと思われるが、課題は何か。

農業ビジネス支援課長

- 1 令和元年度についても、県、農地中間管理機構、農業委員会などの関係機関が連携して組織的に事業を推進してきた。具体的には、農地の広がりや担い手の状況等を踏まえて、農林振興センターごとに重点推進地区を129地区設定し、機構のコーディネーターや農業委員などが農家への事業周知や意向調査等を行い、地域的な推進を実施した。また、土地改良区などとの連携により、基盤整備済み地区での事業を推進するとともに、畦畔除去等による区画拡大や用排水路等の整備を行う事業と組み合わせた取組を進め、担い手への農地の集積・集約化を進めた。さらに、地域的な取組が困難な地域においては、担い手に着目し、大規模農家の農地を同機構が借り受け、担い手間の農地を入れ替えるなど、農地の集約化を推進した。これらの取組により、45市町村で1,952ヘクタールの農地を担い手等に集積・集約することができた。こ

の結果、同機構は、耕地面積に占める借入面積割合において全国第2位になる実績を上げている。一方で、取組が遅れている市町村もあるため、地域の状況を踏まえて、引き続き関係機関と連携して推進していく。

- 7 6次産業化を進める上での課題は、加工・販売にも農業者が自ら取り組まなければならないことである。労力確保や加工施設・機械の導入費用負担が大きな課題となっている。既に取り組んでいる方にとっては、売れる商品を作らなければならないため、加工技術の向上やデザインの検討、衛生管理、販売戦略など幅広い取組が課題となっている。生産者だけでは取り組むことが難しいため、異業種間のマッチングによる新商品開発支援により、農業者と食品業者や販売業者が連携した6次産業化も積極的に進めている。

農村整備課長

- 2 本県は、昭和前半まで1反区画の耕地整理が全国的にも進んだ地域である。しかしながら、大型農業機械ができる前の整備であったため、道路は狭く、区画も小さいものになっている。そのため、大型農業機械で営農するには効率が悪い状況である。埼玉型ほ場整備は、1反区画において、碁盤の目のように整備されている既存の道水路を活用し、畦畔を除去することで区画の拡大と道路の拡幅を行う本県独自の整備方法である。当初は国の補助対象とならなかったが、丁寧に国に説明した結果、現在は国の補助を受けて実施している。また、メリットは、既存の道水路を利用するため、事業費は通常に比べて約7割、工事期間は換地を行わないので約5割で整備できることである。さらに、埼玉農林業・農山村振興ビジョンでは、令和2年度までに基盤整備面積を2万2,700ヘクタールとすることを目標に設定しているが、予算の重点化により、平成30年度には既にこの目標を達成している。現在、新たな農林水産業振興基本計画を策定中であり、年間100ヘクタール程度の目標を設定していきたいと考えている。

生産振興課長

- 3 近年、消費者の良食味志向が高まる中で、オリジナル品種のブランド化に取り組んでいる。本県においても、有利な販売につなげるためには、一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「米の食味ランキング」において、特A評価を獲得することが不可欠な状況になっている。実証技術については、一粒一粒の粒に十分な栄養が行き渡るようにするため、やや植付け本数を少なくする、あるいは、追肥の養分を専ら粒の充実に効かせるため、追肥の時期を遅らせる等の試験を行った。これらの技術を踏まえ、収穫した米を同協会に出品した結果、令和元年産「彩のきずな」は、基準米より良好ということでA評価を得た。令和2年度も食味向上技術を実証し、最高ランクの特A評価を目指して取り組んでいる。
- 4 「彩玉」は、農業技術研究センターで育成した本県のオリジナル品種であり、「新高」に「豊水」を交配し、平成17年に品種登録された。果実の重さが平均550グラム程度の大玉であり、糖度が13度から14度と高く、ジューシーで甘い梨である。収穫時期は8月下旬から9月上旬で、「幸水」と「豊水」の間に収穫される。主な産地は、蓮田市、久喜市、白岡市、加須市などの県東部地域や、神川町、上里町などの県北部地域、鴻巣市、桶川市などの県央地域となっている。

畜産安全課長

- 5 繁殖雌牛である母牛の資質は、これまでは生まれた子牛が出荷されて肉となって初めて判明していた。ゲノミック評価は、牛の毛を用いて子牛に遺伝するDNA情報を調べることで、枝肉の重量、ロース芯の大きさ、皮下脂肪の厚さ、脂肪の入り方などの資質が分かるものである。平成30年度から令和元年度まで、県内農家の牛500頭及び秩父高原牧場所有牛63頭のゲノミック評価を実施し、評価の高い優良牛や様々な資質を持つ牛がいることが分かった。畜産農家では、優良牛を確保して受精卵を作成するなど活用が進んでいる。今後は、牧場の繁殖雌牛を使って優良な牛を生産し、県内和牛農家に広く行き渡るようにしたい。
- 6 昨年の9月から11月の県内発生事例においては、連続して5例発生したことに伴い、大量に必要となった防護服などの資材が不足した。また、現地における資材搬入や動員者の受入れ等の一般的な作業についても、獣医師である家畜防疫員が担っていたため、発生農場の殺処分を実施する家畜防疫員が不足し、作業の遅れにつながった。こうした反省点を踏まえ、初動に必要な資材の適切な備蓄を進めているほか、実効性のある防疫体制となるよう家畜防疫員の適正配置など役割分担を見直すとともに、防疫マニュアルの見直し等を行っている。さらに、発生に備えた防疫作業演習についても毎年度実施しているが、経験を踏まえ、実践的な演習内容になるよう反映させていく。

山口委員

- 1 農地中間管理機構運営事業において、取組が遅れている市町村もあるとのことだが、どのような課題があるのか。また、契約内容について改善が必要な点はあるのか。
- 2 埼玉型ほ場整備のメリットは分かったが、今後、AIの活用や大型農業機械の導入などにしっかり対応できるのか。
- 3 例えば、蓮田市では梨農家が減少している。「彩玉」は、「幸水」と「豊水」の間に収穫できるとのことだが、今後の梨の生産拡大について、どのように考えているのか。
- 4 ゲノミック評価では、病気の有無も分かるのか。
- 5 売れる牛をつくるために、例えば「松阪牛」のようなブランド名を考えているのか。
- 6 豚熱について、野生イノシシへの経口ワクチンの散布を行っているとのことだが、効果の検証はどのように行ったのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 取組が遅れている地域は、農地の資産的な価値の意識が強い農家が多い県南地域や、農地の区画が小さく作業性が良くない地域、畑地地域、担い手が不足している地域などである。例えば、作業性が良くない等の状況にある土地は、担い手も借りたがらず、取組が遅れてしまう面がある。また、契約の関係では、「農地を貸したら返ってこない」などの不安を抱く農家もいるが、農地中間管理機構運営事業においては、契約期間が満了すれば農地は必ず返却されることを説明している。農地中間管理機構の借受期間は、事業規程において原則6年以上となっており、長いものでは10年を超えるものもあるが、農地所有者等の希望に合わせて柔軟に対応しているところである。特段、契約上の問題で取組が遅れていることはないと認識している。

農村整備課長

- 2 埼玉型ほ場整備は、耕地整理をされている1反区画に使える手法であり、それ以外

のところには一般型のほ場整備を実施する。埼玉型に限らずほ場整備は、担い手農家への農地の集積を目標にしており、人・農地プランや農地中間管理機構と連携しながら、担い手農家の営農計画と事前に調整した上で実施する。この中でスマート農業に取り組む希望がある農家については、GPSを使用したトラクター等が活用できる基盤整備が国庫補助対象となっていることから、県としても対応していきたい。

生産振興課長

- 蓮田市の梨農家は減少傾向にあるが、一方で、「彩玉なし共進会」において蓮田市の生産者が2年続けて知事賞を受賞しており、技術力の高い産地である。このような高度な技術を新しい担い手へ継承するため、農業技術研究センター久喜試験場を会場に、県職員等が講師となり、果樹基本技術習得講座を開催し、栽培技術の習得を支援している。令和元年度は、梨の新規就農希望者10名を対象に全10回の講座を行った。今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、9月までの講座は中止としていたが、10月からは3密を防止しながら講座を再開している。

畜産安全課長

- ゲノミック評価は、牛の資質の検査であり、病気の有無は分からない。
- 県内には、「彩さい牛」や「武州和牛」、「深谷牛」などの肉用牛ブランドがあり、各生産農家もゲノミック評価に参加し、優良雌牛を確保している。特徴ある資質を持つ牛がいることが分かっているので、将来的には埼玉県牛として売れる牛が生産されることが期待できるが、現段階では統一したブランド名は考えていない。
- 野生イノシシの豚熱対策として、昨年10月から捕獲の強化やウイルスの浸潤状況の把握、経口ワクチンの散布を行っている。発生農場を中心とした半径10キロメートルの区域に係る市町とその周辺の計23市町村でイノシシを捕獲し、検査を行っている。捕獲の実績は24市町村で1,022頭であり、15市町村内で捕獲された97頭で陽性が確認された。死亡した野生イノシシについては、これまでに17頭を検査し、13頭が陽性であった。まだ検査頭数が少なく、ワクチンの効果については、検証できる段階にない状況である。EUの先進事例では、4割から5割が抗体を持たないと感染拡大は防げず、6割以上が抗体を持つと撲滅に向かうとされている。今後も、捕獲と検査、経口ワクチンの散布を継続していく必要がある。

小谷野委員

行政報告書259ページの(2)の「ア 埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」について伺う。西部及び北部地区には山地があるが、若手の林業経営者に聞くと、とても経営していけないため、廃業・転職を考えている人が多い。山地において、森林の手入れをする人が誰もいない状態が多くなっていると思う。価格と経費の事例を調べたところ、木材価格は1立方メートル当たり1万9,900円であり、1ヘクタール当たりでは350万円から360万円の売上げになるが、伐採・運搬や再造林に510万円かかるため、1ヘクタール伐採すると153万円の赤字になる状況とのことであった。赤字になるのは、木材価格が安すぎるからである。令和元年度は、県産木材を使った住宅への助成を192件行ったとあるが、本県では年間3万8,000件から3万9,000件の住宅着工がある中で、ごくわずかな件数でしかない。このような状況下で林業者や材木業者が県産木材の利用拡大を図るのは困難であり、県や国がしっかり対策を考える必要があると思う。農林部はどのように考えているのか。農林部長に伺う。

農林部長

農林部としては、林業経営が成り立つ森林と、奥地等で条件が悪く林業経営が難しい森林を分けて考えている。経営が難しい森林については、針広混交林化や広葉樹林化を進め、林業経営を主体としない山に戻していく。一方、経営が成り立つ森林については、森林組合等の担い手に集団的に管理していただく。これが大枠での考え方である。経営が成り立つ森林については、団地化の推進や高性能林業機械の導入、森林管理方法の低コスト化等を図りつつ、木材が生産できるよう支援していきたい。なお、伐採して木材を売却したとしても、再造林費用まではなかなか捻出できない現状もある。そこで、行政報告書257ページの(1)の「ア 皆伐から始める森の若返りスピードアップ事業」のように、皆伐した後、もう一度、林業経営として森林を造れるように支援する事業も導入している。まだ実績としての面積は少ないが、林業の低コスト化を図る支援等と併せて、林業が経営していけるように今後も支援していきたい。

小谷野委員

例えば西部地区では、森林所有者の家には老夫婦が残っているだけである。森林の手入れができない状況で、そこに太陽光発電事業者から買収交渉を持ち掛けられると、渡りに船ということになってしまう。北部地区も同様の状況だと思う。年間約3万9,000件も住宅着工があるにもかかわらず、県産木材の出荷が増えない状況を何とかしなければならない。ついては、県産木材を使用してどんな住宅が建築できるのか、研究する必要があるのではないかと。県産木材を使用するからこそそのメリットが示せれば、需要も増えるのではないかと。現状のままでは、西部及び北部地区の材木店はなくなってしまう。森林所有者が森林を管理できないのであれば、県がどうすればよいのかを示すべきではないのか。農林部長の考えを伺う。

農林部長

CLTや先進の集成技術により、従来使用されていないところに木材が使用され始めている。新しい木材の使用方法として推進していきたい。また、森林環境譲与税の創設に併せて、森林経営管理制度が導入されている。これは、市町村が森林所有者と担い手である林業経営者の仲介者となる制度である。市町村は、森林所有者に林業経営ができるかどうか意向を確認の上、できない場合はその森林の経営や管理について受託する。受託した森林のうち、林業経営に適した森林は、林業経営者に経営や管理の再委託を行う。一方、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら管理する。この制度が機能するよう、市町村を十分に支援して活用を図っていきたい。

小谷野委員

森林経営管理制度は良い制度であると考えている。なお、山地の所有者が、当該山地を市町村に無償譲渡したいと申し出ても、市町村から断られるケースが多い。高齢の所有者は先のことを考えて申し出ていると思うので、市町村に受領してもらえるように、県としても森林管理の在り方をもう少し深く考えてほしい。(要望)

宮崎委員

- 1 資料2「令和元年度埼玉県歳入歳出決算附属資料(その1)」の75ページの「歳出」の第6款の第4項の第4目「県営林費」について、補正予算額よりも不用額が多いのはどのような経緯によるものなのか。また、歳入歳出決算事項別明細書説明調書339ペ

一ジの「歳出」の第6款の第4項の第4目の「森づくり課」の3に不用額を生じた理由が簡易に記載されているが、詳細はどうなっているのか。

- 2 行政報告書248ページの(1)の「オ 畜産」について伺う。家畜防疫員は、現在、子豚に対する豚熱のワクチン接種に従事していると思うが、何人体制で行っているのか。また、農家から子豚が生まれた報告を受けてからどのくらいで農場に赴くのか。さらに、親豚の抗体の持続状況などの検査を実施しているのか。

森づくり課長

- 1 県営林の立木処分において木材を売り払う予定であった。しかし、令和元年東日本台風によりアクセス道が被災し、現地調査ができなくなった等の事情によって、売払いの入札が不落となってしまった。その結果、執行残となった分収金相当額を不用額としたものである。

畜産安全課長

- 2 現在、家畜防疫員に任命している獣医師職員は137名であり、そのうちワクチン接種を行うのは、主に家畜保健衛生所と畜産安全課の68名という体制になっている。獣医師については、他の地域機関などでも家畜防疫員を任命している。また、子豚に対するワクチン接種は50日から60日令で接種しており、ほぼ毎月、家畜防疫員が農家に立ち入っている。子豚が生まれる予定や接種適期の子豚がいるかどうかについては、その際に聞き取ったり、農家から報告をもらうことなどにより把握している。さらに、親豚についても1回接種を終了しており、必要な追加接種を適宜実施している。抗体検査は半年に1回実施しており、検査の結果、抗体価が低い個体にはきちんと追加で接種し、抗体価を高めるようにしている。

宮崎委員

資料2の75ページの「歳出」の第6款の第4項の第4目の第19節「負担金、補助金及び交付金」について、不用額が1,096万3,355円となっている。この不用額の理由は、交付金の申請件数が見込みを下回ったためとのことだが、入札不落とはどのように関係しているのか。

森づくり課長

県営林は分収林であるため、立木を伐採して売払いを行った場合、土地所有者に分収金として交付金を交付する必要がある。令和元年度は、立木売払い収入が数千万円生じると見込み、対応した額の交付金を歳出予算に計上していた。しかし、立木売払いでは結果的に220万円の収入しかなく、その売払いに係る交付金を除いた執行残額を不用額としたものである。

岡委員

行政報告書251ページの(2)の「イ 埼玉スマート農業推進事業」について伺う。梨の摘果判断システムの開発において、摘果判断アプリをスマートグラスに搭載したとのことだが、摘果作業は多くのアルバイトが担っていることから、摘果判断を正確・迅速に行えれば作業が効率化し、梨の単価も安くできるという期待がある。摘果判断システムの精度はどの程度向上したのか。

農業政策課長

梨の摘果判断アプリの精度向上のため、令和元年度において、3,000枚以上の画像により1万5,000個以上の果実の判別を行った。現在の精度については、梨を専門とする県の研究員が摘果した場合と比較して、8割程度の精度まで向上している。今後は、試作品を現場の生産者に使用してもらい、精度を確認するとともに、意見や要望を反映していきたい。

岡委員

スマートグラスの価格が普及に当たり一番の問題となる。1台の価格が例えば何百万円では、梨農家も購入できない。以前、大量に製造してコストを下げる努力を行うとの説明があったが、1台当たりの価格は幾らに設定しているのか。

農業政策課長

現在、アプリを搭載するスマートグラスを選定しており、1台当たり25万円程度のものを検討している。試作品であることから、最終的な販売価格は申し上げられない。

岡委員

農家にとって、何人ものアルバイト分のスマートグラスを買い取ることは負担が大きいため、普及は進まないと思われる。農家に安く提供するために、どのようなことを考えているのか。

農業政策課長

普及を進めるに当たって重要な指摘である。農家が購入するという方法もあれば、農家に貸出しを行うという方法もあり得るので、幅広く方法を検討の上、普及が進む方策を考えたい。

深谷委員

行政報告書247ページの(1)の「ア 米・麦・大豆」について伺う。米の需要に応じた生産を推進したとあり、資料41「米価の推移」には価格の推移が記載されている。今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、米価に関する新聞報道も様々にされている中で、農家から米価の下落についての懸念の声を直接頂くこともある。下落すれば生産者としては困る一方で、高騰すると消費者の米離れにつながりかねない。米価の安定が重要だと思うが、本県産米の価格の状況をどのように捉えて取り組んでいるのか。

生産振興課長

本県の米価は、平成26年の暴落を底として、それ以降、平成27年から令和元年までは上昇基調で推移してきた。しかしながら、米の消費が減少する中において、今年の作況が良好であったことと、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の需要が減少してきていることから民間在庫が増加しており、今後の需給も緩むという予測の下、令和2年の米価についても下落している状況である。本県においては、8月下旬にJA全農さいたまが示した金額であるが、1等米の60キログラム当たりの仮渡金が昨年と比べて1,000円ほど下がっている。この金額は、仮渡金の過去10年の金額と比較するとやや高いというレベルである。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響や、

6月上旬辺りから需給が緩いという報道がされている中で、多くの農業者からは、「下がるのは覚悟していた。想定範囲内である」という声を頂いている。米価は変動するので、県としては、下落した場合に備えて、ナラシ対策や収入保険制度など経営安定のためのセーフティネットへの加入促進を図っていきたいと考えている。

杉田委員

- 1 行政報告書246ページの(3)の「イ 担い手を育む農地の整備」及び「ウ 農業水利施設の整備」について伺う。米の消費が減少する中で、県産米のブランド化を進め、販売促進を図ることは大前提として、水田の排水改良や畑地化を行い、いわゆる水田の汎用化、野菜などの高収益作物の栽培をできるようにしていくことが必要と思う。水田の排水改良や汎用化についての取組状況と、今後の対応はどのようなのか。
- 2 行政報告書247ページの(1)の「イ 野菜」について伺う。持続可能な産地体制整備の促進については、新規就農者も増えており、新たな野菜産地育成や生産拡大にはチャンスである。食品加工業者などのリクエストに応える契約栽培が必須と考える。いわゆるオーダーメイド型産地育成の成果と展開はどのようなのか。
- 3 行政報告書250ページの(2)の「ア 農林水産試験研究費」について、農産物の生産拡大や高品質な農産物の安定生産は、試験研究機関での新技術や新品種の開発に期待するところが大きいですが、農業技術研究センターで重点的に取り組んでいる研究課題は何か。
- 4 研究成果が現場に普及するのにはかなりの時間がかかると思うが、これまでに開発された技術や品種の現場への普及状況はどのようなのか。また、昨年度に開発された技術は、現場にどのように普及しているのか。さらに、普及にどのように取り組んでいくのか。

農村整備課長

- 1 水田のほ場整備においては、排水路の整備を行うことで、大雨の際にはほ場の湛水を短時間で排除できるようになる。また、暗渠排水で地下水位を下げることにより、湿田が乾田化される。さらに、区画の拡大や道路の整備により大型農業機械の導入も可能となる。あわせて、地区下流の幹線排水路や排水機場を整備することで、安定した排水条件となり、ほ場整備の効果が最大限に発揮され、多様な野菜を安定して生産できる農地となる。熊谷市の下増田地区は水稻・麦の2毛作地区だが、令和元年度から着手したほ場整備事業を契機に、高収益作物としてネギを導入する計画としている。令和元年度末現在、本県の水田のほ場整備率は57%であり、約4万ヘクタールのうち、約2万3,000ヘクタールが整備済みとなっている。指摘のとおり、水田に畑作物を導入することは、本県農業産出額を向上させ、農業者の所得を高めていく非常に重要な取組である。水田を汎用化し、県内各地域の特性に応じた野菜の導入が図れるよう、ほ場整備やかんがい排水施設の整備を進めていく。

生産振興課長

- 2 食品加工業者等からの要望に応えられる産地の育成を図るため、令和元年度は10者に助成した。例えば、深谷市の農業法人は、ネギの移植機や管理機、収穫機を整備し、外食チェーン店向けの加工用野菜として345トンを出荷した。この出荷量は、整備前よりおおむね2割増加している。また、同じく深谷市の認定農業者は、ブロッ

コリーの全自動播種機、移植機、管理機等を整備し、コンビニやスーパー向けの加工用野菜として5.5トンを出荷した。この出荷量は、整備前より3割以上増加している。食品加工業者等との契約取引は、あらかじめ価格や数量について取り決めることから収益の見込みが立ちやすく、農業経営の安定化を図る上でも有効な手段となるため、引き続き支援していく。

農業政策課長

- 3 試験研究推進においては、幾つか重要な視点がある。先端技術を活用した省力・低コストな生産技術の開発や、消費者に選ばれる品種の育成などを柱として位置付けて取り組んでいる。例を挙げると、省力・低コストな生産技術については、水田を活用した加工・業務用タマネギの植付けから収穫までの機械化一貫体系技術の開発に取り組んでいる。また、施設園芸トマトについて、炭酸ガスを活用した収量や品質の向上に係る技術開発にも取り組んでいる。新品種の開発については、病害虫抵抗性を備えた、あるいは気象変動に強い米の品種や、イチゴの「あまりん」や「かおりん」に続く品種の育成などに重点的に取り組んでいる。
- 4 これまでに開発した技術の普及について、例を挙げると、米の高温障害を回避するため、田植えの時期の調整や、肥料を適切に与えることなどを組み合わせた栽培技術がある。地域機関や農協が行う講習会などを通じて普及を図ってきた結果、規格外米の比率を大幅に低下させることができた。品種については、代表的なものとして米の「彩のかがやき」や「彩のきずな」、イチゴの「あまりん」や「かおりん」などが普及してきている。特に「あまりん」や「かおりん」は、消費者からの評価も高い。現状の生産面積は2ヘクタール程度だが、生産者からは生産を拡大したいとの声もある。また、昨年度についても幾つかの栽培技術や生産技術を開発し、成果をマニュアルやリーフレットの形で公表し、講習会などを通じて普及に取り組んできた。一例としては、熊谷市や深谷市を中心に発生した、ネギの根元に食害を及ぼすネギネクロバネキノコバエの防除技術があり、マニュアルを作成して、被害のあった地域の約1,200名の生産者に配布して周知を図った。こうした取組を通じて普及に取り組んでいく。

杉田委員

水田のほ場整備率は57%とのことであるが、ほ場整備を進める上で、生産者や地権者との間における課題は何か。

農村整備課長

米価が低い中でも新たな投資を行う意欲のある農業者もいるが、必ずしも地域の農業者全員がそのような意向を持っているわけではない。ほ場整備は、農家にも整備費を負担いただくのが基本であり、通常は農家が約12.5%を負担する。しかしながら、埼玉型ほ場整備事業等では、農家の負担を極力抑えている。具体的には、市町村に上乘せ補助を行ってもらうことにより、農家負担ゼロで実施している。とはいえ、土地が減少することに対する抵抗もあることから、地元の合意形成が重要である。ほぼ100%の方に同意いただかないと、整備を実施できないのが実情である。

高木委員

- 1 行政報告書261ページの(2)の「ア 多面的機能支援事業」について、農地・農業用水路などにおける保全活動の実績はどうなっているのか。

- 2 行政報告書251ページの(2)の「イ 埼玉スマート農業推進事業」について伺う。AIを活用した茶の生産技術開発については、スマート農業の取組に入っていると思うが、その研究内容と進捗状況はどうなっているのか。
- 3 行政報告書254ページの(3)の「ウ 狭山茶魅力発信型輸出促進事業」について伺う。狭山茶の輸出について、フランスのパリで開催された見本市における実績はどうなっているのか。

農村整備課長

- 1 それらの保全活動に対する助成区分は、基本的に農地維持支払が該当しており、47市町村の面積1万7,119ヘクタールにおいて、348組織に活動していただいている。

生産振興課長

- 2 AIを活用した茶生産技術の開発については、具体的には四つのシステムの開発を行う予定である。一つ目は、気温・土壌関連センシングシステムであり、茶園ほ場における様々な情報、例えば気温、地温、土壌水分、ペーハー、ECなどをLPWA通信網を通じて送信するもので、なるべく消費電力を抑えて遠距離通信を行う通信方式により情報を集積するものである。二つ目は、画像解析を用いた生育診断・肥培管理適期把握システムであり、スペクトルカメラを活用して、ほ場の撮影データから茶芽の生育状況や繊維量等のデータを集積し、AIを活用して生育診断や肥培管理適期予測を行うものである。三つ目は、センシングデータに基づく製茶・貯蔵・品質評価システムであり、スペクトルカメラを活用して、生葉の水分含量や荒茶の成分分析値などのデータを集積し、製茶工程の最適化や品質評価を行うシステムである。四つ目は、GISによる茶園基本情報管理システムであり、一つ目から三つ目のシステムで集積されたデータを地理情報システムに組み合わせてマップ化を進め、茶園経営の効率化や生産者の負担軽減を目指すものである。現在の進捗状況は、茶業研究所内の2か所にLPWA送信システムを設置し、ほ場の実測データとの整合性の検討を行っている。また、スペクトルカメラを導入し、適正な撮影方法について検討するとともに、画像データと茶葉の栄養成分データとの照合やほ場データとの関係性について解析を行っている。

農業ビジネス支援課長

- 3 昨年11月1日から3日間、フランスのパリで開催された見本市に出展し、狭山茶を多くの方に試飲していただき、約25キログラム、47万円の販売ができた。そのほか、パリ市内の飲食店や茶専門店、輸入業者等11社に対し商談を行った結果、3店でテスト販売を行った。そのうち1社から狭山茶のサプライヤーの指名をしたいとの話もあったが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で商談がストップしている。

高木委員

農地・農業用水路などの保全について、昨年度は2万2,000ヘクタールを目標としていたが、目標に達しなかった理由は何か。

農村整備課長

埼玉農林業・農山村振興ビジョンにおいて、令和2年度末で2万2,000ヘクタールとすることを目標に設定している。1万7,119ヘクタールは令和元年度までの実績であり、目標値の78%ほどとかなり厳しい状況である。この事業は、4分の1の金額を県と市町村で負担しているが、財政的に余裕がない市町村もあり、目標に達していない状況である。

秋山委員

- 1 行政報告書259ページの(2)の「ア 埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」、(3)の「ア 林業・木材産業構造改革事業」及び資料24「木材の流通状況について」の4ページの「④県産木材の公共施設への利用状況」について伺う。平成15年度から令和元年度までの利用量の推移を見ると、年々減少しており、特に令和元年度の減少が著しい。全体的な減少傾向と令和元年度の減少の原因はそれぞれ何か。また、「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」が改正されるたびに利用量が減少しているように感じるが、関係はあるのか。
- 2 行政報告書259ページの(1)の「ア 森林の整備」について伺う。「森林の整備面積の推移」のグラフを見ると、整備面積が年々少なくなっているが、その原因は何か。
- 3 県ホームページで調べたところ、森林面積の減少は、この20年間で3,843ヘクタールであるが、この10年間では2,339ヘクタールであり、年平均で234ヘクタールと減少が加速している。令和元年度の減少面積はどうなっているのか。また、その主な原因は何か。

森づくり課長

- 1 平成15年度から平成27年度までの公共施設等における県産木材利用量は、年度による増減はあるものの、年間2,000立方メートルから3,000立方メートルであった。しかし、平成28年度に1,817立方メートルと大きく下回り、令和元年度には864立方メートルとなった。減少した原因としては、平成21年度から開始された補助率が高い国庫補助事業が、平成27年度で終了したことが挙げられる。令和元年度は土木工事等において木材利用量が減少したが、これは、令和元年東日本台風による災害で多くの事業が繰越しとなったためである。繰越事業で利用した木材は、今年度の実績としてカウントされるものと考えている。また、「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」は、国の法令制定や改正に合わせて改正しており、木材利用の減少とは特に関係がないと考えている。
- 2 森林整備面積の減少は、具体的には再生林や間伐面積の減少である。主な原因としては、第一に木材価格が低迷し、木材販売収益から再生林費用を賄うことが困難であることが挙げられる。第二に、木材価格が長期に渡り低迷していることで、森林所有者の関心が薄く、経営管理が不十分な森林が一定程度あることが挙げられる。
- 3 森林面積は5年ごとの調査で確定するため、令和元年度の減少面積は推計値になるが、285ヘクタールであった。主な減少理由は、住宅や工場用地・物流倉庫、駐車場や資材置き場などへの転用である。なお、過去20年間で把握している減少理由としては、主に住宅用地への転用が約5割を占め、その他はダムや国道のバイパスなどの開発に伴うものである。

秋山委員

県産木材の利用について、国庫補助事業は平成27年度に制度が終了したのか。それとも補助率が引き下げられたのか。また、その際に県が補助率を引き上げる等の対応を行ってれば、公共施設への県産木材の利用が継続したのではないか。

森づくり課長

補助率が2分の1だった森林整備加速化・林業再生事業は、平成27年度に終了した。現在の後継事業の補助率は、新築で15%、木質化で3.75%に下がっている。県としては、補助率の引上げについて国に再三要望している。

秋山委員

平成28年度以降、補助率の引上げなど県独自の取組は行わなかったのか。

森づくり課長

補助率の上乗せは行っていない。一方、県産木材の利用が進むよう、市町村に木造建築技術アドバイザーを派遣するなどの支援を全国に先駆けて行っている。

江原委員

- 1 行政報告書243ページの(2)の「ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」について、就農相談窓口を設置し、多くの相談に応じるとともに、新規就農者を年々増やしていることを高く評価する。新規就農者については、毎年増加する中で、その後のフォローアップは行っているのか。また、新規就農者で辞めてしまった方はいるのか。
- 2 新規就農者は、県内のどの地域にどのくらいの人数がいるのか。
- 3 行政報告書244ページの(3)の「ア 農業版ウーマノミクス事業」について、5年度間実施した後、同報告書18ページの「3 事務事業の見直しの実施」によると見直しで事業廃止とのことだが、「優れたリーダーシップやビジネス感覚を備えた女性農業者の育成支援に重点化を図ったことによる廃止」と理由が挙げられている。農業に取り組む女性は今後も多く存在する中で、女性農業者支援について、どのような議論が行われてきたのか。
- 4 行政報告書252ページの(1)の「ア 地産地消推進事業」について伺う。令和元年度末のふるさと認証食品数は565製品となっているが、一度認証されれば、以後、認証食品数が減少することはないのか。
- 5 行政報告書253ページの「量販店県産農産物コーナー設置数の推移」の棒グラフについて、令和元年度末で563店舗となっているが、平成30年度と令和元年度でこの棒グラフの計上方法に変更があったのか。
- 6 行政報告書253ページの(2)の「ア 農業の6次産業化支援事業」について伺う。同事業により令和元年度に開発された63品目の新商品は、何団体の農業者によって開発されたのか。

農業支援課長

- 1 新規就農者の就農後は、農林振興センターの普及指導員が、技術・経営等の相談に応じている。青年農業者や就農間もない方に向けては、プロジェクト活動として、普及指導員が農業者個々の技術や経営等について現地で一緒に研究するなどのフォローアップを実施している。また、平成27年度から令和元年度までの新規就農者1,5

08名のうち、88名、約5.8%の方が離農している。

- 2 各農林振興センター単位では、令和元年度の新規就農者321人のうち、一番多いのが大里農林振興センター管内で67名、続いて、さいたま農林振興センター管内が62名、次に川越農林振興センター管内で47名であり、県北と県南の地域で多くなっている。
- 3 農業版ウーマノミクス事業については、新たな商品開発や販路の拡大等の取組の支援により、女性農業者が参画する動機付けやきっかけづくりを行ってきた。一方で、女性農業者が農業法人の経営者や役員として、積極的に経営に参画している事例が少ないという状況があった。そこで、リーダー力や優れたビジネス感覚を備えた女性農業者の育成に重点化することとし、令和2年度については、女性活躍支援事業という新たな事業を行っている。現在、農業法人等で経営者や役員として活躍を目指す女性農業者を対象として、スキルアップと意識改革を図る研修を実施している。

農業ビジネス支援課長

- 4 ふるさと認証食品の認証期間は3年間となっており、継続申請を行い認証されると引き続きふるさと認証食品となる。
- 5 計上方法は変更していない。
- 6 個人による場合も含めた39経営体で開発されたものである。

江原委員

- 1 就農者には、就農希望地域や面積、条件等いろいろな希望があると思う。就農希望地域については、県としてインセンティブを与えたり、情報提供を行うなど、何か対応できることはあるのか。
- 2 量販店への県産農産物コーナー設置数について、令和元年度の行政報告書と以前の行政報告書で数字が異なっている。平成30年度の行政報告書では、平成27年度末が524店舗、平成28年度末が573店舗、平成29年度末が596店舗となっている。一方、令和元年度の行政報告書では、平成27年度末が499店舗、平成28年度末が536店舗、平成29年度末が560店舗となっている。令和元年度末は563店舗であるが、結論として、設置数は増加しているのか。それとも減少しているのか。
- 3 今後も女性農業者への支援を継続してほしい。(要望)

農業支援課長

- 1 就農希望者のインセンティブについては、農林振興センター等の相談窓口に来ていただいた時に、どこに就農したいかを伺うことにより決まってくる。例えば、明日の農業担い手育成塾は、行政報告書には23地域と記載しているが、現在は24地域で行われている。就農希望者から伺った情報を基に、就農希望地の当該塾で研修を受けられるように調整する等、情報を共有しながら、確実に就農希望者が就農希望地で就農できるよう支援していく。

農業ビジネス支援課長

- 2 以前の行政報告書の記載数値には計上誤りがあった。令和元年度の行政報告書の数値が修正された正しいものである。農産物コーナーの設置については、減った店舗と増えた店舗があり、平成30年度から令和元年度ではトータルで6店舗増えている。

石渡委員

- 1 行政報告書242ページの(1)の「ア 農業経営法人化推進事業」について、農業法人数の当面の目標は、埼玉県5か年計画の目標数値ということによいのか。また、達成の見込みはどうなっているのか。
- 2 行政報告書243ページの(2)の「ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」について伺う。新規就農者数についての目標数値を設定しているのか。また、目標の達成見込みについてはどうなっているのか。

農業支援課長

- 1 農業法人数に係る5か年計画の目標は、令和3年度末に1,260法人とすることである。農業経営相談所等を利用した支援を行うことにより、達成に向けて努力している。
- 2 新規就農者については、埼玉県農林業・農山村振興ビジョンにおいて、令和2年度に年間330人にするという目標を立てている。達成に向けて努力しているところである。

石渡委員

- 1 各農林振興センターにおいて、法人化についての農業経営相談所窓口のほか、就農相談窓口を設置しているが、それぞれ年間の相談件数はどのくらいなのか。
- 2 法人化や就農の相談窓口が農林振興センターにあることについて、市町村や農業委員会が把握していないように感じている。広報の充実について、どのように考えているのか。

農業支援課長

- 1 令和元年度の相談件数は、法人化に関するものが766件、新規就農に関するものが931件である。
- 2 年度当初に各農林振興センターにおいて、市町村や農業委員会、農協を集めた会議を開催しており、事業の説明を行っている。まだ十分ではないことも考えられるため、周知を徹底していきたい。

田並委員

行政報告書251ページの(2)の「ウ 種苗センター管理運営事業」について、「種を制する者が世界を制する」との言葉があるように、埼玉県種苗センターの役割は重要になっていくと考える。令和元年度の種苗生産供給量について、どのように認識しているのか。また、本事業の課題は何か。

生産振興課長

優良種苗供給については、米・麦・大豆の原種を供給している。原種供給量は、農家から予約された種子量から逆算して生産量を定めているので、十分供給できていると認識している。種苗センターについては、大きな目標として、「埼玉県主要農作物種子条例」に基づき、米・麦・大豆の優良種子を生産するために必要な原種を生産することが定められている。県では、種苗センターの管理運営と合わせて、原種生産についても埼玉県農林公社に委託している。農林公社では、条例に基づき県が作成した優良種子生産計画により、原種の生産供給を行っているところである。また、毎年着実に採種農家に対し

て原種を供給すること、ひいては生産者が優良な生産物を生産することが種苗センターの目的である。施設の管理・運営を行う農林公社と連携して、今後も優良な種子の安定供給に努めていく。

田並委員

種子や苗が海外に流出している問題があるが、種苗センターにはそういったセキュリティー面での問題はないということによいのか。

生産振興課長

現在、種苗センターで生産している原種のうち、例えば稲については、「彩のかがやき」や「彩のきずな」、コシヒカリ等の原種があるが、これらの品種の海外への流出はないものと認識している。

【説明者】

北島通次総務部長、坂本泰孝税務局長、洪澤陽平人財政策局長、田中勉契約局長、表久仁和参事兼人事課長、若林裕樹参事兼税務課長、松澤純一個人県民税対策課長、大久保修次学事課長、鶴見恒管財課長、谷戸典子職員健康支援課長、影沢政司文書課長、飯野由希子行政監察幹、坂田直人統計課長、豊野和美総務事務センター所長、辻幸二入札課長、吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、三橋亨県営競技事務所長

岡精一秘書課長

阿部隆人事委員会事務局長、田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

【発言】

関根委員

- 1 行政報告書49ページの1の「(1) 職員の採用」について、合計310人を採用したとのことだが、予定どおりの採用人数であったのか。また、技術職がなかなか採用できないと聞くと、その採用状況はどうであったのか。さらに、採用辞退者は何人いたのか。
- 2 行政報告書49ページの1の「(3) 人事異動」について伺う。2,264人の異動を行ったとのことだが、女性職員の登用についてはどのような状況であったのか。
- 3 行政報告書51ページの1の(10)の「ア 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見」について伺う。52ページの時間外勤務の実態把握について、令和元年度の時間外勤務はどれくらいあったのか。また、働き方改革を推進する中で、どのように縮減を図ったのか。さらに、どのような効果があったのか。
- 4 行政報告書60ページの「4 公有財産の管理」について伺う。公有財産の有効活用について、詳細はどうなっているのか。
- 5 財産処分2件の詳細はどうなっているのか。また、処分に至った経緯はどうであったのか。
- 6 平成31年2月定例会の予算特別委員会において、平成31年度当初予算案に附帯決議が付され、「『県庁で歩こう』県民の健康経営事業」については、事業の在り方について再考することとされているが、どのように対応したのか。

参事兼人事課長

- 1 おおむね予定どおり採用できたと考えている。しかしながら、技術職の採用では苦戦しており、児童相談所増員の関係による福祉職や総合土木職といった職種については、十分に採用できていない状況であり、令和2年度は若干の欠員でスタートした。なお、令和元年度の採用においては、32.6%が辞退している。東京都特別区や国の一般職に就職している方が多い。
- 2 女性の登用に努めており、平成28年4月に女性活躍のプランを作成し、令和2年度末までに主幹級以上の女性職員数2割増という目標を立てている。令和2年4月1日時点で392人となっており、平成28年4月1日の323人から約21%増となり、1

年早く目標を達成したところである。女性職員には優秀な方も多くいることから、引き続き女性職員が積極的に活躍できる環境を整えていきたい。

- 3 時間外勤務縮減の努力は行ったが、令和元年度は9月に豚熱の発生があり、また、その後の台風被害もあり、平成30年度と比較して一人平均約1時間増えてしまった。また、時間外勤務の縮減については、例えば、上司が時間外勤務命令をする際、当該職員の時間外勤務の状況をシステム上に表示するほか、終業1時間前に職員のパソコン画面に注意喚起のポップアップを表示するなど、地道な努力を重ねているところである。しかしながら、削減の効果を数字としては出せなかった。

管財課長

- 4 公有財産のうち、未利用資産については、まず、公的利用を最優先として、県内部や地元市町村による利活用を検討している。公的利用の見込みがない場合は、売却か保全することとなる。県南地域の大規模な土地で、将来的な利活用が見込まれる場合などは保全することとしており、県による利活用までの間、貸付けにより収入を得るなどの有効活用を行っている。具体的な事例としては、県庁脇の旧自治会館跡地や北浦和の旧労働会館跡地、秩父地方庁舎隣の県有地で、時間貸し駐車場として貸付け、収入を得ている。次に、未利用資産ではないが、行政財産の貸付範囲が拡大されたことで、敷地や床面積に余裕がある部分の貸付けが可能となっており、店舗や自動販売機、駐車場敷地として貸付け、収入を得ている。具体的な事例としては、県庁舎内の飲料の自動販売機、郵便局やコバトンカフェなどの建物の空きスペースの貸付け、県庁A駐車場について休日・夜間の時間貸し駐車場としての貸付けである。また、休日に地方庁舎や合同庁舎の会議室や駐車場を県民に開放し、県民サービスの向上を図っている。さらに、観光課が実施する埼玉県ロケーションサービス事業に係るドラマ撮影場所として、県庁舎の行政財産使用許可を行うことを認めている。
- 5 2件の財産処分は、具体的には、旧大宮天沼町教職員住宅及び旧桶川教職員住宅である。2件合わせた土地面積は3,685.07平方メートル、売却金額1億264万円である。県教育局では、老朽化して耐震性に問題のある教職員住宅を計画的に廃止している。令和元年度に売却した2件の旧教職員住宅は、計画期間を平成27年度末までとする第1期の「埼玉県教職員住宅管理計画」に基づき廃止されたものである。また、廃止後、未利用地となった県有地については、公的利用を最優先として、次の利活用を検討することとなる。この2件については、県内部での利活用の見込みを検討した結果、その見込みがなかったほか、地元市に利活用の希望を確認したところ、希望がなかったため、民間への売却となったものである。

職員健康支援課長

- 6 「『県庁で歩こう』県民の健康経営事業」は、職員の健康づくりを支援することで、質の高い県民サービスを提供し、県政の効果的な運営につなげることを目的とした事業である。具体的には、運動習慣を身に付ける目安として、本庁舎周囲にウォーキングコースの表示等を行い、昼休み等を活用した運動習慣のきっかけを作ることを目指していた。しかしながら、平成31年2月定例会の予算特別委員会において、「かえって職員への押付けとなり負担を増加させるおそれがある。貴重な税金を投入して実施する必要性が認められないため、事業の在り方について再考すること」との附帯決議を頂いた。県としては、この決議を重く受け止め、予算の執行を見送り、令和2年2月定例会において、事業費予算198万円をゼロとする補正予算の議決を頂いた。附帯決議への対応

としては、職員が主体となって取り組めるよう配慮するとともに、ウォーキングに限定せず、生活習慣病予防やメンタルヘルス対策を総合的に進めるための健康情報の提供や、医師や保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談の強化に取り組み、予防に重点を置いた健康づくりの保健指導などを行っている。今後も効果的な事業の実施に努めていきたい。

関根委員

- 1 技術職については若干の欠員があるとのことだが、年度の途中でも採用しているのか。
- 2 採用辞退率は減っているようだが、その数値をどのように捉えているのか。
- 3 時間外勤務について、災害対応に多くの時間を費やしたことは当然であると思うが、それ以外の部署において、働き方改革によって減った事例はあるのか。

参事兼人事課長

- 1 土木職などは競争試験の合格者から採用しているが、令和2年度採用試験の合格者の中で、既に学校を卒業されている方などに対し、採用に応じられる状況であればすぐに応じてほしいと打診しているところである。
- 2 辞退率は、横ばいと捉えている。県としては、例えば、合格発表後すぐに説明会を開くなど、埼玉県で働く魅力を訴えることに尽力していきたい。
- 3 令和元年度は、部局別に見ると環境部や産業労働部の時間外勤務が減っている。具体的な資料が手元にないが、所属や上司に対して、ノー残業デーの徹底などを訴え続けている効果が一定程度出たものと認識している。

深谷委員

- 1 行政報告書64ページの「6 建設工事等の適正な入札・契約の推進」について伺う。県発注の一般競争入札において、落札相当額の札を入れた者が複数になった場合はくじ引きになるが、発注工事全体に対するくじ引きの発生割合はどのようになっているのか。また、くじ引きになった工事の中で一番高額だったものの金額は幾らか。
- 2 工事の最低制限価格について、令和元年度はどのような対応を行ったのか。資料26「建設工事発注標準別最低制限価格率（平成27年度～令和元年度）」及び資料27「建設工事発注標準別落札率（平成27年度～令和元年度）」に最低制限価格率と落札率の表があるが、最低制限価格の引上げを落札率に反映させるため、更なる引上げが必要ではないのか。どのように考えているのか。

入札課長

- 1 県発注工事におけるくじ引きの発生割合は、近年、2割程度で推移している。くじ引きになった工事の中で一番高額だったものは、企業局の調整池の工事で、落札額は約10億円である。
- 2 県では、公共工事における品質の確保、下請業者へのしわ寄せ防止、労働者への適正な賃金支払等のため、最低制限価格等を設定し、ダンピング防止対策に努めている。最低制限価格等については、平成20年度以降8回引上げを行っており、近年では、平成28年度、平成29年度及び令和元年度に改定している。これらの改定により、平成27年度からの4年間で落札率は約3.0ポイント上昇している。また、落札率の向上との関連であるが、近年の最低制限価格等の引上げにより、平成27年度からの4年間で落札率についても2.3ポイント上昇しており、最低制限価格等の引上げが落札率の上

昇につながっているものと考えている。

深谷委員

くじ引きは認められていることではあるが、業者の立場からすると、工事の受注がくじという運に左右されるとするのは非常に抵抗感が強いという話を現場でも聞いている。総合評価方式を導入するなど、くじ引きをできるだけ減らした方が良いと考えているが、この課題に対し、どのように取り組んでいるのか。

入札課長

一般論ではあるが、くじ引きは経営力や技術力に関わりなく運により受注が決まるので、建設業の健全な発展という点においては望ましいものではないと考えている。このため、引き続きくじ引きの発生状況を注視していくとともに、価格のみではなく技術面も踏まえて落札者を決定する総合評価方式の活用や、時期による仕事量の偏りを改善する平準化対策を進めていきたい。

高木委員

- 1 資料17「病気休暇、育児休業、出産休暇及び介護休暇の取得数（平成29年度～令和元年度）」について、精神疾患で病気休暇を取得している職員数が、平成29年度は74人、平成30年度は72人、令和元年度は82人と増加している。職員の精神疾患については、特定の部局の発生頻度が高いなどの傾向があるのか。また、どのような対策を行っているのか。
- 2 行政報告書64ページの「6 建設工事等の適正な入札・契約の推進」について伺う。公共工事はどうしても年度末に集中してしまうことがある。昨年度の決算特別委員会においても、公共工事における施工時期の平準化についての質疑があったが、令和元年度の取組の結果はどうなっているのか。
- 3 令和元年度予算における法人2税の対策について伺う。他の都道府県に本店がある法人について、本県への申告データと本店の所在する都道府県の課税データを自動的に照合し、事務を効率化するシステムが導入されている。当該システムにより、効率化は図られたのか。また、効率化の状況について定量的に示すとどうなるのか。

職員健康支援課長

- 1 精神疾患による長期療養者の部局別発生数は年度ごとに変動があり、特定の部局の発生頻度が高いということはない。令和元年度は、20代の職員の発生率が高い傾向があった。メンタル不調に関する対策としては、引き続き、職場と連携し、産業医や人事管理部門、健康管理部門で、丁寧な対応を行っていききたいと考えている。

入札課長

- 2 公共工事は、一般的に年度当初の発注量が少なく、年度末に工期が集中する傾向がある。本県においても、施工時期の平準化対策として4月から6月の工事件数を増やし、年度末の工事件数を減らす取組を行っている。具体的には、債務負担行為の活用や速やかな繰越手続、年度当初にすぐに発注できるようにする積算の前倒しなどを行っている。総務部では、平成30年度に策定した建設業の働き方改革を計画的に進める工程表においても、施工時期の平準化対策を主な取組の一つとして位置付けている。この工程表における令和元年度の平準化対策として、2部局で平準化率の目標設定を行った。

参事兼税務課長

- 3 このシステムについては、令和元年度の後半に稼働を開始したところである。申告データを電子データで提供していない県もあり、必ずしも全て整っている状況ではないことから、定量的には示せないが、事務の効率化にはつながるものである。全ての都道府県から電子データで提供されるようになれば、更に効率化が図れるものとする。

高木委員

公共工事の施工時期の平準化を2部局で実施しているとのことであるが、4月から6月の期間に何%の工事を前倒しできたのか。

入札課長

平準化率とは、年間の平均稼働件数に対する第1四半期である4月から6月の平均稼働件数の割合である。令和元年度は、県土整備部と危機管理防災部において平準化率の目標設定を行い、県土整備部は目標の90%に対し、平準化率は79%、危機管理防災部は目標の80%に対し、平準化率は80%であった。

田並委員

- 1 人事異動について、2年から3年で異動してしまうと、業務を熟知するのが難しい。実際、県民から職員が業務を知らなすぎるという声を多く聞く。人事異動に関してプロフェッショナルな職員を育てるべきだと考えるがどうか。
- 2 行政報告書64ページの「6 建設工事等の適正な入札・契約の促進」について伺う。地域の建設会社は、大雪や災害になると夜中でも電話がかかってくる、パトロールや作業を行わなければならないが、中堅の建設会社の中には、経営的に重機を保持できず手放してしまう会社もある。「災害時に最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手企業を育成する入札の試行を開始した」とあるのは、地域建設業を育てるための施策であると理解しているが、具体的にはどのようなことを行ったのか。

参事兼人事課長

- 1 プロフェッショナルな職員の育成と幅広い視野を有する職員の育成のバランスには、毎年度、頭を悩ませているところである。プロフェッショナルな職員を育成するためには、本人の意向の確認が重要であるが、若手職員の場合は、本当にその業務に適性があるかどうかは経験してみないと分からないということもある。全体的には、いろいろな経験をさせながら、ベテランになるにつれて分野を絞っていくということに取り組んでいる。一方で、業務の習熟度が足りないとの指摘を受けることは避けなければならないことであり、極端に新人が多い所属とならないよう、より配慮していきたい。

入札課長

- 2 建設業は、地域のインフラ整備や維持管理等の担い手であり、災害時には最前線で地域の安心・安全の確保を担うなど、大きな役割を担っている。さらに、防災協定を締結している企業や除雪業務を行う企業は、災害発生後の最初の一步を確実に踏み出すために、平時から災害発生に備え、連絡体制の確認や装備品の整備など不断の努力を行っている。このような、災害時に最前線で地域の安心・安全の確保を担う企業を評価・育成するため、本年2月から県と防災協定等を締結し、工事又は除雪の契約実績のある企業に限定した入札を「地域の守り手企業育成型一般競争入札」として試行を開始した。

田並委員

人事異動について、若手職員の場合はそのとおりであるが、特に再任用職員に関しては得意な業務に従事させているのか。

参事兼人事課長

再任用職員については、培った経験をいかに生かすかという点をより重視して配置している。

秋山委員

- 1 行政報告書52ページの1の(10)の「イ 職員採用試験及び選考」について伺う。令和元年度の障害者を対象とした職員採用選考における受験者数、合格者数及び採用者数はそれぞれ何人か。また、障害の別について、身体、知的及び精神それぞれどうなっているのか。
- 2 令和元年度から知的障害者を受験対象に加えているが、県の障害者を対象とした職員採用選考の受験案内を見ると、「この選考は高等学校卒業程度により行います」とある。教養試験、作文試験及び人物試験が行われるが、教養試験の出題分野としては、法律や政治、経済をはじめ16分野ある。その中には、「文章理解（英語を含む）」という分野もある。これらは、身体障害及び精神障害と全く同じ受験内容であるが、そのようになった経緯はどうであったのか。

任用審査課長

- 1 受験者は357人であり、26人が合格した。採用者は19人である。障害別の内訳は、身体障害の方が10人、精神障害の方が9人であり、知的障害の方はいなかった。
- 2 令和元年度の選考の実施に際して、任命権者から知的障害者を選考対象に追加する依頼を受けた。本委員会では、障害の種別によらず、広く門戸を開き、障害者の就労機会を拡大するため、知的障害のある方を選考対象に加えることとした。また、採用後は一般職員としての職務を行っていただくため、初級試験と同程度となる高等学校卒業程度としている。さらに、障害の種別によらず実施するため、選考内容は同一としている。

秋山委員

- 1 障害者選考に合格はしたが採用されていない7名については、自ら辞退したのか。それとも、その後の経緯で採用に至らなかったのか。
- 2 知的障害者を採用の対象としたことは良いことであると考え。しかしながら、私は、よく特別支援学校を視察するが、特別支援学校高等部の卒業生の学力を踏まえると、一般事務として身体障害や精神障害の人と同じ競争力が求められる場合、選考対象にはなっていないでも採用にはならないのではないかと考えている。事実上のハードルになると思うが、見直す考えはないのか。

参事兼人事課長

- 1 任命権者としては、採用試験でも選考でも合格した方は採用したいと考えている。残念ながら7名の方は自らの意思で辞退されている。

任用審査課長

- 2 現在は一般職員として職務に従事するため、人事委員会としては、それに必要な能力

実証を行っている。職の考え方が変わってくれば、違う形の実証もあろうかと思う。

江原委員

令和元年度は、職員に対して体系的なIT教育・研修を行い、専門家の育成を行ってきたのか。また、情報処理技術の資格を持った職員はどれくらいいるのか。

参事兼人事課長

令和元年度において、IT関係の専門職員の採用は行っていない。県の取組としては、三菱総合研究所におけるIT技術研修への職員派遣について、通常の期間が1年のところ、2年単位で行うことにより、スキルアップさせている。研修については、企画財政部の情報処理部門を中心に一定程度実施しているが、県庁全体で体系化するところまでは至っていない。行政のデジタル化が叫ばれている中、大きな課題であり、知事からも指示を受け、対策について検討しているところである。情報処理の資格を取っている職員がいることは承知しているが、具体的な数字は持ち合わせていない。

江原委員

三菱総合研究所には何人派遣しているのか。

参事兼人事課長

2年間に1人である。

江原委員

- 1 2年間に1人では若干心配である。様々な施策を行う上で、IT分野の知識は必要である。例えば、システムの導入に際して、適正な価格が分からなければならないということもある。職員に対して体系的な研修を実施することは難しいのか。
- 2 経済産業省や東京都ではITの専門職を採用し始めているが、昨年度、県ではどのような検討を行ったのか。

参事兼人事課長

- 1 人事異動において、IT部門には他の部門よりも長く、繰り返し職員を配置するなど、特に専門性を重視している。

総務部長

- 2 デジタルガバメントの推進という方針もあり、知事からもIT技術者をきちんと活用できる形にするよう指示を受けている。IT技術者は様々なところで求められており、県で簡単に集めることは難しいかもしれないが、民間の知恵を借りることなども含め、総合的なところでITスキルを持った人材の活用が進むよう検討していきたい。

【説明者】

加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、中山貴洋雇用労働局長、
藤田努産業労働政策課長、大熊聡商業・サービス産業支援課長、近藤一幸産業支援課長、
斉藤豊先端産業課長、小貝喜海雄次世代産業幹、秋山純企業立地課長、大森明紀金融課長、
島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、澁澤幸シニア活躍推進課長、
檜山志のぶウーマノミクス課長、稲葉岳産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

【発言】

小谷野委員

農業大学校跡地活用の推進について、新型コロナウイルス感染症の影響等がある中、
現状の詳細はどうなっているのか。

次世代産業幹

農業大学校跡地活用の推進に係る事業については、平成30年7月11日に事業認可
を受け、土地区画整理事業に着手している。令和元年度はB街区の整備を完了し、令和
2年4月1日から使用収益を開始した。また、道路の一部区間について工事を完了させ、
令和元年11月13日に鶴ヶ島市に管理を移管し、供用開始を図ったところである。今
年度は、区画整理地内に計画している2公園のうち、北側の公園について早期に工事を
完了させ、8月28日に鶴ヶ島市に管理を移管し、使用を開始した。全ての工事につい
ては10月13日に完了させ、C街区の使用収益開始は11月1日の予定である。道路
や公園、調整池等の公共施設の鶴ヶ島市への管理移管も同日に予定している。今年度中
の土地区画整理事業の完了に向け、現在、境界確定のための現地測量を行うとともに、
法務局や鶴ヶ島市と調整するなど換地処分等の手続を進めている状況である。

小谷野委員

農業大学校跡地活用の推進に係る事業については、近隣地区も期待しているが、IHI
の状況はどうなっているのか。

次世代産業幹

IHIは国から業務改善命令を受けて、その対応を行っているところと聞いている。
まだ操業はできていないが、IHIからは早期の操業開始に向けて国と調整していると
聞いている。

小谷野委員

IHIは、業務改善命令の対応ができていないのか。

次世代産業幹

国と調整をして早期に操業したいとの意向を聞いている。

小谷野委員

具体的に操業開始の目途などの話をしていないのか。

次世代産業幹

IHIとは話し合いを行っているが、まだ確定したことが言えないということであった。ただ、国との調整がつき次第、早期に操業を開始したいとの意向を聞いている。

山口委員

歳入歳出決算事項別明細書説明調書257ページの「埼玉県中小企業高度化資金特別会計」について、不用額が多くなっている。新規貸付けが見込みを下回ったとのことだが、見込件数及び貸付件数は何件なのか。また、執行されなかった理由は何か。

金融課長

中小企業高度化資金については、継続事業として見込んでいたガス管の耐震工事事業に対する貸付けを行ったところである。なお、新規事業に対応できるよう毎年度1億円を計上しているが、令和元年度は新規事業がなかったため、不用額とした。

山口委員

予算を計上したものの新規事業がなかったことについて、どのように考えているのか。

金融課長

令和元年度には新規貸付けについての相談がなかった。相談があれば対応可能かどうかを検討することになるが、予算計上していなければ速やかに対応することができない。そのため、毎年度予算を計上しているところである。

高木委員

- 1 行政報告書211ページの(2)の「(エ) 大学生のインターンシップの実施」について、平成30年度の行政報告書には、県庁で大学生インターンシップが行われたとあるが、令和元年度の行政報告書には記載がない。昨年度、県庁でのインターンシップは行われたのか。また、行われたのであれば、インターンシップに参加した学生が入庁した実績はあるのか。
- 2 行政報告書215ページの「(2) 女性の就業支援」について伺う。ステップアップを目指すシングルマザー等が着実に就職できるよう、マッチング支援を強化する取組については、どのような成果があったのか。
- 3 行政報告書228ページの「(6) 企業の海外展開への支援」について、ジェトロ埼玉と連携して行っているが、県内企業が海外へ進出した実績及び県内への外資系企業の誘致の実績はどうなっているのか。

産業人材育成課長

- 1 大学生インターンシップについては、対象を県内大学の大学生、受入先を県内企業としている。業務は一般社団法人埼玉県経営者協会に委託している。なお、県庁へのインターンシップについては、現在、産業労働部では行っていない。また、インターンシップに参加した学生が本県に入庁したかどうかについては、把握していない。

ウーマノミクス課長

- 2 個別相談を集中的に実施し、最短10日間で就職を目指す事業を行い、令和元年度は30人の就職につなげた。

企業立地課長

- 3 ジェトロ埼玉は昨年11月に大宮ソニックシティにオープンした。昨年度は5か月の実績となるが、貿易投資相談を525件、セミナーを11回、日本酒等の商談会を1回実施した。この商談会は、今年2月に日本酒やワイン、ビールの輸出商談会を開催したもので、海外5か国から6名のバイヤーを招へいし、県内の酒造会社を視察するとともに、県内企業20社との商談を設定した。その結果、ドバイのレストランなど23件の成約に結び付いた。

高木委員

- 1 私が官公庁の職員だったときに、省庁インターンシップの参加者が、その後、省庁への就職を希望したという事例があった。インターンシップは重要であると考え。結果を捕捉した方が良いのではないか。
- 2 外国企業の県内誘致についての実績はどうか。

産業人材育成課長

- 1 県庁へのインターンシップについては、昨年度から総務部の人事課へ移管されているため、現在、産業労働部では所掌していない。なお、過去の県庁へのインターンシップに参加した学生数については、平成29年度が134人、平成30年度が150人、令和元年度が173人であった。そのうち、県庁に採用された学生数については、競争試験であることから把握していない。

企業立地課長

- 2 現在のところ、外資系企業の誘致の実績はない。

深谷委員

- 1 行政報告書217ページの「(1)次世代産業・先端産業への参入支援」について、先端産業創造プロジェクトが7年度目を迎えるが、全体として令和元年度までの成果をどのように捉えているのか。
- 2 行政報告書217ページの(1)の「ア 先端産業への参入支援」について伺う。同報告書219ページの「新エネルギープロジェクトの推進」のうち、次世代型蓄電池の研究開発について、実用化に向けた課題及び今後の見込みはどうか。
- 3 行政報告書231ページの(1)の「ア 高等技術専門校におけるものづくり分野などの人材育成」について、在職者向けの講習としてCADや溶接など様々な講座が設定されている。講座の種類によって人気にはばらつきがあり、ドローンのような人気のあるものと、そうでないものがある。しかし、人気がない講座も、本来、必要としている人にとってはとても良いものである。広報に課題があると考えるが、令和元年度はどのように取り組んできたのか。

先端産業課長

- 1 先端産業創造プロジェクトにおいては、平成26年度からナノカーボンをはじめと

した重点5分野に対して、実用化や製品化から事業化につなげる支援を行ってきた。企業向けの補助では、平成30年度までに支援した111件のうち69件が製品化している。製品化の割合は62.2%であり、着実に製品化が進んでいると考えている。また、プロジェクトで支援してきた製品の令和元年度までの売上げは、累計で約60億3,000万円に達している。具体的な成果として、難聴者の聴こえに大きく貢献する新構造のスピーカーユニットや、AIによる清掃ロボットの遠隔制御システムの開発などが売上げに貢献している。

- 2 マグネシウム蓄電池の開発については、電極の基礎的な技術の改良を進めており、現在、多くの用途で使用されているリチウムイオン電池に近い容量を有するものが、昨年度までに完成している。普及に当たっては、量産技術の開発と用途の拡大の二つの課題があると考えている。マグネシウム蓄電池には、水に対して安全であることや容量が大きいなどの特徴がある。この特徴を生かし、リチウムイオン電池が利用できない屋外において、IoT機器へ実装することを目指した量産技術の開発を企業と組んで進めている。また、用途の拡大については、マグネシウム蓄電池を利用する製品の検討について、SAITEC内に蓄電池活用製品開発研究会を設置し、性能評価やウェアラブル端末など用途の開発の検討を行っている。実用化の目途については、令和4年度以降を目指している。

産業人材育成課長

- 3 在職者訓練については、AI・IoT関係からものづくりまで、各種の講座を実施している。魅力のあるメニュー、選んでいただける講座を毎年検討し、開発している。また、利用していただいた企業に高等技術専門校の職員が回り、企業のニーズを聞き取り、対応できるような講座を考えている。さらに、パンフレットを作り関係機関などへ配布し普及に努めている。

田並委員

- 1 行政報告書216ページの「(1) 障害者雇用総合サポートセンターによる支援」について伺う。障害者雇用総合サポートセンターの令和元年度の採用確認者数が569人とのことだが、そのうち特例子会社に就職したのは何人なのか。また、同じ障害であっても個人差があり、適切に対応するのが大変な中、マッチングやその後の職場定着支援もしっかりと行っていることを高く評価しているが、どのくらい定着しているのか。さらに、定着しない主な要因は何か。あわせて、障害者の就労支援には各市町村の持つ情報が重要であるが、障害者就労・生活支援センターや市町障害者就労支援センターとは、どのように連携を取っているのか。
- 2 行政報告書221ページの「(3) 企業誘致活動の実施」について、立地企業が本県を選んだ理由として多いものは何か。また、業種によっても異なると思うが、立地場所の選定については、県が提案するのか、あるいは市町村が提案するのか、そのプロセスはどうなっているのか。さらに、誘致件数64件という実績について、どのように捉えているのか。あわせて、どのように検証し、今後にはどのようにつなげていくのか。

雇用労働課長

- 1 特例子会社に就職した実績までの確認は取れていない。また、定着支援については、障害者雇用総合サポートセンターのジョブコーチ派遣などにより行っている。1年後

の定着率は81.9%である。平成29年の全国調査では58.4%であり、障害者雇用総合サポートセンターの支援により効果は上がっていると考えている。さらに、定着しない要因については、職場における人間関係が一番大きいものとして挙げられる。あわせて、連携については、障害者雇用総合サポートセンターが企業からの雇用ニーズを収集すると、障害者が登録している地域の市町障害者就労支援センターに連絡を取り、企業を紹介している。障害者就業・生活支援センターとは、情報交換の会議を年3回ほど開催するなど、連携を図りながら企業を支援している。

企業立地課長

3 本県が選ばれる理由としては、まず、首都圏との近接性がある。大消費地である東京に近い場所に製造現場等を配置したいというニーズはよく聞いている。次に、道路網や鉄道網などの交通の利便性がある。そのほかには、企業にもよるが、従業員が通勤できる範囲での立地先を希望するところもある。また、場所の選定のプロセスについては様々なケースがある。産業団地が空いていれば案内するが、本県の産業団地は潤沢ではないのが実情である。そのため、企業からこの辺りはどうかと場所の提案がある場合や、県が民間事業者から得た情報を紹介することもある。さらに、ここ3年から4年間の傾向としては、立地件数は60件から70件前後で推移しており、64件という実績は平均値と思われる。年間の目標を50件としていることを考えれば、上回った実績となっている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業が設備投資を控える傾向が強くなっているため、今後については予断を許さない状況であると考えている。

田並委員

障害者雇用について、1年後の定着率81.9%はかなり頑張っていると思う。定着させるのは大変なことだという現場の声を聞いているが、職員の負担は大きいものであったのではないかと推察する。状況はどのようであったのか。

雇用労働課長

現在、就職する障害者は精神障害者が非常に多くなっている。したがって、配慮する事項も、ほかの身体障害者や知的障害者と異なっており、職場環境など多岐にわたっている。そのため、これまでと異なる支援を行う必要があることから、職員の負担が増えていると聞いている。

石渡委員

- 1 行政報告書216ページの「(1) 障害者雇用総合サポートセンターによる支援」について伺う。私は、障害者雇用総合サポートセンターには、名称に「総合」が付いていなかった頃から、3回訪問している。本県が全国初の先進事例であったと認識している。同センターの支援事業は、どちらかというところ、障害者を雇用する企業側に寄り添った支援が主な柱であるという理解でよいか。
- 2 行政報告書216ページの(1)の「ア 雇用開拓」について、障害者雇用開拓員による訪問企業数が、年間で933社となっている。事業主にとっては、障害者を雇用するメリットがなかなか分かりにくいと聞いているが、雇用開拓員はどのようなメリットを企業にプレゼンテーションしているのか。
- 3 行政報告書216ページの(1)の「イ 企業支援」について、相談企業数が3、

461社、雇用提案企業数が1,436社と非常に多くの企業訪問を実施したことに感謝している。訪問した際に、企業側からの質問にはどのようなものがあったのか。

雇用労働課長

- 1 障害者雇用総合サポートセンターは、企業の障害者雇用を支援する施設として設置され、雇用未達成企業に対する雇用開拓、雇用の提案などを行う企業支援及び雇用された障害者の企業への定着を支援する定着支援の3本の柱で企業を支援している。
- 2 雇用開拓員は、主に、障害者を雇用していない、従業員100人未満の企業を訪問している。企業へのメリットとして示しているのは、まず、障害者を雇用するに当たっては、業務を見直さなければならず、その結果、最適化や効率化を図るきっかけになることである。そのほかには、障害者を雇用する義務を果たし、社会的貢献が行えること、適切なサポートを行えば、障害者は企業の戦力になることなどをプレゼンテーションしている。あわせて、ハローワークの助成金制度の活用や、経験豊富な専門スタッフが採用の支援から職場定着の支援までしっかりとフォローすることを説明している。
- 3 障害者を雇用していない企業からは、まず、「障害者にやってもらう仕事がない」、「どんな仕事をしてもらえばいいのか」という話が出る。このような声に対しては、障害者を雇用している同業種や同規模の企業の見学会に参加していただき、事業主から直接話を聞く機会を設けて、理解を深めていただいている。また、話を聞いて、雇用したいということになれば、体験制度を紹介している。

石渡委員

障害者雇用総合サポートセンターの成果として、四つの障害種別ごとの令和元年度の雇用者数及び同センター開所からの雇用者総数はどうなっているのか。また、令和元年度まで検証した上で、同センターの課題は何か。

雇用労働課長

障害者雇用率の算定については、三つの障害種別により行っているため、3種別で説明する。まず、令和元年度の雇用者数569人の内訳は、身体障害が135人、知的障害が245人、精神障害が189人である。次に、開所から元年度までの総数は4,959人、うち身体障害者が908人、知的障害者が2,432人、精神障害者が1,619人となっている。また、課題は、来年3月に障害者雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられること、新型コロナウイルス感染症が企業に大きな影響を与えていることが挙げられる。障害者雇用率が上がることについては、新規雇用を増やさなければならないため、障害者雇用開拓員が不足している企業を実際に回って雇用を促している。雇用の確保については、新型コロナウイルス感染症の影響で離職とならないよう、雇用調整助成金などの制度の活用を案内している。あわせて、職場定着を更に進めるため、定着支援を担っている市町の障害者就労支援センターなどの機関の職員の育成を行い、地元での就職支援ができるようにする支援を続けている。

岡委員

行政報告書216ページの「(1) 障害者雇用総合サポートセンターによる支援」について伺う。先ほど、辞めてしまう原因は人間関係との説明があった。健常者でも人間関係で辞める人はたくさんいる。障害者も辞める理由が人間関係であることについて、細

部の調査を行っているのか。それが解決しなかったら、職場定着の問題は解決しないと思う。県が企業支援等を一所懸命行っているのは分かるが、企業の方にもそれなりに問題があるのではないかと。障害者差別解消法あるいは企業側に求められる合理的配慮についての社員の理解不足により、人間関係がうまくいかない。合理的配慮が行われないうちに仕事はうまくいかず、人間関係もうまくいなくなる。このような細部を見る必要があるのではないかと。どう考えているのか。

雇用労働課長

法律に基づく合理的配慮の企業への周知については、まず、障害者雇用総合サポートセンターが企業を訪問する際に、厚生労働省が作成した「障害者雇用支援ハンドブック」を持参の上、具体的な事例を交えながら説明し、理解いただくことからスタートする。次に、実際に雇用する段階で、企業支援のサポーターが、企業においてどのような点を配慮したらいいのかを説明している。さらに、定着支援においても、ジョブコーチが職場に入って、具体的にどういうところに配慮していけばいいのかを実際に指導している。全ての方に理解いただくのはなかなか難しいことなので、企業の方を含めた研修を行い、法律に対する理解を頂く取組を行っている。また、更に問題がこじれた場合には、権限のある埼玉労働局と連携を取りながら、問題の解消に努めていきたいと考えている。

岡委員

昨年度、一昨年度と、私はこの件について各委員会で質問し、一所懸命努力するとの答弁を聞いている。県は取り組んでいるとは思いますが、企業側の認識をもう少し把握しないと解決できないと思う。いろいろな障害があるが、会社が合理的な配慮をどのように行うのか。そこまで県が確認を行い、働きやすい環境を企業に作っていただくようにしないと、人間関係で辞めてしまうことが今後も続くと思う。具体的なサポート体制について、どう考えるのか。

雇用労働課長

辞めてしまう方がいる以上、その原因を細部にわたり調査して、雇用が続けられるよう支援を行っていききたいと考えている。

秋山委員

- 1 行政報告書212ページの(4)の「イ 非正規雇用者の正社員化支援」について伺う。多くの非正規雇用者が不安定な雇用や低賃金で悩んでいる中、この取組は大変重要である。正社員化総合相談窓口での相談件数が252件、正社員化支援セミナーが3回、個別相談会が3回開催されたことだが、この支援事業の成果はどのようなものなのか。また、この事業を通じて正社員化につながった事例はどのくらいあるのか。さらに、ハローワークとの連携はどのように行っているのか。
- 2 行政報告書221ページの「(3) 企業誘致活動の実施」について、令和元年度の64件の新規企業誘致で生み出された雇用は何人か。また、64件のうち、地域整備事業による誘致件数は何件か。さらに、同報告書222ページの「イ 立地企業に対する支援」によると、10億7000万円の補助金が出ているが、県への税収面での波及効果についてどう見込んでいるのか。あわせて、市町村への波及効果はどうなっているのか。
- 3 行政報告書206ページの「5 新たな産業の育成と企業誘致の推進」について、埼

玉県5か年計画における指標が掲載されているが、県内の製造業が生み出す付加価値額は平成30年で4兆8000億円であり、5か年計画最終年の令和3年度目標の4兆4000億円を超えていると評価されている。同報告書221ページの(3)の「ア企業ニーズに対応した企業誘致活動の実施」には、「新規の企業立地件数『平成29年度からの累計値』」の棒グラフがあるが、累計の199件は、平成29年度から令和元年度までの付加価値額にどのように寄与しているのか。また、企業誘致の際、環境部門への観点から、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる循環型社会を目指すための企業への要請・協議は、どのように行われたのか。

雇用労働課長

1 正社員化総合相談窓口は、平成29年度から窓口を設け、非正規雇用者などからの相談に応じてきた。令和元年度の相談者の状況であるが、半数以上が正社員就職を希望する失業者であり、非正規雇用者の相談が少なかった。相談内容については、自身が抱える問題から正社員として働けないというものが多く、そのような相談に丁寧に対応してきた。この窓口は、相談のための窓口であり、直接正社員求人を紹介する窓口ではないので成果が見えにくいだが、相談者が抱える問題の解決に向けて丁寧な支援を行い、一定の成果は出ていると考えている。また、令和元年度に正規雇用につながった相談者は5人となっている。さらに、この窓口はハローワーク浦和・就業支援サテライト内にあり、施設内にハローワークがあることから、緊密な連携を図り支援を行っている。

企業立地課長

- 2 64件の立地件数に対する雇用人数は、計画ベースだが、1,136人と把握している。また、64件のうち地域整備事業による令和元年度の誘致件数は2件である。さらに、企業誘致の取組の効果を計る一つのデータとして、税収の統計を取っている。これは、企業誘致の専担組織を作った平成17年1月以降の取組の合計額として把握している。県税については、平成17年1月から30年度までの間において、補助金を交付した企業484社の法人二税の納税額累計は、585億円となっている。その間の企業への補助総額は107億円であり、補助額の5.5倍の税収が得られている。あわせて、市町村への波及効果について、県が誘致した企業による市町村税の納付額を調査したところ、県が把握できた範囲ではあるが、平成17年度から30年度までの累計は877億円となっている。
- 3 企業立地件数199件に係る投資総額は、計画ベースで約3,775億円である。また、企業の立地に当たり、環境関係の届出等が必要な場合には、環境管理事務所を案内するなど環境への配慮を適切に行うよう働き掛けている。近年では企業の社会的責任として、法令順守はもとより、自主的な地域環境への取組が求められている。昨年度の誘致活動の中で、工場建設予定地域の野生動物保護のため、環境調査の実施を企業に依頼し、対応していただいた事例があった。今後も引き続き同様の対応を行っていく。

秋山委員

- 1 64社の雇用については、県内雇用だけで1,136人なのか。県外からの雇用や立地元からの転勤などの内訳は調査しているのか。
- 2 107億円の補助総額で県税585億円の納付があり、このほかにも社員の所得税

や消費などの経済効果は県内に波及する。付加価値額については投資総額で計っているとのことだが、生産額や消費額、所得税や県民税等の総合的な効果は算出していないのか。

企業立地課長

- 1 新規雇用者の住所別の内訳については把握していない。
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標として、これまでに1兆516億円の付加価値額が算出されたと報告している。

秋山委員

1兆516億円という額は大きすぎて漠然としている。期間であるとか、誘致をした企業数であるとか、より限定的な数値では示せないのか。

企業立地課長

1兆516億円は、平成27年度からの5年間の累計額であった。例えば、平成31年度操業開始の企業に限った場合は、1,015億円の付加価値額として報告している。

宮崎委員

行政報告書228ページの(6)の「エ 海外展開を担う人材確保への支援」について、令和元年度のジョブフェア開催回数は4回で231人の参加があったとのことだが、平成30年度は5回で1万370人であった。少なくなった理由は何か。

企業立地課長

ジョブフェアは、海外現地の大学等や国内の日本語学校等で開催している。回数については、開催期間との兼ね合いや相手方との調整により4回とした。人数については、結果としてそこまで集まらなかった。

宮崎委員

平成30年度に1万人規模が参加した会場はどこか。令和元年度はその会場を使ったのか。

企業立地課長

平成30年度は、ベトナムのハノイ工業大学の講義の一環として1万人近い生徒の参加があった。そのため、令和元年度と比較すると参加人数に大差が生じている。なお、令和元年度も同様の開催を試みたが、参加企業がなく開催できなかった。

江原委員

- 1 行政報告書208ページの「9 観光の振興・郷土の魅力の創造発信」について、埼玉県5か年計画における観光関連の指標が掲載されているが、実績値はどのように算出しているのか。また、外国人観光客数の実績値については、「平成30年実績から県独自調査による推計に変更」と記載されているが、この理由は何か。
- 2 行政報告書235ページの(5)の「ア 観光地域づくり法人(DMO)との連携」について伺う。埼玉みどころ旬感協議会を活用して、令和元年東日本台風による観光地の被災状況や新型コロナウイルス感染症による観光地の影響などについて、迅速な

状況把握に努めたとあるが、具体的にはどのように把握したのか。

- 3 行政報告書217ページの(1)の「ア 先端産業への参入支援」について、219ページまで掲載されている先端産業創造プロジェクトの各取組内容は、そもそも大学や企業が取り組みたいテーマに対して県が支援しているのか。それとも、例えば太陽光パネルのリサイクル技術など社会的課題があるものについて、県主導でテーマを決めているのか。どのような流れで進めているのか。

観光課長

- 1 外国人観光客数については、平成28年を基準として5か年計画を策定している。その際には、官公庁や日本政府観光局の統計結果に基づき、平成27年を基準に過去のトレンドを見ながら、インバウンドに力をいれるという国の方針を勘案し、かなり高い目標とした。しかし、平成27年以降、観光庁の統計手法が変更となり、徐々に実態が反映されない状況となった。そのため、平成30年から、スマートフォンの通信電波を使った実態調査に切り替えた。具体的には、IPアドレスを国別で解析する県独自調査を実施している。
- 2 埼玉みどころ旬感協議会は、県内全ての市町村又は市町村観光協会で開催していることから、地元ならではの情報収集能力を活用し、状況の把握に努めた。具体的には、東日本台風については地元の被害状況を把握するとともに、クローズした施設の情報を取りまとめ、ホームページで公開した。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の開催状況についても、2週間に1回、同様に公開した。

先端産業課長

- 3 製品開発の補助については、企業からの提案を有識者の審査会で審査し、採択を決定している。具体的には、企業から提案された技術の先進性や市場性などを審査している。

江原委員

- 1 昨年や一昨年頃から、ビッグデータの活用が話題になっていると思うが、観光施策への活用についてはどのように考えているのか。
- 2 先端産業については、県主導ではなく民間からの提案とのことであったが、これから収益や必要性が見込まれる分野について、県としての考えはないのか。

観光課長

- 1 5年ごとに策定している「観光づくり基本計画」において、前回の改定時には、N T Tの携帯の通信情報を元にしたビッグデータを活用して、策定に当たった基礎資料とした。今後もこういったデータ等を活用・分析しながら、より適切な観光施策の展開につなげていきたい。

先端産業課長

- 2 平成26年度に先端産業研究サロンにおいて、外部有識者から、医療などの5分野を成長が見込まれる産業として提示いただいております、これら5分野を重点的に支援することとしている。

江原委員

観光施策について、クローズしている施設の情報やイベント情報を観光客に迅速に情報発信することも大切だが、昨年と今年の変化などを含めて迅速に情報を把握して政策に反映することも必要である。地元独自の情報収集とともに、ビックデータも活用して、より効果的に地方への誘客や消費の拡大を進めてほしい。(要望)

杉田委員

- 1 行政報告書205ページの「総括」について伺う。「働くシニア応援プロジェクト」について、高齢者の活躍支援に当たっては、産業労働部や福祉部、保健医療部等が密接な関係にあると思うが、どのように連携しているのか。
- 2 行政報告書205ページの「2 高齢者の活躍支援」について、シニア活躍推進宣言企業に関する企業向けの広報は、どのように行っているのか。また、宣言企業の認定には条件が付されているのか。さらに、今までの申請件数は何件なのか。あわせて、認定条件に満たないケースはどのようなものなのか。最後に、認定企業の規模別、業種別及び地域別の状況はどうなっているのか。
- 3 行政報告書213ページの(1)の「ア 企業におけるシニアの『働く場』の拡大」について伺う。生涯現役実践企業はシニア活躍推進宣言企業のワンランク上の位置付けとのことだが、どのような効果があるのか。また、問題点は何か。さらに、支援策にはどのようなものがあるのか。

シニア活躍推進課長

- 1 シニア活躍の前提となる健康長寿の取組は保健医療部、シニアの地域デビューについては県民生活部、シニアの就労支援については産業労働部が担い、日頃から情報交換を行っている。例えば令和元年度は、ライフプランセミナーを受講することで、健康長寿サポーターにも登録されるよう連携を図ったほか、セミナーの後にはコバトン健康マイレージの登録案内も行った。また、シニア応援カード・リーフレットに、県民生活部が行う地域活動やボランティア、彩の国いきがい大学についての情報を掲載している。さらに、県ホームページのトップページには、令和2年1月に「シニア応援総合窓口」のバナーを設け、就労・地域デビュー・健康のページへのリンクをまとめて掲載している。
- 2 広報については、各商工会議所や商工会を通じてチラシを配布するなどしている。また、申請の条件については、七つの大項目を設けている。例えば、シニアの定年や継続雇用の制度を見直す、シニアの雇用・働く場所・機会を増やす、シニアが安心して働ける環境を整えるなどである。七つのうち三つ以上実践している、あるいはこれから取り組む企業を認定している。さらに、認定に当たっては、企業を訪問してシニア活躍の取組を確認し、3項目取組済み又は予定の企業に申請していただいている。令和元年度は931社を訪問し、そのうちの約60%に当たる557社に申請していただき、認定を行った。あわせて、認定条件に満たないケースとしてよくあるのは、従業員にシニアがいない企業である。シニアがいないため、シニアが働く環境を整備しようという意識がまだなく、認定項目に当たる取組をしていないということである。最後に、認定企業の従業員数による規模別と全体に占める割合については、一番多いのが1人から29人の約40%であり、以降は、30人から99人の約37%、100人から299人の約15%、300人から999人の約5%、それ以上の人数の約1.5%となっている。地域別では、一番多いのが、さいたま市の約15.1%、以

降は、川越比企の約13.4%、東部の約12%となっている。業種別では、一番多いのが、製造業の約28%、以降は、医療・福祉の約27%、建設業の約12%となっている。

- 3 効果としては、シニアの経験や知識の活用、人材不足の解消、シニアの持つスキルやノウハウの若手社員への継承が挙げられる。また、問題点としては、本人の健康や体力、人件費総額の増加、担当する仕事の確保が挙げられる。さらに、認定は、高齢者の働く場を拡大するためのものである。宣言企業は5か年計画に位置付けられており、認定は順調に進んでいる。今後も企業を訪問し、認定を行い、高齢者の働く場の拡大に取り組んでいきたい。

東間委員

行政報告書230ページの(1)の「ア ICTの導入及び利活用支援」について、公益財団法人埼玉県産業振興公社にアドバイザーを3人配置しているとのことだが、有資格者なのか。また、ICTの活用に関するセミナーや、キャッシュレス決済の導入を支援するセミナーを開催したとのことだが、結果はどのようなものであったのか。

商業・サービス産業支援課長

アドバイザーは、システムエンジニア、IT系コンサルタント及びIT分野の経験や知識が豊富な中小企業診断士の3名である。ICTの活用支援件数は延べ181件であり、44者に対して行ったうち、25者でICTの導入や改善が図られたという結果だった。また、ICT活用セミナーには106者が参加した。セミナーにより、ICT導入に興味のある者を掘り起こし、ICT活用アドバイザーにつなげて個別支援を行うという方法を取っている。

東間委員

キャッシュレス決済の導入に至った件数は何件あったのか。

商業・サービス産業支援課長

キャッシュレス決済導入支援セミナーについては、商工団体等が102回開催し、県は講師の派遣と実物のキャッシュレス決済装置を貸し出すなどの支援を行った。約3,000人が受講したが、そのうちどの程度がキャッシュレス決済を導入したのかについては、把握していない。

【説明者】

山崎達也福祉部長、沢辺範男福祉部副部長、金子直史地域包括ケア局長、細野正少子化対策局長、西村朗福祉政策課長、和泉芳広社会福祉課長、藤岡麻里地域包括ケア課長、岸田正寿高齢者福祉課長、村瀬泰彦障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、渡辺千津子福祉監査課長、岸田京子少子政策課長、岩崎寿美子こども安全課長、鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹

【発言】

山口委員

- 1 行政報告書153ページの(3)の「イ 保育人材の確保・定着支援」について伺う。保育士宿舎借上補助事業については、平成31年2月定例会における予算特別委員会で附帯決議が付された。その後、どのように取り組んだのか。また、補助を行った803人について、定着支援にしっかりと結びついたのか。
- 2 行政報告書157ページの「(6) 児童虐待防止対策の推進」について、児童福祉司を52人増員したとのことだが、資格を持った専門職が増えているのか。また、年々増えている相談件数に対応できているのか。さらに、同報告書147ページの「3 子供を安心して産み育てる希望の実現」について、関連して伺う。埼玉県5か年計画における指標の「児童虐待死亡事例」について、目標値も令和元年度の実績値も0件となっているが、伊奈町において死亡事例があったと思う。この指標との関係はどのようになっているのか。
- 3 行政報告書172ページの「(3) 社会福祉施設等の指導監査」について伺う。173ページの「令和元年度指導監査実施状況」の表によると、指摘件数の合計が3,238件と多いが、苦情や問題について、県はどのように把握しているのか。また、指摘件数が最も多いサービス区分とその指摘内容はどのようなものなのか。さらに、改善されない場合に、指定取消等の罰則はあるのか。

少子政策課長

- 1 「補助条件について、削除も視野に入れた見直しを行うなど、効果的な予算執行に努めること」との附帯決議を頂いた。この事業は、県が独自に上乘せ補助として行っており、平成30年度から、新設園は人数制限なし、既設園は1施設1人までとしていた。附帯決議を踏まえ、保育関係団体や市町村の関係者と補助要件について意見交換を行い、要件の検討を行った。その中で頂いた意見を踏まえ、キャリアパス要件を満たすなど、人材育成に積極的に取り組んでいる保育所については、既設園でも人数制限を設けないように要件を見直した。この補助要件の変更により、本事業による補助人数は、平成30年度の14市367人から、令和元年度の16市803人に大幅に増加したところである。この事業は住居費の補助であり、保育士の処遇改善の一環であることから、定着支援につながったものと考えている。今年度は、更に24市町での利用を見込んでおり、引き続き保育士の支援に努めていく。

こども安全課児童虐待対策幹

- 2 児童福祉司52人の増員を行ったのは令和2年度であり、令和元年度については35

人増員している。また、児童虐待相談対応件数は増えてきており、この5年間で約2.5倍となっている。増員した結果、児童福祉司1人当たりの対応件数は、平成30年度に73.2件だったものが、令和元年度には69.5件に減少した。まだ大変厳しい状況ではあるが、計画的に増員を図って適切に対応していきたい。さらに、5か年計画の指標の目標値は、計画期間である平成29年度から令和3年度までの各年度における死亡事例を0件とするものである。伊奈町の死亡事例は平成29年度に発生しているため、令和元年度の実績値は0件となっている。

福祉監査課長

3 令和元年度の苦情は177件あり、内訳は、電話が97件、手紙・FAXが21件、電子メールが24件などであった。この件数には、施設からの事故報告を受け、現地で確認した方がよいと判断したものも含まれている。通報者の内訳は、職員や元職員が約40%、利用者等が40%弱を占めている。また、指摘件数については、事業者数が多いため、介護事業所の指摘件数が多くなっている。指摘内容については、職員の配置基準を満たしていない、給付費の加算要件を満たさずに報酬を請求していた、利用契約書の記載内容が不十分であるなどがあった。さらに、令和元年度の指摘事項については、令和2年度9月末までに99%以上が改善済みとなっている。通常の指導監査の指摘に対しては、自主的に改善してもらっている。しかし、悪質な違反や不当請求等では、福祉監査課が特別監査を行ない、十分に事実確認した上で施設の所管課に報告し、所管課が指定取消や指定効力の一部停止等の行政処分を行っている。令和元年度は、3法人3事業所が行政処分を受けた。

山口委員

令和元年度に児童福祉司1人当たりの相談対応件数は69.5件となったとのことだが、1人で抱えきれない件数ではないと思う。その点については、どう考えているのか。また、県が示す数値については、理解しやすくした方がよいと考える。県内で発生した悲惨な事件について、しっかりと共通認識を持っていくためにも、記載方法についてもっと考えていくべきではないのか。

こども安全課児童虐待対策幹

児童福祉司1人当たりの負担は大きいと認識している。増大する児童虐待相談件数に適切に対応するため、平成31年4月には県内7か所目となる草加児童相談所を本所化した。児童福祉司については、令和元年度に35人の増員、令和2年度は更に多くの52人を増員し、児童福祉司1人当たりの相談対応件数の縮減に努めている。そのほかにも、警察官OBを全ての児童相談所に2人ずつ配置することに加え、虐待通告に対応する会計年度任用職員を雇用するなど、児童福祉司の業務補助の拡充を進めている。また、伊奈町の虐待死亡事例を受け、県のホームページ上で平成29年度から毎年度の死亡事例数を公表している。平成29年度は残念ながら3件あったが、平成30年度及び令和元年度は0件であった。

宮崎委員

1 行政報告書148ページの「4 子供の保護と自立支援のための環境づくり」について伺う。埼玉県5か年計画における指標の「里親等委託率」について、平成30年度は18.8%であったが、令和元年度は18.6%と0.2ポイント下がっている。この

原因は何か。また、同報告書158ページの「(3) 里親制度の普及・充実」について、様々な事業が記載されているが、各事業はそれぞれ何人の委託に結び付いたのか。

- 2 行政報告書166ページの(2)の「ケ 発達障害者支援体制の整備」について、中核発達支援センターや地域療育センターを利用しようとした場合、何日待ちの状況になっているのか。また、1日当たり何人対応できるのか。

こども安全課長

- 1 里親等委託率が伸び悩んでいる理由については、一時保護児童のうち約6割が虐待により心に傷を有しており、施設において専門的なケアが必要であること、登録里親の約7割が将来の養子縁組を見据えて乳幼児を希望するため、保護を要する児童の年齢とミスマッチがあること、里親委託に必要な実親の同意を得られるのは約7%と少ないことが挙げられる。また、県では里親制度の普及・充実のために様々な事業を実施しているが、その結果については、PRなども含めた事業全体で捉えている。令和元年度の新規里親登録は88世帯となっており、昨年度の57世帯より増加している。

障害者福祉推進課長

- 2 1日当たりの対応人数は明確に定めていないが、初診を受けるまでの待機期間は、今年8月時点で3センター平均3.8か月と長期になっているのが現状である。中核発達支援センターの利用希望者に対しては、地域の医療機関や療育機関にまずは相談していただくよう促している。療育については、障害者総合支援法に基づく障害児通所支援事業所のほか、本県独自に地域療育センターを9か所設置している。地域療育センターも利用希望が多いが、利用期間を個別療育の開始から1年以内とし、その後は障害児通所支援事業所などの公的サービスに移行していただくという対応を図っており、現在、待機期間が生じるような状況にはなっていない。

宮崎委員

里親登録数は増えているが、それがそのまま委託児童数の増加には結び付いていないのか。

こども安全課長

里親登録数は伸びているが、新規委託児童数については、先ほど説明した理由の関係もあり、平成30年度は73人、令和元年度は79人と伸びは緩やかになっている。引き続き、きめ細かな里親支援を行い、里親委託を増やしていきたい。

岡委員

行政報告書157ページの(6)の「イ 関係機関等との連携」について伺う。児童虐待防止対策については、市町村には要保護児童対策地域協議会があり、今年2月には県が児童虐待防止対策協議会を立ち上げている。情報の共有化を図るとのことであったが、県と市町村の役割はそもそも違う上、参加している有識者はほぼ同じである。両協議会においては、どのような役割分担と情報共有を行ったのか。

こども安全課児童虐待対策幹

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法を根拠として市町村単位で設置される組織であり、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の支援について適切な情報交換を行うもので

ある。参加メンバーは、医療関係者のほか、市町村児童福祉担当課、母子保健担当課、児童相談所、福祉事務所、教育委員会、学校、幼稚園などの地元の関係機関である。一方、県が設置した児童虐待防止対策協議会は、県医師会、弁護士会、幼稚園協会、保育協議会など児童を取り巻く関係団体の代表が一堂に会し、県全体の児童虐待施策の情報共有等を行うものである。要保護児童対策地域協議会は、個別ケースについて情報共有や具体的な支援策を協議するものであり、児童虐待防止対策協議会は、大所高所から児童虐待対策について検討・提言いただく場であると考えている。児童虐待防止対策協議会で得られた専門家からの幅広い知見に基づく様々な提言等については、市町村に対し積極的に情報提供していく。

岡委員

児童虐待防止対策協議会では、専門家から二つの意見が出ている。一つ目は、地域ごとの特徴を明確にする必要があることである。二つ目は、虐待を受けた児童が市町村間で転居する場合、細部の情報について連携を取るということである。この二つの意見について、具体的にはどのように対応したのか。

こども安全課児童虐待対策幹

地域ごとの特徴については、児童相談所における相談状況を入力する児童相談所業務支援システムに、様々な属性、例えば、離婚家庭、母親が若年で出産したなどの情報を入力するようにして、分析を行っているところである。また、転居の場合の情報連携については、児童相談所のシステムでは、どこの児童相談所でも情報が閲覧できるようになっている。しかしながら、そのうち、市町村だけが関わっているものについては、引き続き、要保護児童対策地域協議会などを通じて情報共有を図っていきたい。

深谷委員

行政報告書166ページの(2)の「ク 高次脳機能障害者支援体制の整備」について、総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターや各部門が連携して、高次脳機能障害者の支援を行ったとあるが、具体的には、どのような支援を行ったのか。また、高次脳機能障害者の支援に当たっては、しっかりと相談に対応できる体制が重要だと思うが、どのような体制を取っているのか。

障害者福祉推進課長

病院部門においては、専門外来を置いて高次脳機能障害に対する診療に対応している。また、施設部門で訓練などの支援を行っており、作業訓練やグループ活動を通じて、高次脳機能障害の方の生活の安定や就労に向けて社会復帰を支援している。また、総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターに11人の職員を配置し、相談に対応している。寄せられた相談については、医療機関を紹介するなどのほか、障害福祉サービスにつなげなければならないものを相談者に説明し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図りながら、支援につながるよう取り組んでいる。

高木委員

- 1 行政報告書156ページの(3)の「ケ 子供の居場所づくりの支援」について、子ども食堂をはじめ、子供の居場所づくりを運営している団体やフードバンク、企業等の顔の見える関係づくりが図れるようマッチングフォーラムを開催したとあるが、その成

果はどうであったのか。また、約40%の子ども食堂等では、本当に来てほしい人に来てもらえていないという問題を抱えていると聞くと、そうした問題を解決するために、どのような取組を行ったのか。

- 2 行政報告書157ページの(6)の「イ 関係機関等との連携」について伺う。児童相談所に虐待通告があった場合に、警察とリアルタイムに情報共有するシステムを構築する新規事業について、どのような成果があったのか。また、警察と連携したケースはどれくらいあったのか。

少子政策課長

- 1 子供の居場所の担い手を増やすために、令和元年度から41の個人や団体を「こどもの居場所づくりアドバイザー」として任命し、派遣している。令和元年度は、268件の申込みに対して334回派遣し、45か所の立ち上げにつなげた。その結果、子供の居場所の数が令和2年2月末時点で388か所に増加した。また、それ以外にも「こども応援ネットワーク埼玉」による企業等とのマッチングや、「こども食堂フォーラム」の開催等により子供の居場所の拡大を図っている。また、子ども食堂はオープン型という形で参加者を制限せずに開催しているところが多いため、本当に来てほしい人に来てもらえていないと感じている担い手もいる。そのため、そうした担い手を中心となって、県内においてフードパントリー活動が盛んになってきている。フードパントリーは、日々の食事に困っているひとり親家庭などに食品を無料で提供する取組であり、県としても企業とのマッチングを積極的に行うなどの支援を行っている。さらに、こうした活動を先ほどのフォーラムの中で紹介するほか、アドバイザーとしてフードパントリーの運営者を派遣することなどにより、パントリーの担い手を増やす取組を進めている。

こども安全課児童虐待対策幹

- 2 具体的な成果の事例としては、生徒が父親から暴力を受けているとの通告があったが、父親が暴力はふるっていないと回答したケースがあり、警察署がシステムで照会した結果、父親が過去に身体的虐待をした取扱いがあることが分かり、一時保護を行ったというものがあつた。父親の発言等をシステムで確認したことにより、迅速な警察の対応につながったという成果があつた。また、警察と共有されている情報は、県では約4万1,000件、さいたま市を含めると約4万6,000件あり、警察署の端末において名前や住所などで検索が可能である。

高橋委員

行政報告書166ページの(2)の「ク 高次脳機能障害者支援体制の整備」について、総合リハビリテーションセンターの令和元年度の利用者数及び傾向はどうなっているのか。また、同センターの抱える令和元年度の最大の課題は何か。

障害者福祉推進課長

令和元年度の相談件数は6,485件であり、高次脳機能障害者支援センターが発足した当初の平成23年度の1,807件と比較して3倍以上に増えている。また、高次脳機能障害は見えない障害と言われており、周りが障害に気付かないというケースもあるため、周りがいかに気付いて医療機関に適切につなぎ、さらに、医療機関から障害福祉サービスにつなげるという関係機関の連携が非常に重要である。総合リハビリテーションセンターでは、市町村や地域の医療機関、障害福祉事業所などを対象とした研修等を行っているが、

これらの連携を更に強めていくための研修や人材育成が課題であると認識している。

高橋委員

福祉分野は、県民の期待が大きい分野である。今後も力を入れて取り組んでほしい。(要望)

江原委員

- 1 行政報告書153ページの(2)の「ア パパ・ママ応援ショップ事業」について伺う。パパ・ママ応援ショップ事業の協賛店舗について、全国最大規模となっているとのことだが、どのように増やしていったのか。また、この事業は全国で広まっていると思うが、全国における連携はあるのか。
- 2 行政報告書163ページの(9)の「ア 介護人材の確保・定着の支援」について伺う。164ページに記載のある、外国人介護職員を受け入れた介護施設に対する助成事業について、周知方法と実績はどうであったのか。
- 3 行政報告書172ページの「(3) 社会福祉施設等の指導監査」について伺う。社会福祉施設等の監査について、3年に1回、実地監査を行っているというが、毎年度3,000件を超える指摘件数があるのはなぜか。

少子政策課長

- 1 県は大型商業施設やチェーン店へ働き掛け、市町村は地元商店街等の事業者に対して働き掛けるという分担により、協賛店の増加に努めている。令和元年度は、委託による協賛店舗の開拓も行い、276件の開拓実績があった。また、全国での連携については、平成28年10月から東京都が子育て支援パスポート事業を開始し、平成29年4月に全国共通スキームができた。その後、神奈川県が参加したことにより、現在は47都道府県全てにおいて、同じような子育て支援カードがあり、相互乗り入れができる形となっている。具体的には、埼玉県のパパ・ママ応援のカードを持って他の都道府県に行った際、コソダテマークという全国共通のロゴがあれば、利用可能である。

高齢者福祉課長

- 2 特別養護老人ホームや介護老人保健施設に対しては、通知により事業を周知した。令和元年度は、40人の外国人介護職員について17施設で利用されている。

福祉監査課長

- 3 監査のサイクルは、サービス種別ごとに異なっているが、平均すると3年に1回、実地指導を行っている。新設の事業所については、開設後1年以内に実地指導を行っているが、慣れない中で事業を運営していることから、指摘件数が多くなる傾向がある。1事業所当たりの指摘件数を過去3年間で比較すると、平成29年度が1.8件、平成30年度が1.3件、令和元年度が1.0件と減ってきている。長く運営されている事業所では、制度の周知が進んでいるためと考えられる。

江原委員

- 1 パパ・ママ応援ショップ事業について、平成29年度から全国共通のスキームで行われているということは、同じチェーン店であれば、本県では使用できるが他県では使用できないということはなくなったという理解でよいのか。

- 2 外国人介護職員を受け入れた介護施設への助成金額は幾らであったのか。
- 3 指導事項の99%以上は翌年度には改善済みとのことであったが、一方で、また新たな3,000件以上の指摘事項が生じている。何度も指導されている事業所や、改善しない事業所に対しては、定期の実地指導以外で、より効果的な指導を何か行っているのか。

少子政策課長

- 1 全国共通のカードではあるが、店舗側の厚意によって登録された店舗のみにおいて、使用可能なものである。県内にあるチェーン店であっても、使用の可否はまちまちであり、他県においても同様である。協賛店として登録された店舗に関しては、全国どこでも自由に使用することができる。

高齢者福祉課長

- 2 1人当たり住居費が月1万円、日本語学習費が年間23万5,000円を上限に、計204万1,000円を助成した。

福祉監査課長

- 3 更に現場指導が必要な事業所には追指導を行っており、2年連続で実地指導を行うケースもある。また、積極的に改善を進めてもらうため、理事長や施設長を呼び出して指導するケースもある。なお、令和元年度は理事長等の呼出しを44回行った。また、苦情通報があった際、現場での確認が必要な場合は、随時に指導を行っている。随時の指導については、基本的には無通告で実施しているが、証拠隠滅のおそれがない場合は、責任者から確実に状況を聴取できるよう、日時を調整の上で実施している。指導の方法については、ケースに応じて職員間で話し合い、効果的に監査を行っている。

江原委員

パパ・ママ応援ショップについては、店舗側の厚意で成り立っていることは理解しているが、全ての店舗で使用できるように、平準化や相互乗り入れを可能にする工夫はできないのか。

少子政策課長

店舗側の厚意というところが一番大きい。県から補助金等を交付しているわけではなく、協賛店舗には、子育て世帯を応援したいという気持ちだけでサービスを行っていただいている。一方、サービスを提供することで、子育て世帯が店舗に行きやすくなるなど、店舗側にもメリットがある。県としては、周知活動や広報活動を行うことが最善の策と考えている。登録店舗になると、県民に喜ばれ、来店効果もあるということを分かりやすく県民や店舗に伝えることにより、協賛店舗を増やしていきたい。今年度の取組については、広報に力を入れるよう進めているところであるが、頂いた意見も踏まえていく。

江原委員

大型商業施設やチェーン店への働き掛けについては、開拓業務を委託したとのことであったが、その委託先にも、全ての店舗で使用できるようにしてほしいという希望があることを伝えてほしい。（要望）

秋山委員

- 1 行政報告書153ページの「(5) ホームレス対策の推進」について、県内のホームレス数は令和2年1月現在で152人と記載されているが、確認ができていながら、生活保護や医療支援につなげていないのはなぜか。また、前年と比較して人数は減少しているのか。
- 2 行政報告書154ページの(3)の「ア 保育所等の整備促進」及び資料12「保育所について」の2ページの「②待機児童数推移」について伺う。令和2年4月1日の待機児童数は1,083人となっているが、令和元年度において、待機児童をなくす取組はどのように進めたのか。
- 3 行政報告書168ページの「(3) 障害者の自立支援」について伺う。障害者入所施設への入所希望者数について、令和元年度の人数とこれまでの推移はどうなっているのか。

社会福祉課長

- 1 ホームレスの自立支援については、町村部は県が、市部は各市の自立相談支援機関が行っている。平成28年のホームレスに対する生活実態調査によると、廃品回収などの仕事を行っている人が約6割、路上生活の継続を希望する人が約4割、福祉制度の利用を希望している人が約1割という結果となっている。ホームレスは定住していないため、訪問しても会えないこともあり、福祉サービスに結び付かないケースもある。まずは、本人の意向を踏まえ、必要に応じてホームレスなど生活困窮者が心身の健康回復を図り、再び社会生活に戻れるように支援していく。また、県内のホームレス数は、前年の調査では191人であり、約2割減少している。そのうち、県が所管する町村部においては、前年が12人であったものが令和2年1月は7人と減少している。

少子政策課長

- 2 県内の4月1日現在の待機児童数は、令和元年度の1,208人から令和2年度の1,083人へと125人減少している。待機児童ゼロの市町村は、前年度から3市町村増加しており、計34市町村である。就学前児童数は減少しているが、保育所等への入所申込者数は増加傾向にある。そのような中で、県は市町村と連携して保育サービス受入枠の拡大に努めており、令和元年度は5,480人分を拡大した。令和2年度も、5,300人程度の受入枠拡大に取り組んでいる。また、待機児童の多い市を中心に構成する「待機児童対策協議会」を開催し、小規模保育事業の活用や幼稚園との連携促進など、好事例についての共有や意見交換を実施し、待機児童対策を進めている。

障害者支援課長

- 3 入所施設の希望者数は令和元年度末で1,614人である。これまでの推移は、平成29年度末で1,556人、平成30年度末で1,646人である。

秋山委員

- 1 本人がホームレス状態を希望することもあると思うが、住所が不定でも生活保護につなげることができるのではないかと。各自治体でしっかり情報を共有しているのか。
- 2 障害者の自立支援について、国は障害者の地域移行を進め、グループホームなどを拡大する方針である。しかし、県は、多くの入所希望者がいる中で入所施設の整備を進めており、その点は高く評価する。そこで、令和元年度における入所施設の建設状況はど

うなっているのか。

社会福祉課長

- 1 国から、「ホームレスに対する生活保護の適用について」の通知が発出されている。ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意の上、生活保護を適正に実施することとされている。この内容については、市や県の福祉事務所に対して担当者会議などを通じて徹底していく。

障害者支援課長

- 2 令和元年度は、新たな整備は行っていない。なお、平成31年4月に深谷市、川口市及びさいたま市の3か所で開所している。また、令和2年度は、1件の整備を進めている。

田並委員

- 1 行政報告書158ページの「(2) 児童養護施設等における養護の充実」について伺う。令和元年度について、児童養護施設の定員は充足していたという理解でよいか。また、「クローバーハウス」や「希望の家」の利用者数や効果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書168ページの「(3) 障害者の自立支援」について伺う。入所施設の希望者数は令和元年度末で1,614人とのことであり、かなり多いと感じている。障害者入所施設については、どのような計画で整備していくのか。また、入所希望者の人数と整備状況との関わりをどのように考えているのか。
- 3 行政報告書171ページの(1)の「ア 障害者福祉啓発の促進」について、障害者の職場定着を図る観点から、障害者を理解してもらうことが福祉部の役割であると考え。障害者雇用について、関係部署とはどのような連携を図ったのか。

こども安全課長

- 1 本県の児童養護施設の入所率は約9割と高くなっているが、本県児童の県外の児童養護施設などへの入所は少ないことから、充足しているものと考えている。また、「クローバーハウス」は、施設退所後の居場所として開設したものであるが、年々利用者は増加しており、令和元年度の利用者数は405人であった。施設の特徴としては、社会的養護経験者の当事者が支援していることが挙げられる。同じ境遇であるからこそ、説明しなくても分かり合える部分もあり、「同じ境遇の人と出会えて良かった」などの声もある。「希望の家」は、施設退所後に進学した方に低額な住居を提供し、支援員による生活支援を行っている。令和元年度の新しい利用者は7人であり、16部屋全てが利用されている。支援員が役所の手続や学業、家族などの様々な相談に乗っている。大学進学率は、「希望の家」が開設された平成27年度の25.3%から、令和元年度は28.6%まで伸びているため、進学率向上の一助になっていると考えている。

障害者支援課長

- 2 入所希望者が1,614人いることについては、確かに多いと考えている。国は、地域移行を進めており、国庫補助を使った施設整備を原則として認めていない。そのため、整備計画を立てて整備していくことは厳しい状況である。施設の整備は、多額の整備費用を要することから、国庫補助金の活用が必要である。社会福祉法人から入所施設の整

備の希望があれば、これまで同様、国に対して国庫補助による整備を強く働き掛けていく。

障害者福祉推進課長

- 3 障害者への理解を促進するため、差別解消や合理的配慮に関する啓発に取り組んでいる。企業や事業者に対する啓発も大切と考えており、毎年度、説明会を開催しており、昨年度は県内3か所で開催した。普及啓発に当たっては、例えば、産業労働部が行う説明会において、障害者の理解促進に関する時間を割り当ててもらい説明を行うなど、関係部署とも連携している。こうした取組を通じて、企業や事業者の方々が障害者に対する理解を深め、職場定着につながっていくよう、関係部署としっかり連携していきたい。

田並委員

入所率が約9割とのことであったが、残り約1割程度の人は現在、どのような状況にあるのか。また、「希望の家」の令和元年度利用者は16人とのことであったが、希望者は何人いたのか。さらに、「希望の家」や「クローバーハウス」を必要とする人に対して、情報が行き届いているのか。

こども安全課長

児童養護施設の定員1,400名について、入所率は約9割となっている。そのため、約1割は空いている状況である。また、「希望の家」には昨年度、7人の新規利用者がいたが、利用希望者は9人であった。利用できなかった2人については、1人は児童養護施設での措置延長を行い、もう1人は一人暮らしができるため、家賃の貸付制度を活用してもらうことで、住居に困ることがないように対応している。さらに、施設長会議やホームページを活用して、必要な児童に情報が行き渡るようにしている。

石渡委員

- 1 行政報告書163ページの(9)の「ア 介護人材の確保・定着の支援」について伺う。介護人材確保、介護人材の定着及び介護のイメージアップについて、それぞれの決算額はどれくらいなのか。
- 2 行政報告書160ページの(4)の「ア 老人福祉施設等の整備」について、161ページの「令和元年度老人福祉施設等整備状況」の表によると、令和元年度末で特別養護老人ホーム433施設、3万7,021床が整備済みになっているが、どのくらいの介護職員が必要となるのか。また、介護人材不足である状況を把握しているのか。

高齢者福祉課長

- 1 介護人材確保が約3億3,982万円、介護人材の定着が約7,824万円、介護のイメージアップが約2,139万円である。
- 2 介護保険法上の基準では、利用者3人に対して介護職員1人であることから1万2,000人程度になるが、実際は、利用者2人に対して介護職員1人を配置しているため、1万9,000人程度が必要になる。また、約66%の事業所が介護人材の不足を感じていると把握している。

石渡委員

人材不足の施設は、派遣会社を利用して補っている。派遣の介護職員の賃金は把握して

いるのか。また、直接雇用職員との賃金格差について、調査を行って把握しているのか。

高齢者福祉課長

派遣介護職員の賃金は把握していないが、施設から派遣会社に対し、夜勤1回当たり3万円程度を支払っている。直接雇用職員と派遣職員の賃金格差については、今後、関係団体などにも話を伺いながら把握に努めていきたい。

石渡委員

幾つかの施設では、同じ仕事であるにもかかわらず、派遣職員の時給が直接雇用の介護職員の時給より、150円から200円高いところがあると聞いている。このままでは、職場内のモラルハザードを起こして介護の質の維持が難しくなると思うが、どのように考えているのか。

高齢者福祉課長

特養のニーズに応えるために施設整備を進めてきたが、介護人材の確保は並行して大きな課題になっており、人材確保は介護の質を維持する上で重要である。現在、介護職員の離職率は16%から18%で推移しているので、これをもっと低くして定着率を上げていく必要がある。そのためには、職場における働きやすい環境づくりや、人間関係等に悩んでいる職員へのケアなどを行うことによって、派遣職員に頼らなくてもしっかりと施設運営ができるように支援していきたい。

【説明者】

小池要子環境部長、安藤宏環境未来局長、田中淑子環境部副部長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、佐藤卓史環境政策課長、松井明彦温暖化対策課長、
島田厚みどり自然課長、宮原正行大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、
山井毅産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長

【発言】

関根委員

- 1 行政報告書122ページの「1 環境に優しい社会づくり」及び126ページの「(5) ヒートアイランド対策の実施」について伺う。令和元年度におけるヒートアイランド対策の実績と効果はどのようなものか。
- 2 行政報告書122ページの「1 環境に優しい社会づくり」について伺う。県全体の温室効果ガス排出量について、令和元年度の実績値と埼玉県5か年計画における指標の目標達成率はどのようなものか。
- 3 行政報告書126ページの「(3) 再生可能エネルギー等の普及拡大」について、住宅用蓄電池の設置に対して助成を行ったとあるが、令和元年度の補助額と件数はどのようなものか。
- 4 行政報告書126ページの「(6) 住宅の省エネ対策の実施」について、住宅用省エネ設備の設置に対して537件の助成を行ったとあるが、補助額は幾らか。また、その内訳はどのようなものか。
- 5 行政報告書127ページの(8)の「ウ 環境科学国際センターでの取組」について、環境科学国際センターにおける学術的な研究成果にはどのようなものがあるのか。
- 6 行政報告書135ページの「(5) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、令和元年度の実績と課題はどのようなものか。

温暖化対策課長

- 1 本県では、ヒートアイランド対策として産業活動に伴う人工排熱の低減に資する取組を進めている。令和元年度は、エネルギーを多量に使用する大規模事業者を対象にした目標設定型排出量取引制度を運用したほか、中小企業等が行うCO₂排出削減に資する設備導入及び断熱・遮熱対策に対する84件の助成や、高効率の省エネ設備導入に対する19件の融資を行った。この助成や融資による令和元年度のCO₂削減効果は約3,300トンとなり、スギの年間CO₂吸収量に換算すると約23万本に相当する。また、平成28年度から平成30年度までの3年間でヒートアイランド対策を講じた先導的な住宅街モデル3か所に助成を行った。令和元年度は、これらの住宅街において効果検証を行ったところ、近接する住宅街と比べて路面の温度が10度程度低下するなどの効果が見られ、学会発表等を通じて情報共有した。住宅街整備事業者においては、社内におけるヒートアイランド対策に関する標準仕様化の検討が行われ、民間事業者の取組が進んだ。県有施設では、熊谷スポーツ文化公園において、事前に効果をシミュレーションした上で、樹木の植栽などによりヒートアイランド対策を実施した。令和元年度に対策の実施効果を検証したところ、木陰の創出や遮熱性舗装による温度や暑さ指数の低下が確認された。

2 温室効果ガス排出量は、国の資料を基に推計を行っているが、データの一部は対象年度の翌々年度に公表されるため、平成29年度実績が最新値である。CO₂以外の温室効果ガスをCO₂に換算した「県全体の温室効果ガスの排出量」の平成29年度実績は、3,726万トン-CO₂であった。この実績は、平成29年度の年度目標値3,614万トン-CO₂に対して達成率97%となっており、令和3年度の目標値3,363万トン-CO₂の達成に向けて、排出量は減少傾向にある。

参事兼エネルギー環境課長

- 3 1件当たり5万円であり、件数は977件である。
- 4 エネファーム及び太陽熱利用システムは1件当たり5万円、地中熱利用システムは1件当たり20万円である。また、537件の内訳は、エネファームが534件、太陽熱利用システムが3件である。地中熱利用システムの実績はなかった。

環境政策課長

5 環境科学国際センターでの研究成果の一例を紹介する。シリコン化合物の一つであるシロキサン類に関する研究が、日本分析化学会で「分析化学」論文賞を受賞した。シロキサン類は、シャンプーや化粧品の添加剤など様々な用途に使用されており、環境中に排出されている。人体には無害と言われているものの海外では規制が始まり、生物への毒性の影響が懸念されている物質である。同センターでは、独自に測定方法を開発し、その測定方法が国際規格のISO規格となり、その意味では世界的な化学物質のリスク評価に貢献することできた。この測定により、県内の大気の現状を明らかにしていきたいと考えている。また、PM_{2.5}について、20年にわたる長期モニタリングにより、発生源対策の効果検証に成果を上げたことが評価され、大気環境学会で学術賞を受賞した。地方環境研究所としては、過去20年間で2人目の受賞である。環境を守る基礎となる研究を今後も続けていきたい。

産業廃棄物指導課長

6 廃棄物処理業者には、いまだに良くないイメージが存在しており、そのイメージアップが必要になる。その取組として、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携して「合同入社式」を行ったが、この取組は処理業界への人の定着につながるものと考えている。また、3S運動として、スマイル・セイケツ・スタイルに係る取組を処理業者に実施してもらい、それを表彰して周知している。課題としては、5年を経過したが、取組の普及拡大はなかなか難しいところもあり、今後も県環境産業振興協会と意見交換を行いながら、効果的な取組を検討していきたいと考えている。業界の稼ぐ力を向上する取組である太陽光パネルリサイクルの検討については、昨年度の決算特別委員会での意見を踏まえ、取り組んでいるところである。令和元年度は、環境科学国際センターで太陽光パネルの破碎実験を行ったが、それは、ガラスをはがしたシートを汎用的な破碎機で処理することで、どのようにしたらリサイクルに適したサイズや状態となるのか検討を行ったものである。銀などの有用金属の回収も含め、汎用的な破碎機でもリサイクルに向けた処理が可能であることが分かった。課題としては、リサイクルには、処理技術の開発だけでなく、効率的な回収やリサイクル品の利用先の確保、リユースなどがあり、新たな関係者を巻き込んだ形で取組を進める必要があると分かった。そのため、昨年度まで開催していた検討会の形を変え、新たな関係者を含む「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」を設置し、本年8月に1回目を開催したところである。また、県内の

処理業者が国の補助を受けて、太陽光パネルリサイクルの処理施設を導入することになった。今後は協議会の全体の議論の中で検討を進めていく。

関根委員

- 1 ヒートアイランド対策を講じた住宅街モデル3か所はどこなのか。また、ほかの地区への拡大や市町村との連携はどうなっているのか。
- 2 住宅用省エネ設備及び蓄電池への助成について、需要は予定件数よりも多いのか。また、当初予算額を上限として打ち止めにしているのか。それとも補正予算で増額対応しているのか。

温暖化対策課長

- 1 住宅街モデルは、白岡市、戸田市及びさいたま市である。学会発表や業界団体へのPRを行い、事業者が当該取組を取り入れていくように促す。また、市町村に対しても情報提供していく。

参事兼エネルギー環境課長

- 2 補助実績は毎年度増加しており、高い需要があるため、当初予算を増額して対応している。昨年度も秋には予定件数に達した状況であったが、補正予算での増額対応は行っていない。当初予算を前年度よりも確保することなどで需要に応えていきたい。

高木委員

行政報告書141ページの「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」について、補助金額が大きく減額しているが、その理由は何か。また、令和元年度予算では、市町村整備型や個人設置型に併せて、新たに転換困難工事に対する補助も計上しているが、執行額が見込みを大きく下回った理由は何か。さらに、執行額が大きく下回っていることについて、将来のビジョンをどのように考えているのか。

水環境課長

補助単価を10万円減額したことにより、1,000基で約1億円減額したものである。国において、新たに配管費補助を設けたことにより、市町村等に交付される補助金額は前年度と同額となっている。また、予算額は、市町村の希望額を聴取して設定しているが、市町村も余裕を持って予算を組んでいることや、個人負担などの課題もあることから、令和元年度は執行残が生じたものである。さらに、将来のビジョンであるが、浄化槽法改正により、市町村整備型が公共浄化槽として位置付けられたところである。個人負担額については、個人設置型では50万円から60万円であるが、市町村整備型では約10万円済む。市町村整備型を導入している市町村を、現在の12市町村から増やし、公共下水道並みのサービスを提供していきたいと考えている。

高木委員

平成30年度末の生活排水処理率は92.2%と記憶しているが、現在の生活排水処理率はどうなっているのか。

水環境課長

令和元年度末の生活排水処理率は92.8%である。

山口委員

行政報告書141ページの「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」について伺う。公共浄化槽とはどのようなものなのか。また、合併処理浄化槽の補助金について、市町村における申請受付が年度途中で打ち切られてしまうことが多くある。下水道整備区域が拡大しない中、浄化槽整備は重要であるため、通年で申請を受け付けられる体制にすることが必要ではないか。

水環境課長

公共浄化槽は、市町村が個人の土地に浄化槽を設置し、維持管理も行うものである。ただし、当該個人は下水道と同様に、使用料を払うことになる。また、補助金を受けるには、年度内に工事を完了させる必要がある。遅くとも1月に工事を開始しないと間に合わないので、12月に受付を終了する市町村もあると聞いている。本県では、通年で補助に対応している。

山口委員

補助金申請受付の年度途中打ち切りについては、市町村の事務手続上の問題ということなのか。

水環境課長

補助金の申請後に工事を行い、年度内に完了検査まで行わなければならないという補助金の制度上の問題である。

石渡委員

行政報告書141ページの「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」について伺う。埼玉県生活排水処理施設整備構想の目標達成のため、令和元年度予算において、浄化槽台帳整備のための予算を計上したと思うが、その予算額と決算額は幾らか。また、進捗状況はどうなっているのか。

水環境課長

浄化槽台帳整備に係る令和元年度予算額は1,625万円であり、決算額は800万6千円である。また、令和元年6月に、水環境課及び7か所の環境管理事務所にスマート浄化槽台帳システムを導入した。この台帳システムは、地図情報システムと連動して浄化槽の位置情報を地図上に表示することや、法定検査の受検状況の色分け表示、単独処理浄化槽の多いエリアを容易に「見える化」することができる。既存台帳情報には30年前の古いデータもあるため、住居表示の確認や、町名変更等を反映した住所に修正するなど、他の台帳等との突合が行えるような整理を行った。今年度は、下水道接続情報による精査が効果的と考えられる20市町分について、住所情報を整理した台帳と下水道接続情報との突合を行っている。

石渡委員

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」は、本県が県民に向けて示した重要な目標である。令和7年度までに生活排水処理率100%を達成するという目標についてあと5年となったが、その進捗状況と達成に向けての意気込みはどうなっているのか。

環境部長

令和元年度末現在の生活排水処理率は92.8%であり、残り7.2%である。転換が進むにつれ、転換工事が困難な案件や転換の必要性を感じていない世帯の比率が高まっている。今後、合併処理浄化槽への転換が一番難しい段階を迎えていくが、所有者の理解を得ることが大切である。市町村や下水道部局等と連携を図りながら、目標達成に向けて取り組んでいく。

宇田川委員

歳入歳出決算事項別明細書説明調書150ページの「歳出」の第2款の第4項の第2目の「温暖化対策課」の1の「(3) 環境創造資金貸付費」について伺う。環境みらい資金の補助対象であるESCO事業も既に20年を経過しており、トレンドに合わせた見直しが必要であると思うが、補助対象の拡大などについてどのように考えているのか。

温暖化対策課長

中小企業の省エネ対策については、鋭意支援に努めているところである。融資については、令和元年度も前年度と同規模の額を確保している。また、排出量取引制度での目標達成に向けた支援を行っており、全体の底上げとなるよう取り組んでいる。

宇田川委員

トレンドとしては、例えば、太陽光発電設備と蓄電池の一体型などにも国は補助対象を拡大している。県の事業についても、国の事業に合わせて目的や補助対象等の見直しが必要であると思うが、令和元年度はどのように取り組んだのか。

温暖化対策課長

国庫補助金の動向などを見ながら、県の融資の在り方についても検討していく必要があると考えている。国庫補助金の対象となる設備については、基本的に県の融資の対象とするようにしており、国庫補助と連動した形での事業者支援に取り組んでいるところである。

宇田川委員

太陽光発電設備に伴う蓄電池は貸付けの対象となるのか。

温暖化対策課長

太陽光発電設備は貸付対象であるが、蓄電池は、その単体としてはCO₂を削減する設備ではないため、貸付対象としていない。

深谷委員

- 1 行政報告書136ページの「(8) PCB廃棄物の適正処理」について、高濃度PCB廃棄物の処分率は86.6%まで達したが、処理委託期限が迫っている中で、残りの処理を進めていくのは難しいと考える。今後の課題は何か。
- 2 行政報告書126ページの「(3) 再生可能エネルギー等の普及拡大」について、国や他の自治体では仮想発電所、いわゆるVPPの実証なども行われている。蓄電池を活用したVPPなどもあると思うが、VPPに関する県のビジョンはどうなっているのか。

産業廃棄物指導課長

1 これまで10万を超える事業所を対象に調査を行ってきた。把握できたものについては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、いわゆるJESCOや国と連携して処理ができると考えている。しかし、気付かずに保管している場合や使用中のものがまだ一定数存在していると考えている。それをどうやって見つけ出すかが課題である。首都圏の自治体間の共通の課題と捉え、先月9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、チラシの配布や電車広告などの広報を行った。併せて国もテレビCMを行った。こうした広報の結果、自分のところにもあるかもしれないという問合せが寄せられた。まだ知らない方もいるため、引き続き広報周知活動も行っていきたいと考えている。また、使用中の機器については県に指導権限がないため、経済産業省と一緒に機器の取替えや処分を依頼していく。

参事兼エネルギー環境課長

2 幾つかの自治体がVPPの実証を行っていることは承知している。将来的には、蓄電池はVPPにおいて非常に重要な役割を果たしていくと考えている。特に期待ができる分野としては、電力の需給調整への活用が挙げられる。また、メリットとしては、太陽光で発電した電気を再生可能エネルギーとして最大限に活用できることが挙げられる。本県における現状の取組は、住宅用蓄電池への補助までとなっている。これは、家庭のニーズが、自宅で発電した電気を最大限に活用したいというところにとどまっていることによる。今後、災害時の電源確保という面でもVPPは非常に有効と考えられることから、引き続き検討していく。

深谷委員

環境部は、デマンドレスポンスのセミナーを実施していたと記憶しているが、令和元年度は実施したのか。

参事兼エネルギー環境課長

当課は実施していないが、過去に環境政策課が中小企業向けのセミナーで実施していたと記憶している。

環境政策課長

令和元年度は実施していないが、平成30年度の2回目の環境ビジネスセミナーにおいて、デマンドレスポンスの内容で開催し、29企業、40人が参加した。

秋山委員

- 1 行政報告書128ページの(1)の「ウ 地盤変動の常時監視」について伺う。精密水準測量について、この3年間は592地点で実施しており、令和元年は沈下量2センチメートル未満が159地点、上昇した地点が427地点、不動が6地点とある。沈下した面積については395.4平方キロメートルとあるが、上昇面積と上昇の幅はどうなっているのか。また、平成27年も沈下地点より上昇地点が多かったが、これはなぜなのか。さらに、直近5年間及び10年間において、それぞれ最も沈下した地点はどこなのか。
- 2 資料18「地下水のくみ上げ状況」について、令和元年度の地下水のくみ上げ量は、直近5年間で最少である。県内の保全地域における地下水採取限度量を年間3億2,0

00万立法メートルとしているが、この地下水は、地方公共団体の水道用水用と民間の工業用についてどのように配分されるのか。また、水道用水用に余裕はあるのか。

- 3 資料22「県内市町村ごとの3,000㎡以上の土砂堆積の許可件数の推移」について、県の土砂条例に違反して土砂を堆積した事案の件数はどうなっているのか。また、その業者に対する規制や指導、警察との連携はどうなっているのか。さらに、条例違反の堆積を続け、崩落などの事故を発生させた事例はあるのか。その場合の県管理の河川などへの被害、民間への被害及び原状回復の状況とそれぞれの損害賠償についてはどうなっているのか。
- 4 資料32「県内市町村ごとの産業廃棄物のゴミ山数と状況（改善された場所も）」について、令和2年3月末現在で94件ある産業廃棄物の山のうち、撤去済みが15件とのことだが、撤去はどのように進んだのか。

水環境課長

- 1 上昇面積は1,429.6平方キロメートルである。上昇の幅は1ミリメートルから3ミリメートルの地点が多く、最大の上昇地点は、ときがわ町五明と狭山市新狭山の11.8ミリメートルである。また、地盤沈下の調査結果については、毎年、地盤沈下対策調査専門委員会で審議している。近年の猛暑の時期に降水量が少ないと、表層の一時的な地盤収縮が起こるのではないかと意見をもらっている。地盤は年間を通じて5ミリメートルから10ミリメートル程度の変動があり、夏に沈下し、秋から冬にかけて回復している。平成27年の夏はコンスタントに毎月100ミリメートル以上の降雨があり、夏場の一時的な地盤沈下が小さく、通年では上昇となったと考えられる。さらに、5年間で最も沈下したのは、加須市旗井の46.3ミリメートルである。10年間で最も沈下したのは、加須市北平野の197.5ミリメートルであるが、これは、東日本大震災による125ミリメートルの沈下を含んでいる。それを除いた沈下量は72.5ミリメートルである。
- 2 地下水には配分というルールはない。実績では、水道用が65%、工業用が18%を占めている。また、水道用に限らず、くみ上げ量には変動があり、平成30年度には地下水採取限量に近い3億1,800万立方メートルが採取されたこともあるので、地下水全体として余裕がある状況とは言えない。

産業廃棄物指導課長

- 3 過去5年間で条例違反状態にある土砂堆積については、8件を把握している。このうち7件は、無許可で3,000平方メートルの面積を超える土砂の堆積を行ったものである。なお、この8件のうち2件については、指導により違反状態は解消している。また、行為者や土地所有者に対して文書等で指導を行っているが、悪質な事業者に対しては、警察とも連携して行政処分を含めた厳しい対応を検討している。さらに、現在、指導中の案件のうち、最近、秩父地域で2件の崩落事故が発生し、河川区域に土砂が流入して河川閉塞等の被害が発生した。そのうち1件は、事業者が指導に従い、自ら土砂を撤去し、付近の民家に対する損害賠償も対応していると聞いている。もう1件は、本年7月に崩落が発生したが、事業者が指導に従わないため、9月から行政代執行により土砂の撤去を行っている。県条例の規制対象外である3,000平方メートル未満の堆積は市町村許可となっており、市町村との連携が不可欠である。そのほか、農地転用や林地開発における土砂の堆積も多く、関係機関との連携が重要である。市町村や関係機関と連携して指導を行い、その防止に努めていく。

4 15件の撤去の内訳は、行為者による撤去が3件、土地所有者とその他関係者による撤去が9件、生活環境上の支障の除去のため県と市町村が積み立てた「けやき積立金」を利用したものが3件である。産業廃棄物の山の状況としては、時間が経過し、行為者が死亡や行方不明あるいは法人解散などの状況にあるものが約3分の2に上っている。行為者に指導ができない場合には、土地所有者等に指導を行っている。最近の撤去のケースとしては、平成30年度に2件の山が撤去されたが、これは、土地所有者が跡地を利用するために撤去したものである。時間が経過してしまった場合でも、タイミングによっては跡地利用を目的に撤去されることがあるため、文書の発出など行為者への指導と併せて定期的な土地所有者の確認を行っている。産業廃棄物の山を一つでも減らせるよう徹底して指導監視に努めていきたい。

秋山委員

- 1 現在の地盤沈下の状況は良好と言えるものか。
- 2 土砂堆積について、許可条件以上に土砂を堆積されてからでは解決は難しい。未然に防ぐためにはどうしたらよいのか。
- 3 産業廃棄物の山について、公有地であれば公費を投じての解決が可能であるが、民有地では公費を使うことができない。「けやき積立金」を利用して県と市で撤去を行った事例があるが、当該積立金が活用できない場合とは、どのような場合なのか。

水環境課長

- 1 これまでの地下水位観測の実績から、急激な地下水位の低下がなければ地盤沈下は生じないことが分かっている。近年、著しい地下水位の低下は観測されていない。今後も県内の60か所以上ある観測井で地下水位の監視を継続し、地盤沈下の未然防止に努める。

産業廃棄物指導課長

- 2 指摘のとおり、堆積がされた後では撤去に応じてもらえないことが多い。初めは少量の堆積で、徐々に堆積されて許可量等を超過することもある。規模が小さく市町村が許可するケースや農地など農林部局が関係するケースも多いことから、市町村や農林部局と連携して、まずは監視の中で堆積行為を把握し、指導することが未然防止には重要であると考えている。
- 3 「けやき積立金」を利用することができる場合は、「生活環境や自然環境の保全上支障が生じているもの」であり、速やかな除去が必要な場合に限られている。残っている産業廃棄物の山については、その状況にはないため、積立金を活用して撤去することは難しい。

江原委員

- 1 行政報告書135ページの「(5) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、業界のイメージアップと稼ぐ力の向上は、いずれも大切な取組だと考える。「3S運動」のうち、11社が登録する県民PR事業はどのような取組なのか。また、その登録事業者は年々増えているのか。さらに、平成28年度から行っている「3S運動」優秀賞については、毎年度3社が表彰されるということによいのか。あわせて、3社が表彰される分母となる事業者数はどうなっているのか。
- 2 行政報告書141ページの「(2) 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援」

について伺う。「川の国応援団」の登録団体数682団体に対し、171件の支援を行ったとのことだが、この支援件数は、資機材の提供や貸出しの件数ということでしょうか。また、各団体の活動内容は様々であるが、資機材についてはどのように提供しているのか。

産業廃棄物指導課長

- 1 PR事業に登録する事業者は、その全てが焼却や破砕などの許可を有する中間処分業者である。子供たちに見学してもらうことも想定しているため、見学コースなどの体制が整っている事業者である。また、登録数は令和元年度に一社増加したが、毎年度増えているという状況にはない。さらに、「3S運動」の表彰式については、平成28年度から毎年度、スマイル・セイケツ・スタイルの三つの部門で、できるだけ多くの業者を表彰する形としている。手を挙げてもらった取組事業者について、その内容を審査して表彰する。令和元年度は、最優秀賞が3社、奨励賞が3社、特別賞が6社であった。あわせて、許可業者数は、収集運搬業も含めて約1万5,000であるが、このうちの主に中間処分業者300社余りの中から受賞者が出ている。

水環境課長

- 2 「川の国応援団」への活動支援の内容は、簡易水質検査キット、軍手、のぼり旗などの資材提供や講師の派遣などである。また、活動支援の内容については、県ホームページや広報紙で周知するとともに、「川の再生交流会」などのイベントで幅広く必要な資材のニーズを聴取しており、全部には対応できないが、広く使ってもらえるものを予算の範囲内で提供している。

江原委員

- 1 「3S運動」の表彰の賞品はどのようなものなのか。また、賞金などは出るのか。
- 2 「川の国応援団」の活動内容については、例えば、のぼり旗でも各団体において使い方は様々である。大事に使用されてはいるが、旗の生地が薄いため、川沿いで使用していると劣化が激しいことから、耐久性のあるものを提供してほしいとの意見があった。「川の国応援団」への支援においては、そうした意見等にもしっかりと対応するようにしてほしい。(要望)

産業廃棄物指導課長

- 1 最優秀賞と奨励賞の二つは賞状と楯、特別賞は賞状のみである。

江原委員

既に表彰を受けた事業者も他部門で受賞することは可能なのか。

産業廃棄物指導課長

スマイル賞、セイケツ賞及びスタイル賞の三つの部門でそれぞれ表彰を受けることができる。3冠を達成した事業者もいる。

杉田委員

- 1 行政報告書127ページの(8)の「ウ 環境科学国際センターでの取組」について伺う。環境科学国際センターには会派の研修会で訪問し、誇れる施設であると認識

している。20周年を迎えリニューアルしたが、利用者が少ないと思う。学校教育のカリキュラムに近い形での体験学習は行われているのか。

- 2 行政報告書135ページの「(3) バイオマスの利活用の促進」について、2者のバイオマス施設に係る許可申請を許可したとあるが、具体的にはどのような施設なのか。また、本県との関わりは許可だけなのか。
- 3 行政報告書146ページの「(1) 環境関連ビジネスの振興」について、環境ビジネスセミナーは、最少の予算で最大の効果を上げる事業であると見込んでいる。過去の開催実績はどうなっているのか。また、令和元年度において、ビジネスの相談などの具体的な動きはあったのか。さらに、過去において、ビジネスの展開につながる実績はあったのか。

環境政策課長

- 1 展示館は主に小学生を対象にしており、小学校の社会科見学での来館者も多く、従来から教育局と連携している。ハード面のリニューアルに合わせて、ソフト面では、アクティブラーニングに対応し、考える力を身に付けさせるため、見て触れて体験する際に考えてもらう学習シートについて、教育局の教員の監修を経てリニューアルした。このシートを事前にしおりに折り込んでもらい、見学の際に活用してもらっている。また、センターの各施設の概要のほか、学習シートの活用例等も記載したリーフレットを新たに作成したので、小学校に配布し、活用の促進に努めていきたい。
- 3 環境ビジネスセミナーについては、各年度2回開催している。令和元年度も2回開催し、171名が参加した。当該セミナーは、環境分野のテーマについて理解を深めてもらうことを目的に実施しており、昨年度はSDGsをテーマにしたところ、関心が高く、例年より参加者が多かった。1回目はセミナーと併せて交流会を実施しており、参加者の交流につながるというアンケート結果もある。2回目はビジネスアリーナで開催し、企業の交流につながっている。なお、事後の調査を行っていないので結果は把握できていないが、産業労働部や公益財団法人埼玉県産業振興公社と連携していることもあり、ビジネスの展開につながられているのではないかと考えている。令和2年度は、環境分野のSDGsの取組を企業に宣言していただく事業を開始し、チェックリストの作成や業界団体との連携を進めるとともに、ビジネスアリーナへの出展支援を行っていく。今後も環境関連ビジネスの振興に努力していきたい。

資源循環推進課長

- 2 令和元年度に許可を行ったのは、本年9月にふじみ野市内で稼働したニューエナジーふじみ野株式会社と、来年秋頃に寄居町で稼働予定のオリックス資源循環株式会社の2社である。いずれの施設も、生ごみを利用したバイオマス化施設であることが特徴である。なお、県との関わりは許認可だけである。

杉田委員

環境ビジネスセミナーの開催目的が曖昧であると感じる。当該セミナーの最大の目的について改めて伺う。

環境政策課長

ビジネスにつながる環境分野のテーマ、すなわちSDGsのように多くの企業に関心を持ってもらい、環境分野の取組を始めてもらえるテーマを取り上げている。まずは関

心を持ってもらい、そこから一步を踏み出してもらうことや、企業のネットワークづくりを目的として開催している。

東間委員

- 1 行政報告書122ページの「1 環境に優しい社会づくり」について伺う。埼玉県5か年計画における指標の「次世代自動車の普及割合」は、令和3年度末における33%の目標に対し、平成30年度末現在で20.2%である。目標達成は厳しいと思うが、どのように考えているのか。
- 2 行政報告書126ページの「(4) 次世代自動車等の普及促進」について伺う。令和元年度において、FCVを購入した個人・事業者に26件の助成を行ったとあるが、目標に対する達成率はどうなっているのか。また、令和元年度において、水素ステーションの整備に1件の助成を行ったとあるが、この件数についてはどのように考えているのか。

大気環境課長

- 1 目標達成は厳しいと考えている。次世代自動車の普及率は、毎年度2%から2.5%の伸びで推移しており、令和3年度末で25%程度と見込まれる。普及率の伸びが悪い要因は、自動車の平均使用年数が13年を超えており、当初の想定より長くなっているためである。今後も継続して次世代自動車の普及に努めていく。

参事兼エネルギー環境課長

- 2 FCVについての補助は、目標の60件に対して26件の実績であった。また、FCバス対応の水素ステーションの整備に対する補助を1件行ったが、県内には、現時点で10基の商用水素ステーションがある状況である。

岡委員

行政報告書135ページの「(5) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、太陽光パネルリサイクルに関する検討会では、どのような方策が検討されたのか。

産業廃棄物指導課長

検討会では、処理技術の開発を中心に、どうすればリサイクルができるのか、効率的な分離や回収はどのように行えばよいのか、多く含まれるガラス等のリサイクルをどう進めればよいのかについて検討を進めてきた。その結果、処理技術の開発だけではなく、リサイクル先の検討など幅広い関係者を巻き込む必要があることが分かり、これが「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」の設置につながった。

岡委員

環境科学国際センターにおいて実施した太陽光パネルの処理機械の開発について、令和元年度の進捗と成果はどうなっているのか。また、リサイクルにおいては、有害物質の処理について課題があると聞いているが、その対応はどうなっているのか。

産業廃棄物指導課長

環境科学国際センターで行っていた処理技術の開発は、汎用的な破碎機を使用して、太陽光パネルリサイクルを行うことが可能なかどうか及び素材を分離できるかどうか

についてのものであり、新たな処理装置を製作するというものではない。汎用的な機械であっても、細かく分離することで、有用金属である銀等を回収できるレベルまで濃縮することができることが分かった。また、有害物質への対応については、分析した結果、有害物質の含有状況がパネルメーカーや年代ごとに大きく異なっており、その情報を処理業者に正しく伝えることが大切であるとの知見が得られた。

田並委員

- 1 行政報告書126ページの「(5) ヒートアイランド対策の実施」について伺う。遮熱塗装は効果が高いが、価格も高いため、集中的に投資しないと普及しないと思う。県は事例について情報を提供するだけでなく、県の施設に遮熱塗装の施工を行うなど、普及をけん引していくべきだと考える。令和元年度に実施したヒートアイランド対策の効果検証において、そうした意見は出なかったのか。
- 2 行政報告書139ページの(2)の「イ くぬぎ山地区の自然再生」について伺う。平地林については、くぬぎ山地区を含め、過去10年において全体ではどのくらい減少しているのか。また、くぬぎ山地区において保全された平地林の面積2.8ヘクタールについては、どう評価しているのか。さらに、里山の保全のために創設された「彩の国みどりの基金」が、余り活用されていない印象がある。令和元年度においては、くぬぎ山地区をはじめとした平地林の保全にどのくらい活用されたのか。

温暖化対策課長

- 1 環境性能塗装等については、場所によっては非常に効果があると考えていることから、市町村の施設管理者等にしっかり情報提供を行い、市町村が取り組めるようにしていく。また、温暖化対策についての庁内会議の場を活用し、関係部局に対して、各事業を考えていく上で参考となる情報提供を行っていく。

みどり自然課長

- 2 県内の平地林は、平成19年時点で約1万5,564ヘクタールだったが、平成29年には約1万3,831ヘクタールとなっており、10年間で約1,733ヘクタール減少した。また、令和元年度のくぬぎ山地区の2.8ヘクタールの保全は、平地林保全協定を締結した3団体への樹林地での保全活動に対して支援したものである。くぬぎ山地区では、これに加えて、2か所の合計で約1万3,000平方メートルとなる樹林地の公有地化を図っている。さらに、令和元年度は、くぬぎ山地区の保全や公有地化など、平地林の保全のために約2億6,600万円を執行している。そのうち、公有地化には県債を約1億円活用しているため、「彩の国みどりの基金」の活用額は約1億6,000万円である。

田並委員

「彩の国みどりの基金」からの繰入額約2億9,600万円と、平地林の保全のために活用された約1億6,000万円との差額は、何に活用されたのか。

みどり自然課長

主なものとして、市町村が実施する緑化や園庭・校庭の芝生化など、緑の創出に活用した。

【説明者】

関本建二保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、唐橋竜一保健医療部副部長、小松原誠保健医療部副部長、金子直史地域包括ケア局長、根岸章王食品安全局長、縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長、田中良明感染症対策課感染症対策幹、川崎弘貴国保医療課長、坂行正医療整備課長、梶ヶ谷信之医療人材課長、横田淳一健康長寿課長、番場宏疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、吉永光宏食品安全課長、芦村達哉業務課長

【発言】

小谷野委員

行政報告書182ページの「3 医師・看護師確保対策の推進」について伺う。医師及び看護師の確保について、具体的にはどのようなことを実施してきたのか。

医療人材課長

まず、医師の確保については、医師を増やす対策、医師の資質向上及び地域医療に必要な医師の確保の3本の柱で実施している。医師を増やす対策としては、奨学金や研修資金の貸与により医師を確保している。医師の資質向上としては、さいたま新都心にある地域医療教育センターを中心に研修等を実施している。地域医療に必要な医師の確保としては、寄附講座による救命救急センターへの常勤医の派遣や、中核病院への医師の派遣によって、地域医療に必要な医師の確保に努めている。また、看護師の確保についても、看護師を増やす対策及び看護師の資質向上の2本の柱で実施している。看護師を増やす対策としては、看護師等養成所の運営に対して支援を行っている。看護師の資質向上としては、認定看護師などの資格の取得に対する助成を実施している。さらに、職場を離れている看護師の復職支援や掘り起こしを行っており、埼玉県ナースセンターにおいて、無料職業紹介事業を実施している。

小谷野委員

そうした対策を行っていても、本県の人口10万人当たりの医師数は全国最下位のままになっている。医師等の県外への流出を防ぐため、給与や勤務状況の処遇改善を指導していく必要があると思うが、医師等の不足の解消に向けて、保健医療部長はどのような心構えで臨んでいるのか。

保健医療部長

今後の医師確保に向けて、肝になるのは、後期研修医の獲得であると考えている。臨床研修医については、本県は全国トップクラスの確保状況である。しかし、2年間の臨床研修が終了した後の後期研修医になると、その半分は県外に流出してしまう。一方で、県外から本県に来てくれる医師もいることから、差し引きでは、臨床研修医の8割に当たる人数が後期研修医として残っている状況である。この後期研修医は事実上の就職に当たるため、そのまま県内の病院に残る確率が高く、本県の後期研修医数も上り調子で増えてきている。この後期研修医を、本県に根付かせることに注力していきたいと考えている。処遇も重要であるが、何よりも医師は、専門医の資格を取るために技術を学ぶ

ことが重要である。本県は医師が少ない分、担当できる症例や患者数が多いため、修練であれば東京都より本県の方が充実して行える。こうした点をアピールして、後期研修医を獲得し、医師が増えるよう努めていく。

宮崎委員

- 1 行政報告書180ページの(1)の「ウ 保険給付費等交付金の交付」について伺う。平成30年度と比較して、令和元年度の交付額が約100億円減少した理由は何か。
- 2 行政報告書203ページの「(5) 献血の推進」について伺う。献血動画について、第2弾の実施はどうなっているのか。また、動画の効果があるのであれば、県庁の他課にも広くノウハウを周知した方が良いのではないか。さらに、従来の広報と比較して費用対効果はどうなっているのか。
- 3 行政報告書199ページの「(1) 適正飼養の推進」について伺う。「彩の国さいたま動物愛護フェスティバル」を動物指導センターで開催し、参加者は566名となっているが、平成30年度は所沢の航空記念公園で開催しており、参加者は約5,000名であった。規模が縮小したことになるが、動物指導センターで行った理由は何か。

国保医療課長

- 1 主たる理由は、被保険者が約7万5,000人減少したことに伴い、普通交付金が約99億円減少したためである。被保険者が減少した大きな要因としては、約7万人が高齢化に伴い後期高齢者医療制度へ移行したことが挙げられる。

薬務課長

- 2 第2弾の実施は、現状では考えていない。また、動画の効果については、五つ以上の庁内各課から問合せがあった。さらに、動画は、平成30年7月から本年8月末までの期間において、128万回視聴されている。制作には170万円かかっているので、試聴1回当たりの単価は1.33円となり、例えば、ポケットティッシュを配布するよりも費用対効果が高いと考えている。

生活衛生課長

- 3 同フェスティバルについては、市町村のイベントに相乗りさせてもらう場合と単独開催の場合があり、平成30年度は所沢市民まつりと共催させてもらった。どちらの開催方法で行うかについては、特に決まりはなく、県内各地におけるバランスを取りながら開催地等を決定している。また、最近は、動物指導センターで実施していなかったことから、昨年度は同センターで単独開催した。前年度に比べて参加人数の規模は小さくなったが、県民にセンターへの理解を深めてもらえる良い機会になったと考えている。

高橋委員

行政報告書194ページの(9)の「ア 自殺予防相談支援事業の実施と相談窓口等に関する情報提供の推進」について伺う。自殺対策の推進について、自殺者数が年々減少していることは良いことだと思う。自殺者を減らすことが大事な一方で、残された家族の苦しみにしても支援が必要であると強く感じている。埼玉県自殺対策連絡協議会の開催や民間団体の活動への支援を行っているとのことであるが、自殺予防について、具体

的にはどのように取り組んでいるのか。

疾病対策課長

埼玉県自殺対策連絡協議会は、経済団体や教育機関、保健・医療関係団体など、自殺対策に取り組んでいる機関・団体の方へ出席していただき、自殺対策に何が必要か議論を行っている。また、自殺は経済問題に起因することも多いため、暮らしとこころの総合相談会を月2回JACK大宮で開催している。この相談会では、借金問題など経済問題にも対応している。さらに、こころの電話相談を実施している民間団体の活動支援として、この団体の相談員の人材育成支援を実施している。あわせて、自殺が多い時期には、駅周辺における自殺予防街頭キャンペーンを実施している。昨年度は、南浦和駅周辺で実施した。自殺予防については、関係団体と一緒に取り組んでいる。

高橋委員

残された家族の心のケアはどうしているのか。

疾病対策課長

残された方の心のケアについては、協議会においても、取り組む必要があると指摘されている。秩父地域では、専門団体で活動している方が集いを開催している。県では、そうした活動や相談機関を紹介しているところである。残された方の心のケアは非常に難しい問題であることから、どこでも紹介できればよいというものではないため、慎重に対応している。

山口委員

- 1 行政報告書190ページの「(1)健康長寿埼玉プロジェクトの推進」について伺う。
191ページの「埼玉県コバトン健康マイレージの運用」について、40万人の参加を目標人数としているところ、令和元年度は約7万4,000人が参加したとのことだが、前年度からどれくらい増えているのか。また、目標の40万人をどのように達成するのか。さらに、事業検証を行ったとのことだが、検証の内容とその結果はどうなっているのか。あわせて、事業検証の委託金額は幾らなのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書227ページの「歳入」の第14款の第7項の第3目の「健康長寿課」の1の(1)の「イ 埼玉県コバトン健康マイレージ事業市町村等負担金」について伺う。市町村の負担金の内容はどうなっているのか。

健康長寿課長

- 1 参加人数については、平成30年度末が5万3,500人、令和元年度末が7万4,071人であったため、2万571人増えている。また、これまでは、歩くことを中心にポイントを貯めて楽しみながら取り組んでいただくものであったが、今後は、市町村の健康づくり事業への参加や健康に良い食事をした場合、民間のスポーツクラブの利用等でポイントが付くような仕組みにする。こうした取組により、40万人まで参加者を増やしていきたい。さらに、事業検証については、埼玉県立大学に委託して実施した。これは、同大学にデータ分析に詳しい教授がいたためである。検証の内容であるが、平成29年の参加者について、平成28年と平成30年でどのように健康状態が変わったのかを比較した。検証の結果については、短い期間での比較ということもあって、はっきりした成果は見えていないが、女性の50代以上や男性の60代以上という年齢の高

い層において、中性脂肪やコレステロール値が改善したという結果が出ている。なお、アンケート調査においても、健康づくりの意識の変化や行動が変わったという結果が出ている。あわせて、委託金額は500万円である。

2 参加している市町村から、均等割、人口割及び参加者割という形で負担してもらっている。

山口委員

40万人の目標値は変わっていないとのことであったが、40万人を達成するまで続けていくのか。それとも、年度を区切って目標値を見直していくのか。また、十分な検証まで至っていないとのことであったが、中性脂肪が下がっていることをPRすればよいのではないか。さらに、全市町村が参加していないが、どのように考えているのか。あわせて、この事業は、県が市町村と共同で行うべき事業なのか。検証も追いついていないし、参加人数についても爆発的な広がりがないのであれば、細かいところは市町村に任せてもよいのではないか。

健康長寿課長

この事業は、健康づくりのきっかけづくりとなることを目的に始めた事業である。当時は、40歳以上人口の10人に1人の参加を想定し、40万人という目標を掲げた。40万人は厳しい数字ではあるが、これまで1年で2万5,000人程度増えてきているので、今後は、システム改修を行って魅力のある仕組みとし、現状の倍となる1年で5万人の参加者の増加となるよう努めていきたい。また、参加者の健康状態がどのように変わったのかをもう少し長い期間で検証し、その成果を市町村に示したいと考えている。さらに、運用経費については、県と市町村でそれぞれ2分の1ずつの負担としている。そのうち、市町村負担分については、均等割、人口割及び参加者割に分けている。あわせて、本事業と同様の事業やシステム構築を市町村単独で行おうとすると、金額がかさんでしまうため、県と市町村が共同で行うことにより、経費の削減効果が生じていると考えている。

田並委員

- 1 行政報告書183ページの(1)の「ケ 医師確保計画の策定」について、本県に少ない特定の診療科の医師を確保するなどの戦略に基づいて策定しているのか。
- 2 行政報告書184ページの(1)の「ア 救急医療の体制整備」について伺う。救急医療機関の指定においては、どのような条件があるのか。
- 3 搬送困難事案受入医療機関について、行政報告書186ページの「令和元年4月1日現在の実施医療機関」の表を見ると、北部地域には行田総合病院しか実施医療機関がなく、不足していると思う。これらの医療機関については、どのように選定しているのか。
- 4 行政報告書202ページの「(3) ジェネリック医薬品の使用促進」について伺う。ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関を訪問し、使用促進に関する情報提供を行ったとある。薬剤師や医師に聞いたところ、同じレシピでも料理人が違うと出来上がりが違うように、医薬品の効果等も少々異なってくるとのことであった。ジェネリック医薬品の使用を促進したいことは分かるが、そのために医療機関への訪問まで行う必要があるのか。

医療人材課長

- 1 従来から、診療科の中でも特に偏在が大きいとされる救急科、産科及び小児科の医師確保に力を入れている。医師確保計画の中でも同様に、この3科の医師確保を考えている。救急科では救命救急センター、産科では周産期母子医療センター、小児科では第二次小児救急医療輪番病院が地域において必要となるが、各病院の必要医師数や確保に向けて具体的に取り組む施策について、計画で取りまとめている。

医療整備課長

- 2 救急医療機関の指定については、救急病院等を定める省令で4点の基準が定められている。1点目が、救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること、2点目が、エックス線装置、心電図、輸血及び輸液のための設備を有すること、3点目が、救急車の搬送を受けるので場所が適していること、4点目が、救急患者を受けのために専用病床又は優先的に使用される病床を有していることで、この条件をクリアする必要がある。本県においては、指定を希望する医療機関に対して、医師など専門家で構成する救急医療機関審査会を設け、救急医療機関として適しているかどうかを審査している。また、申出を受けるときは、地元の消防の意見を付して審査を行うという手順も踏んでいる。
- 3 本県においては搬送が厳しい状況にある中、一定数の照会回数に達した患者を受け入れていただく役割を担う医療機関を選定している。平成27年1月からスタートして、順次、医療機関数を増やしているところである。県内の救命救急センターの医師や各消防機関の消防長などで構成されている県のメディカルコントロール協議会が、県内に六つある。その六つの区域の中で、受入実績の多い医療機関に手上げをしていたが、同協議会に諮って認定されるという流れになっている。北部については、地図を見れば明らかなように、実施医療機関が少ないと認識しており、北部にある三次救急医療機関に実施を依頼する働き掛けを行っている。しかしながら、搬送困難事案受入医療機関は、二次救急の搬送困難事案を受け入れるところであり、三次救急との役割分担もある。そのため、二次救急の搬送困難事案については、現状、行田総合病院に依頼しているところである。

薬務課長

- 4 医療機関訪問は、全国健康保険協会埼玉支部、いわゆる協会けんぽから依頼されて同行している。協会けんぽは、レセプトの情報から、同規模の病院の先発医薬品とジェネリック医薬品の比率データを把握しているため、ほかの病院の使用比率の状況をお知らせしながら、事情を伺っている。訪問先の医療機関からは、ほかの病院の状況が分かって良かったという声ももらっている。ジェネリック医薬品の使用を強制しているわけでは決していない。

田並委員

- 1 救急医療機関の基準について伺う。以前は、救急を担当する医師の人数に、精神科医など救急患者を受けても何もできない医師の人数も、数合わせのために含まれていた。今は、そのようなことがないように精査しているのか。
- 2 協会けんぽについては、財政状況が厳しい中、そうした取組を行うことは分からないでもない。しかしながら、それに県が同行するのは出過ぎた行為ではないか。特定の医薬品メーカーを利することにもなると思うが、どのように考えているのか。

医療整備課長

- 1 救急医療機関の指定に当たっては、地元の消防や周辺の協力医療機関の意見を付した上で、救急医療機関審査会において審査を行っている。結論から言えば、数合わせのようなことはまずない。救急医療機関になった後は、救急医療情報システムに登録していただき、患者の搬送を受けられるか否かの情報を毎日入力し、それを見て救急隊が搬送することになる。登録されたデータが関係者全体に対して「見える化」されている中で、毎日のように搬送を受けられないとする病院はない状況である。

薬務課長

- 2 訪問先は公的病院がほとんどであり、いわゆる医療法人経営の民間病院には行っていない。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。今後の実施方法については、協会けんぽに相談して検討したい。

高木委員

- 1 資料34「総合医局機構の取組について」の1ページの1の(1)の「①高校生の志養成」について、平成30年度は104人参加であったが、令和元年度は67人と人数が減った理由は何か。また、参加者の中で、実際に医師になった人数はどれくらいなのか。
- 2 資料34の1ページの1の「(6) 医師にとって魅力ある『埼玉ブランド』の構築」について伺う。医師2名の海外留学への支援について、帰国した後、本県の医療に従事することという条件はあるのか。また、3病院の臨床研修外部評価導入に対する支援の内容と結果はどのようなものなのか。
- 3 資料34について、平成30年度は「指導医確保」という事業が記載されていたが、今回の資料に記載がないのはなぜか。
- 4 歳入歳出決算事項別明細書説明調書239ページの「歳出」の第4款の第4項の第1目の「医療人材課」の「2 不用額を生じた理由」について、医師確保対策費において所要額が見込みを下回ったとのことだが、その詳細な理由はどうなっているのか。

医療人材課長

- 1 高校生の志養成事業については、毎年度見直しを行っている。平成30年度までは市中の病院も対象としていたが、令和元年度からは大学病院二つに絞ったため、実績の人数が減っている。また、実施以降延べ780人の高校生が参加しており、このうち、奨学金の面接を受けた者は79人である。そのうち、令和元年度までに26人が医学部に合格している。
- 2 海外留学については、留学期間の3倍、最低1年間は、戻ってきてから県内の医療機関に従事し、後輩等の指導を行ってもらうことになっている。また、外部評価については、臨床研修病院の質の向上のため、第三者機関のNPO法人がプログラムを認定する制度である。この認証をなるべく多くの病院に取ってもらい、県内臨床研修病院の底上げを図るものである。昨年度は、臨床に係る経費について3病院に助成を行い、3病院とも認証を得ている。
- 3 「指導医確保事業」は、3年間の事業計画で実施したものであり、平成30年度で終了している。この事業の代替として、同じ効果を持つ「専門医認定支援事業」を昨年度から実施しており、昨年度は7病院に対して約1,300万円の助成を行っている。

4 大学に寄附を行って大学から医師を派遣してもらう寄附講座を支援する事業については、計画していた講座が実施できなかったため、約1,500万円が不用額となった。また、医学生に奨学金や研修資金を貸与する事業については、貸与の最高月額が20万円や10万円であるところ、全額までの貸与や入学金に対する貸与は不要などの理由により、不用額が発生した。

深谷委員

行政報告書177ページの「7 感染症対策の強化」及び196ページの(1)の「ウ 感染症予防・まん延防止対策の推進」について伺う。新型コロナウイルス感染症の対応においては、感染症指定医療機関として整備していた12医療機関75床の役割が非常に重要であったと認識している。令和元年度末に発生した100名弱の新型コロナウイルス感染症患者について、全ての12医療機関75床がしっかりと機能して、万全の態勢で受け入れることができたのか。

感染症対策課感染症対策幹

新型コロナウイルスは未知のウイルスであり、病態も不明な中での対応であったことから、昨年度末までは、陰圧室や個室での管理が可能であり、医療スタッフもそろっている感染症指定医療機関で受け入れていただいた。

深谷委員

他県の事例になるが、一部報道では、感染症指定医療機関においても、患者受入れに当たっては医療スタッフの問題など様々な課題があったほか、個人防護具の不足もあったことから、患者受入れに支障があったとのことであった。医師会からもそうした意見を聞いているが、本県ではどのような状況であったのか。

感染症対策課感染症対策幹

本県では、過去において1・2類感染症の発生はなく、患者の受入実績もなかった。このため、他県における新型コロナウイルス感染症患者の受入状況や実際に現場へ派遣されたスタッフの情報を基に、対応してきた。全ての医療機関で対応できたわけではなかったが、主要な感染症指定医療機関においては、患者の受入体制は整っていた。また、県としても個人防護具などの配備ができるよう支援してきた。

深谷委員

感染症指定医療機関がしっかり役割を果たし、万全な体制が整備できるような見直しが必要ではないか。

感染症対策課感染症対策幹

感染症指定医療機関は、感染症患者の受入れにおいて重要な役割を果たしていると考えている。県としても、これまで年1回の連携会議等を開催し、資質の向上に努めてきた。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的イベント開催を契機として、医療機関の方とは修練してきているので、更なる体制整備を図りたい。

秋山委員

1 行政報告書182ページの(1)の「イ 地域枠医学生、県外医学生に対する支援」

について伺う。昨年度の新規貸与者は地域枠医学生が29人、県外医学生が15人とのことだが、それぞれ募集枠と応募者数はどうなっているのか。また、同様の取組を行っている他県と比較して規模の水準はどうなっているのか。

- 2 行政報告書181ページの「(3) 医療費の公費負担制度の促進」について伺う。乳幼児、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費については、国からは何も支援がないと聞いている。国の施策とするか、最低でも交付税の基準に算入すべきであると考えますが、国へはどのような働き掛けを行っているのか。また、重度心身障害者の医療費助成については5年間で受給対象者が11.6%減少しているが、この原因をどのように分析しているのか。さらに、重度心身障害者の医療費助成において、平成31年1月から所得制限が導入されたが、令和元年度の通年では、何人程度が対象から外れているのか。
- 3 行政報告書198ページの「(2) 水供給体制の確立」について伺う。先日の企業局関係の審査の中で、県水と自己水の配分割合を決めているのは保健医療部との答弁があった。そこで、令和元年度は、どのように受水団体と協議してその割合を決めたのか。

医療人材課長

- 1 地域枠奨学金については、3大学で募集枠30人に対して93人の応募があり、倍率は3.1倍であった。県外奨学金については、募集枠15人に対して141人の応募があり、倍率は9.4倍であった。また、奨学金については、国が作った制度である地域枠と県外奨学金のように県独自の奨学金があるが、それらの合計人数で比較すると、静岡県が全国1位の115人、本県は全国6位の45人となっている。なお、最下位は、京都府及び福岡県の5人である。これらの比較から、本県はおおむね高い水準にあると考えている。

国保医療課長

- 2 同様の制度を全国47都道府県全てが実施しているため、本県単独で毎年度、政府要望を行うとともに、全国知事会や九都県市首脳会議等においても要望を行っている。ナショナルミニマムとして国費を投入してもらえるように、様々な機会を捉えて要望していきたい。また、重度心身障害者の医療費助成については、65歳以上の新規手帳取得者を対象外にしているために対象者の増加が少なくなったことや、死亡・転出などにより減少したのではないかと分析している。さらに、所得制限については、平成31年1月から令和元年9月までに対象とならなかった人数は329人であるため、一月当たりで平均すると36人となる。このため、1年間では430人程度になると考えている。これに伴う補助の削減額は1,200万円程度と推計している。

生活衛生課長

- 3 県水の受水割合については、企業局の給水規程に基づき、毎年度、企業局と受水団体の間における協議で決定するものと認識している。よって、保健医療部、すなわち生活衛生課は、当該協議には参加していない。

秋山委員

- 1 人口10万人当たりの医師数が全国最下位である本県は、医学生に係る奨学金の募集人数について、ダントツの全国1位であるべきではないか。保健医療部長はどのよ

うに考えているのか。

- 2 乳幼児、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費について、国の事業化、あるいは一部でも交付税で対応される見込みはどうか。
- 3 企業局関係の審査において、受水割合については保健医療部で決定しているとの答弁があったため、この場で質問した。企業局の答弁が虚偽であったのか。保健医療部は、受水割合の決定について所掌していないということでしょうか。

保健医療部長

- 1 委員の意見のとおりであるが、地域枠については、医学部の定員に上乘せして増やしてきた経緯がある。将来的な医師の需給見通しを国が示しているが、将来的には医師が余るため、医学部定員を減らしていく方向に国は舵を切ろうとしている。こうした中で地域枠の人数を増やしていくのは相当にハードルが高いと思っているが、県外奨学金の枠もあるので、知恵を絞って枠の確保にしっかり努めていきたい。

国保医療課長

- 2 今のところ、国の事業化や交付税対応に関する話は聞いていない。しかしながら、全国において同様の状況であることから、全国で連携し、実現まで要望を続けていきたいと考えている。

生活衛生課長

- 3 受水割合は、あくまでも企業局と受水団体の協議で決まるものである。一方で、水道衛生の観点からは、生活衛生課に対して、水道事業者から例えば給水人口の変更認可申請がある。そうした際に、当課としては、県水については企業局の供給能力を超えていないか、自己水については地盤沈下に影響を与える量ではないのか等、県全体の枠組の中でバランスを取った指導を行う必要がある。そのため、過去においては、水道事業者に対して県水と自己水の割合に関する意向聴取を行い、調整した経緯はある。企業局は、そのことを答弁したと思うが、恐らく少々の説明不足があったのではないかと推察する。虚偽答弁をしたわけではないが、やや事実誤認もあったのかもしれない。いずれにしても、保健医療部が協議に参加していないのは事実である。

東間委員

行政報告書184ページの(2)の「ウ 資質向上対策」について伺う。看護師の確保対策において、認定看護師を増やしていくとのことであったが、認定看護師数は何人なのか。また、人数の目標値はあるのか。さらに、どのような事業を行っているのか。

医療人材課長

令和2年9月1日時点において、本県は713人、全国では2万721人である。また、目標値は定めていない。さらに、認定看護師の資格を得るためには、一定期間の研修を受講する必要がある。そのため、看護師本人に対して研修の受講費用の一部を助成するとともに、看護師を研修に出す病院に対しても、その分のマンパワーが減ってしまうことから、代替看護師の給与費の一部を助成している。

江原委員

行政報告書201ページの「(2) かかりつけ薬剤師・薬局の推進による医薬品の適正

使用の促進」について伺う。かかりつけ薬剤師届出薬局数は、どのくらい増えたのか。また、当該薬局数について目標はあるのか。さらに、認知症対応薬局の推進はどのように行ったのか。あわせて、ポリファーマシー対策のモデル事業を実施した成果や、全県展開に向けた課題はどうなっているのか。

薬務課長

かかりつけ薬剤師届出薬局数は、平成31年4月1日現在において1,414薬局であったが、令和2年4月1日には、1,511薬局に増えている。また、県は目標を定めていないが、国は、平成27年10月に策定した「患者のための薬局ビジョン」において、2025年度までに全ての薬局がかかりつけ機能を持つことを目標としている。さらに、認知症対応力向上研修会について、薬局の薬剤師を対象として開催している。令和元年度は、研修会を4回開催し、延べ606人が受講した。あわせて、ポリファーマシー対策モデル事業の成果としては、保険者の協力やレセプトデータに基づく被保険者への通知などがあると事業がスムーズに行くことが分かった。今後の課題については、いかに保険者の協力が得られるかどうかであると考えている。

江原委員

県は、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に力を入れており、国の目標では2025年度までに全ての薬局をかかりつけ薬局にするとのことだが、現在のかかりつけ薬剤師届出薬局の比率はどのくらいなのか。また、ポリファーマシー対策事業の全県展開を見据えて211人に研修を実施したとのことだが、その受講者数についてどう捉えているのか。

薬務課長

現在、県全体では3,000件弱の薬局があり、令和2年4月1日の1,511薬局数は、その半分程度である。2025年度までに残り1,500件増やすのは大変な数字だと考えているが、研修などを実施して比率を上げていきたい。また、ポリファーマシー対策の研修受講者数211人は、約3,000件ある県内薬局数からすれば少ない。今後の取組としては、薬剤師会と連携し、多くの方に受講してもらえるよう研修方法を工夫したり、協力してくれる保険者から働き掛けてもらうことも有効な手段であると考えている。

石渡委員

行政報告書201ページの「(2)かかりつけ薬剤師・薬局の推進による医薬品の適正使用の促進」について伺う。国は、平成27年10月に策定した「患者のための薬局ビジョン」において、2025年度までに全ての薬局にかかりつけ機能を持たせることを目標としているのに、県がその推進について大変であるというのは無責任ではないのか。

薬務課長

申し訳なかった。国の2025年度までに全ての薬局にかかりつけ機能を持たせる目標について、県としても目標を同じくして取り組んでいく。

石渡委員

- 1 かかりつけ薬剤師・薬局の推進について、しっかりとやってほしい。(要望)
- 2 行政報告書202ページの「(3)ジェネリック医薬品の使用促進」について伺う。

ジェネリック医薬品には、四つのメリットがあると聞いている。一つ目は、国の厳しい審査をクリアしており有効性や安全性、品質も新薬と同等であること、二つ目は、低価格で個人負担が軽くなること、三つ目は、医療費を有効活用できること、四つ目は、医療保険制度の次の世代への引き継ぎに貢献することである。このメリットを生かすように進めているジェネリック医薬品の使用促進に係る事業について、その事業名と決算額はどうなっているのか。また、ジェネリック医薬品の使用促進による県内医療費の削減についてのデータはあるのか。

薬務課長

- 2 事業名は、「後発医薬品使用促進対策費」であり、決算額は、278万2,546円である。また、ジェネリック医薬品の使用促進による医療費の削減額については、県独自で把握できるものではないが、先発医薬品とジェネリック医薬品の差額通知を行っている協会けんぽから頂いたデータでは、本県において、10年で約50億円、1年当たり約5億円減額できたとの情報がある。

石渡委員

この事業の成果と今後の課題は何か。

薬務課長

行政報告書177ページの「10 医薬品などの適正使用と献血の推進」の埼玉県5か年計画における指標にあるとおり、平成30年度末の後発医薬品のシェアは78.6%であったが、最新の令和元年度末のデータでは、81.3%と令和3年度末の目標である80%を超えている。なお、これは県全体での値であり、市町村別では達成していない市町村もある。また、医療費の自己負担の少ない小児や後期高齢者などでは使用割合が少ない状況にあるので、県民や医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用できるように普及啓発を進めていきたい。

杉田委員

- 1 資料20「難病対策について」の2ページの「②本県の指定難病患者数」について、平成30年度を受給者数が前年度と比べて大きく減少している理由は何か。
- 2 行政報告書182ページの「(4) 難病対策の推進」について、難病患者の医療費助成は、毎年度の更新手続きが煩雑で患者や家族の負担が大きいと聞いている。簡素化を図れないのか。

疾病対策課長

- 1 平成30年4月1日付けで、この事務がさいたま市に移管したためである。
- 2 難病患者の医療費助成事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律などに基づき、国のルールで実施しているため、県独自で簡素化を図ることは困難である。しかしながら、患者家族にとって更新手続きが負担であることは認識している。そのため、手続きの簡素化を毎年度、国に要望している。また、昨年度は、本県からの提案により、関東知事会としても国に要望している。

【説明者】

中村一之県土整備部長、三須康男県土整備部副部長、北田健夫県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、小島茂県土整備政策課政策幹、小高巖建設管理課長、藤間達之用地課長、吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、林雄一郎参事兼河川砂防課長、長谷部進一水辺再生課長

草野忠幸収用委員会事務局長

【発言】

山口委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書364ページの「歳出」の「翌年度繰越額」について、繰越明許費が438億9,046万円、事故繰越しが7億1,074万円となっており、合計して約446億円と多額になっているが、詳細な要因はどうなっているのか。
- 2 行政報告書265ページ及び275ページの「4 公共土木施設の災害復旧」について伺う。275ページの表を見ると、令和元年度の「被災箇所数」は全て令和元年東日本台風によるもので131か所となっている。「着工(完成)箇所数」によると、令和元年度に48か所着工しており、翌年度以降に残りも着工して全て完成予定となっているが、令和元年度末現在において、河川と道路それぞれの復旧工事はどの程度進捗しているのか。
- 3 行政報告書の276ページの「(5) 県有普通財産の取得、管理及び処分事務」について伺う。廃川敷地や廃道敷地の処分とはどのようなものなのか。また、財産の処分方針は、どのように決定しているのか。さらに、売払い収入を上げるために、どのように取り組んでいるのか。

県土整備政策課長

- 1 繰越明許費については、令和元年東日本台風に係る災害復旧事業で約38億円、同台風により既存事業の工事が続行できなくなったもので約72億円の繰越しが発生したことが、大きな要因である。事故繰越しについては、同台風の影響による工事の遅延に伴う繰越しが約3億円発生したことで、増額になったものである。

参事兼河川砂防課長

- 2 河川及び砂防の災害復旧事業については、106か所が国庫補助事業として採択され、これまでに102か所が契約済みであり、令和2年9月末時点において63か所が完成している。残りの39か所については、今年度末までの完成を目指している。

道路環境課長

- 2 道路の災害復旧事業については、25か所が国庫補助事業として採択され、これまでに25か所全てが契約済みであり、令和2年9月末時点において16か所が完成している。残りの9か所のうち、8か所については、今年度末までの完成を目指している。残る1か所は、ロックシェッドが倒壊した中津川三峰口停車場線であり、令和3

年度の完成を目指して進めていく。

用地課長

- 3 廃川及び廃道敷地とは、曲がりくねった河川や道路をまっすぐに改修した際に、河川や道路として使用しなくなる土地のことである。毎年度、工事の実施に伴って増加するとともに、それを管理する必要も生じている。こうした敷地について、少しでもプラスに活用するため、売却処分や有償貸付けを行っているものである。また、処分方針については、段階を経て決定している。まず、例えば河川として不用品土地になったとしても、隣接する県道で使用できる場合などはないのかを県土整備事務所で検討する。その結果、県としては使用しないことになった場合は、次に、例えば川沿いの公園として使用するなど市町村で活用することができないか、又は国の河川事務所等の庁舎敷地として使用できないかを確認する。それでも活用が見込まれないときは、民間に売却することになる。さらに、売払いについては、土地の状況に応じて行っている。住宅を建てられる程度の面積がある土地の場合は、入札によって売却する。しかしながら、廃川及び廃道敷地は、細長い、小さい等の理由により、単独では利用しにくい土地であることが多く、そうした場合は、職員が隣接地の所有者に働き掛けて売却している。売却価格については、不動産鑑定士に算定してもらうが、総額が5,000円や1万円などの土地を算定してもらうと費用の方が多くかかってしまう。そこで、相続税評価額を用いた試算を行っている。その結果、60万円以上の価格になると見込まれれば、不動産鑑定士に算定を依頼している。60万円未満の価格になると見込まれれば、相続税評価額を用いて売却している。

山口委員

- 1 災害復旧事業の進捗状況は順調であり、速やかな対応がなされていると評価する。具体的には、どのような流れで進められているのか。
- 2 廃川敷地及び廃道敷地について、処分が難しい土地であることは理解した。自治体から廃川敷地等について借用の希望があった場合は、有償又は無償貸付けのどちらの方法になるのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 速やかな事業進捗が行われた理由としては、3点挙げられる。1点目は、昨年10月12日から13日にかけて被災した後、すぐに国のTEC-FORCEによる支援や一般社団法人埼玉県測量設計業協会の協定に基づく協力などがあり、10月から11月にかけて被災状況の調査を迅速に実施できたことである。2点目は、12月から翌年1月にかけて3回に分けて行われた災害査定において、机上査定を多くするなど効率化を図ってもらえたことである。3点目は、不調不落対策を整えた上で、2月から工事発注を順次進めたことである。

用地課長

- 2 有償で貸し付けることとなる。庁内のルールとして、建物、工作物、公園等の敷地として貸し付ける場合には、総務部が定める「普通財産貸付料算定基準」に基づき、貸付料を算定することとされている。なお、貸付料収入の年間規模であるが、歳入歳出決算事項別明細書説明調書372ページの「歳入」の第10款の第1項の第1目の「用地課」の1の(1)の「ア 廃川敷等土地貸付収入」に記載しているとおり、2、

760万円程度となっている。

田並委員

- 1 ここ数年度、土木費が増加してきているが、新設改築と維持補修の割合はどうなっているのか。また、今後、その割合はどうなると考えているのか。
- 2 県内企業の育成の観点からのJVや分割発注の推移についてはどうなっているのか。
- 3 行政報告書279ページの(10)の「ア 公共工事の計画的な執行」について伺う。発注・施工時期の平準化について、令和元年度はどのような工夫を行ったのか。
- 4 行政報告書275ページの「5 円滑かつ計画的な公共用地の取得」について伺う。事業に反対であった土地所有者が亡くなって、相続人が事業に協力しようと思っても、相続人が多数いて難儀してしまうケースがあると聞いている。県が取得予定の事業用地のうち、所有者不明土地はどれくらいあるのか。

県土整備政策課長

- 1 予算編成段階において、維持補修予算を毎年度数%増やしているため、維持補修の割合が増加傾向である。令和2年度予算の数字となるが、道路街路事業548億円のうち新設予算は204億円、維持補修予算は344億円と維持補修予算が多くなっている。また、河川事業293億円のうち改築予算は189億円、維持補修予算は104億円と、河川では改築予算が多くなっている。

建設管理課長

- 2 令和元年度において、JV方式を活用した工事は、県全体では13件発注しているが、県土整備部での発注はない。県土整備部では、県内企業育成の観点から、県内企業で施工可能な工事は県内に発注することを基本としている。その際、JV方式ではなく、分離・分割発注を活用して、県内企業の受注機会の確保に努めている。その結果、令和元年度の県内企業受注率は件数ベースで96.4%となっている。
- 3 平成30年12月議会で承認いただいたゼロ債務負担行為の活用や、年度当初の発注を速やかに行うための平成30年度中の積算の前倒しなどの工夫を行っている。しかしながら、令和元年度は、災害復旧工事を下半期に多く発注したことで、年間平均稼働件数が大きく増えたため、当初は90%を目標としていたが、平準化率の実績は79%となっている。

用地課長

- 4 所有者不明土地については、事務的に大変苦労している。県土整備事務所の用地取得における所有者不明土地は、令和2年1月時点において83筆である。そのうち、相続登記を怠っていたものは65筆となっている。また、平成28年度の地籍調査において、県内10市町村の約5,700筆をサンプリング調査した結果、登記簿で所有者の所在を確認できない土地は、そのうちの約3%となっている。

田並委員

所有者不明土地の発生を事前に防ぐために、令和元年度において、行政書士や弁護士と連携した事例はあるのか。

用地課長

具体的な事例はない。一所懸命に登記簿等に当たり、市町村と連携して地道に調査を行うことで対応している。

田並委員

行政としては、登記簿等により、所有者についてどこまで遡って調査できるものなのか。

用地課長

東日本大震災が発生した後、復旧に取り組む中で、所有者不明土地の存在が大きな問題になった。そうした背景から国でも法制度が整えられ、法務局や行政の用地担当者が調査を行える状況に変わってきているところである。

深谷委員

- 1 行政報告書279ページの(10)の「ア 公共工事の計画的な執行」について伺う。施工時期の平準化について、県内建設業の経営の安定化を図るためには、国や県だけではなく、市町村の取組も進めることが重要と考える。県は、どのような周知・指導を行っているのか。
- 2 行政報告書279ページの(10)の「イ 建設現場における労働環境の改善」について、週休2日制の取組に係る県の実績と市町村への周知内容はどうなっているのか。
- 3 行政報告書269ページの(4)の「エ 電線類の地中化」について伺う。264ページの「1 道路・街路事業の推進」に記載があるが、埼玉県5か年計画において、電線類の地中化の整備延長を令和3年度末に56.8キロメートル以上にする目標値を定めている。電線類の地中化は、防災性の向上に資するということで推進しているが、道路の総延長として、緊急輸送道路は約1,100キロメートルある。災害時に命をつなぐ緊急輸送道路に、電線類の地中化をどのような方法で展開していくのか。ビジョンと現実の乖離が激しいように感じているが、5か年計画における指標をどうするのかも含めて、令和元年度はどのようなことを検討したのか。

建設管理課長

- 1 国では、総務省と国土交通省が連携して平準化の取組を推進している。国は、市町村を含む地方公共団体における平準化の取組が進むよう要請する通知を発出している。その通知に基づき、県から市町村への周知を行っている。令和元年度における県内市町村の平準化率の平均は約48%となっている。県としては、関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会等の会議の場で、市町村に対して国や県の取組状況を周知するよう努めている。
- 2 建設業界の週休2日制に対する意識の向上を図ることを目的に、国土交通省や本県、さいたま市などで構成する埼玉県i-Construction推進連絡会において、公共工事の現場土曜一斉休工、いわゆるハッピーサタデーに取り組んでいる。市町村に対しても取組への参加を呼び掛けており、今年度も多くの団体が趣旨に賛同して現場土曜一斉休工に取り組んでいる。

道路環境課長

3 電線類の地中化について、県では、平成31年3月に埼玉県無電柱化推進計画を立て、防災性の向上と地域の活性化という二つの観点から整備を進めている。課題は、事業費が大きいこと及び整備に時間がかかることである。これは、事業を進める上で、東京電力やNTTなどの電線管理者と調整を行うのはもちろんのこと、現道で作業する場合には、地中に敷設されている下水道管や水道管、ガスパ管を移設の上、電線類用の管路を埋設するためである。また、変圧器は歩道上に設置するため、沿道の方々の出入りを制限することになるほか、その設置位置の調整もあることから、時間がかかる事業である。令和元年度における取組については、事業の重要性が高いことから、事業箇所数を増やした。さらに、国においては低コストの手法を検討しているところであり、そうした手法を積極的に取り入れることを考えている。あわせて、予算については国の個別補助事業を活用しながら、事業を進めていきたい。

深谷委員

平準化について、県としては取組が進んでいるが、市町村を合わせた県全体の平準化率では全国平均を下回る状況である。市町村に十分浸透していないと感じる。国は、平準化を推進するために、「さしすせそ」の取組について、まずは人口10万人以上の市からしっかり実施するよう働き掛けている。県としては、どのように考えているのか。

建設管理課長

市町村の事務の負担を軽減するよう、国が積極的に支援に乗り出している。例えば、市町村において、平準化率の算定や発注計画の策定などを行う際の事務の省力化が図れる統一フォーマットを提供するなど、人材やノウハウの不足に対するサポートを行っている。県としても、国とともに市町村の平準化の取組の底上げに努めていく。

江原委員

- 1 行政報告書264ページの「総括」について、ビッグデータを活用した生活道路の交通安全対策を10市町と協働で実施したとのことだが、その具体的な内容、スキーム及び成果はどうなっているのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書383ページの「歳出」の第8款の第2項の第1目の「県土整備政策課」の1の「(2)道路網構想推進費」の内訳はどうなっているのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 平成19年のホンダとの協定締結以降、継続的にビッグデータの活用に取り組んできた。取組の成果として、対策箇所において急ブレーキ回数や交通事故の減少などの効果が確認できている。県内では、人身事故のうち5割が市町村道で発生していることから、県管理道路だけではなく市町村が管理する生活道路において交通安全対策を行うことが、県全体の交通事故抑止につながる。そこで、県が持つビッグデータを活用した交通安全対策のノウハウや蓄積されたデータを活用し、生活道路を管理する市町村が交通安全対策を効果的に実施し、県内の交通事故の抑止を図る取組を行っている。具体的には、県が急ブレーキ多発箇所などの危険箇所の情報を市町村に提供し、その情報を基に、市町村が、例えば「速度注意」などの路面表示や、見通しを悪くする原因となる植栽のせん定等の交通安全対策を33か所を実施した。

- 2 体系的な道路網整備の推進に必要となる道路計画の検討に係る調査や、民間データを活用した安全対策の検討などを進めている。

江原委員

- 1 道路網構想推進費の内訳については、検討だけで約2,400万円かかったということなのか。
- 2 カーナビデータは精度が高いため、効果的に安全対策が実行できると考える。ホンダと平成19年度から実施しているデータの蓄積については、引き続き行うのか。また、急ブレーキのデータで危険箇所が分かるとのことだが、蓄積データからの危険箇所の抽出はどのように行っているのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 内訳については大きく分けて三つあり、群馬県との広域幹線道路に関する調査や検討、道路整備や橋りょう保全に関する調査、ホンダのカーナビを活用した交通安全対策実施箇所の効果検証である。
- 2 データについては、平成19年から継続的に頂いている。データを蓄積して安全対策につなげることが重要であり、引き続き蓄積を継続する。また、データ蓄積によって危険箇所の傾向がより鮮明に見えてくるので、うまく活用していきたい。

江原委員

ビッグデータを活用した生活道路の安全対策については、過年度においては10市町でモデル的に実施しており、令和元年度も10市町で実施したとある。説明を聞いていると全県的な実施が必要と考えるが、令和元年度にそのような検討は行ったのか。

県土整備政策課政策幹

10市町は、交通事故の発生率が高く、積極的に交通安全対策に取り組んでいる市町村から選定した。今後は、10市町で実施した安全対策の効果を検証し、各市町村にフィードバックし、県全体の安全対策が進むように取り組む。

小谷野委員

行政報告書270ページの(1)の「ア 河川改修事業(県単独)」について、54か所において河川改修事業を実施したとのことである。令和元年東日本台風による被害を踏まえると、河川改修をもっと急いで実施しておけば、災害復旧において実施することにならずに済んだのではないか。どのような考え方で河川改修を進めているのか。

参事兼河川砂防課長

令和元年東日本台風をはじめ、ここ数年、気候変動に伴い、雨の降り方に変化が生じている。その中で、河川改修については、ハード整備及びソフト対策の両面から備えを進めている。まず、ハード整備であるが、洪水時に河川の水位を低下させることを基本的に合流点や湾曲部、ネック箇所等を集中的にレベルアップすることとしている。また、河川の改修は原則として下流から整備することになるため、可能な河川については上流域に調節池を整備し、その下流の治水安全度を少しでも早く向上させる等の整備上の工夫も行ってきた。次に、ソフト対策であるが、ハザードマップの整備や福祉施設における避難確保計画の作成について、市町村や事業者を支援してきたところである。

小谷野委員

各県土整備事務所や市町村などからいろいろな要望が出てきていると思うが、河川改修については、災害が発生したときに一番危険と予想されるところから実施しているのか。整備の優先順位については、どのように決定しているのか。

参事兼河川砂防課長

各事務所が河川管理やパトロール等を行っている中で、あらかじめ危険が予想される箇所について、優先的に河川の維持修繕を行っている。また、一般的に河川の水位が上昇しやすい箇所は危険であるため、そういった箇所の改修を優先的に進めている。

小谷野委員

地元にとって最も重要な箇所を優先的に進めてもらいたいと考えているがどうか。また、令和元年度において、国の災害査定で認められなかった箇所はあるのか。

参事兼河川砂防課長

市町村も含めた現場の話を聴き、河川整備及び管理に生かしたい。また、災害査定で全てをカバーしているわけではない。そうした箇所については、維持修繕や局所的な改良で手当てしている。

小谷野委員

国の災害査定で認められなかった箇所はあるのか。

参事兼河川砂防課長

申請より延長が短くなった箇所等がある。

秋山委員

- 1 行政報告書273ページの「(8) 主な政策指標の進捗状況」について伺う。「河川整備が必要な河川の延長」の棒グラフを見ると、時間雨量50ミリメートル程度に対応した河川整備が続けられてきており、平成27年度末から令和元年度末の間に7.6キロメートル進捗し、残りの整備必要河川延長は391.4キロメートルとなっている。この整備スピードの場合、単純計算であと206年かかることになるが、そのような状況下において、洪水を起こさない強い県土づくりをどのように進めていくのか。また、近年は、時間雨量が100ミリメートルを超えることも少なくないが、従来の整備計画とそごは生じないのか。
- 2 行政報告書267ページの(1)の「ウ 橋りょう整備事業」について伺う。橋の架換え整備事業について、県管理の橋りょうの耐震化・拡幅など精力的に進めていると思うが、このページの写真のように、フラットな橋をフラットな橋に架け換える整備であれば苦情は出ない。しかし、架換え後の新しい橋が、以前の橋に比べて太鼓橋のようになってしまうことがある。橋の強度確保等の要因から必要であると思うが、高齢者や自転車で通る方などにとっては坂を上り下りするのが大変であるという声もある。橋りょうの整備方針については、どうなっているのか。
- 3 行政報告書267ページの(1)の「エ 社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業」、268ページの(2)の「イ 社会資本整備総合交付金(街路)事業」及び270ページの(1)の「イ 社会資本整備総合交付金(河川)事業」について伺う。県

土整備部の行う事業手法については、社会資本整備総合交付金を活用したものがある。交付金は使い勝手が良いと聞いているが、この手法を選択した理由と大まかな補助率はどうなっているのか。また、事業で発生した不用額について、国庫分の返還はどのように行っているのか。さらに、次年度への繰越しはどのように行われるのか。あわせて、交付金対象以外の県負担部分について、県債の起債はどのくらい行えるのか。最後に、この交付金は平成22年度に創設されたが、今後も当分の間、継続されるのか。

- 4 行政報告書275ページの「5 円滑かつ計画的な公共用地の取得」について伺う。所有者を特定することができない土地であっても、どうしても取得して公共事業を行わなければならない場合、どのような措置を取っているのか。公権力を行使して土地の収用を行うのか。それとも、諦めてしまうのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 用地買収や橋りょう架換え等には時間と予算を要する。河川整備は下流から行っていくが、やはり時間がかかることは事実である。これらの整備が着実に進められるよう、引き続き努力する。その一方で、可能な河川においては上流域に調節池等を整備し、その下流の洪水時の水位を下げることにより治水安全度の少しでも早い向上を図っていくほか、河川に流入してくる雨水を流域内で貯留・浸透させる対策を市町村とともに進めていく。また、時間雨量100ミリメートル超の降雨による洪水への対応として、令和2年度からではあるが、決壊リスクを少しでも低減し、壊滅的な被害とならないよう、必要な箇所について堤防の上面の舗装や市街地側の法尻の保護など、新たな堤防強化のハード整備に取り組んでいく。ソフト対策については、確実かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を県で公表し、これに基づいた市町村のハザードマップや福祉施設の避難確保計画の作成などを支援していく。なお、現在の河川整備計画は、時間雨量おおむね50ミリメートルに対応することを目標にしている。令和元年東日本台風では、時間雨量50ミリメートルに達していなくても、例えば、入間川流域では、総雨量が380ミリメートルを超え、いっ水・越水などによる被害が発生した。時間雨量おおむね50ミリメートルなどの指標も含め、現在、入間川流域を含む荒川中流右岸ブロックの河川整備計画の変更を進めている。検討に当たり、国の河川整備計画やほかの都道府県の河川整備計画で、例えば、「10年に1度発生する雨の規模」、「安全に流せる河川の流量」などを目標に掲げる例があるので、それらを参考に計画の目標を検討している。

委員長

社会資本整備総合交付金に係る質疑への答弁については、一般論が入ってもよいが、令和元年度決算の認定の範囲で行うようお願いする。

道路街路課長

- 2 橋りょうの整備に当たっては、技術基準を順守した上で、橋の架換えによる影響を最小限に抑えるため、橋の桁の高さを低くできる形式を積極的に採用するなど、利用者の利便性にも十分考慮しながら事業を進めている。しかしながら、老朽化した古い橋を架け換える際には、以前に比べて橋が高くなることもある。これは、橋がまたぐ河川の治水上の安全性を確保するためや、最新の技術基準に基づき橋の高さを設定する必要があるためである。その一例として、橋のたもとに住宅が密接しているなど周

辺の土地利用が成熟し、橋両端の道路を高くできない場所では、橋と道路を滑らかな勾配でつなげるため、橋中央部が高い構造となることがある。行政報告書の写真は、架換え後の橋がフラットになっているが、実際は旧橋よりも高くなっている。この場所は、橋への道路の取付け部が農地のため、取付け道路区間の高さを緩やかに上げるなどの対応ができています。

県土整備政策課長

3 国において既存の国庫補助事業を統合して一本化した交付金であり、自治体として活用している状況である。補助率は、2分の1や10分の5、5が主なものとなっている。また、整備計画において複数の路線がある場合、進捗状況の良好な路線への振替が可能であるため、不用額は発生していない。さらに、国費を先に受け入れることも可能であるが、経理上複雑になるため本県では行っておらず、国に申請して繰越しを行う手続を取っている。あわせて、県債充当率は大半が90%となっている。最後に、社会資本整備総合交付金は国が行っている制度であることから、県としては、いつまで継続するのか答えにくい。しかしながら、同交付金は、交付決定前の着工が認められているため、ゼロ債務負担行為を設定し、県単独事業と同様に活用できるものであり、県としても制度が継続することを期待している。

用地課長

4 諦めることはない。戸籍や住民票、旧土地台帳を調査するなど、市町村の協力も得ながら可能な限りの手段を尽くしている。昔から住んでいる近隣の住民に状況を聴くことも行う。それでも不明な場合には、家庭裁判所に利害関係人として申し立て、相続財産管理人を選任してもらい、裁判の手続により土地を取得する。事前の調査や裁判の公告の手続等に非常に時間がかかるため、苦労している。

秋山委員

所有者不明土地がある場合には、様々な調査を行いつつ必要な公共工事を実施するが、土地の所有者名義は変わらないということなのか。

用地課長

裁判の手続が終了すれば、土地の所有者名義は県等に改められる。

岡委員

行政報告書269ページの(4)の「ウ 橋りょうの維持補修」について伺う。昭和55年より古い基準で建設され、耐震補強が必要な橋りょうの耐震補強率は、平成27年度末の指標策定時は57.9%であったが、令和元年度末には89.4%まで達している。この率が100%になるのは、令和何年度の見込みなのか。

道路環境課長

対象は302橋あり、これまでに270橋が完了している。残りの32橋については、行政報告書264ページの「1 道路・街路事業の推進」の埼玉県5か年計画における指標の目標値のとおり、令和3年度末までに完了するよう進めている。このほか、平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強についても、令和元年度から着手しているところである。

岡委員

平成8年より古い基準で建設された橋りょうについて、耐震補強の対象は122橋あるが、現在までに完了は0となっている。今後の計画についてはどうなっているのか。

道路環境課長

令和元年度から14橋の設計に着手している。また、122橋のうち、緊急輸送道路などの重要な橋が62橋あり、これらについては令和8年度の完成を目途に事業を進めている。

東間委員

行政報告書269ページの(4)の「オ 自転車通行空間の整備」について伺う。整備に当たっては、路面のひび割れや劣化を修繕せず、そのまま自転車レーンを作っているのか。また、進捗状況及び進捗率についてはどうなっているのか。

道路環境課長

施工に当たっては、路面を青く塗装するなどの整備が必要なことから、ひび割れ等があれば、修繕した後に整備を行っている。また、自転車通行空間は、これまでに155.1キロメートルを整備している。そのうち、令和元年度の整備分は、自転車レーン4.7キロメートルを含む7.1キロメートルである。

東間委員

自転車レーンの全体の整備目標と進捗率はどうなっているのか。

道路環境課長

自転車通行空間及び自転車レーンの全体計画はない。現時点では、令和元年度からの3か年で24キロメートル整備することが計画である。

石渡委員

- 1 行政報告書265ページの「3 川の再生の推進」について、県土整備部の川の再生に対する取組の歩みが報告されている。四つの歩みは、一つ目が平成20年度からの「水辺再生100プラン」、二つ目が平成24年度からの「川のまるごと再生プロジェクト」、三つ目が平成25年度からの「水辺空間とことん活用プロジェクト」、四つ目が平成28年度からの「川の国埼玉はつらつプロジェクト」である。川の再生という事業目的に基づき継続して取り組んできたわけであるが、川の再生の現状はどうなっているのか。
- 2 行政報告書268ページの「(3) 交通安全施設の整備」について伺う。令和元年5月8日に滋賀県大津市において、保育園児16名が交差点で交通事故に巻き込まれた。この事故を受けて、上尾市においても緊急で交通安全施設1か所の設置について対応してもらったが、県内ではこの事故を契機にしてどのような対策を行ったのか。

水辺再生課長

- 1 県土整備部では、平成20年度から川の再生に取り組んできた。まず、「水辺再生100プラン」であるが、当部としては70か所において実施し、その整備が完了した。次に、「川のまるごと再生プロジェクト」であるが、当部としては10河川において実

施し、その整備が完成した。次に、「川の国埼玉はつらつプロジェクト」であるが、当部としては21か所においてプロジェクトを推進している。しかしながら、そのうち1か所は、地元の町から様々な状況の中で中止の要望があったことを受け、中止としている。そのため、実際に実施しているのは20か所である。なお、「水辺空間とことん活用プロジェクト」については、10か所11施設において運用している。このような取組の中で、分かる範囲ではあるが、利用状況の統計を取っている。埼玉県5か年計画における指標の「県管理河川における川遊びスポットの夏期入込客数」であるが、「水辺空間とことん活用プロジェクト」の運用箇所等を利用している人数については、平成27年度の約21万人から令和元年度の約23万人へと約2万人増加している。また、河川の美化活動団体数については、川の再生に取り組み始めた平成20年度の125団体から令和元年度の462団体へと約3.7倍の増加となっている。こうしたことから、多くの方が川に愛着を持って利用していると考えている。

道路環境課長

2 大津の事故を受けて、5月から6月にかけて県管理道路の主要な交差点1,300か所において緊急点検を行った。この点検の結果、交差点の巻き込み部で車道と歩道を分離する防護柵や縁石が設置されていなかった場所が35か所あったことから、令和元年度中に全ての箇所で車両用防護柵や車止めなどを設置する工事を行った。また、その後、内閣府や文部科学省からの通知に基づき、7月から8月にかけて幼稚園や保育園、警察、関係する道路管理者、市町村、県が立ち合いを行い、未就学児が集団で移動する経路の危険箇所について合同で点検を行った。この点検の結果、県管理道路については、令和元年度において、車両用防護柵や車止めを22か所で設置した。

【説明者】

濱川敦都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、鳴海太郎都市計画課長、長嶺俊広市街地整備課長、細田隆田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、若林昌善建築安全課長、関根昌己住宅課長、知久裕之営繕課長、大澤春樹設備課長

【発言】

関根委員

- 1 行政報告書285ページの「(1) 土地区画整理事業」について伺う。各事業の主な地区について、令和元年度の進捗状況はどうなっているのか。また、事業の推進における課題及びその対応状況についてはどうなっているのか。
- 2 行政報告書288ページの「(5) 公園の整備」について伺う。県営都市公園のうち、都市整備部が所管する27公園のトイレ洋式化改修について、令和元年度の進捗状況はどうなっているのか。
- 3 行政報告書288ページの(6)の「ア 管理体制」について伺う。県営都市公園のうち、都市整備部が所管する27公園については、指定管理者制度により、効率的・効果的な管理運営を行ったとのことであったが、その管理状況についてはどうなっているのか。また、Park-PFIの導入について、大宮公園を含め、令和元年度における検討状況はどうなっているのか。
- 4 行政報告書291ページの(7)の「イ 違反建築物の是正指導」について伺う。令和元年度において、違反建築物への違反是正指導件数は57件であったとのことだが、毎年度、これくらいの指導件数で推移しているのか。また、是正指導に従わなかった場合は、どのように対応しているのか。さらに、最終的には建物を取り壊すことになるのか。
- 5 行政報告書299ページの「(2) 県有建物の営繕」について、令和元年度に実施した県有建物の工事や設計など391件の営繕事業のうち、県内業者へ発注した事業はどれくらいあるのか。また、令和元年度において、不調・不落はどの程度あったのか。

市街地整備課長

- 1 組合施行事業の羽生市岩瀬土地区画整理事業においては、地区内の道路約1,700メートルの整備を行った。具体的には、都市計画道路公園通り線の整備を行い、これに合わせ、組合では地区南側に集合保留地を設けたことにより、令和2年8月に大型商業施設が開業した。進捗率は48.5%である。次に、公共団体施行事業の川口市石神西立野特定土地区画整理事業については、道路築造2件200メートル及び物件補償2件を実施した。進捗率は44.2%である。次に、つくばエクスプレス沿線地域整備事業において県が施行する八潮南部西地区については、2号調整池の掘削工事、4号調整池の地盤改良工事、宅地造成工事2.8ヘクタール及び街路築造工事1.5キロメートルの各工事を行うとともに、物件移転補償44件を実施した。事業費ベースの進捗率は87.9%である。また、市町・組合が実施する事業の推進における課題としては、事業が完了予定時期に完了せず、長期化していることが挙げられる。こうした事業の長期化に伴う影響としては、道路・公園などの基盤整備が進まず防災上の課題解消が遅れるこ

とや、家の建替えが自由にできないなど地権者の土地活用が制限されることが挙げられる。次に、県事業の八潮南部西地区における課題としては、事業が終盤に差し掛かるにつれて交渉難航箇所が増え、移転が進まず、基盤整備に遅れが生じていることのほか、地区内に建設が予定されている小学校について、計画どおり令和7年4月に開校できるように進めることが挙げられる。長期化への対応としては、区域縮小や道路計画の見直しによって移転家屋数を減らし、事業のスムーズな進捗を図るとともに、市町・組合とよく調整し、事業を進めるに当たって様々な工夫を行っている。八潮南部西地区の小学校開校への対応としては、学校予定地や周辺の整備をしっかりと進めていくことが重要であると考えている。

公園スタジアム課長

- 2 トイレ洋式化改修は、平成30年度から3か年の計画の工事であり、トイレ全基数のうち90%を洋式化することを目標に進めている。平成30年度は283基、令和元年度は461基を洋式化しており、令和2年3月末時点で77.3%まで進捗している。
- 3 27公園全てにおいて、指定管理者制度による管理運営を行っている。ただし、大宮公園のうち、氷川神社があるいわゆる第一公園については、県直営による管理を行っている。現在の指定管理者の状況については、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が大半の公園の管理運営を行っている。自治体では、松伏町がまつぶし緑の丘公園、幸手市が権現堂公園の管理を行っている。それら以外の公的な団体では、一般財団法人公園財団が吉見総合運動公園、NPO法人埼玉県生態系保護協会が荒川大麻生公園を管理している。そのほかには、造園事業者等によるグループが指定管理者となって管理運営を行っている公園もある。また、大宮公園におけるPark-PFIに関する取組については、令和元年度は特に行っていないが、令和2年度はアイデアの募集を行っている。その他の公園については、令和元年度において、27公園を対象に、公園ごとのいわゆる市場性や民間として活用できるか否かのアイデア、参入するとしたら着目する事業条件等について、民間事業者から意見を聴くサウンディング型市場調査を実施した。

建築安全課長

- 4 令和元年度の57件について、行政報告書では是正完了件数11件となっているが、その後、継続して違反是正指導を行い、9月末現在では33件の指導が終わっている。残り24件についても、継続して違反是正指導を行っている。件数については、ここ数年の推移を見ると、年間の違反発覚件数は少ない年度で約40件、多い年度で約100件となっている。直近5年度で見ると、違反が発覚した件数309件のうち、現在、220件の違反是正指導が完了し、残り89件の指導を行っているところである。また、違反建築物については、期限を定めて段階的に是正が進むように指導を行っている。さらに、安全面で周辺への影響が大きい場合などは、使用禁止の行政指導あるいは法律に基づく命令を行っている。

営繕課長

- 5 令和元年度に実施した391件の内訳は、工事が260件、設計等の業務委託が131件となっている。工事については、260件中、県内業者への発注は252件であり、発注率は96.9%であった。業務委託については、131件中、県内業者への発注は127件であり、発注率は96.9%であった。また、工事の発注において、不調・不落により最終的に受注者が決まらなかったものが3件あった。

関根委員

- 1 区画整理事業の長期化対策として、区域を縮小して事業がスムーズに進捗するように図っているとのことであったが、市町村と調整しながら行っているということなのか。
- 2 県内業者への発注率は96.9%とのことであり、地元業者に多く発注している状況にあるが、発注率の向上については現状で限界なのか。

市街地整備課長

- 1 現在、政令市であるさいたま市を除き、施行中の地区は約90地区ある。長期化している事業箇所の多くは平成初期に計画されたものであり、事業費の確保が難しくなっていることも原因の一つであると考えている。現道を活用した道路計画の見直しにより、移転家屋数を減らすことで、事業費を縮減することができる。市町村としっかりディスカッションしながら、事業がスムーズに進捗するよう調整を図っている。

営繕課長

- 2 エレベーターなどの入札参加者が限られる工事を除けば、県内業者への発注率はほぼ100%になる。

高橋委員

行政報告書281ページの「総括」について伺う。都市整備部門においては、「個性と魅力ある元気な都市づくり」、「住みやすく人と環境にやさしい都市づくり」、「誰もが安心して暮らせる都市づくり」の三つの基本的な考え方の下、総合的・効果的に「計画的な都市づくり」、「都市環境の整備・改善」、「住民・住環境の整備」などを推進したとある。私は、教育や環境部門とも連携し、文化芸術の視点を踏まえた都市づくりが大切だと考えている。そこで、令和元年度において、都市整備部で誇れる仕事があれば、それはどのようなものか。

公園スタジアム課長

教育部門との連携として、さきたま古墳公園においては、古墳群を生かした公園整備を行っている。この公園は、管理については教育局、整備については都市整備部が行っている。整備に当たっても両部局は連携しており、現在、既設公園の西側の約10ヘクタールを整備しているところである。

高橋委員

私もその公園は行ったことがあるが、良い所である。文化芸術立県に向けて私も頑張るので、よろしく願います。（要望）

秋山委員

- 1 行政報告書294ページの(2)の「イ 入居者募集」について伺う。令和元年度に実施した県営住宅の入居者募集については、2,357戸の募集に対して、6,429人の応募があったとのことだが、平均して2.7倍の競争率となっている。同年度において、競争率の最高及び最低倍率はそれぞれどうなっているのか。また、単身者向けの募集は何戸であったのか。さらに、そのうち65歳以上の単身者の応募件数と入居人数はどうなっているのか。あわせて、単身住宅に係る競争率の最高及び最低倍率はそれぞれどうなっているのか。

- 2 現在、県営住宅への入居に当たり連帯保証人は不要となっているが、緊急時等連絡先となる方が必要であり、入居提出書類ではその方の実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている。入居が決定しても、緊急時等連絡先を提出できない方は、入居が取り消されてしまうのか。また、緊急時等連絡先となった方の法的責任はどのようにになっているのか。
- 3 資料14「公営住宅について」の14ページの「⑬県営住宅の空室戸数と率」について伺う。年々、空室が増加しており、平成27年4月1日現在で1,707戸、空室率6.3%であったものが、令和2年4月1日現在では3,565戸、空室率13.1%と約2倍になっている。これは、平成19年10月に子育て支援住宅及び一般住宅に導入された10年の入居期限が経過したことで、空室が激増しているのではないかと思うが、どのように分析しているのか。また、「住宅に困窮している定額所得者に低廉な家賃で良質な住宅を供給」する政策に照らして、現状についてどのように考えているのか。

住宅課長

- 1 令和元年度の定期募集において、最高倍率は浦和高層住宅の単身住宅の166倍、最低倍率は申込みがなかった住宅の0倍であった。また、単身住宅は210戸の募集を行った。さらに、65歳以上の申込みは1,931件あり、そのうち入居した人数は101人である。あわせて、単身住宅の最高倍率は浦和高層住宅の166倍、最低倍率は申込みがなかった住宅の0倍であった。
- 2 入居が決まった方が緊急時等連絡先を確保できない場合でも、入居できないわけではない。この場合は、「緊急時等連絡先を立てられない旨の申出書」等を提出いただいている。また、緊急時等連絡先となった方には、主に、入居者が死亡するなど緊急の事態が生じたときに連絡するほか、入居者と意思疎通を図ることができなくなったときに連絡し、入居者に代わって手続等を行っていただけないか依頼することになる。あくまで任意であるため、連帯保証人のような連帯債務の法的責任があるわけではない。
- 3 空室の増加要因が期限付き入居にあるかどうかは特定できない。例えば、応募倍率や入居率の割合は、地域や住宅で比較した場合、大きな開きがあり、人口減少の影響や民間賃貸住宅の状況など、地域的な要因や建物の老朽化なども考えられる。入居期限を10年とする期限付き入居は、平成19年当時の県営住宅の応募倍率が高い状況にあったことから、入居機会の公平性の確保を図るために導入したものである。現在は、応募倍率が低下しており、制度の導入について一定の効果があったと考えている。また、その一方で空室率は増加しているため、空室を減らすために、これまでに様々な取組みを行っている。募集倍率が高い単身住宅については、空室となっている2人用の住戸や3DK等の世帯向けの住戸を単身用に供給する工夫を行っている。令和2年4月募集から、空室が多い団地において、3人以上用住戸を2人以上用として募集することとした。なお、期限付き入居制度については、空室増加の一因である可能性もあることから、今後の取扱いを検討しているところである。

秋山委員

全体の競争率は平均2.7倍であったが、65歳以上の単身高齢者に対しては、民間アパート等でもなかなか貸し渋る状況にある。法的責任を伴う連帯保証人を多くの不動産業者は求めている。先ほど、65歳以上単身者の申込みが1,931件あり、101人が入居できたとの答弁があったが、応募倍率は19倍であり非常に狭い枠となっている。高齢化社会を迎え、単身者や高齢者は住戸を確保することが困難になっているのが現状である。

今後の政策について、どのように考えているのか。

住宅課長

単身者の申込倍率をいかに下げていくかが重要であると考えている。申込資格の緩和や、県営住宅の建替え時に単身用を増やすことなどを行いたい。申込倍率は、平成30年度は約20倍であったものが、令和元年度は約14倍となっている。更に倍率を下げていきたい。

深谷委員

行政報告書294ページの「(2) 県営住宅の管理」について伺う。令和元年東日本台風では、坂戸東坂戸住宅の1階部分50戸中49戸が浸水し、高齢者をはじめ多くの方が被災したが、県や住宅供給公社の迅速な対応により、被災者が2階以上の空き住戸に速やかに避難できた。しかし、一時、水道やトイレ等が使用できないといった不具合も発生した。当時、どのような対応を行ったのか。また、今後、この経験を生かしていくためにどのような検証を行ったのか。

住宅課長

発災直後は、浸水した1階入居者の安否確認及び被害状況の確認を行い、修繕業者の手配及び仮設トイレの設置を行った。続いて、2階以上の空き住戸に仮移転先を確保し、県の費用負担により被災した入居者に移転していただいた。その後、被災した入居者が行う各種手続を補助するために、相談窓口を設置するなどの対応を行った。また、今回の被災対応を検証した結果、県及び埼玉県住宅供給公社がそれぞれの役割分担の下、早急な対応ができるよう防災時の行動計画、いわゆるタイムラインを策定した。平常時において、県は、浸水が想定される区域にある県営住宅の確認及び一覧表作成を行い、同公社は、当該県営住宅の入居者に対して迅速な避難対応等を依頼する通知を送付するなど、いざというときへの備えを行う。発災時においては、タイムラインにのっとり、被災者向けの住居の提供や家賃の免除措置、移転に伴う各種手続、財産移転費に対する支援等を行っていくほか、修繕業者の手配を緊急かつ迅速に行い、浄化槽の仮復旧や仮設トイレの設置等の応急処置を実施するものになっている。

杉田委員

- 1 行政報告書295ページの(2)の「オ 県営住宅の敷地等の有効活用」について伺う。有効活用した取組件数及び具体的な効果はどうなっているのか。また、今後の有効活用について目標値はあるのか。
- 2 行政報告書295ページの(2)の「カ 県営住宅の集会所を活用した子供の居場所づくり」について伺う。活用した取組件数及び具体的な効果はどうなっているのか。また、今後の活用について目標値はあるのか。

住宅課長

- 1 これまでに岩槻諏訪山下団地など3団地において、特別養護老人ホームや保育園等の誘致を行った。最近では、大宮植竹団地において、令和元年4月に認可保育所がオープンした後、今年4月に特別養護老人ホームがオープンしている。効果としては、単なる施設ということではなく、周辺の方々にも寄っていただくような複合施設として、地域に貢献することが挙げられる。また、目標値は特に定めていないが、可能であれば他団

地においても事業を展開していきたいと考えている。

- 2 県営住宅2か所において集会所の内装を改修の上、NPO法人による子ども食堂の運営を実施している。今後は、改修費用が少なく済み、保健所への手続も不要な形態である子供の遊び場や学習支援などの場として広げていきたいと考えている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業運営が一時期休止している。その代わりとして、フードパントリー事業が実施できないか検討しており、今年度中に3か所から4か所において実施したいと考えている。また、目標値は特に定めていないが、全県的にバランスよく実施していきたい。

杉田委員

- 1 県営住宅の敷地等の有効活用について、何か問題点はあるのか。
- 2 子供の居場所づくりについて、何か問題点はあるのか。

住宅課長

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響もあるかもしれないが、思ったほど事業者からの参加希望がなく、あった場合でもやはり難しいと辞退してしまう状況にある。
- 2 本来であれば、団地周辺の子供も集まるような取組を行いたいが、現在のところ団地内が中心となっている。周りの方にもお知らせはしているが、もう少し広がればよいという状況である。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業が一時期休止しているため、その終息によって通常どおり運営できることを望んでいる。

杉田委員

それぞれの事業について、居住者との間で何か問題点はあるのか。

住宅課長

居住者との問題は発生していない。

東間委員

行政報告書295ページの(2)の「エ 家賃の滞納者及び高額所得者対策」について伺う。入居者に長期滞納者はどれくらいいるのか。また、令和元年度における訴えの提起件数及び訴訟による明渡し状況はどうなっているのか。

住宅課長

令和元年度末現在で、長期滞納としている6か月以上の滞納がある入居者は44人である。令和元年度中の訴訟提起は6件であり、その全てに勝訴判決を得ている。判決後、全ての住宅の明渡し完了しており、その内訳は、強制執行によるものが5件、自主的に退去したものが1件である。

東間委員

訴訟について、長期滞納を減らす効果はあるのか。

住宅課長

6か月以上の滞納者が最も多かった平成12年度の692人と比べて9割以上の削減となっており、滞納の抑止力としての訴訟の効果は大きいと考えている。

江原委員

- 1 行政報告書294ページの(2)の「ア 管理代行等」について伺う。少し前の県営住宅には畳の部屋が必ずあったと思うが、令和元年度時点で畳の部屋のある戸数は何戸なのか。また、建替え及び改修実施時に和室を整備することについての方針はあるのか。
- 2 県営住宅は管理代行制度、特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅は指定管理制度により埼玉県住宅供給公社に委託しているが、制度の違いは何か。

住宅課長

- 1 畳の部屋のある住戸数について統計は取っていないが、昭和40年代建設の県営住宅ではほとんどの住戸に和室がある。昭和50年代になって洋間が少しずつ整備され、最近洋間が主流となっている。よって、畳の部屋はまだ相当数ある状況と考えている。また、特に畳の部屋の整備方針というものはない。なお、近年の建替え事業においては、フローリング調のシートを張った床が標準であり和室のない住戸が多いが、高齢者からの要望もあることから、整備戸数の2割程度の住戸の1室を和室とし、当該住戸は1階又は2階に整備している。
- 2 公営住宅法のなかに管理代行制度がある。県営住宅には適用できるが、特別県営住宅と特定公共賃貸住宅は根拠法令が異なっている。管理代行は、地方住宅供給公社や地元市町村などが行えるものであり、権限行為が可能である。

江原委員

畳の部屋からフローリングの部屋に特段の方針なく変わってきているということか。高齢者にとって、フローリングの方が生活しやすい場合もある一方で、畳の部屋にベッドを設置することにより転倒防止が図られるなど、畳の機能性も考慮すべきだと思う。令和元年度の建替え等において、そうした議論はなかったのか。

住宅課長

令和元年度において議論はなかった。特に明確な基準はないが、社会情勢を見ながら、必要なニーズを踏まえて取り組んでいる。

石渡委員

行政報告書297ページの「(10) 共助による高齢化団地活性化モデル事業」について伺う。施設の老朽化や入居者の高齢化などの課題が生じている特別県営住宅について、再生に向けた方向性を検討したとのことだが、上尾市にも特別県営住宅のシラコバト住宅があり、同様の課題が生じている。令和元年度においては、どのような検討を行ったのか。

住宅課長

特別県営住宅は、中堅所得者を対象とした住宅であるが、入居者の高齢化から所得について県営住宅階層が増えてきている。そのため、特別県営住宅を公営住宅化することや、高齢化対策の一つとして単身高齢者モデル住宅の検討を行った。

石渡委員

単身高齢者モデル住宅とは何か。

住宅課長

単身高齢者モデル住宅は、元気な単身高齢者が共同で生活し、互いに交流することでいきいきと暮らすことを目指す住宅である。具体的には、居住スペースを必要最小限の25平方メートル程度とし、部屋の中に閉じこもらないようにするとともに、住棟内に食事や団らんが行えるスペースをつくるものである。屋外には農園などを設け、入居者同士がそれぞれ見守り活動を行えるような住宅を考えている。

石渡委員

シラコバト住宅は当該検討の対象になっているのか。

住宅課長

この事業はシラコバト住宅で実施することを想定している。

石渡委員

今後のスケジュールはどのようになっているのか。

住宅課長

今年度、設計を進めており、年度末には工事に着手することを考えている。令和4年度末に完成予定であり、同年度中の入居を目指している。

岡委員

行政報告書287ページの「(3)住宅密集地の改善促進」について伺う。「燃えないまちづくりの推進」の事業が平成30年度で終了した後、令和元年度からはこの「住宅密集地の改善促進」の事業に変わったと思うが、令和元年度においては、どのような成果があったのか。

市街地整備課長

平成29年度及び平成30年度においては、「燃えないまちづくりの推進」の事業として、先導モデル地区における感震ブレーカーの設置や避難路の整備などを実施するとともに、延焼危険性調査を行って地区の火災リスクを評価し、改善計画案の作成に取り組んだ。その成果として、令和元年7月に「埼玉県住宅密集地改善の手引」を取りまとめた。この手引には、平成29年度及び平成30年度に実施した「燃えないまちづくりの推進」の事業から得られた知見を取り入れ、市町村が自ら住宅密集地の改善に取り組むための環境整備を行った。また、市町村が住宅密集地の改善に取り組むためには、まずは改善すべき住宅密集地を特定する必要がある。しかし、平成30年度の市町村への調査では、全県の約7割に当たる43市町村が住宅密集地の特定をしていない状況であった。そのため、令和元年度は、市町村が住宅密集地を特定できるようにすることを特に重視し、同手引きに基づく勉強会や大学教授による研修会等による市町村への周知・啓発に取り組んだ。

岡委員

平成29年度及び平成30年度については、上尾市及び草加市においても、燃えないまちづくりの取組を実施したと思うが、それらの取組は令和元年度にどのように反映されたのか。

市街地整備課長

「燃えないまちづくりの推進」の事業として、上尾市、草加市及び川口市において先導的にモデル事業を実施したが、地域の協議会との連携調整などを含め、経験から得られた貴重なノウハウが少なからずあった。それを手引に反映し、ほかの市町村が住宅密集地の改善に取り組むための参考としている。また、今年度は、県の新たな予算で、個別の地区において住宅密集地改善計画案の作成事業を行っている。具体的には、10市町に対して、防災やまちづくりに知見のある専門家を派遣し、火災リスクの評価を実施した上で、改善計画案の作成に取り組んでいる。この事業についても、これまでの「燃えないまちづくりの推進」の事業成果を活用して取り組んでいる。今後も発展させていきたい。

田並委員

行政報告書288ページの「(5)公園の整備」について伺う。県営都市公園については、指定管理者制度により管理運営しているとのことであった。令和元年度について、指定管理者制度の導入による効果はどのようなものなのか。

公園スタジアム課長

指定管理に当たっては5年度間を1期としているので、1年度ということではなく、全体で答弁させていただく。県営都市公園の指定管理者制度については、平成18年度から導入している。平成17年度時点における県営24公園の委託料と、令和元年度の同24公園の指定管理料を比較すると、約8億4,000万円を削減することができている。また、民間のアイデアなどの導入に伴い、利用者サービスの向上も図れたところである。具体的には、彩の森入間公園や秋ヶ瀬公園などにおける利用者が道具や食材を持ち込まなくても手軽にバーベキューを楽しめる事業の実施や、所沢航空記念公園の茶室を活用した呈茶サービス、こども動物自然公園でのグッズ販売などは利用者から好評である。

田並委員

各県営都市公園の指定管理料は、決算資料の何を見れば分かるのか。

公園スタジアム課長

決算の資料は、事業科目に沿って整理されている。歳入歳出決算事項別明細書説明調書422ページの「歳出」の第8款の第4項の第4目の「公園スタジアム課」の「(1)公園等施設管理費」の中に、埼玉スタジアム2002公園を除く26公園の指定管理費が含まれている。また、埼玉スタジアム2002公園の指定管理費については、「(4)埼玉スタジアム2002公園管理運営費」のうち、約3億円である。

田並委員

緑道には有料施設などないため収益が上がらないことや、自動販売機による収入程度しか見込めない公園もあることは理解している。一方で、例えば、公益財団法人埼玉県公園緑地協会では、もっと寄附を集めるなどの努力を行うことで、県の指定管理料を削減できるのではないかと考えている。各県営都市公園の決算状況について、決算特別委員会において審査することにより、この公園の指定管理費はもっと増額すべきではないか、この公園はもっと努力できるのではないかなどの議論ができると思うが、どのように考えているのか。

公園スタジアム課長

各県営都市公園の事業計画や収支状況については、6月定例会の常任委員会において報告している。決算特別委員会において、指定管理料についての審査をいただくとなると、県営都市公園分だけの話ではなくなってしまうため、別途、個別に資料提供を行うなどの対応が可能であると考えている。

田並委員

指定管理者制度を導入する全ての県の施設について求めているわけではない。各県営都市公園について、例えば、行政報告書289ページにあるような表に公園ごとの指定管理料の欄を追加してもらえれば、決算特別委員会の審査において議論ができるので、そうすべきではないか。

公園スタジアム課長

行政報告書289ページの表は有料施設についてのものであり、公園そのものの表にはなっていない。また、決算特別委員会は、県全体の決算について審査いただくものであると認識している。そのため、県営都市公園ごとの指定管理料については、別途の対応とさせていただきます。

【説明者】

山野均県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
穴戸佳子県民生活部副部長、田沢純一広聴広報課長、堀光美知子共助社会づくり課長、
渡邊淳一人権推進課長、浅見健二郎文化振興課長、久保佳代子国際課長、
河原塚啓史青少年課長、小谷野幸也スポーツ振興課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、小川美季男女共同参画課長、
関口修宏消費生活課長、横山竜仁防犯・交通安全課長

【発言】

宮崎委員

- 1 行政報告書72ページの「13 交通安全対策の推進」について伺う。埼玉県5か年計画における指標である「交通事故死者数」について、平成30年は175人であったところ、令和元年は129人と大幅に改善しているが、どのような施策を行ったのか。また、交通事故死者数の減少について、令和元年度の新規予算事業に対応した効果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書93ページの(3)の「ウ キャンプ誘致・ホストタウン登録」について伺う。共生社会ホストタウンについて、令和元年度における取組及び登録の状況はどうなっているのか。また、共生社会ホストタウンになった場合、市町村にとって共生社会を進める上でどのようなメリットがあるのか。
- 3 行政報告書94ページの「(5) 都市ボランティアの育成」について、令和元年度の募集で確保した5,400人のボランティアが辞退しないようにするため、どのような対策を行っているのか。

防犯・交通安全課長

- 1 どの施策によってどのくらい効果があったのかについては、明確に把握できない。交通事故死亡者数が減少傾向にあるのは、本県だけではなく全国でも同様である。これまでの交通安全活動に携わった方々による交通安全教育の浸透、県警察による取締り、道路環境の改善、救急医療の向上、自動車の性能向上などの様々な要因によって、総合的に効果が上がってきているものと考えている。

オリンピック・パラリンピック課長

- 2 令和元年度は、市町村担当課長会議などを通じて、ホストタウンに取り組んでいる市町村の事例を発表し、新規の登録を働き掛けてきた。また、共生社会ホストタウンは、ホストタウンに登録された自治体の中から、パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現に向けて取り組む自治体を登録するものである。メリットとしては、心のバリアフリーやバリアフリーデザインのまちづくりを推進しているというイメージを打ち出せることや、国の支援メニューに応募できることが挙げられる。
- 3 都市ボランティアについては、平成30年の8月から9月にかけて、5,400人の募集に対し、9,650人から応募があった。本県は、採用が比較的早かったことから、本番に向けてのモチベーションを維持するため、平成30年度及び令和元年度において研修を265回実施し、延べ1万8,672人が受講している。こうした研修において

は、本番だけではなく、ふだんの生活にも役立つ内容もプログラムに入れるように心掛けてきたこともあり、辞退者は少ない状況である。新型コロナウイルス感染症の影響の中で、集合研修の実施は難しいが、動画研修のほか、普通救命講習などについて、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で実施していきたい。

宮崎委員

国が示している共生社会ホストタウンについての支援メニューには、財政支援のメニューもあるのか。

オリンピック・パラリンピック課長

当該支援メニューは内閣官房が行っている事業であり、財政支援措置の内容は、バリアフリーマップの作成や心のバリアフリー研修の実施などに係る経費を負担するというもので、上限は1,000万円である。選定件数は全国で140件の予定であり、既に本県で登録されている富士見市と三芳町の採択が決定している。

山口委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書99ページの「歳入」の第8款の第1項の第1目の「文化振興課」の1の「(1)行政財産使用料」の「ア 彩の国さいたま芸術劇場、埼玉会館の行政財産使用許可に係る使用料及び管理費」について、約48万1,000円の内容はどうなっているのか。
- 2 行政報告書80ページの(2)の「ア 県立文化会館の管理運営」について伺う。「ヘンリー八世」をはじめ、様々な芸術文化の鑑賞機会を提供しているが、令和元年度において、新型コロナウイルス感染症による影響はどうであったのか。全ての事業が開催できたのか。
- 3 蜷川幸雄氏が逝去されて数年が過ぎたが、新体制への移行について、令和元年度はどのような検討が行われたのか。
- 4 令和2年度に中止になった事業の中には、俳優の小栗旬氏がキャスティングされていたものもあった。中止となった公演については、契約条項等に基づき、役者やスタッフにキャンセル料などが支払われているのか。
- 5 行政報告書79ページの「(6)アクティブシニアの社会参加支援」について伺う。歳入歳出決算事項別明細書説明調書110ページの第2款の第3項の第3目の「共助社会づくり課」の(5)の「オ アクティブシニア地域デビュー推進事業」を見ると、約2,081万円も支出している。行政報告書には、戦略的にPRを行ったとあるが、戦略的とはどのようなPRであったのか。
- 6 シニアボランティア養成講座を開催したとあるが、その開催回数、内容及び参加人数はどうなっているのか。
- 7 行政報告書103ページの「(1)性犯罪被害者支援の推進」について伺う。子供たちを性虐待から保護することが大事であると考えているが、アイリスホットラインについては、おおむね何歳から何歳までが対象となっているのか。また、子供たちからの相談は何件あったのか。さらに、身内による被害の状況について把握しているのか。

文化振興課長

- 1 施設内への自動販売機等の設置について、使用料等を徴収したことによる収入である。
- 2 新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた本年2月末から3月にかけて影響が出てい

る。「ヘンリー八世」は、19公演を予定していたが、最後の4公演は中止となった。全体では、8事業13公演が中止となった。収支への影響については、公演の中止や貸館のキャンセルもあり、約5,000万円程度の収入減となった。一方で、公演を中止したことにより制作に当たる事業費などの支出も抑えられたため、合算すると、新型コロナウイルス感染症の影響による収支としては、おおむね2,000万円の収入減となった。ただし、昨年度はそれ以前の貸館が好調だったことや事業費を節減できたこともあり、年度全体の決算では黒字にすることができた。

- 3 蜷川氏は、シェイクスピア・シリーズやネクスト・シアター、ゴールド・シアター等、彩の国さいたま芸術劇場のブランド力を非常に高めていただいた方だと思っている。新しい芸術監督は、蜷川氏の遺された彩の国さいたま芸術劇場の強いところをしっかりと引き継いでいただきつつ、新たな展開を行うことができる方という方向で、財団とともに検討及び調整を進めている。
- 4 本年6月に予定していたシェイクスピア・シリーズは稽古自体ができないということで全て中止になったが、早期に有名な出演者のスケジュールを確保している場合などは、中止になってもキャンセル料等を支払うケースがあり、指定管理料などから支払う形になる。

共助社会づくり課長

- 5 戦略的PRは、アクティブシニアの地域デビューを促すために、地域活動に関心のない方に対して、イベントの実施やコンテンツを制作して発信することなどを行うものである。イベントについては、ビブリオバトルという本を紹介するイベントを実施し、県内各地の図書館や市民活動サポートセンター17か所で予選を行い、決勝戦も行った。これは、本を通して地域の方を知り、共通の関心や話題で交流できるようにするとともに、地域活動に関心を持ってもらえるように実施したものである。コンテンツの制作・発信については、シニア自身だけではなく家族の方からも活動を促していただきたいということで、地域デビューのストーリーをシニアや家族から収集して発信した。また、地域活動に関する効用について、専門家のインタビュー記事を収集し、例えば、「地域活動は健康にいい」、「幸福度を高める」、「介護費が減る」などのエビデンスを発信した。さらに、地域デビューについては、きっかけがないという方も数多くいるため、ハードルの低い地域デビューの方法として6種類のサンプルを発信した。
- 6 「学習支援」をテーマにした講座を県内4か所で実施した。講座は、各会場とも4日間の日程であり、1日目は学習支援の現状や子供への接し方などの講義、2日目は活動体験前のプラン作り、3日目はNPOなどが活動している現地でのボランティア活動体験、4日目は活動体験の振り返りであった。参加人数は、4か所において合計150人であった。

防犯・交通安全課長

- 7 相談の対象者については、特に年齢制限を設けていない。なお、被害者に限らず、親族や知人からの相談も受け付けている。また、子供からの相談件数については、相談者の年齢別の統計を行っていないことから、被害者の年齢割合で答弁させていただく。令和元年度については、10代が全体の31.8%と最も多く、20代が12.8%、30代が8.7%、10歳以下が2%という割合になっている。さらに、身内による被害状況については、統計を行っていないことから正確な数値は把握していないが、約1割程度が身内からの被害によるものと感じている。

山口委員

子供への性虐待について、子供たちが性虐待をいけないことだと感じられるようにすることが必要である。保護者、家族及び親戚から性虐待を受けた場合に、子供たちが声を上げられないことがあってはならないと考える。この課題について、どのように考えているのか。

防犯・交通安全課長

性虐待は、低年齢になるにしたがって潜在化しやすいと承知している。本県では、潜在化防止対策として、県内の小・中学校に対し、教諭を通じて「学校だより」や「保健だより」への掲載を依頼している。また、アイリスホットラインに限らず、寄せられた相談や情報に応じて、警察や児童相談所、学校関係者などと連携し、保護等を図っている。引き続き、学校をはじめとする警察、児童相談所、教育機関などの関係機関と連携しながら、潜在化防止に取り組んでいく。

高木委員

行政報告書96ページの「(4) ドメスティック・バイオレンス総合対策事業の実施」について伺う。ドメスティック・バイオレンスの定義は何か。また、その定義は変化しているのか。

男女共同参画課長

基本的には、本人がされたら不快に感じる行為である。種別としては、身体的や性的、経済的、心理的などがあるが、最近では、モラルハラスメントなど新型コロナウイルス感染症の影響による相談も多くなっている。

深谷委員

行政報告書73ページの(1)の「ウ 知事への提案」について、令和元年度は、県民から2,343件の提案が寄せられたとのことだが、どのような分野に対する提案だったのか。また、令和元年度末には新型コロナウイルス感染症の影響があったが、その関連では、どのような内容の提案が多かったのか。

広聴広報課長

分野別については、多い順に、健康・医療に関する提案が793件、福祉に関する提案が196件、教育に関する提案が169件などであった。また、新型コロナウイルス感染症関連の提案については、多い順に、新型コロナウイルス感染症対策の行動自粛に関する提案が110件、さいたまスーパーアリーナで実施されたK-1イベントに関する提案が109件、学校の休校等に関する提案が95件などであった。

深谷委員

行政報告書には、知事への提案は、県政に反映させることを目的として実施しているとの記載がある。提案された意見について、どのように庁内で共有して県政に反映させたのか。

広聴広報課長

提案は、その全てについて知事が一つ一つ目を通し、必要なものについて返信している。また、寄せられた全ての案件を関連課所に配布し、対応すべきものにはしっかりと対応している。例として、昨年度は、「障害者のための就労支援機関ハンドブック」がなかなか入手できないとの提案を受け、同ハンドブックを県ホームページに掲載するようにした。現在では、いち早く県民に情報を届けられることから、所管課において、ホームページやSNSなどのWeb公開により対応している。

秋山委員

- 1 行政報告書96ページの(4)の「アドメスティック・バイオレンス(DV)被害者の支援体制の充実」及び資料13「DV被害者支援について」について伺う。資料13の1ページの「①相談件数及び保護件数の推移(過去5年分)」を見ると、令和元年度の相談件数は2,029件、保護件数は63件となっているが、母子などの複数保護は何件なのか。また、公的一時保護所及び民間一時保護所について、保護した方からの費用徴収はあるのか。さらに、退所後の進路について、アフターケアはどのように行っているのか。
- 2 資料13の1ページの「②公的一時保護所定員数近県比較(令和元年度)」について、本県の入所定員は25人となっているが、満員になることはあるのか。また、入所人数について、少ないとき、多いとき及び平均の人数はどうなっているのか。さらに、1件の保護で平均何日間滞在するのか。あわせて、職員の人数、身分及び資格はどうなっているのか。
- 3 資料13の2ページの「③民間一時保護所箇所数推移と支援状況(過去3年分)」について伺う。民間一時保護所が4か所あるが、それぞれの保護所について、保護できる人数、スタッフ数及び運営費はどうなっているのか。また、本県からの補助金は、補助率2分の1で上限額40万円とのことだが、実際の支出額はどうなっているのか。
- 4 行政報告書103ページの「(1)性犯罪被害者等支援の推進」及び資料24「性犯罪被害について」について伺う。資料24の「1 アイリスホットラインの相談件数」を見ると、相談件数が急増している。認知度が上がってきたこともあると思うが、状況はどうなっているのか。また、資料24の「2 支援内容」を見ると、令和元年度において医療費等支援や法律相談支援に結び付いたのは合計23件であり、まだ少ないと感じるが、課題等についてはどのように分析しているのか。
- 5 性犯罪被害者等支援について、本県は六つの基幹病院と連携して行っているが、他県では病院がワンストップ型の支援拠点となっているところがある。本県との違い並びにそれぞれのメリット及びデメリットについて、どのように分析しているのか。

男女共同参画課長

- 1 婦人相談センターにおいて保護した63件のうち、児童を同伴した保護は40件である。また、婦人相談センターにおいては費用を徴収していない。民間一時保護所についても、婦人相談センターにおいて各種の条件に基づき入所を決定し、一時保護委託を行った場合は、費用を徴収していない。さらに、アフターケアについては、地元の市町村や福祉事務所、関係機関等と連携し、人間関係や日常生活に関することなど、諸々の支援を行っている。
- 2 一時保護所という性質上、満員になってしまうことはない。また、同伴児童を含めて1日当たり平均14.4人の入所になっている。さらに、滞在日数は平均1か月程度である。あわせて、婦人相談センターの職員数については、常勤職員21人、非常勤職員

19人であり、資格については、入所者に様々な支援を行っていることから、ケースワーカーや保健師、栄養士、調理師、同伴児童の世話をする保育士、学習指導員、女性相談員などがある。

- 3 4か所の民間一時保護所には9部屋ある。それぞれの保護所が、被害者と同伴児童を数人保護できる。スタッフについては、非常勤職員とボランティアを合わせて平均8人程度である。運営費については、平均199万円以下になっている。また、補助金については、各保護所にそれぞれ40万円を補助している。

防犯・交通安全課長

- 4 相談件数は、平成30年度の552件から令和元年度の1,074件とほぼ倍増している。相談対応時間については、平成30年度は平日の午後9時まで及び土曜日の午後のみとしていたところ、令和元年度は24時間365日対応とした。この延長した時間帯における相談件数は、全体の4分の1程度を占めている。アイリスホットラインが周知されてきた効果もあり、これらの要因が複合的に相談件数の増加につながっていると考えている。また、相談が1,000件以上あるのに対し、医療費等支援や法律相談支援支援が合計23件であることについては、少なく感じている。支援が必要な場合にはしっかりと支援を行っているが、中には、支援を行うと伝えても断わる方がいる。そのほか、相談内容の分析によると、「自身の悩みや不安を聞いてもらいたい」というものや過去に受けた性被害に関するものもあり、結果として、この件数となっている。

- 5 全国におけるワンストップ支援センターの状況を見ると、病院拠点型が9府県、本県と同様の連携型が35道府県となっている。病院拠点型のメリットは、仮に、武蔵浦和駅付近のラムザタワーにある相談センターが、さいたま新都心にあるさいたま赤十字病院にあると、被害者の方が当該病院を訪れるだけで支援から治療まで受けられることである。しかしながら、さいたま新都心では、秩父地域など遠方に住んでいる方には不便であるため、このメリットを生かすには、県内各地に病院拠点型センターを多数設置しなくてはならないことになる。その場合は、産婦人科医や相談員の不足などがデメリットとなる。現在は、産婦人科医や相談員の確保が難しいため、本県では連携型、いわゆる相談センターと病院との連携を図っているところである。そうした不足分を補うため、205の協力病院に連携していただき、県内各地でケアが行えるように配慮している。

秋山委員

- 1 一時保護所の収容人数のキャパシティは十分であるという認識でよいか。
- 2 性犯罪被害者支援について、24時間体制の内容はどうなっているのか。すなわち、コールセンターは、本県の事情がよく分かっているところなのか、それとも、全国から寄せられる相談にも対応しているところなのか。

男女共同参画課長

- 1 お見込みのとおりである。

防犯・交通安全課長

- 2 現在、ダイヤルサービスという会社に再委託を行っている。この業者は、性犯罪被害に関する相談業務を他県からも請け負っていると承知している。専門の相談員として、性犯罪に関する知識や知見を有するものを採用し、更に講習をはじめ能力向上のスキル

アップを行っていることを確認している。こうした相談員が24時間体制で相談に応じている。

石渡委員

行政報告書87ページの(1)の「キ 競技力の向上」について伺う。埼玉県ジュニアアスリート発掘育成事業は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会に委託して実施していると思うが、育成プログラムは、具体的にはどのようなものなのか。また、令和元年度における成果は、どのようなものがあったのか。

スポーツ振興課長

育成プログラムについては、子供たちの心身の成長とアスリートとしての資質を高めることを目的に行っている。主な内容としては、筋力や柔軟性、バランス感覚等を養う運動能力開発プログラムが中心となっており、コミュニケーション能力の向上を目的としたディスカッションなどを行うプログラムや、栄養指導を行う食育プログラムも実施している。そのほかには、ジュニア期の子供たちへのサポート方法について、保護者に向けたプログラムも実施している。また、成果については、どのように把握するのか難しい部分ではあるが、令和元年度において、6名のプラチナキッズ認定者が様々な競技で全国大会に出場している。さらに、10年間事業を継続してきた中で、プラチナキッズ修了生も含めると、令和元年度は全国大会に17名、国際大会に10名出場するという優秀な成績を収めている。

石渡委員

成果もしっかり出ているとともに、保護者へのプログラムも実施されているということで、すばらしい取組であると思う。人材育成の要諦では、第一に発掘、第二が育成と聞かされてきた。ジュニア期の発掘と育成が重要であることは明確であり、本県のスポーツ振興に寄与するものとして、令和元年度の事業を検証し、更なる充実が必要であると考えているが、スポーツ振興課としての認識はどうなっているのか。

スポーツ振興課長

当課としても、将来スポーツで花開くためには、ジュニア期からの指導が非常に重要だと考えている。これまでは、小学生を対象に発掘や育成を行ってきたが、中学生年代につながっていかないという課題があった。令和2年度からは、中学生も発掘育成の対象として範囲を拡大し、事業の充実を図っている。今後も、ジュニア期の育成が将来のトップアスリート輩出につながるよう、事業を継続していきたいと考えている。

東間委員

行政報告書84ページの「(2) 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業の実施」について、平成30年度は、「チャレンジジュニア育成事業」という名称であったが、事業の内容を変更したのか。また、「見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業」は人気が高く、小学生がなかなか参加できないと聞いているが、どのような対策を行ったのか。

青少年課長

変更点は大きく二つある。一つ目は、生活困窮世帯の枠を設定したことである。生活困

窮世帯の子供は体験機会が少なく、体験が少ないと将来の職業意識や意欲が低いという統計データもあるためである。その結果、教室に参加した1,921人のうち、434人が生活困窮世帯からの参加であった。二つ目は、企業や団体などが独自にCSRの一環として体験教室を開催しているが、本県がその開催情報について一元的に小学生へ周知を行うことによって、児童の体験機会をより増やしたことである。また、昨年度に実施した対策であるが、教室の定員や開催回数の拡大のほか、鉄道員やデパート店員など新たな教室を開催した。これにより、応募倍率については、平成30年度の6.8倍から令和元年度の5.5倍まで改善した。

杉田委員

- 1 行政報告書77ページの(2)の「イ NPOとの協働の推進」について、県がつなぎ役となって各主体との連携・協働を進めることを目的としてイベントを実施したとのことだが、令和元年度の成果はどうなっているのか。また、今後の目標について、どのように考えているのか。
- 2 行政報告書77ページの(2)の「オ アクティブシニア専門家ボランティア養成事業」について、この事業はどのような目的で実施しているのか。また、令和元年度中の登録人数と年度末時点における登録総数はどうなっているのか。さらに、登録後は、どのように役割を果たしているのか。

共助社会づくり課長

- 1 イベント等に出展し、その際に、県内のNPOにも参加していただいた。例えば、彩の国ビジネスアリーナでは、六つのNPOが本県のブースに参加し、企業との名刺交換などを行った。また、NPOは、運営に関して資金面などで厳しいところがあるが、こうした場を活用して企業と連携できるよう、NPOを当該事業につなげていきたいと考えている。さらに、今後の目標については、NPOは経営が厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が難しいという状況もあるため、NPOの支援につなげていきたいと考えている。
- 2 定年退職者や現役世代に、仕事を通じて培った経験やスキルを生かしてボランティア活動をしていただくことが事業の実施目的である。また、令和元年度内の新規登録数は、42人と7団体の合計49であった。令和元年度末現在の登録総数は、270人と103団体の合計373であった。さらに、登録された後は、例えば、NPOから「IT化を進めたいがスキルがない」という相談があれば、ITに詳しい方を紹介しているほか、経営面で分からないことがあれば、ファンドレイザーといった資金面に詳しい方を紹介することなど、NPOの運営等に力になってもらうよう取り組んでいる。

田並委員

- 1 行政報告書79ページの(1)の「イ 同和問題の解決」について伺う。部落差別解消推進法ができたが、鳥取ループの問題などネット上の差別はひどくなっている。本県におけるネット上の同和問題について、対応状況はどうなっているのか。
- 2 行政報告書87ページの(1)の「キ 競技力の向上」について伺う。JOCと本県でもともと「トップアスリート就職支援ナビゲーション『アスナビ』」という事業を実施しており、企業やアスリートからの評判が良かった。このアスナビと埼玉アスリート就職サポートセンター、いわゆるアスサポの違いは何か。また、令和元年度はどのような実績があったのか。

3 行政報告書94ページの「(5)都市ボランティアの育成」について伺う。ラグビーワールドカップ2019日本大会の際、熊谷ラグビー場を担当していたボランティアの方々は神対応と言われる素晴らしいスキルを持ったが、ボランティアについては大会組織委員会が管理しており、本県が引き継ぐことができず、大変残念であった。その教訓を生かし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で育成した都市ボランティアを、様々なボランティア活動につなげていくことができれば、スキルを生かせると思うが、どのように考えているのか。

人権推進課長

1 情報化の進展に伴い情報発信の匿名性を悪用して、インターネット上では様々な問題が起こっている。このような誹謗・中傷は、深刻な人権侵害につながりかねないものであり、決して許されるものではない。本県では、部落差別などの差別的な書き込みについては、法務局に情報提供し、連携して対応している。また、SNSにおける発信者を特定するには、SNS事業者から投稿したIPアドレスの開示を受け、IPアドレスを基に通信事業者に氏名などの開示を請求しなければならないなど、時間的、金銭的なハードルが高いという課題があるほか、ネットの特質上、一つの自治体では対応が難しいという課題もある。さらに、表現の自由との関係では、慎重な対応が求められると考えている。現在、総務省、法務省及び自民党において、インターネット上の誹謗・中傷に関して法改正などの様々な検討が行われている。本県としては、これまでも、インターネット上の差別及び偏見を助長・誘発する情報の削除や被害者救済を早期に行うための法改正を要望してきており、国等の検討の推移を注視したい。あわせて、県民一人一人がインターネットを正しく利用することを呼び掛けるとともに、引き続き、研修会や啓発冊子など、様々な機会を活用して啓発に努めていきたい。

スポーツ振興課長

2 アスナビについてはJOCが主体で行っており、世界のトップを目指すアスリートの中からJOCや中央競技団体が推薦した者を対象としている。アスサポについては、世界のトップを目指すほどではないが、本県内で就職しながら、競技の継続を希望しているアスリートを対象としている。令和元年度は、アスリートで5名、企業で11社の登録があり、その中で1件のマッチングが成功した。

オリンピック・パラリンピック課長

3 「熊谷の神対応」と称賛されたノウハウについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にもしっかりと引き継ぎたいと考えている。5,000人を超える都市ボランティアのうち、約300人はラグビーワールドカップ2019日本大会のボランティアを経験している。昨年の研修では、ラグビーワールドカップ2019日本大会のボランティア経験者を講師に招き、経験やノウハウを伝えていただいた。受講できなかった方に対しては、eラーニングで動画受講していただいている。都市ボランティアについては、県の直営であり、今後の地域活動やその他のボランティア活動につなげていただくように促していきたい。5,400人のうち、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が初めてのボランティア活動だという方が約3,000人いるが、研修などを含めて活動の喜びを次の活動につなげていただければ、おのずと活動の幅が広がり、継続されていくと考えている。

田並委員

- 1 同和問題について、総務省や法務省のほか、自民党で検討されていると答弁があったが、それはどのような意味なのか。
- 2 誹謗・中傷について、言論の自由や表現の自由はあるが、人を傷付ける自由はないと考えているので、厳格に対応してほしい。（要望）
- 3 アスナビについては、マイナースポーツのアスリートが競技を継続しながら生活することを支援するためにJOCが事業を始め、本県が協力していた。そこから始まったアスサポという事業については大変期待しているが、マイナースポーツで世界のトップを目指しているアスリートの就職を支援していくことも重要である。アスナビも併せて実施していくことが本県内のアスリート育成につながると思うが、どのように考えているのか。

人権推進課長

- 1 誹謗・中傷への対策について、自民党本部でもプロジェクトチームを立ち上げて検討しているという意味である。

スポーツ振興課長

- 3 現在、アスナビ自体は本県において実施されていないが、全国各地で説明会は開催されている。今後、本県が会場になる機会があれば、積極的に協力していきたい。

岡委員

行政報告書85ページの「(7) 子供のための安全・安心な環境づくり事業の実施」について伺う。ネットアドバイザーを小・中学校へ304回派遣し、受講者数は約5万6,000人とのことであり、活発に活動していることはよいことである。ネットアドバイザーは何人いるのか。また、ネットアドバイザーのレベルアップのための研修については、どのような点に留意し、何回行ったのか。

青少年課長

現在は103名だが、令和元年度末は119名であった。また、ネットアドバイザーがインターネットについて最新の情報を知っておくことが大切であると考え、研修を行っている。昨年度は、研修を4回行い、ネットに関する最新の情報を提供した。そのほか、国の研修や青少年がネットの被害にあった情報などを適宜メール等で提供している。

岡委員

ネットアドバイザーによる講座について、受講する保護者は、子供のための安全・安心な環境づくりに元から関心がある人であり、受講しない保護者こそが問題である。いかに受講する保護者を増やすかについて、昨年度は、どのような工夫を行ったのか。

青少年課長

県としても、受講しない保護者への情報提供が非常に大事だと認識しており、現在、今後の対応を検討している状況である。また、ネット利用が低年齢化している中で、幼児の保護者への啓発も大事であり、受講対象の拡充に努めている。

【説明者】

高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、
関口睦市町村支援部長、岡部年男教育総務部副部長、青木孝夫県立学校部副部長、
依田英樹県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、古垣玲市町村支援部副部長、
金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、栗原正則総務課長、加藤健次教育政策課長、
島村克己財務課長、塩崎豊教職員課長、阿部正浩福利課長、豊田清明県立学校人事課長、
小出和重高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、中沢政人生徒指導課長、
伊藤治也県立学校部参事兼保健体育課長、竹井彰彦特別支援教育課長、
片桐雅之市町村支援部参事兼小中学校人事課長、八田聡史義務教育指導課長、
高津導教職員採用課長、横松伸二市町村支援部参事兼生涯学習推進課長、
案浦久仁子文化資源課長、阿部仁人権教育課長

【発言】

高木委員

行政報告書303ページの「6 質の高い学校教育のための環境の充実」について伺う。
県立学校の大規模改修やバリアフリー化、ICT環境の整備等を推進したとのことだが、
ICT環境の整備については、先ほど説明があったとおりタブレット端末の整備などであ
ると承知している。令和元年度予算において、私立学校のICT環境整備に対して助成す
るプロジェクトが新規事業となっていたが、具体的な内容と成果はどうなっているのか。

副教育長

私立学校については、基本的に総務部が所管しているので、教育局では把握していない。

高橋委員

行政報告書304ページの「9 文化芸術の振興」について伺う。学校と美術館等が連
携を図り、児童生徒が文化芸術に触れる機会の充実を図ったとのことだが、取組の内容と
その成果はどうなっているのか。

文化資源課長

大きく分けて二つの取組を行っている。一つ目は、子供パワーアップ事業という取組で
ある。これは、博物館・美術館が地域の学校と共同して、子供たちが学芸員の指導を受け、
地域の文化歴史を学んでいくという事業である。平成30年度から8校を研究指定校とし
て実施してきた。具体的には、川越市の文化芸術や歴史を学び、川越を訪れる外国人の方
に英語で観光案内をするなどの取組である。今後、このような取組について、現在の8校
から更にほかの学校に広げていきたいと考えている。二つ目は、県立の8館による小・中
学校を中心とした学校団体の日常的な受入れである。令和元年度実績では、8館で計56
8件、4万4,504人を受け入れている。また、そのほかに出前事業等を行っており、
各学校の児童生徒が本県の歴史や文化について学んでいる。

関根委員

1 行政報告書305ページの(1)の「イ 埼玉県学力・学習状況調査のデータ活用事

業」について伺う。県の学力・学習状況調査の結果を専門的研究機関で分析したとのことだが、その結果はどうなっているのか。また、令和元年度の全国学力・学習状況調査について、本県はどのような結果であったのか。

2 行政報告書306ページの(3)の「ウ スーパーグローバルハイスクール事業」について、指定を受けた2校はどこなのか。また、どのような成果があったのか。

義務教育指導課長

1 分析については、昨年度、統計の専門機関である慶應義塾大学のSFC研究所へ委託した。分析の結果、過去4年間の学力の伸びから、本県の児童生徒の学力は、学年が上がるごとに順調に推移していることや、学力と学習方略、いわゆる学び方や学習態度を伸ばし続けるには、教員との関係性が大事であり、学級経営が学力の向上にも非常に大事であるということが分かった。そのほかには、少人数指導や習熟度別学習などの多くの指導方法が学力向上に効果があるということが分かってきた。また、全国学力・学習状況調査における本県の状況であるが、平成27年度や平成28年度頃には、全ての教科区分で全国平均を下回っていた。しかしながら、令和元年度については、五つの教科区分のうち、三つの教科区分で全国平均を上回っている可能性がある。

高校教育指導課長

2 不動岡高校と浦和第一女子高校である。この事業は、高い志と課題解決能力を備えたグローバルリーダーの育成を主たる目的とした国による指定事業であり、指定校では、グローバル社会に共通する課題等について、国内外の大学や高校等と連携して課題研究を行った。また、不動岡高校では、生徒の資質・能力を育成した結果、国の「第5期トビタテ！留学ジャパン」日本代表プログラムに4名が合格し、ベトナムやカナダなどへの留学を果たした。次に、浦和第一女子高校では、2年生全員が修学旅行を兼ねて台湾の学校を訪問し、交流・学習を行ったほか、17名の生徒がベトナムを訪問し、現地の社会福祉施設や日本企業などでのフィールドワークを通して、課題の発見と解決に向けた視点を養った。こうした教育の成果については、スーパーグローバルハイスクール事業が終わった後もその学校で継承されるだけでなく、総合的な探究の時間等の活動内容に係る先進モデルとして、他校にも普及させられるように努めていきたい。

関根委員

全国学力・学習状況調査における本県の状況が向上してきたとのことであったが、本県が独自に行っている学力・学習状況調査が成果を結んできたという認識でよいのか。

義務教育指導課長

県の学力・学習状況調査が学力向上にどれだけ寄与したのか、その効果を抽出することは難しい。明らかになっている事実としては、全国学力・学習状況調査における学校質問紙の「全国と県の調査結果を基に指導改善に活かしているか」という質問に対する肯定の回答率がある。この数字は、平成27年度頃には全国と同様であったが、直近5年度においては、全国を上回るペースで高くなってきている。これは、学校がPDCAを回すようになってきていることを表しており、学力向上に一定程度寄与していると考えている。

小谷野委員

行政報告書320ページの(2)の「イ 地域の多様な人材との連携による高校生自立

支援事業」について伺う。高校に通うことを面白いと感じる生徒もいれば、なかなか難しいと感じる生徒もいると思う。高校中退者への支援については、県としても様々な対策を講じていると思うが、中途退学をしてしまうと働く場所などが限られ、将来の選択肢が狭くなってしまうこともある。中途退学に至らないことが一番良いと思うが、退学してしまった場合でも、もう一度高校へ戻りたいと希望した際には戻れる体制は整備されているのか。

生徒指導課長

県では、若年者の自立支援を行っている厚生労働省所管の地域若者サポートステーションと連携して、様々な取組を行っている。具体的には、まずは他者とのコミュニケーションスキルに課題を抱える生徒との面談を通じ、特性を把握して学校と情報共有を行うとともに、ソーシャルスキルトレーニングの実施により、社会に出てから人と関わるためのスキル向上に努めている。また、地域若者サポートステーションのネットワークを活用し、企業での社会体験などを通じて、高校生活を送ることに対する意欲を培っている。さらに、万一、残念ながら退学という選択をした場合には、在学中から築いた地域若者サポートステーションとのつながりを使って、社会とのつながりが切れないよう働き掛けを行っている。加えて、当課では、数年に1度、中途退学者を対象に中途退学後の状況について調査を実施している。その調査によれば、おおむね7割から8割の者はアルバイトを含めた就労や、改めて学校に通うなど学び直しを行っていることが分かっている。無職となっている残り約2割の者をどのように救っていくのかについては、まずは中途退学をせずに卒業させるように、しっかり取り組んでいきたいと考えている。

小谷野委員

私もよく相談を受けているのだが、高校を卒業していないと資格取得など社会的に様々な面で制約を受けてしまう。そのため、何としても高校を卒業した方が良いと伝えるが、どうしても何らかの事情で退学をしてしまう者もいる。一度退学してしまった者に対しても、再度高校に通うことができるとういと思う。県としても様々な取組を行っていると思うが、中途退学防止に向けて引き続き対応してもらいたい。（要望）

山口委員

- 1 行政報告書308ページの(5)の「イ 小1問題対応非常勤講師の配置」について、令和元年度は138人を配置したとのことだが、この事業を開始して何年度も経過しているところである。この小1問題は改善しているのか。また、この138人の配置の基準についてはどうなっているのか。
- 2 行政報告書310ページの(2)の「ウ いじめ・不登校対策相談事業」について伺う。スクールカウンセラーについては、県立高校139校のうち、26校に配置されている。生徒の身近な相談相手となる高校相談員については、10校に12名が配置されている。どちらも全体の学校数と比較して配置人数が極端に少ないように思うが、配置基準や勤務時間、配置日数はどうなっているのか。
- 3 行政報告書304ページの「9 文化芸術の振興」について伺う。県内高校が演劇鑑賞教室を開けるように支援してほしいという請願が平成30年度に提出されていたと思うが、令和元年度はどのような取組を行ったのか。また、これは高校生だけではなく、小・中学生にも言えることであるが、日本では、美術や音楽の教科はあっても、演劇やコミュニケーション、相手の立場になって考える等の教科がない。だからこそ、学校に

において鑑賞する機会を提供することが大切だと思うが、どのように考えているのか。

- 4 行政報告書311ページの(2)の「オ SNS等を活用した相談体制整備事業」について、生徒からは、どのような相談が多く寄せられているのか。また、寄せられた相談の内容を踏まえ、どのような取組を行ったのか。

参事兼小中学校人事課長

- 1 小1問題について、改善に係る確実なデータはないが、令和元年度と令和2年度の課題のある児童数を比べると、その人数は減っている。各小学校が幼稚園及び保育園と連携を取りながら対応し、徐々に改善していると受け止めている。また、配置の基準については、大きく4点ある。1点目は、座って授業を受けることができない児童の状況、2点目は、身の回りの整理整頓ができない児童の状況、3点目は、教師の指示に従うことができない児童の状況、4点目は、ほかの児童に迷惑を掛けてしまう児童の状況である。これらを中心に市町村から報告してもらった状況に基づき、非常勤講師を配置している。

生徒指導課長

- 2 スクールカウンセラーを配置した高校26校の内訳は、全日制高校16校、定時制高校10校である。中途退学者の多い学校や様々な課題を抱えた生徒が多い学校に配置している。また、県内4か所の教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、配置校以外の全日制高校へ派遣する対応を行っている。定時制高校については、配置している10校と配置していない残りの学校を組み合わせ、巡回する形で支援している。次に、高校相談員については、過去に相談業務を経験したことのある人材や退職した教職員など、教育相談に専門性を有している者を配置している。スクールカウンセラーのように臨床心理の専門家ではなく、中学校にも配置している身近な相談員と同様に、日々、学校において子供たちのささいな悩みも含めた相談対応を行っている。勤務時間等については、スクールカウンセラーは年間45日体制、高校相談員は週当たり29時間体制で学校に配置している。
- 4 令和元年度のSNS相談については、試行として、令和元年7月10日から令和2年3月31日までの間、県立高校15校、約1万人の生徒を対象に行った。134名から、延べ612件の相談があった。相談については、生徒の何気ないささいな悩みや漠然とした不安が内容の大半を占めていた。また、初期段階の悩みを相談してもらい、早めに対処することで深刻化することを未然に防ぐことができたという点を評価している。これを踏まえ、令和2年度は、対象を県内の中学生・高校生全体に広げて実施している。

高校教育指導課長

- 3 芸術鑑賞会については、毎年度ではないが3年度に1回程度は実施している。令和元年度においても、多くの学校で演劇の鑑賞等を行っている実態がある。

義務教育指導課長

- 3 小・中学校の芸術鑑賞会の実施状況に係る調査において、演劇を行っているのは、小学校では703校中226校、約30%、中学校では355校中27校、10%弱という状況である。一方、地域の伝統文化に関する教育については、現段階において、小学校の約80%、中学校の約40%が取り組んでいる。このほか、体験活動という区分の中で、文化芸術体験の実施状況を調査している。小学校については、全学年で

実施している学校が292校、一部の学年で実施している学校が359校であり、多くの学校で実施されている。中学校については、全学年で実施している学校が92校、一部の学年で実施している学校が105校である。

山口委員

演劇の鑑賞会について、高校では3年度に1回の実施とのことだが、多くは音楽や演劇などのローテーションである。高校生活は3年間であるため、生徒がそのときに興味を持たなかったら、それで終わってしまう。請願は、演劇に出会うチャンスは音楽よりも少ないことから、教育として手当てをしていく必要があるのではないかという内容であった。音楽やスポーツ等とも言えることだが、何回もやることによって身に付くものである。請願を受けて、具体的に昨年度は何校で行ったのか。また、前年度と比べて増えたのか、あるいは変わらなかったのか。

高校教育指導課長

数字は把握していないことから、増えたのかどうかは分からない。しかし、請願を受けて、校長会等においても実施するよう周知徹底しているため、進んでいるという感覚は持っている。

宮崎委員

資料42「高校卒業者の大学等への現役進学率」について伺う。進学率については、公立高校全日制が50%程度、私立高校全日制が75%程度と異なっているが、浪人生の状況を加えれば進学率は同じくらいになるのか。

教育政策課長

資料42は、各年3月の卒業生数に対する現役の大学等進学者数の割合を示した表になっている。

宮崎委員

現役で進学できなかった浪人生の進学者数に関するデータはあるのか。

教育政策課長

浪人生で受験した人の中でも合格者及び不合格者がおり、分母が分からないことから、進学率は出せない。人数については、1浪以上の浪人生は公立高校で1,839人、私立高校で1,067人が合格し、進学した状況である。

深谷委員

行政報告書310ページの(2)の「インターネット問題対策教育推進事業」について伺う。県立学校の児童生徒に関するサイトを監視した結果、問題のある書き込み等1,442件について該当する学校へ通報を行ったとあるが、その内容はどのようなものなのか。また、どのような対応を行ったのか。

生徒指導課長

サイト監視は、民間事業者に委託して行っている。問題のある書き込み等1,442件の内訳については、個人情報に関するもの、いじめ・誹謗中傷、不適切な行為に関するも

のなど幾つかに分類される。そのうち、約86%は、個人の特定につながるような個人情報である。1,442件については、その全てを該当する学校に情報提供し、適切な措置を取っている。その中で特に重大なものについては、例えば、事業者への削除依頼や、内容によっては警察に相談するなどの対応を行ったほか、書き込んだ生徒に対する指導や、学校全体としてネット上のトラブルにつながるような書き込みをしないようにするための指導につなげている。

深谷委員

インターネットやSNSは、社会インフラの一翼を担うものになっている。同時に子供たちへのネットリテラシー教育の必要性も高まっている。例えば、LINE社では、以前からネットリテラシー教育に取り組んでいる。教育現場だけではなく、産官学連携して取り組んでいく必要があると考えるが、どのように取り組んでいるのか。

生徒指導課長

サイト監視の関連で答弁する。1,442件の問題のある書き込みを通じて、事業者がインターネットを利用する上での留意点や危険性をリーフレットにまとめている。それを月に1回の頻度で年12回、各市町村教育委員会や県立学校に配信し、子供たちへの教育や保護者への啓発に努めている。また、外部の専門性を活用したネットリテラシー教育については、当課の調査によれば、小・中・高校の8割程度の学校が、外部の講師を招くなどの情報モラルを高めるための授業等を実施していることが分かっている。こうした教育を推進し、子供たちがネットトラブルに巻き込まれないように取り組んでいく。

岡委員

行政報告書310ページの(2)の「インターネット問題対策教育推進事業」について、中学校6校と高校9校を活動推進校に指定したとある。生徒自身がルールづくりに取り組んでいるのは、非常に良い取組だと思うが、活動推進校以外の学校にどのように普及させているのか。また、活動推進校に小学校がない理由は何か。中学校及び高校でのルールづくりにおいて、親も一緒に考え、家庭でもルールを作っているとの成果が出ている。その成果を市町村教育委員会に伝えることで、小学校にも効果が出てくると考えるが、どのように取り組んでいるのか。

生徒指導課長

生徒自身が主体となって行うネット利用に関するルールづくりは、平成26年度から取り組んでおり、累計で中学校17校、高校27校の取組が蓄積されている。この中では、当然に学校内で生徒自身がルールづくり活動を行うが、そこにとどまることなく、ある学校では、市内の学校が集まる場で取組を発表していて、その場には小学校も入っているなど、中学校区で周りの小学校を巻き込みながら、保護者も含めてこうした取組を広めていったという事例がある。また、取組を広めていくことが重要であると考えているため、今年の5月には、これまでの6年間の蓄積をまとめ、県立学校及び市町村教育委員会に周知した。そこでは、この取組における重要なポイントである二つの基準、ネットトラブル防止のためのルールづくりを学校全体で取り組むこと及び児童生徒が主体となってルールづくりを行うことを示し、こうした取組を全ての学校で行うよう働き掛けを始めたところである。実施している学校の率はまだ高くないが、数年度かけて、これまでの蓄積を示しながら、全県に広めていきたい。

岡委員

生徒がルールをつくり、家に持ち帰り、親と一緒に考えて、家庭でルールを作るということが一番重要であるということで、この取組を始めたのだと思う。周知するだけではなく、県が市町村教育委員会に対して、小学校でも取り組むように要請していくべきだと思うが、どのように考えているのか。

生徒指導課長

昨年度、事業の研究成果をサミット形式で発表した。このサミットには、全ての学校種の先生やPTA、ネットアドバイザーの方々にも来ていただいたところである。子供たち自身がネットをどのように捉えているのか、保護者の側はどう見ているのか、先生方はどう感じているのか、関係する方々が共有する形で研究成果を広げていくために実施した。その上で、先ほど周知したと説明したが、周知するだけでなく、その後、各学校がどのように取り組んだのか経過を追っていきたいと考えている。こうした取組について、小学校を含めて広げていきたいと考えている。

田並委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書477ページの第10款の第4項の第4目の「財務課」の1の「(1) 県立高等学校エレベーター等設置費」について伺う。心臓が悪い生徒もいるので、できる限りエレベーターを設置してもらいたいと考えている。教育局の「平成31年度当初予算歳出予算の事業概要」の26ページの「県立高等学校エレベーター等設置費」の「事業概要」を見ると、「エレベーターの設置に係る調査業務委託」と記載されているが、令和元年度における設置基準や優先順位はどのようなになっているのか。また、何校に設置したのか。
- 2 行政報告書325ページの(2)の「カ 県立学校教職員負担軽減検討事業」について伺う。令和2年3月に勤務管理システムを全県立学校に導入したとのことである。学校現場における教職員の負担軽減については、本県人事委員会による人事管理に関する報告において、平成27年から令和元年までの5年連続で言及されている。令和元年の報告では、教職員の勤務実態の把握には客観的かつ正確な在校時間の把握が必要であることや、学校現場において多忙解消及び負担軽減を進めていくことなどが書かれている。どちらかという、教職員にはより児童生徒のために頑張ってもらおうというのが主眼であり、ある程度の時間外勤務は仕方ないと思う。しかしながら、度が過ぎるとやはり教職員の心身・健康に悪影響があり、きちんとした教育活動もできなくなるため、ある程度の管理は必要だと考える。この勤務管理システムの導入により、どのような効果があったのか。
- 3 行政報告書の329ページの「(2) 地域と連携・協働した教育の推進」について伺う。地域の連携については、何かあったときには学校が避難所として助けてくれるという関係性が大事だと思う。令和元年東日本台風の際、何校中、何校が避難所を開設したのか。

財務課長

- 1 令和元年度は、2校にエレベーターを設置した。それ以外に、既存不適格調査を83校で実施した。本来であれば全校にエレベーターを設置できればよいが、予算も時間もかかる。学校建築当時とは建築基準法が変わり、エレベーターを設置する際には、それに関連して廊下と教室の間の壁を不燃化しなければならないなど、設置のためにほかの

工事が必要になる既存不適格の状況がある。まずはその状況をしっかり把握しないと計画的に進まないため、エレベーターをどこに設置してよいのか、建築基準法上どのような改修工事が必要なのかなどの調査を行っている。一度に設置工事を進めるのは難しいが、地域ごとに、どこに住居しても普通高校や専門高校などを選択できるようバランスを考慮しながら、調査結果を基に計画的に進めていきたい。

県立学校人事課長

2 令和2年3月からICカードを導入し、本格実施は令和2年4月からとなっている。効果については、導入後、教職員一人一人が自分自身の働き方を見直す良いきっかけになっていることが挙げられる。また、管理職の視点からも、一部の教職員に負担が掛からないように、業務の平準化を図るなどの効果があると現場からは聞いている。さらに、非常に時間外が多い教職員に対しては、専門の医師による面接指導などを勧めるなどの活用も行っている。

総務課長

3 あらかじめ地元の市町村と避難所に関する協定を締結している県立高校が132校あり、そのうち、45校が実際に避難所として開設した。また、県立の特別支援学校については、同様に協定を締結していた学校が33校あり、そのうち、6校が実際に避難所として開設した。

田並委員

令和元年東日本台風においては、全県に避難者が出ていたと思う。132校中の45校が避難所を開設したとのことだが、開設しなかった高校について、その理由は何か。台風の状況から開設の必要がなかったためか。あるいは、連絡調整がうまくいかなかったのか。

総務課長

132校のうち、実際に地元の市町村から要請があって開設をした高校が45校である。何らかのトラブルで開設できなかったというわけではなく、多くの市町村が自分たちの施設である小・中学校から優先的に避難所を開設していく傾向があるので、結果として県立学校まで開設する必要はなかったということである。

田並委員

例えば、熊谷市の小・中学校の避難所は避難者が一杯で不足していたが、高校は1校しか避難所を開設していなかった。恐らくないとは思いますが、もしかしたら協定を締結していなかったのかもしれない。昔は、災害となれば県立高校の校長は学校に駆け付けて有無を言わず避難所を開くという意識があったが、今はそうした意識はないということなのか。やはり、市と協定を締結しないと開設できないのか。例えば、県教育局が、市に対して、県立学校との協定の締結や、県立学校での避難所の開設について要請することはできないのか。

総務課長

従来の避難所の協定は地震を前提としたものであったことから、令和元年東日本台風の際、避難所指定されている施設によっては若干浸水するなどの不具合があった。現在、全ての県立学校や教育機関において、地元の市町村と協定の見直しを進めている。当然に、

学校は避難所ではない場合でも、管理職が施設の維持管理をする立場から、大きな災害があれば学校へ赴いているのが通常である。市町村から要望があれば、避難所をはじめとした公共の機能を積極的に果たしていきたいと考えている。

秋山委員

- 1 行政報告書319ページの(1)の「ウ 特別支援学校整備事業」について、資料28「特別支援学校の児童・生徒数、学級数、不足教室状況と今後の見通し」の3ページの「県立知的障害特別支援学校の過密状況の推移」を見ると、5年度間で児童生徒数が5,464人から6,132人へと668人、12.2%増えているとともに、受入可能な人数を1,338人超過していることが分かる。県内には、児童生徒数が300人を超えている学校が七つあるが、それぞれの受入可能人数と超過人数はどうなっているのか。また、この解消のために現在二つの学校と一つの分校の建設計画が進行しているが、それにより7校の過密はどのように解消されるのか。
- 2 行政報告書319ページの(1)の「カ 障害者雇用の推進」について、障害者雇用率はどうなっているのか。また、令和元年度に採用した障害のある教員8人及び事務職員等4人はどのような部署で現在働いているのか。さらに、令和2年度当初採用に係る教員採用選考における障害者特別選考の対象として、新たに精神障害者が加わったが、身体障害者及び精神障害者の応募、合格及び採用の人数はそれぞれ何人であったのか。あわせて、令和元年度において、知事部局では一般職として知的障害者も採用対象としたが、教育局では対象としなかった理由は何か。
- 3 資料54「夜間中学について」について伺う。任意団体による自主的な活動であり、県費負担もないためデータもないとのことだが、令和元年度に川口市立夜間中学校がスタートした。これは画期的な対応だと思っている。この学校の教員配置や学年、クラス数、生徒数、教科、クラブ活動、給食の有無など現状はどうなっているのか。また、教員の給与などの県費負担は幾らなのか。
- 4 行政報告書321ページの「(1)教職員の資質・能力の向上」について伺う。令和元年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校それぞれの教員定数について、臨時的任用教員比率、いわゆる臨任率とその推移はどうなっているのか。また、給与や退職金、休暇等において、臨時的任用教員の労働条件に不利益はあるのか。さらに、正規教員と臨時的任用教員について、地方交付税算定における違いはあるのか。あわせて、多数の臨時的任用教員がいる状況が解消できない理由は何か。

特別支援教育課長

- 1 受入可能人数の定義であるが、学校が設置された当初に保有している普通教室数から算出したものである。その後の児童生徒増に伴う特別教室の転用等は含まれていないものと考えていただきたい。まず、川口特別支援学校は、受入規模160に対して過密の状況は149である。次に、和光南特別支援学校は、受入規模240に対して過密の状況は74である。次に、春日部特別支援学校は、受入規模230に対して過密の状況は119である。次に、大宮北特別支援学校は、受入規模218に対して過密の状況は129である。次に、上尾かしの木特別支援学校は、受入規模280に対して過密の状況は80である。次に、草加かがやき特別支援学校は、受入規模288に対して過密の状況は152である。最後に、入間わかくさ特別支援学校は、受入規模380に対して、現在54の余裕がある。また、現在進行している2校1分校の設置による7校への緩和の状況であるが、まず、戸田かけはし高等特別支援学校の設置により、川口、和光南及

び草加かがやきの各特別支援学校に合計約170名分の解消効果が生じる。次に、仮称県東部地域特別支援学校の設置により、上尾かしの木及び春日部の両特別支援学校に、合計約200名分の解消効果が見込まれる。なお、越谷西特別支援学校松伏分校については、学区が全区一区であるため、県東部地域の高等部を中心に解消が見込まれるものと考えている。

総務課長

- 2 障害者雇用率の状況については、直近の令和2年10月1日現在の暫定的な数字ではあるが、2.31%であり、法定雇用率の2.4%まで、あと0.09ポイントである。また、令和元年度当初採用者の配置先であるが、まず、教員8名については、小学校が1名、中学校が2名、高校が1名、特別支援学校が4名である。事務職員等の4名については、教育局所管の教育機関に1名、中学校に1名、高校に1名、特別支援学校に1名である。

教職員採用課長

- 2 令和2年度当初採用に係る障害者特別選考の受験者は34名であり、その内訳は、身体障害者が22名、精神障害者が12名である。合格者は13名であり、内訳は、身体障害者が12名、精神障害者が1名である。採用者は8名であり、全員が身体障害者である。また、教員と事務職のうち、事務職については、人事委員会で実施している障害者の職員選考に知事部局だけではなく、教育局、県立学校及び小・中学校の事務職員等も含まれているため、知的障害者にも対象が拡大されていることになる。教員については、他県において、知的障害者を障害者特別選考の対象にしているところもある。一方で、文部科学省の調査等による平成29年度及び平成30年度の2年度間の公表データを見ると、いずれの年度においても、知的障害の区分で受験をしている方は全国で1名だけであるとともに、いずれも採用までには至っていないという状況である。実際に、どの程度の人数の知的障害者が教員免許を取得しているのかということについては、文部科学省の調査等では明らかにされていない状況である。このような実情を踏まえて、教育局としては、既に範囲を拡大している自治体からの情報収集や、毎年度、教員養成課程を有する大学と連絡協議会を行っている。そうした機会に大学の実情などを伺って、知的障害者も対象とするかどうかについて研究していく。

参事兼小中学校人事課長

- 3 教員の配置については、川口市立芝西中学校の分校という扱いになっており、校長はいない。教頭を含む教員を9名、非常勤講師を6名配置している。学年及びクラス数は、1学年が2学級、3学年が1学級である。2学年がないが、事前面談における本人の希望の聴き取りから、1学年からスタートする者と3学年からスタートする者に分け、計3学級で開校した。生徒数は、平成31年4月16日の入学式時点では77名である。教科については、通常の昼間の中学校と同じ9教科に加え、道徳や特別活動、総合的な学習などを実施している。クラブ活動及び部活動については、実施していない。給食については、食事の提供は行っていないが、希望者に対して牛乳を提供している。また、令和元年度の県費負担額については、教員の給与負担として約7,500万円である。
- 4 令和元年度における小学校及び中学校の臨任率について、行政報告書321ページの(1)のイの「(ア)教職員定数」の表の人数から、いわゆる事務職員及び学校栄養職員を除いた教員定数を基に答弁する。小学校の教員定数は1万6,381人であり、そ

のうち、臨時的任用教員の人数は1,675人、臨任率は10.2%である。中学校の教員定数は9,497人であり、そのうち、臨時的任用教員の人数は1,046人、臨任率は11.0%である。臨任率の推移であるが、平成27年度の小学校の10.8%、中学校の11.8%と令和元年度を比較すると、小学校では0.6ポイント、中学校では0.8ポイント下がっている。5年間の推移を見ると、年度によって多少の増減はあるが、全体的には減少傾向に入っていると捉えている。また、労働条件については、正規教員と臨時的任用教員とで基本的に差はない。県立学校においても同様である。さらに、地方交付税算定における取扱いにおいても、正規教員と臨時的任用教員とで違いはない。県立学校においても同様である。あわせて、小・中学校において、多数の臨時的任用教員を解消できない理由であるが、児童生徒数の増減に伴う学級数の増減や、特別支援学級の増加に対応するため、どうしても必要になっていることによる。特別支援学級については、児童生徒が1人であっても同学級を立ち上げている場合は、保留学級扱いとなり、生徒がいなくなったときでも正規の教員を解雇することはできないことから、臨時的任用教員で対応している。今後とも、児童生徒数や学級数、退職者数、再任用者数の推移等を総合的に見極めながら、正規教員を増やし、臨時的任用教員数を減らす努力を続けていきたい。

県立学校人事課長

- 4 令和元年度の高等学校の教員定数は8,082人であり、臨時的任用教員の人数は408人、臨任率は5.0%である。平成27年度については、臨時的任用教員の人数は438人であり、臨任率は5.4%であった。

秋山委員

- 1 知的障害の特別支援学校の過密については、2校の新設により5校の合計で370名の解消を見込めるとのことであった。しかしながら、六つの学校が受入可能人数を超過しているとのことなので、引き続き、過密解消に努めることになると思うが、どのように取り組むのか。
- 2 障害者雇用の法定雇用率について、あと0.09ポイントとのことであったが、直ちにかつ確実に達成されると見込んでよいか。
- 3 知的障害者の雇用については、教員養成課程を有する大学と研究していくとのことであった。教育の現場などで採用ができるかどうかについては、大変難しい問題だと私も思う。知的障害者について、知事部局の一般職の試験では、高校卒業程度という学力が求められているが、それでは、事実上、排除されていると考えざるを得ないと思う。知的障害者の雇用の可能性について、どのように考えているのか。

委員長

秋山委員に申し上げる。質問は簡潔に行うようお願いする。

特別支援教育課長

- 1 現在の過密の状況と今後の児童生徒数の推移等を踏まえて、県有施設等の活用による新校の設置、あるいは高校内分校の設置、校舎の増築などを含め、可能性のあるもの全てについて検討していく。

総務課長

- 2 国には、本年中に達成する旨の計画を提出している。今年度の一番大きなミッションであると認識しており、最大限努力して達成したいと考えている。

教職員採用課長

- 3 教員採用における知的障害者への拡大については、さきの答弁の繰り返しになるが、様々な実情をよく把握した上で研究していきたい。

江原委員

- 1 行政報告書301ページの「1 確かな学力の育成」について伺う。埼玉県5か年計画における指標の「学力・学習状況調査における学力状況」であるが、先ほど、令和元年度の全国学力・学習状況調査の結果において、五つの教科区分のうち三つの区分で全国平均を上回った可能性があるとの答弁があった。しかしながら、301ページの表の令和元年度の実績値を見ると、小学校及び中学校とも全国平均正答率を1ポイント以上上回った教科はゼロであるが、これはどういうことなのか。また、県の学力・学習状況調査において、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合が、計画策定時の値と令和元年度の実績値を比較するとそれほどアップしていないように見えるが、この点をどのように評価しているのか。
- 2 行政報告書303ページの「5 多様なニーズに対応した教育の推進」について伺う。埼玉県5か年計画における指標の「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率」について、令和元年度の実績値が85.1%となっているが、就職希望者数と就職者数はどうなっているのか。

義務教育指導課長

- 1 埼玉県5か年計画の指標は、「全国学力・学習状況調査において全国平均正答率を1ポイント以上上回った教科の状況」であり、先ほど答弁したのは、「全国平均正答率を上回った教科の状況」であったため、5教科区分中の3教科区分で上回った可能性があるということである。また、県の学力・学習状況調査に係る指標であるが、教育局としても是非達成したいと考えて取り組んでいるものである。しかしながら、12段階中2段階というのはかなり大きな飛躍であるので、そこまで届いていない児童生徒が多いのが現状である。ただし、12段階中2段階には届かないまでも、着実に児童生徒の学力は伸びてきている状況があるので、県の全国学力・学習状況調査の結果も徐々に良くなってきているものと考えている。

特別支援教育課長

- 2 85.1%という実績値は、高等部1年生のときに就労を希望した生徒が卒業時にどのくらい就職できたかという値である。令和元年度については、442名の希望者のうち、376名が就職できた。

江原委員

442名中376名とのことであるが、就職できなかった生徒に対して何かフォローやアフターケアは行ってきたのか。また、行政報告書317ページの(1)の「オ 特別支援学校就労支援総合推進事業」について、一般就労を目指すモデル事業のチームぴかぴか事業では、16名中12名が就労を実現したとのことだが、残った子供たちに対してどの

ようなフォローを行っているのか。

特別支援教育課長

高等部を卒業して就職できなかった子供については、地域の支援センター等と連携し、就労に関してしっかりと指導している。また、チームぴかぴか事業については、こちらも16名のうち12名が希望する就職を果たした。残りの4名についても、地域の支援センター等と連携を図りながら、就労に向けた取組を継続している。

江原委員

チームぴかぴか事業については、昨年度も本委員会で質問があり、地域の支援センターと積極的に連携を図りながらとの答弁であったが、具体的にはどのようなものなのか。

特別支援教育課長

子供が住んでいる地域の支援センターと当然に連携する。また、その子供が卒業した学校とも連携を図りながら、ハローワークも含めて4者の話合いなどを継続して行っているところである。

杉田委員

- 1 行政報告書306ページの(3)の「イ 県立高校グローバル教育総合推進事業」について、派遣された生徒はその後、高校の後輩たちに対して学校での役割をどのように果たしているのか。また、高校を卒業した後も、体験した生徒たちとのコミュニケーションを取り続けているのか。
- 2 行政報告書313ページの(1)の「イ 薬物乱用防止教育の推進」について、この事業は、いつ、どのような目的で始められたのか。また、この事業は教職員に対する教育研修であると思うが、それを受けて、児童生徒に対して実際に年間どの程度、どのように教育を行っているのか。さらに、成果はどうなっているのか。

高校教育指導課長

- 1 グローバルリーダー育成プロジェクトについて、昨年度は、県立高校35校から122名の応募があり、その中から40名を選抜した。参加した40名は、アメリカのボストンのハーバード大学等の学生と様々なテーマでディスカッションに参加し、知見を深めている。また、卒業後については、校友会というものがあり、連絡が取れる体制になっている。年に1回程度であるが、校友会の卒業生と現役の高校生が会う機会を設け、どのようなプログラムであったのか等、様々な経験を聞きながら、現役の生徒がスムーズにプログラムに参加できるような取組を行っている。

参事兼保健体育課長

- 2 薬物乱用防止教育については、以前から行っているが、平成24年度から現在の体系になっている。また、各小・中・高・特別支援学校の全ての学校において、発達の段階に応じて年間1回以上実施している。少数ではあるが、学校によっては、複数回実施しているという報告も受けているので、教育に関しては充実していると考えている。教育内容については、例えば、県内での検挙者数や再犯者数、保健医療部が策定している対策計画の内容、薬物とはどのような物であるか、シンナーやトルエン以外にも覚せい剤があることなどである。その中でも、特に大麻と危険ドラッグについては、必ず研修で

取り上げてもらいたい旨を各学校に依頼している。さらに、近年の児童生徒の検挙者数はゼロであることが、薬物乱用防止教育が充実している成果であると考えている。

杉田委員

グローバル教育について、本当に大事な経験になると思うが、先輩から後輩に受け継がれていく中で、参加希望者の人数に変化はあるのか。

高校教育指導課長

各学校からの推薦枠を5名に制限しなければならないほど、生徒の参加希望がある事業となっており、成果が出ていると考えている。

東間委員

- 1 行政報告書316ページの(1)の「ア 小・中学校キャリア教育の推進」について、進路指導・キャリア教育研究協議会は、具体的にはどのように開催しているのか。また、中学校と高校の連携のために、どのようなことを行っているのか。
- 2 行政報告書316ページの(1)の「イ 県立高校キャリア教育総合推進事業」について伺う。就職指導・キャリア教育支援事業について、四者面談会を実施したとあるが、具体的にはどのような取組なのか。また、どのような成果があったのか。
- 3 行政報告書316ページの(1)の「ウ 県立高校プロフェッショナル育成推進事業」について伺う。次代を担う産業人材イノベーション事業について、参加学校数、具体的な取組内容及び成果はどうなっているのか。

義務教育指導課長

- 1 令和元年10月に東西南北の県内4地区において、専門学科のある高校で実施した。その際には、中学校と高校の連携を深めるために、全ての中学・高校から1名ずつ参加する形で行い、情報共有を図っている。

高校教育指導課長

- 2 この事業は、生徒・保護者・教員による3者のほかに、企業で人事部門を担当するなど、これまで様々な経験を積んだ企業経営者を含めた4者で面談を行い、生徒自身が将来の進路を考えるために必要な職業観や、働くことの意識付けを目的として実施しているものである。令和元年度は、経済団体に協力いただき、32校53人の生徒が19社の企業経営者と面談を行った。通常、学校内で一般的に行われる生徒・保護者・教員での3者面談とは異なり、経営者ならではの目線やアドバイスが入ることにより、学校生活の中だけではなかなか気付くことのできない勤労感の醸成や、「将来の目標を持つことの大切さ」について考える良い機会となったという成果がある。また、教員についても、企業経営者や社員から直接話を聞くことができる貴重な場となっている。今後も、生徒に対してより充実したキャリア教育の指導・支援ができるよう、引き続き努めていく。
- 3 この事業は、地域の企業や研究機関などと連携した実践的な職業教育を行い、専門的な知識や技術を習得し、商品開発や技術開発を行える人材の育成を目指したものである。令和元年度は、職業を学ぶ専門高校延べ53校が参加した。具体的な取組としては、川越工業高校が、理化学研究所と連携して、水素エネルギーの実用化に向けた先端産業分野に関する研究を行っている。また、狭山工業高校が、お茶の発酵器を開発して、地元

のお茶の会社の指導の下、特産品の狭山茶を発酵させた紅茶を作り、「狭紅茶」と名付けて地域イベントで販売し、地域に貢献している。成果としては、生徒が技術革新に主体的に対応する態度を身に付けたことや、地元への愛情を深めたこと、専門学習への意欲が向上したことなどが挙げられる。

東間委員

進路指導・キャリア教育研究協議会について、専門学科のある高校で行われている理由は何か。

義務教育指導課長

中学校の教員が専門高校の実態をよく知らない可能性を踏まえて、専門高校がどういったところか施設を含めて知識を得た上で、進路指導に役立ててもらいたいという趣旨である。

【説明者】

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、武澤安彦危機管理課長、
武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、鈴木郁夫化学保安課長、
山口芳正危機管理課危機対策幹

【発言】

関根委員

- 1 令和元年度は、災害対策本部や新型コロナウイルス対策本部を含め、災害対応のための組織をどれくらい立ち上げたのか。また、令和元年東日本台風を受けて県の災害対策本部の体制を変更したのか。
- 2 行政報告書108ページの「(4)地域防災計画に基づく事業の推進」について伺う。帰宅困難者対策として、県内主要7駅に設置した帰宅困難者対策協議会において、訓練を実施したとのことだが、令和元年度に行った訓練内容や成果はどうなっているのか。また、課題は何か。
- 3 行政報告書110ページの「(6)県外被災地への人的支援」について伺う。令和元年房総半島台風や東日本大震災において、人的支援を行ったことの成果及び本県が得たものはどうなっているのか。
- 4 行政報告書113ページの3の「(2)防災ヘリコプターの運航」について伺う。ヘリコプターの運航について、出動要請に対して迅速に処理ができたとのことだが、迅速にできた要因は何か。また、山岳における避難者の救助等、79回の災害出動を行ったとのことだが、詳細はどうなっているのか。さらに、条例で有料化を図ったと思うが、件数と金額はどうなっているのか。あわせて、ヘリコプターの安全管理はどうなっているのか。

災害対策課長

- 1 災害体制については、災害の規模により段階的に強化することとしている。まず、大雨警報等が発表された場合には、情報連絡室を設置する。次に、例えば台風直撃による災害の発生が見込まれる場合には、災害即応室を設置する。次に、被害の更なる拡大が見込まれる場合には、災害対策本部を設置する。令和元年度の実施状況は、情報連絡室を40回、災害即応室を令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の際に2回、災害対策本部を令和元年東日本台風において災害即応室から移行した際に1回設置した。また、災害対策本部の設置基準について、これまでは総合的に判断するとしていたものを、早期に全庁を挙げて対応できるようにするため、大雨特別警報が発表された場合には自動的に設置するよう見直しを行った。さらに、市町村からの被害情報の収集に人員を要したため、統括部内に市町村から情報収集する人員を増員する体制の見直しを行った。
- 2 訓練については、新越谷・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会のものは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、ほかの六つの協議会では実施した。訓練内容は、例えば所沢駅の協議会では、東京都と連携して、品川駅から所沢駅まで帰宅困難となった高齢者等の要配慮者をバスで搬送する訓練を実施した。大宮駅の協議会では、外国人にも参加してもらい、多言語表記の一時滞在施設マップやデジタルサ

イネージを活用し、一時滞在施設まで誘導する訓練を実施した。成果としては、行政、鉄道事業者、大型商業施設管理者など様々な構成員と顔の見える関係が作ることができた点が挙げられるとともに、様々な構成員の役割を改めて確認することができた。また、課題は、外国人観光客への対応や、一時滞在施設への安全な誘導、特に繁華街では人があふれてしまう可能性があるため、安全にどうやって誘導するのかということである。

- 3 令和元年房総半島台風では、千葉県富津市等に本県及び県内市町村職員を延べ254名派遣した。実際の災害対応を経験する機会はなかなかないため、派遣された職員には大変貴重な経験になったと考えている。1か月後に本県でも令和元年東日本台風が起きたが、県のオペレーションとしても千葉県の対応を参考にさせてもらった。例えば、住家被害認定調査を行うに当たっては、膨大な件数を効率的かつ計画的にこなす必要があるが、千葉県でも行われていたように、まずは市町村職員を集め、被害認定の作業の確認や効率的な進め方について説明を行った。また、事務量をこなすにはどうしてもマンパワーが必要となるが、川越市、東松山市及び坂戸市に対して、県内で被害が少なかった市町村の職員及び県職員を300人以上派遣することが迅速に行えた。

危機管理課長

- 1 新型コロナウイルス対策本部については、昨年度は、2月20日の第1回から3月26日の第8回まで開催した。なお、今年度の10月19日までで30回開催している。
- 3 東日本大震災においては、長期派遣として職員を岩手県、宮城県及び福島県に派遣し、被災地の支援を行った。派遣期間は、1年又は2年であるが、更に長期の場合もある。被災地では、インフラ整備をはじめとした復旧・復興が着実に進んでおり、本県からの派遣職員も、被災地の復旧・復興の支援の一翼を担っている。本県としては、支援という役割もあるが、人材育成の面でも大変有効と考えている。本県では経験できない事案にも対応し、能力向上に役立っている。また、東北3県の職員はもちろん、全国から被災地に派遣された職員とのネットワークもできている。令和元年東日本台風においては、宮城県で災害救助法の事務を担当していた職員が、災害救助事務の即戦力となったほか、福島県で災害復旧工事を担当していた職員が、本県の災害復旧工事を担当して活躍した。

消防課長

- 4 本県は、防災ヘリコプターを3機保有し、24時間365日体制で2機が待機している。茨城県や栃木県は1機体制であることから、航空法に基づく耐空検査等があると2か月から3か月の空白期間が生じてしまう。本県はそのようなことはない上、いかに迅速に救助するかを踏まえた訓練を毎日実施していることが、迅速な対応につながった。また、79回の災害出動の内訳については、救助39件は主に山岳や水難の出動であるが、捜索のみでの出動も10件あった。救急5件については、病院間の転院搬送が3件、臓器ネットワークからの要請による臓器搬送が2件であった。調査については、台風の被害状況に関する4件であった。そのほか、県外応援の31件については、群馬県が18件、茨城県が9件、長野県が2件、福島県及び山梨県が各1件となっている。群馬県については、防災ヘリコプターが墜落事故に伴い運休していることから、現在、本県が大部分をカバーしているため、群馬県への県外応援が多くな

っている状況である。さらに、有料の案件については3件発生した。金額は、5分5,000円の設定である。基地離陸から救急隊に引き継ぐまでおよそ1時間から1時間半程度かかっている。1件目は2人救助して一人4万円、2件目は7万5,000円、3件目は6万円で、合計21万5,000円の手数料を徴収した。あわせて、本県は10年前に墜落事故という非常に痛ましい事故を経験しているため、安全管理は隊員全てが優先している事項である。安全管理については3点行っている。1点目は、毎日、機体保守点検等をしっかり行うことである。2点目は、安全に操縦することである。昨年度からシミュレーターの訓練を始めたところである。実際に起こる事故を再現して体験することができ、その対処方法を学ぶことができる。3点目は、安全に救助することである。安全確実に救助するためには、機長と隊員の意思疎通が重要であることから、毎日訓練を行っている。

関根委員

- 1 災害の規模により段階的に災害対応体制を強化するとのことであったが、マニュアル化されているのか。
- 2 主要7駅以外に帰宅困難者対策協議会を設ける考えはあるのか。
- 3 有料で3件の救助があったとのことだが、救助した人には、いつの時点で有料であることの説明を行うのか。

災害対策課長

- 1 災害対策本部の設置基準については、災害対策本部要綱で決めることになっており、既に改正済である。
- 2 これまで県の主導により、5駅から2駅追加されて7駅になっている。協議会の設置マニュアルを作成して、市町村に配布している。今後、設置希望があれば、市町村の意向を踏まえ、県としても支援していく。

消防課長

- 3 有料となる場所は、6か所ある。雲取山、笠取山、甲武信ヶ岳、二子山、両神山及び日和田山である。有料の地域に出動した際は、航空隊が座標を調べ、消防課に報告する。その報告を基に、すぐに相手側に連絡をして説明を行い、徴収する。

山口委員

- 1 行政報告書113ページの3の「(2) 防災ヘリコプターの運航」について伺う。防災ヘリコプターの運航について、遠距離の出動としては、どの辺りまで出動したのか。それには時間などが関係しているのか。また、平成29年度の出動件数が多くなっている理由は何か。
- 2 行政報告書118ページの「(6) 消防団の活性化」について、女性や大学生など多様な人材の消防団への加入促進を図るため、消防団のPR活動を行ったとのことであるが、学生団員数が減少している。その減少の理由は何か。また、若い世代の入団促進にどのように取り組んでいくのか。

消防課長

- 1 遠距離の出動は、半日かけて愛媛県に出動した事例のほか、北海道の胆振東部に出動した事例もある。国からの要請があれば、遠距離でも出動する。また、平成29年

との関係など、小さい消防本部なりのメリットもある。そのような様々なメリット・デメリットを比較検討していく中で、いかに消防力を強化して住民の安全を守っていくのかという議論が重要になってくる。また、これまでの10年間とこれからの10年間で異なる点は、後者においては本県の人口減少が進んでいくことである。行政そのものをどのように維持していくのかという難しい判断が必要になってくる。県としては、7ブロックの各消防本部に様々な予測データを示しながら、今後の地域における消防力をどのように維持・強化していくのかという問題に昨年度から取り組んでいる。維持・強化するためには、実際に広域化した地域がどのように変わってきたのかを知ることも重要であることから、消防広域化推進セミナーを開催するなどの取組を行っている。さらに、消防を広域化するかどうかについては、首長の判断も重要になる。消防広域化に向けては、現行の仕組みを大幅に変更することなど、実際には非常に難しい面もあり、多くのステップを踏んでいく必要があるため、関係者間で議論を積み重ねていきたい。

小谷野委員

消防広域化について、行いたいと考えているのは県だけではないのか。広域化しないまま10年以上経過しているということは、市町村は広域化したくないと考えているのだと思う。また、ある住宅の住民構成がどうなっているのかについて、市職員は把握していないが、地元の消防署員や消防団員はそれなりに把握している。それが、災害時の不明者の捜索等において役に立っている。しかしながら、地元以外の現場においては、それができない。埼玉西部消防局を例にすれば、所沢市の消防署員が日高市の現場に出動しても、状況がよく分からないということである。そうしたことを踏まえ、もう一度、首長や消防本部に集ってもらい、10年以上経過したが、どのように考えているのか意見を聴いたらどうか。その結果、現状の消防体制がベストであるという地域については、広域化の検討を終了してもよいのではないか。広域化によって対応が迅速化する地域もあれば、逆にになってしまう地域もあると思う。災害にいかに迅速に対応するかという観点から、広域化の推進について、改めて検討を行う考えはあるのか。危機管理防災部長に伺う。

危機管理防災部長

消防広域化が進んでいないブロックの中には、現在の状況を問題ないと捉え、満足しているところもあると思う。しかしながら、災害が激甚化や頻発化している現状においては、消防力をしっかり高めていく必要がある。私は、広域化した消防本部において実際に勤務した経験があるが、消防車両が充実するなど出動体制が大幅に向上しているのは事実である。広域化のメリットをPRしていくとともに、広域化の形態については、消防本部自体の広域化だけではなく、消防指令の共同運用などの方法もあるため、市町村の意見を聴きながら柔軟に検討していきたい。各消防本部がどのように考えるかについては、県が強制するものではないため、改めて市町村の意見を聴く機会を設けていきたいと考えている。

小谷野委員

各ブロックにおいて、常にブロック会議の機会を設け、災害等の事例について対応策の協議を重ねておけば、現状の体制でも十分ではないか。10年以上経過しても広域化していないのである。年に何回も会議を開催して関係を密にしておけばよいのではないか。広域化の推進よりも、そうした関係づくりの方が災害対応においては重要ではない

のか。消防課長に伺う。

消防課長

ブロック分けした目的は、その地域の消防をどのように維持・強化していくのかについて、しっかり協議する機会を設けることにあった。しかしながら、現状、そうした協議がやや不十分な面もあるので、各ブロック内において、協議が行われるようにしたい。地域の消防の最前線に立って住民の安全を守るのが消防本部であることは、県・市とも共通の認識である。市町村とも十分に協議しながら、消防の在り方について考えていきたい。

高木委員

行政報告書 114 ページの「(3) 防災行政無線の管理・運用」について伺う。再整備事業については、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年度にわたる継続事業であると認識している。令和元年東日本台風における防災行政無線の活用について、成果及び反省点はどうなっているのか。また、令和元年東日本台風における防災行政無線の活用にあたり、改善すべき事項があった場合、継続事業で行われていることを踏まえ、再整備事業に反映されているのか。

消防課長

防災行政無線は、現在、電話・ファックスによる通信手段として使用されている。令和元年東日本台風では、ファックスを使って県から市町村や防災機関に対して情報提供することに使用された。昨年の台風では、本県において大規模な通信障害は発生しなかったが、例えば、千葉県においては大規模な通信障害が発生し、防災行政無線が唯一の通信手段となったことを踏まえると、防災行政無線の重要性が増していると認識している。なお、反省点については特になかった。また、現在実施している再整備事業において、映像伝送機能やテレビ会議機能などの最新の通信技術を活用した機能を追加することとなっており、再整備後は、これらの機能を活用して、より円滑な情報共有が図れると考えている。

高木委員

回線容量はどの程度になるのか。

消防課長

再整備後の回線容量は、1メガビーピーエスを確保する予定である。

宇田川委員

行政報告書 108 ページの「(5) 令和元年東日本台風への対応」について伺う。令和元年東日本台風への対応においては、東松山市の事例のように市町村と連携して現場対応がうまくいった例もあると思うが、うまくいかなかった例もあった。後者の要因は、災害オペレーション支援システムは機能していたが、現場との意思疎通がうまくいかなかったということなのか。それとも、同システムに問題があったためであり、今後、同システムの機能が充実していけば、現場との意思疎通がうまくいくようになるということなのか。

災害対策課長

令和元年東日本台風への対応に当たって、災害オペレーション支援システムの機能は十分に機能していたが、運用面において、市町村とのコミュニケーションの一部が十分ではなかった。

宇田川委員

災害オペレーション支援システムについて、機能しているところと、機能していないところを確認の上、課題の洗い出しとその検証にしっかりと取り組む必要があるのではないか。

災害対策課長

災害オペレーション支援システムの機能自体には大きな問題はなかったと認識している。しかしながら、被害情報を地図に表示する仕組みに関して、被害情報が多く表示される中、それぞれの被害の大きさが分からないということがあった。そのため、被害の大小や重要度が分かるようにするシステム修正を行ったところである。同システム自体よりも運用面に課題があったことから、きちんと同システムを操作できるよう引き続き研修に取り組んでいく。

宇田川委員

運用面のマニュアル修正や市町村との連携方法を再確認する必要性については、きちんと認識しているということによいのか。

災害対策課長

令和元年東日本台風への対応を踏まえた中では、マニュアル等の修正が必要であるとは考えていない。

宇田川委員

考えていなくてよいのか。

災害対策課長

入力方法に誤りがあったことを踏まえ、災害オペレーション支援システムの活用促進のために、図上訓練等によってマニュアル等の内容を再確認していきたい。

宇田川委員

今回の最大の課題は、現場の市町村と意思疎通ができなかったことから、決壊や水害が発生したことである。そこで、運用面のマニュアル修正など、意思疎通の方法からして改めて考える必要があるのではないかと指摘したのである。どのように考えているのか。

災害対策課長

災害オペレーション支援システムを通じて、市町村から情報を収集する目的であったが、市町村においてなかなか入力してもらえなかったため、情報が伝わってこなかった。そこで、市町村情報連絡員制度もあることから、県職員を早期に派遣して情報収集を図るとともに、市町村を支援するよう運用を見直しているところである。

深谷委員

行政報告書 113 ページの「(6) 新型コロナウイルス感染症対策の取組」について伺う。今年 3 月 26 日に外出自粛を要請し、その発出前後に感染者数が増加したということがあった。当時の対応は適切なものであったのか。

危機管理課長

新型コロナウイルス感染症対策は難しい課題であり、様々な視点があることは承知している。現在は知見も増えてきているが、3 月時点では、当時の限られた状況の中で最善を尽くしたと考えている。

深谷委員

医療面でひっ迫してから、ようやく社会へ協力要請を行ったのも、どこかちぐはぐな印象を受けた。今年 3 月 26 日の要請も東京都知事のロックダウン発言があつてから後出ししたような印象があった。庁内の連携はうまくいっていたのか。

危機管理課長

新型コロナウイルス感染症対策には、様々な部局が関わっており、全庁での取組を進めていた。3 月時点においてもワンチームの姿勢は示していたが、必ずしもワンチームとは言い切れない部分もあった。新型コロナウイルス対策本部会議を通して情報共有を図っていきたい。

深谷委員

流行曲線が、緊急事態宣言発令後に落ちてきた。社会への協力要請の効果については、どのように考えているのか。

危機管理課長

効果についての分析は難しい点がある。しかしながら、緊急事態宣言後は、外出自粛要請を行ったことにより、人の外出が少なくなったと認識している。また、発令前から感染者数が減少していたのではないかと一部の意見も承知している。国では、外出自粛が流行の拡大防止に寄与したと報告されていると認識している。

秋山委員

- 1 行政報告書 108 ページの「(5) 令和元年度東日本台風への対応」について伺う。今回、本県ではいち早く災害救助法を 48 市町村に適用し、想定される災害に事前に備えた。被害の甚大さを確認してから災害救助法を適用することが通例と思われるが、高い確率で被害が予想される段階での適用は、英断であったと高く評価できる。適用に至る経緯並びに市町村との協議及び合意の状況についてはどうなっているのか。また、災害救助法上適用の根拠についてはどうなっているのか。さらに、発災前の適用のメリット及びデメリットについてはどうなっているのか。あわせて、一部自治体について適用にタイムラグが生じたと聞いているがその理由は何か。最後に、最終的に 15 自治体を除外したが、その判断は正しかったのか。
- 2 資料 12 「消防車両並びに消防職員、消防団員の充足状況」について伺う。県内 27 消防本部のうち、最低は行田市の 62.8%、最高はさいたま市の 103.6%、平均で 86% とのことである。しかしながら、条例定数、算定数及び現有数にかい離

がある。算定数は何を基に算出されているのか。また、充足率が低い本部では、消防ポンプ車に原則5人乗車するところ、2人から4人の場合もあると聞いている。5人乗車が必要とされる理由及び実際の消火活動の際の乗車人数の現状はどうなっているのか。さらに、消防団の出動について、現状はどうなっているのか。あわせて、常備消防の充足率向上について、どのような取組を行っているのか。

災害対策課長

- 1 法適用の経緯であるが、今回は、県内40市町村に大雨特別警報が発表されており、これを契機として内閣府と協議を行い、法を適用した。なお、市町村との協議や合意は法適用の要件にはなっていないが、実際に避難所の開設などの救助を行うのは市町村であることから、法適用に当たっては必ず市町村と調整している。また、法適用の根拠については、災害救助法施行令第1条第1項第4号、いわゆる4号基準であり、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、当該地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする」という条文を適用した。ただし、災害救助法の適用基準は基本的には事後の被害件数により適用することになっており、4号基準だけは内閣府と協議することがルールとなっている。さらに、メリットは、市町村の財政負担がなくなることから、市町村が避難所の開設を早めるようになり、迅速な対応につながることである。デメリットは、4号基準は被害件数などの客観的な基準がないため、内閣府との協議が必要となることである。あわせて、今回、大雨特別警報が発表された40市町村に対しては、早期に救助法を適用した。その後、ほかの市町村について、被害状況や市町村の意向等を確認しながら追加で法を適用するに至った。その際、再三内閣府と協議を繰り返すこととなり、タイムラグが生じた。最後に、今回、救助法を適用しなかった市町村は15あるが、市町村から被害状況を聴取し、大きな被害が出ていないことを確認した上で、救助法を適用しなくても問題ないと判断したものである。

消防課長

- 2 消防職員の算定数については、消防車両の必要台数に基準がある。人口がベースとなるが、消防ポンプ車であれば市街地の割合、はしご車であれば15メートル以上の高層建築物の数などを勘案する。このそれぞれの車両を動かすのに要する人数が算定数となるが、全国共通の指針に基づいて算出しているものである。また、ポンプ車に乗車する5人は、隊長、車両の運転や放水機器を操作する機関員、ホースを扱う要員が2人、伝令補助要員である。ただし、各隊員が無線を持ち、電動ホースカーなどの設備があれば、4人でも活動可能となっている。さらに、火災に対しては1台のポンプ車で対応することはなく、周辺の消防車を集めて対応するが、消防団を含め、何台の車両が放水したかなどの統計はない。あわせて、消防職員の充足率については、平成27年度は8,355人で充足率は82.7%であったところ、令和元年度は86%に向上している。市町村において増員に取り組んでもらった結果である。なお、本県の消防職員充足率は東京都及び神奈川県に次ぐ全国第3位であり、充足率は高い状況にある。

秋山委員

- 1 40の市町村に4号基準で救助法を適用するに当たり、内閣府との協議にはどの程度の時間を要したのか。また、見込みで法を適用したが、結局は適用されなかったと

きに想定されることは何か。

- 2 消防充足率が78%と低い春日部市では、平均3人の乗車でポンプ車が出動していると聞いている。隊員の安全上からも、効率的な消火を行うためにも、充足率を高める必要があると考える。県は、各消防本部に支援を行っているのか。また、財政的支援の実情はどうなっているのか。

災害対策課長

- 1 県内に大雨特別警報が発表されたのは10月12日の15時30分、内閣府との協議を整えて法適用の記者発表を行ったのが23時である。発表の準備もあったが、かなりの時間をかけて国と協議を行っている。また、見込みで法を適用し、被害が生じなかった場合でも、避難所の設置等の救助に要した経費については、県費及び国費で負担することになる。適用後に結局は被害が生じなかった事態はどうしても起こり得ることから、内閣府においても適用には慎重になってくるのではないかと考えている。

消防課長

- 2 消防業務は市町村固有の事務であることから、雇用する人数などについて、県から直接、指示等を行うことはない。しかしながら、消防体制に不安があれば、応援体制をどのようにしていくのか考えなければならない。その場合には、将来を見据え、消防を広域化していく選択肢もある。県は、消防広域化については積極的に支援していく。

岡委員

行政報告書104ページの「2 危機管理体制の強化」及び「3 防災体制の強化」について伺う。初動態勢では、ヘリコプターで大まかに情報を収集し、その情報を防災行政無線で伝送する形となっている。ドローンについても活用が期待できるが、県は36機のドローンを保有しているものの、危機管理防災部の保有機数がゼロである理由は何か。

災害対策課長

災害時にドローンを活用するのは、実動部隊である地域機関を有する県土整備部や農林部などである。危機管理防災部の実動部隊は防災航空センターであり、防災ヘリにより情報収集している。ドローンについては、災害時応援協定を結んでおり、調査が必要な場合に協定を発動して、オペレーター込みで情報収集を行う考えに立っている。そのため、危機管理防災部ではドローンを保有していない。

岡委員

ドローンが収集した現場の情報については、どのような方法で危機管理防災部へ伝達するのか。

災害対策課長

ドローンで収集した情報・映像等は、現在改修を行っている防災行政無線の映像伝送機能を活用し、危機管理防災センター等と共有することとしている。今年9月に行った県土整備部の災害対応訓練では、まだ実用化はされていないが、飯能県土整備事務所からドローン映像の伝送を行った。

岡委員

危機管理防災部が収集した情報については、災害オペレーション支援システムを使用し、どのように市町村へ提供するのか。

災害対策課長

災害オペレーション支援システムにデータを移行できれば、県内市町村や防災関係機関と共有できることになる。

石渡委員

行政報告書の120ページの「(4) 液化石油ガス法指導」について伺う。液化石油ガス、いわゆるプロパンガスは、県内でも多くの家庭や飲食店で使われている、生活に欠かすことのできない重要なエネルギーであると思うが、令和2年7月30日、福島県郡山市でプロパンガスの爆発と思われる事故が起こり、死傷者が出た。令和元年度において、県内ではどのようなプロパンガスの事故が発生したのか。

化学保安課長

プロパンガスに関する県内の事故の内訳は、ガス漏れが18件、漏れたガスに引火して器具等に被害が生じた事故が3件あった。引火した事故では、2名の方が軽度の火傷を負った。事故の原因には、ガスボンベやメーターを交換した際の締め付けが甘い等の作業ミスや、水道工事において近接するガス管を傷つけてしまう等の工事中のミスなどがある。水道工事など、ガス工事以外の工事で起こった事故は21件中8件で、割合としては一番多くなっている。

石渡委員

プロパンガスは、日頃からの適正な管理が重要だと思うが、令和元年度において、県は事故防止にどのように取り組んだのか。

化学保安課長

事故は、ガスの充てん設備においてはほとんど発生しておらず、大半はガスの使用先におけるものである。事故の発生防止については、関係する事業者がガスに対する保安意識を高める必要があると考えている。事故原因として最も多くなっている水道工事などのその他工事の事業者については、事故を起こした事業者に対して指導を行うだけでなく、建設工事を所管する庁内各課や関係団体を通じて注意喚起を行った。ガスに接する機会が多いガスの販売事業者については、事故事例等を題材にした事故防止対策に関する研修の実施などにより意識啓発を図っている。また、一般家庭などの消費先における事故防止対策には、地震時にガスを遮断するガスメーター、誤ってガスホースが抜けてしまった時に瞬時にガスを止めるヒューズガス栓のような、もしもの時にガスを止めることのできる器具が有効である。そのほかには、立ち消えや消し忘れを検知してガスを止めるコンロのような、日常的に使う際の安全性を高めた器具についても普及に取り組んでいる。今後も、業界と連携して安全機器の普及に努め、事故防止に取り組んでいきたい。

東間委員

行政報告書107ページの「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」について、いつも

防災の考え方を県民に伝える講師養成のため、令和元年度は222人が研修を受講したとのことだが、どのような方が研修を受講しているのか。また、受講者をどのように選出しているのか。さらに、イツモ防災啓発イベントを実施した様子の写真があるが、イベントの実績はどうなっているのか。あわせて、県民にイツモ防災の考え方を伝えるため、どのような工夫を行っているのか。

危機管理課長

受講者222人の内訳については、主に市町村の防災アドバイザーが120人、市町村職員48人、消防本部職員16人などである。また、選出については、市町村が主体で行っており、市町村から推薦を受けている。さらに、昨年度は、市町村を中心にイベントを75回開催したところ、約3万人が参加し、イツモ防災の必要性を伝えることができた。あわせて、県民には、防災の必要性を理解していただけていると思うが、その上で、実際に行動に移していただく必要がある。防災に関心がある県民には、防災講演会などに参加していただけている一方で、関心がなく、実際の行動に移していただけない県民に対して、いかに働き掛けを行うかが大きな課題になっている。そこで、地域のお祭りやショッピングセンターに出店のようなワークショップを出展し、普段は防災に興味がない県民がついでに参加できるようにする機会を設けている。ワークショップにおいては、クイズ形式で防災グッズを覚えられるようにしているほか、ミニチュア家具を使って家具固定のやり方を体験しながら学べるようにするなどの工夫を行っており、イツモ防災の必要性を伝えている。

田並委員

行政報告107ページの「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」について伺う。減災に向けて自助と共助は本当に大切であり、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和元年東日本台風などの教訓を生かすべきと考える。講師の派遣や補助の事業を行うに当たって、県民に最低限知っておいてほしいことや、実行してほしいことなどのコンセプトはあるのか。

危機管理課長

様々な災害が頻発しており、県民にいかに防災の意識を伝えていくかが大きな課題だと考えている。イツモ防災がそれに当たると思うが、特別なこととして捉えるのではなく、例えば、備蓄を行うことや家具の固定を行うことなどを普段の生活に取り入れてもらうことが大切と考えており、工夫を凝らしながら県民に地道に伝えている。また、自主防災組織も地域の中で防災活動を行っていただく一つの大きなカギであり、活性化していただくのが重要な課題であると考えている。自主防災組織に対しては、講師の派遣や資機材の整備について助成を一部行うなどの支援活動を通じ、組織の活性化を働き掛けていきたいと考えている。

田並委員

阪神・淡路大震災で助かった人の内訳は、自力が35%、友人・隣人に助けられた人が28%、家族に助けられた人が32%であり、自衛隊・消防・警察に助けられた人は2%である。このことから、自助・共助が非常に大切だと思っているため、県としても救出・救護の担い手であるというコンセプトを持ってほしいと考えている。しかしながら、救出用の資機材を備蓄している県内の自主防災倉庫は37%しかない。これは、救

出訓練が37%しか行われていないということでもある。県民の命を助ける観点から、救出・救護の担い手となる住民を育成することと、そのために、自主防災倉庫における簡易型救出用資機材の整備率を100%にすることが大事だと思うが、どのように考えているのか。

危機管理課長

共助の担い手である自主防災組織の活性化は、非常に重要な課題であると考えている。救出・救護訓練については、全数調査結果ではないが、全体の約4割で行われていると聞いている。こうした活動が更に行われるように、県としても取り組んでいきたい。なお、救出用資機材助成であるが、現時点においては、新設の自主防災組織への支援に重点を置いて実施しており、既存組織については、発電機を中心に整備を推進している状況である。

杉田委員

行政報告書114ページの「(3) 防災行政無線の管理・運用」について伺う。防災行政無線には、地上系、移動局及び衛星系の3系統があるとのことであるが、令和元年度において、増設局はあったのか。あった場合、何局をどこに整備したのか。また、設置局について、現状、不足は生じているのか。さらに、管理運用の技術者の人数、勤務体制及び資格はどうなっているのか。

消防課長

昨年度中においては、さいたま市民医療センターが災害拠点病院に指定されたことに伴い、増設を行っている。また、設置238局の内訳は、県関係67か所、市町村・消防本部90か所及び防災関係機関81か所となっている。今のところ、防災行政無線については、関係機関を網羅していると考えているが、今後、地域防災計画の改正等の議論の中で、どこの機関に設置していくのか不断の協議を進めていき、あらゆる災害に対応できるよう、引き続き検討していきたいと考えている。さらに、現在、防災行政無線については、消防課において職員5名の体制で運営している。管理運営に当たっては、電波法に基づき、第1級陸上特殊無線技士という資格が必要となるが、5名全ての職員が当該資格を保有している。

杉田委員

5名の職員の勤務体制はどうなっているのか。

消防課長

その他の職員同様、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっている。そのほか、異常があれば、業務委託契約に基づき、業者と協力しながら速やかに対応することとしている。

杉田委員

業務委託先の体制は、24時間365日体制となっているのか。

消防課長

委託先においてサービスセンターを設けており、24時間365日の対応が図れる体

制となっている。

【説明者】

高木紳一郎警察本部長、山本淳総務部長、小柳津明警務部長、古田土等生活安全部長、作田隆志地域部長、高橋俊章刑事部長、関口啓一交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、近藤勝彦監察官室長、小川英規刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、石井堅次警務課長、長嶋浩之生活安全部参事官、小笠原正男地域部参事官、風上正樹交通部参事官、結城弘運転免許本部長、高橋正広警備部参事官、相原浩哉警備部参事官、奥勝宏総務課長、一條信幸情報管理課長、平澤昭彦留置管理課長、利根田久雄会計課長、小駒眞次施設課長、山崎保之厚生課長、榊原範人生活安全総務課長、村越俊文少年課長、新井智美保安課長、内藤淳一生活経済課長、川邊守サイバー犯罪対策課長、齋藤正土地域総務課長、石毛和浩通信指令課長、中川広康刑事総務課長、岡田祐馬捜査第二課長、赤星誠組織犯罪対策課長、正木浩薬物銃器対策課長、小倉悦男交通総務課長、市川弘明交通指導課長、竹内浩交通捜査課長、市川光浩交通規制課長、熊谷嘉弘運転免許課長、高田志保公安第一課長、千種寿代警備課長、杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、江田浩之危機管理課長

【発言】

宮崎委員

- 1 行政報告書343ページの「(4) 暴走族対策の推進」について、検挙人数を見ると、ほぼグループの体をなしていないと思われるが、県内に何グループあると把握しているのか。また、この施策の決算額は幾らか。
- 2 行政報告書347ページの「6 凶悪・重要事犯の検挙と犯罪組織の壊滅」について、昨年度と比較すると決算額が4億円近く減少しているが、各部門の実績値にはほとんど遜色がないように見受けられる。どのような部分を効率的に執行したのか。

交通捜査課長

- 1 令和2年9月末現在、県警察で把握している暴走族は、16グループ142人である。また、暴走族に対する指導に関する予算としては、啓発品の作成がある。これは主に「暴走行為追放の店」や「暴走行為をなくす日」のステッカー及びリーフレットを作成するものであり、決算額は約21万円であった。

会計課長

- 2 決算額の減少は、高度分析システムの整備が平成30年度に完了したことによるものである。

山口委員

- 1 行政報告書339ページの「(1) 組織体制の整備」について、オリンピック・パラリンピック対策課に職員を増員したとのことだが、それにより新たな組織体制が作られたのか。また、昨年ラグビーワールドカップ2019日本大会は大成功に終わったが、そのときの組織体制との違いはあるのか。
- 2 行政報告書341ページの「3 特殊詐欺総合対策の推進」について伺う。特殊詐欺

については、オレオレ詐欺が減っても、その後はキャッシュカード詐欺が発生するなど、全体的にはなかなか件数が減少しないのが現状である。それぞれの特殊詐欺の現状はどのようなものか。また、駅での職務質問等、具体的な対策についてはどのように行っているのか。

- 3 行政報告書352ページの(1)の「イ 児童虐待対策の実施」について伺う。令和元年度に県警察から児童相談所に通告した児童数は1万132人とのことだが、どのような虐待事案が多いのか。また、通告児童数の内訳はどのようなものか。さらに、児童虐待事案はどこで発見され、どのようなルートを経て警察の介入に至ることが多いのか。

警務課長

- 1 平成25年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定した後、平成28年度当初に現在のオリンピック・パラリンピック対策課の前身となる東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を、警備部警備課内に附置機関として設立した。同室について、平成30年度当初に所属へ格上げし、26人体制のオリンピック・パラリンピック対策課とした。また、体制の違いであるが、当初の26人体制から、ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催された昨年度は、55人体制に大幅に増強されている。今年度については、オリンピックにおいて競技会場が増えるなどの理由から、更に31人を増員し、兼務者を含めて86人体制に増強している。なお、オリンピックについては1年延期されたが、県警察としては現体制を維持し、テロや交通対策等に万全を期す考えである。

刑事部参事官

- 2 特殊詐欺については、年中の統計になるが、令和元年中の認知件数は前年比で111件減少して1,459件となり、3年ぶりに減少した。本年の10月末現在の認知件数は834件であり、前年同期と比べて368件減少している。被害の特徴としては、キャッシュカードについて、だまし取る、隙を見て盗み取るという被害が全体の約5割を占めており、続いて、前年に比べて増加したオレオレ詐欺が約4割を占めている。また、検挙対策については、犯行グループの検挙及び拠点の摘発、暴力団等の多方面からの取締り、携帯電話などの犯行ツール対策の徹底、犯行を予測した先制的な警戒活動を推進している。令和元年中の検挙件数は464件と前年比で111件の増加、検挙人員は244人で同じく46人の増加となった。本年の10月末現在の検挙件数は428件であり、前年同期と比べて109件の増加、検挙人員は176人で同じく17人の増加となっている。

少年課長

- 3 児童虐待の類型としては、身体的虐待、性的虐待、怠慢・拒否及び心理的虐待の4類型があり、この類型に該当する場合は、児童相談所に通告している。また、令和元年度中における通告児童数の内訳については、心理的虐待が一番多く7,779人で前年比832人増、率にして11.9%増、身体的虐待が1,353人で前年比15人増、率にして1.1%増、怠慢・拒否が958人で前年比228人減、率にして19.2%減、性的虐待が22人で前年比3人増、率にして15.8%増となっている。さらに、虐待が行われる場所としては家庭内が多く、通報としては、110番通報が全体の6割以上を占めている状況である。

山口委員

- 1 特殊詐欺について、啓発ではなく、先制的な警戒活動を推進しているとのことであったが、具体的にはどのようなことを行っているのか。
- 2 児童虐待の通報については、家庭からの110番が一番多いとのことであったが、父親と母親のどちらが通報しているケースが多いのか。
- 3 児童虐待については、なかなか減少せず増加している中で、虐待の態様も様々である。今後、県警察はどのように対応していくのか。

刑事部参事官

- 1 特殊詐欺の被疑者からのだましの電話や予兆電話が集中している地域には、被害者の家などに直接、現金やキャッシュカードを受け取りに行く受け子が潜んでいる。このような地域の駅やコンビニエンスストア、無人のATMなどを警戒するに当たり、年齢と服装がどう見ても不釣り合いな者や、ATMで複数回現金を引き出している等の受け子の特徴に合致する不審者を発見し、先制的に職務質問するなどの警戒活動を実施している。

生活安全部長

- 2 父親と母親どちらからの通報が多いのかについては、具体的な数値は手元にないが、どちらからも通報がある。一概にどちらからが多いとは言えない。
- 3 児童虐待は、児童の心身に重大な悪影響を及ぼすものと認識している。県警察としては、関係機関である児童相談所や自治体等との更なる連携を図り、児童虐待の早期発見と児童の安全を最優先とした対応の徹底を図っていく。

田並委員

- 1 行政報告書344ページの「(5)総合的な駐車対策の推進」について伺う。貨物集配中の車両に対する駐車規制の見直しを進めているとのことだが、令和元年度については何区間の見直しを行ったのか。また、今後どのように広げていくのか。
- 2 行政報告書345ページの(7)の「ウ 公安委員会による認知機能検査及び高齢者講習の直接実施」について伺う。認知機能検査は、検査件数も増加し、運営もスムーズに進んでいると思う。県内の指定自動車教習所は何校あるのか。そのうち、何校に認知機能検査の実施を委託しているのか。
- 3 行政報告書345ページの(7)の「エ 運転免許を自主返納しやすい環境の整備」について伺う。市町村の地域包括支援センターへの個人情報の提供について説明したとのことだが、この個人情報については、どのように活用されているのか。また、効果的な事例はあるのか。さらに、70人分という情報提供数について、どのように評価しているのか。

交通規制課長

- 1 貨物集配中の車両に関する駐車規制の緩和については、令和元年度は、大宮駅東口で1か所、大宮駅西口で1か所、北浦和駅西口で1か所及び川越駅東口で2か所の合計5か所を実施した。また、現在、春日部駅周辺において、実施に向けた地元調整を行っている。今後とも関係団体等からの要望に応え、実施可能な場所において、駐車規制の見直しを進めていく。

運転免許課長

- 2 指定自動車教習所は、県内に48か所あるが、そのうち4校に委託している。
- 3 運転免許を自主返納した方の個人情報については、認知機能の低下等を理由に運転を断念した方が、今後の生活に関する相談や支援を市町村に希望する場合のみ活用している。なお、その活用にあたっては、相談等を希望される方に対して、市町村の地域包括支援センターに個人情報を提供することについて十分な説明を行い、同意が得られた場合に限り、個人情報を提供することとしている。また、効果であるが、市町村の地域包括支援センターに伺ったところ、免許証を返納された方の相談内容に応じて、介護又は認知症予防に関する支援を行っているということであった。その事例としては、「小さい事故を繰り返し、認知症を疑われた方の情報を得て、速やかに支援を行うことができた」や「認知症予防のため、体操教室や割引タクシーのチケットの販売などの案内をした」という声があった。さらに、令和元年度中に認知機能の低下等を理由に運転免許を自主返納した年齢65歳以上の対象者7,546人のうち、情報提供を行った人数70人は全体の0.9%であり、今後、更に増やしていくべきと認識している。なお、このような情報提供数である理由としては、既に市町村の地域包括支援センターへ相談を行っている方や、家族の支援を受けられることにより必要ないという方が多くいるためであると考えている。一方で、この制度の周知が不十分であるという懸念もあることから、県警察のホームページにおいて周知していることに加え、本年9月には、県のホームページ内にある彩の国インフォメーションにおいて制度の紹介を行った。そのほかには、運転免許センターや運転免許を取り扱う警察署の見やすい場所にポスター等を掲示している。こうした取組により、周知に努めている。

田並委員

指定自動車教習所48校のうち、4校でしか認知機能検査を実施していないとのことであった。本来ならば、自分の自動車学校を卒業した人について最後まで面倒を見る必要があるが、指定自動車教習所の委託校数を増やすべきであると思う。指定自動車教習所は、公共の利益に資するとして、教習所の自動車を購入する際には、自動車税の免除等の税制優遇も受けている。そういった中で、認知機能検査の手数料は一人750円程度であり、採算に合わないため、やらないところが多いのではないかと推察するが、様々な優遇を受けている指定自動車教習所は社会的責任があると考えられる。今後も、認知機能検査が必要な高齢者が増えていくと考えられるが、例えば、秩父地域から鴻巣市の運転免許センターに認知機能検査受けに来るとするのも大変であると思う。公安委員会の努力は認めるが、指定自動車教習所が認知機能検査を実施するようもう少し指導すべきではないか。

運転免許課長

現在、認知機能検査を実施している各自動車教習所については、今後、増加する高齢者の免許行政のために大きく貢献していただいていると認識している。認知機能検査は、委託契約で行っているものであり、各自動車教習所は設備や体制などから契約締結について経営判断しているものと思われる。そうした状況の中で、公安委員会から直接的に指導することは、なかなか難しい。しかしながら、今後、認知機能検査の受託を希望する教習所があれば、委託契約について検討したい。今後、増加する高齢者の免許行政に当たり、各自動車教習所の果たす役割はますます大きくなると考えているため、認知機能検査については広く周知していきたい。また、今年5月21日から、高齢者講習等予約一元化システムが始まっているが、できるだけ住所に近いところを指定している。

杉田委員

児童虐待防止法に基づく援助要請は年間に何件程度あるのか。

少年課長

令和元年中は12件、平成30年中は14件、平成29年中は11件である。

深谷委員

- 1 行政報告書344ページの(6)の「エ 信号機の整備」及び資料13「交通信号機整備費の推移、信号機要望数・設置数の推移」の2ページの「信号機要望数・設置数の推移」について伺う。令和元年度について、県民からの信号機の設置要望は何件あったのか。また、令和元年度に整備した信号機31基について、新設又は既設道路の別及び定周期式又は押しボタン式の別の内訳はどのようになっているのか。さらに、信号機のLED化については、令和元年度末時点で信号機全体の何%まで進んだのか。
- 2 行政報告書343ページの「(2)効果的な交通指導取締りの推進」について伺う。令和元年中の主な交通違反取締り状況に交差点関連違反の検挙が多く、事故率も高いということで、交差点での取締りが推進されていると思うが、この交差点関連違反の概要を伺う。

交通規制課長

- 1 県民からの要望は281件である。この中で、警察署から本部に要望されたのは47件である。また、内訳は、定周期式信号機22基、押しボタン信号機9基である。さらに、令和元年度末において、信号機のLED化は全体の55%まで進んでいる。

交通指導課長

- 2 交差点関連違反については、信号無視、横断歩行者妨害及び一時不停止の三つの違反が対象である。令和元年度におけるそれぞれの違反の件数については、信号無視が2万5,481件、横断歩行者妨害が1万8,800件、一時不停止は10万1,361件であり、合計は14万5,642件である。本県における交差点関連の死亡事故については、平成30年中で60.5%と非常に多くなっているため、死亡事故に直結する違反の取締りを積極的に推進したものである。

深谷委員

信号機について、県民からの要望が281件とのことであった。当然、全国统一の信号機設置の指針の基準に合致しなければ設置は難しいと思う。しかしながら、信号機設置についての様々な県民ニーズを現場において聞く中で、指針の基準に合致させようとする非常にハードルが高くなってしまいう事例も多く、ジレンマを感じている。信号機を増やしてほしいという県民のニーズに応えるには、警察庁で決めている全国的な基準を緩和していかないと抜本的には解決していかないと考える。そうしたことについて、警察庁と意見交換等を行っているのか。

交通規制課長

全国の統一基準として運用されているため、警察庁と緩和等の意見交換は行っていない。県民からの要望の多くについては、物理的な基準に達していないことから設置できない状況にあるが、この物理的要件を緩和した場合、更に交通の危険や交通事故の誘発、交通の

円滑化を阻害する可能性があるため、現在の信号機設置の指針は現時点では適正なものと考えている。

岡委員

行政報告書344ページの(6)の「エ 信号機の整備」及び資料13「交通信号機整備費の推移、信号機要望数・設置数の推移」の2ページの「信号機要望数・設置数の推移」について伺う。令和元年度に設置した信号機31基について、歩車分離信号機は何基あるのか。また、令和元年度に撤去された信号機は何基あるのか。さらに、その理由は何か。

交通規制課長

歩車分離信号機については、令和元年度末において、県下では564交差点に整備している。令和元年度中に設置した31基については、直ちに歩車分離式信号機の要件に合致したものではないことから、その整備は行っていない。今後、交通量の変化等に応じて歩車分離式としての設置を検討していく。また、撤去された信号機は10基である。さらに、その理由は、新設道路の開通等により歩行者の交通量が減少したことや、通学路変更に伴い横断者が減少したためである。

岡委員

歩車分離式信号機を整備する基準はどうなっているのか。

交通規制課長

歩車分離式信号機の整備の要件は主に二つある。一つ目は、歩車分離式信号機により防止することができたと考えられる交通事故が発生し、又は発生する危険性があることである。二つ目は、自動車の右左折交通量が多く、かつ横断歩行者の数が多交差点で、歩車分離式信号機の導入により、歩行者の横断時の安全性の向上と交差点処理能力の改善を図ることができると思われる場所であることである。そのような場所は、横断者待ちで右左折の車両が進行できない状況になるため、歩車分離信号機が非常に有効である。

岡委員

これまで、歩車分離式信号機を歩行者の多い場所に整備しているとのことだが、整備前後を比較して事故が減少したことを示すデータはあるのか。

交通規制課長

歩車分離式信号機の整備効果であるが、令和元年度中分については、現在、検証作業中である。平成30年度に整備した72交差点については、整備前後1年間の人身事故を比較すると約32%減少した。

東間委員

- 1 資料27「交番・駐在所の警察官配置定数（過去2年）」について伺う。交番・駐在所の警察官配置の定数は、どのような基準で定めているのか。
- 2 行政報告書352ページの(2)の「ウ 産学官連携の推進」について伺う。県民を対象としたサイバーセキュリティセミナーを2回開催したとのことだが、どのような内容で開催したのか。

地域総務課長

- 1 地域の犯罪や交通事故の発生状況等の治安情勢を踏まえて配置している。

サイバー犯罪対策課長

- 2 1回目は、中高生を対象としたSNS等に起因する犯罪やネットトラブル防止を目的として開催した。2回目は、金融機関等29団体を対象としたインターネットバンキングに係る不正送金事犯対策を目的として開催した。県警察では、引き続き、サイバーセキュリティの重要性や必要性について、セミナーやSNS等を活用した情報発信などの取組を通じて県民に周知するなど、積極的な広報啓発活動に努めていく。

東間委員

- 1 地域の治安情勢を踏まえて定数を決めているとのことだが、事件や事故が多発した場合、警察官が現場に出動することにより交番が不在になることがあると思う。交番の不在防止のために、どのような取組を行っているのか。
- 2 子供をインターネットの危険から守る取組について、どのようなことを行っているのか。

地域総務課長

- 1 事件・事故の現場への臨場や地域のパトロールを行うことで、警察官が交番に一時的に不在となることがある。それを補完するために、全交番に交番相談員を配置し、パトロールカーを交番に立ち寄らせて警戒を行うことにより、来訪者の利便性の確保に努めている。

少年課長

- 2 県警察では、教育委員会や学校と連携し、児童・生徒に対してインターネットに潜む危険性や安全な利用方法などの内容を取り入れたインターネットセキュリティ教室を実施している。また、令和元年度中においては、令和元年5月と令和2年3月にそれぞれ異なるインターネットセキュリティ教室の動画DVDを作成し、県教育局やさいたま市教育委員会を通じて県内の小・中・高校に配布し、活用していただいている。

秋山委員

- 1 資料13「交通信号機整備費の推移、信号機要望数・設置数の推移」の2ページの「信号機要望数・設置数の推移」について伺う。令和元年度は、警察署からの要望数が例年の半分程度になっているが、何か特段の理由があったのか。
- 2 資料14「物理的理由により設置できなかった件数及び理由（令和元年度）」について伺う。交通安全上設置は必要と認められるが、物理的な障害があり設置に至らない信号機の案件が27件例示されている。設置すれば交通安全上、必ず効果があるケースでも設置できないことが問題である。これをどのように解決するのか。住民や自治体から協力を得ること等において様々な困難があると思うが、問題を克服するために、県警察はどのように取り組んだのか。

交通規制課長

- 1 信号機の設置については、平成27年12月に警察庁から出された、信号機設置の指針に基づき、各警察署が調査を行い、必要なものを警察本部に要望するものである。警

察署の要望数が過去４年度と比べて減少している理由は、信号機設置の指針に基づいた警察署の調査が警察署において浸透したことと、平成２８年１０月から全ての要望者に対して信号機設置の可否やその理由を説明していることから、明らかに設置ができない場所からの要望数が減少したためであると考えている。

- 物理的理由により信号機が設置できない場所については、設置に向けて、道路管理者に対して道路拡幅等の働き掛けを続けている。この取組の結果、令和元年度中は、飯能警察署管内において道路管理者による従道路の拡張工事が行われ、当初、押ボタン式信号機により運用されていた信号機を定周期式に変更した事例がある。

秋山委員

飯能の事例では、協議の結果、定周期信号機が設置できたとのことであったが、そのように必要と認められるところに、可否の説明を行うだけではなく、働き掛けができるとよいと思う。必要性が認められたものの、物理的に設置できなかった２７件の要望場所について、県道は含まれているのか。

交通規制課長

要望箇所２７件について、道路管理者別の統計は用意していない。

江原委員

- 行政報告書３５２ページの「（２）サイバー犯罪への的確な対処」について伺う。警察本部にサイバー犯罪対策課があるが、各警察署との関係はどのようになっているのか。また、サイバー犯罪捜査の知識を有する警察官をサイバー犯罪捜査官として県内の警察署に配置することだが、具体的には、どのような体制になっているのか。
- サイバー犯罪対策には、特別な素養がある人材が必要かと思われる。サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びⅡ類の区分を作って採用していると思うが、令和元年度については、どのような結果であったのか。
- 民間のＩＴ企業から、原則１年の任期付きで採用している制度があると聞いているが、どのような状況になっているのか。
- 今後は、新型コロナウイルス感染症対策などのため、インターネットバンキングやインターネットショッピングが増えていくと思う。こうした分野を担当する職員のモチベーション維持や採用後に研修などでキャリアパスの管理等を行う人材育成に資するため、警察庁では、各都道府県警察の捜査員などを対象にサイバーセキュリティコンテストを開催していると聞いている。県警察の参加状況及び結果については、どうなっているのか。

サイバー犯罪対策課長

- 県警察では、平成２３年４月に生活安全部にサイバー犯罪対策課を設置し、サイバー犯罪等の防止対策及びサイバー犯罪の取締りを推進している。警察署においては、生活安全捜査係がサイバー捜査を担当している状況である。また、サイバー対処能力を向上するため、民間企業からサイバー犯罪捜査官を採用しているほか、捜査員を育成する取組として、職員を民間企業に派遣して研修を受講させている。
- 現在、任期付き採用の職員は２人おり、サイバー犯罪対策課において勤務している状況である。
- 一昨年度は全国２位、昨年度は全国１０位、本年については予選敗退である。

警務課長

- 2 令和元年度のサイバー犯罪捜査Ⅰ類については、募集人員は2人である。9人の応募があり、実際に試験を受験した5人のうち2人を最終合格としたが、残念ながら2人とも辞退したため、Ⅰ類の採用者は0人となっている。また、サイバー犯罪捜査Ⅱ類については、募集人員2人のところ33人の応募があり、実際に試験を受験した18人のうち3人を最終合格とした。この3人については、いずれも採用に至っている。

江原委員

- 1 県警察の職員を何人民間企業の研修に派遣しているのか。
- 2 民間企業から採用された任期付きの職員について、その後、県の職員として採用することは手続上、難しいのか。
- 3 サイバー犯罪捜査に対応できるような人は、全ての業界で必要とされている人材であると思う。優秀な人材を確保するために採用活動を行っていると思うが、具体的には、どのような採用活動を行ったのか。

サイバー犯罪対策課長

- 1 令和元年中は、民間企業へ7名派遣している。
- 2 現在、民間企業からの任期付き採用職員は2名いるが、原則1年の任期付きであるため、延長することはあるが、現状、任期を設けて採用している状況である。

警務課長

- 2 任期後、県の職員として採用した前例はない。採用するとすれば、人事委員会との協議が必要になると思われる。一般論として、サイバー犯罪・IT技術は日進月歩であり、最新技術を取り入れるという意味で、最新技術を有する民間企業から採用しているため、なるべく新しい技術を有した方を採用する必要がある。
- 3 一般論になるが、各所属によるインターンシップの開催である。特に、サイバー犯罪捜査官については、サイバー犯罪捜査課によるインターンシップを開催している。また、ツイッターやLINEなどのSNSを利用した情報発信やOBなどのリクルーターの訪問により、採用活動を推進している。

石渡委員

行政報告書341ページの「3 特殊詐欺総合対策の推進」について伺う。特殊詐欺に遭った方々から話を伺ったことがあるが、その方々は毎日悔やんでおり、胸が痛む思いである。特殊詐欺の抑止策のうち、金融機関等の水際防止対策については、どのような対策を行ったのか。また、対策を進める中での分かりやすいエピソードは何か。さらに、抑止策の成果については、どうなっているのか。

生活安全総務課長

特殊詐欺の特徴として、犯人からのだましの電話を受けた被害者は、犯人からの要求により、金融機関での現金の引き出し、コンビニエンスストアでの現金の振り込みや電子マネーカードの購入などを行うことから、これらの金融機関やコンビニエンスストア等における被害の水際において、「詐欺ではないか」と注意喚起していただく、又は警察へ通報していただくなどの対策を講じることにより、被害を防止できると考えている。なお、県警察では被害者に声を掛けやすくするよう、金融機関へは「出金チェックシート」を、コ

コンビニエンスストアには「声掛けボード」を配布し、注意喚起のポイントや着眼点を分かりやすく示している。また、金融機関からの高額現金引き出しの通報を受けて対応したケースを紹介する。警察官が臨場しても被害者は犯人からの指示もあり、なかなか本当のことを言ってくれず、「警察は関係ない。自分のお金をどう使おうと勝手だろう」などと言っていた。説明や説得に2時間を要したものの、最終的に息子の連絡先を教えてもらい、息子に確認した結果、被害を防止できた事例があった。さらに、抑止対策の成果であるが、金融機関やコンビニエンスストアの協力もあり、令和元年中に926件、金額にして8億9,461万円の被害を防止した。